

令和 7 年度

地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業

報告書

令和 8 年 3 月

総務省地域力創造グループ地域振興室

目 次

1. はじめに	1
1-1. 本事業の目的	1
1-2. 地域運営組織の定義等	2
1-3. 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する研究会の開催	4
2. 令和 7 年度の調査の視点等	6
2-1. 既存の検討経過等に基づく知見の整理	6
2-2. 令和 7 年度の調査の視点等	9
3. 地域運営組織等の実例調査の実施	10
3-1. 実例調査の趣旨等	10
3-2. 愛媛県	11
3-3. 秋田県	16
3-4. 福島県	21
3-5. 京都府	27
4. 実態把握調査の実施	32
4-1. 実態把握調査の趣旨等	32
4-2. 調査結果の概要(都道府県票)	36
4-3. 調査結果の概要(市区町村票)	56
4-4. 調査結果の概要(地域運営組織票)	89
4-5. 調査結果の概要(中間支援者票)	115
4-6. “調査の視点“を踏まえた分析	125
5. 令和 7 年度調査の知見のまとめ	146
5-1. 都道府県による地域運営組織に対する支援	146
5-2. 中間支援者による地域運営組織・自治体に対する支援・連携	148
6. 今後の都道府県による支援の促進に向けて	150
6-1. 地域運営組織の形成及び持続的な運営の促進の全体像や期待役割	150
6-2. 都道府県による支援のポイント	152

1. はじめに

1-1. 本事業の目的

- 高齢化による生活機能の低下、人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下等が進む中、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織がある。地域における課題はより多様化して切迫感を増しており、都市部・地方部に関係なく、行政による対応のみならず住民共助による更なる対応が求められており、地域の多様な組織を包摂する地域運営組織には一層の役割が期待されている。
- 令和6年度における実態把握調査では、地域運営組織は8,193団体、地域運営組織が形成されている市区町村数は893団体が確認された。地域運営組織の形成数は本調査研究事業を開始した平成28年度に比べて約2.7倍に増加したものの、地域運営組織が形成されている市区町村数は全体の半数程度にとどまる。また、地域運営組織が「柔軟な最適化」を実現するうえで、地域運営組織の形成・活動を支援する第三者（以下「中間支援者」という。）からの支援を受けることの有効性を確認した。一方で、中間支援者の必要性や存在を認識していない地域運営組織や自治体が多いこと、中間支援者の属性などが十分に整理されていないことなどの課題も確認できた。
- さらに、地域運営組織の形成・運営に関して都道府県庁の役割やその効果についても改めて議論があったところであり、都道府県庁において積極的に活動しているところとそうでないところが見受けられた。
- 以上を踏まえ、全国の地方公共団体や地域運営組織を対象とする実態把握調査のほか、中間支援者の有効性の周知や活用方法などについて深掘りすることや、都道府県庁が果たす役割に基づき、具体的にどのような活動を行えばよいのかなどについて実例調査を行うことにより、地域運営組織を支援する主体別の論点や総括を行うこと等を通じ、地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた取組の横展開につなげる。

※以下、地域運営組織を RMO（Region Management Organization）と表記する場合がある。

※以下、「支援者」と記載している場合は、「地域運営組織を支援する組織・個人（行政を含む）」を指し、中間支援者と記載している場合は、「地域運営組織を支援する有識者、NPO、他の地域運営組織等（行政は含まない）」を指すものとする。

1-2. 地域運営組織の定義等

(1) 地域運営組織の定義

- 総務省では地域運営組織を、「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」として定義している。

<活動の例>

総合的なもの 生活支援関係	市区町村役場の窓口代行、公的施設の維持管理（指定管理など）等 コミュニティバスの運行、送迎サービス、雪かき・雪下ろし、家事支援（清掃、庭の手入れなど）、弁当配達・給配食サービス、買物支援（配達・地域商店運営、移動販売など）、交流事業（子育て、親子、多世代）、相談の場の確保 等
高齢者福祉関係	声かけ・見守り、高齢者交流サービス 等
子育て支援関係	保育サービス、一時預かり、子どもの居場所づくり、登下校時の見守り、子ども食堂、学習支援 等
地域産業関係	体験交流事業、名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）、農林水産業等に関する資源管理 等
財産管理関係	空き家や里山の維持・管理 等

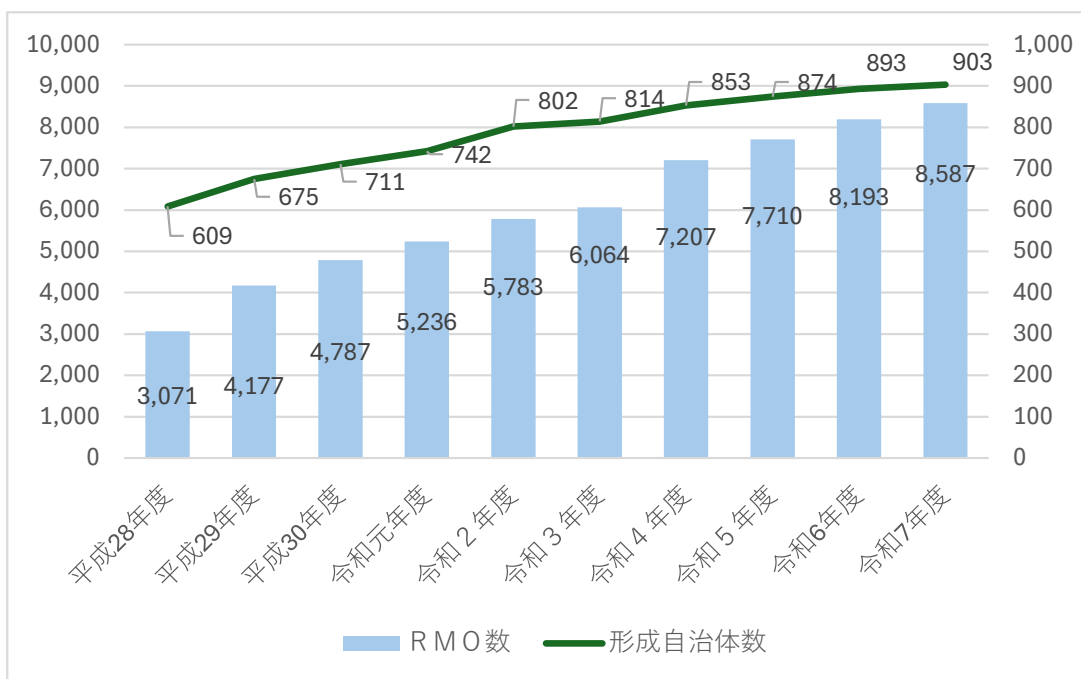
◆活動事例のイメージ

 <p style="text-align: center;">送迎サービス</p> <p>地域住民の移動を支える送迎サービスを始めた。</p>	 <p style="text-align: center;">特産品の生産・地域住民の活躍の場づくり</p> <p>地域の特産品であるシントウの選果場を開設した。地域住民の活躍の場・健康づくりにもつながっている。</p>
 <p style="text-align: center;">子育て支援</p> <p>地域の交流施設で、保育サービスや子ども食堂、学習支援等を行っている。</p>	 <p style="text-align: center;">高齢者交流サービス</p> <p>地域の高齢者が集まれるサロンや食事会を、定期的に行っている。</p>

(2) 形成数の推移

- 地域運営組織の形成数及び地域運営組織が形成されている市区町村数の推移は、以下に示すとおりである。

図表 1 地域運営組織の形成数等の推移



1-3. 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する研究会の開催

(1) 開催の目的

- 本調査に当たり、学識経験者、中間支援者、自治体関係者の知見を活用し、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する研究会（以下、「研究会」という。）を開催した。

(2) 構成員名簿

- 本研究会の構成員は次のとおりとした。

図表 2 研究会構成員名簿

（令和 7 年 9 月 1 日現在）

氏 名	所属・役職
阿部 典子	NPO 法人みんなの集落研究所 首席研究員
板持 周治	島根県 雲南市 政策企画部部長兼市民環境部脱炭素推進担当統括監
小田切 徳美	明治大学 農学部 教授
柏木 登起	一般財団法人明石コミュニティ創造協会 常務理事兼事務局長
片岡 隆	高知県総合企画部中山間地域対策課 課長
斎藤 主税	特定非営利活動法人 都岐沙羅パートナーズセンター 事務局長
高橋 由和	特定非営利活動法人 きらりよしじまネットワーク 常勤理事
山浦 陽一	大分大学経済学部 准教授
若菜 千穂	特定非営利活動法人 いわて地域づくり支援センター 常務理事

※敬称略、五十音順

(3) 研究会の実施経過

- 研究会の実施経過は以下に示すとおりである。

図表 3 研究会の実施経過

実施日	概要
令和7年9月11日	■第1回研究会の開催 (1) 令和7年度事業の概要について (2) 中間支援者に対する先行調査結果について (3) 実態把握調査の実施方針について (4) 実例調査の実施方針について
令和7年10～12月	■実態把握調査 ・都道府県調査 10～11月 ・市区町村調査 10～12月 ・地域運営組織調査 10～12月 ・中間支援者調査 10～11月
令和7年11月19日	■実例調査の実施（第2回研究会として開催） ・愛媛県
令和7年12月11日	■実例調査の実施（第3回研究会として開催） ・秋田県
令和8年1月8日	■実例調査の実施 ・福島県
令和8年2月6日	■第4回研究会の開催 (1) 実例調査について (2) 実態把握調査について (3) 報告書構成案について
令和8年2月12日	■実例調査の実施 ・京都府
令和8年3月12日	■第5回研究会の開催 (1) 調査報告書について

2. 令和7年度の調査の視点等

2-1. 既存の検討経過等に基づく知見の整理

(1) 都道府県の役割及び課題

① 役割

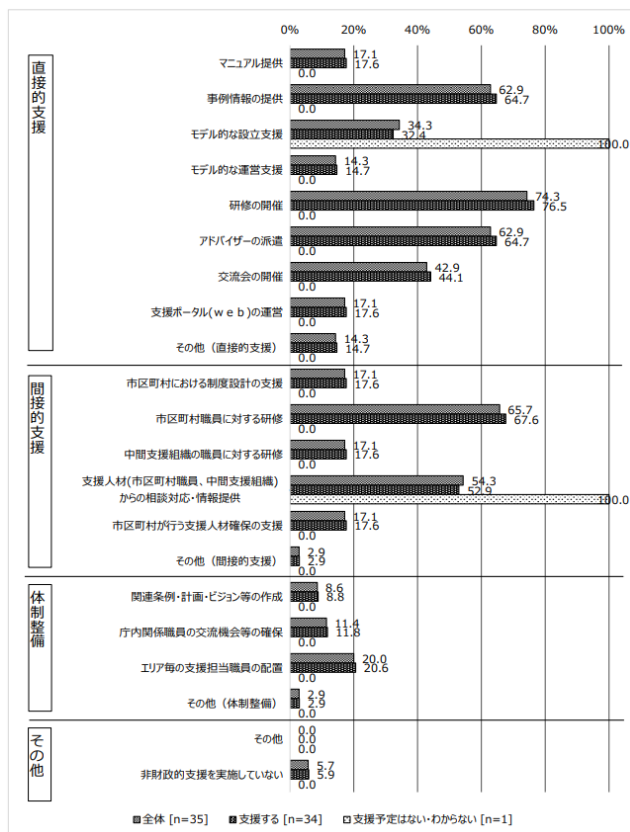
- 令和6年度調査からは、地域運営組織の形成及び持続的な運営に対して、都道府県が果たす役割が大きいことが確認された。
- 具体的には、都道府県には、広域自治体としての立場から市区町村に対するサポート体制を構築するとともに、地域運営組織の設立及び運営に対する行政側の意識を醸成する役割が期待されるとした。
- また、補完性の原理のもとでの市区町村の機能を補う役割に留まらず、広域的な立場での支援や事業がふさわしい局面では、都道府県が前面に立つことも期待されるとした。

② 課題

- 令和6年度に実施した実態把握調査（都道府県調査）からは、都道府県が取り組む地域運営組織の活動への支援の積極性には差がみられ、「支援予定はない・わからない」とする都道府県が一定見受けられた。またそのような県では現在行われている支援内容も少なく、偏りがみられた。

- 過年度調査を踏まえると、都道府県には、市区町村の支援体制に対する意識を高めるために、職員の学び合いの機会（研修や情報等の提供等）をはじめ、都道府県内の市区町村にアプローチすることが重要といえる。

図表4 非財政的支援の実施状況〔複数回答〕



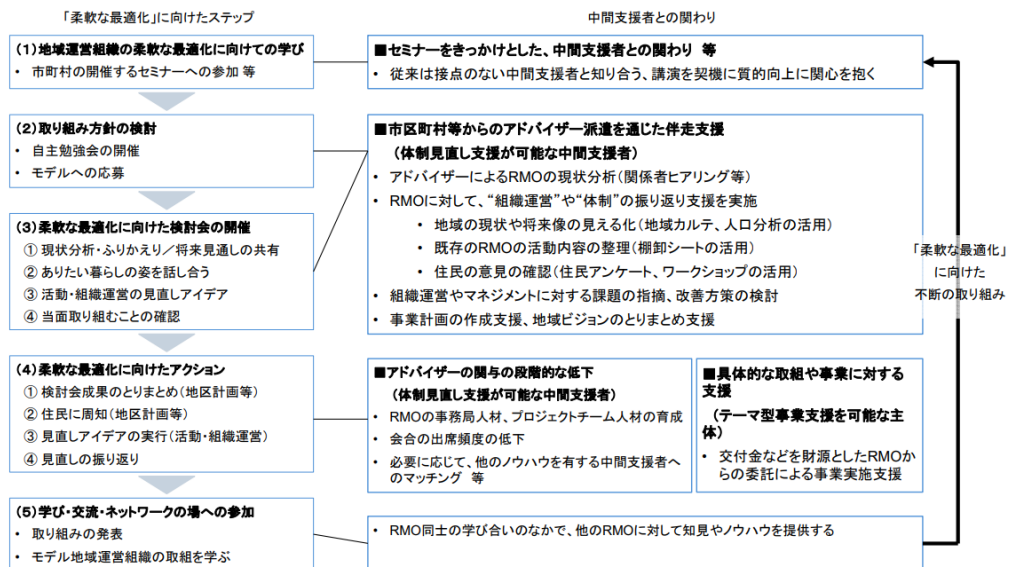
出典：令和6年度報告書

(2) 中間支援者の役割及び課題

① 役割

- 令和6年度調査からは、地域運営組織の形成及び持続的な運営に対して、中間支援者が果たす役割も同様に大きいことが確認された。
- 具体的には、特に形成後の地域運営組織がその活動を通じて質的な向上を図る（柔軟な最適化）うえでは、中間支援者をはじめとする外部からの支援を受けることの重要性を整理した。併せて、「柔軟な最適化」を実現するうえでの各段階での中間支援者との関わりのあり方を整理した。

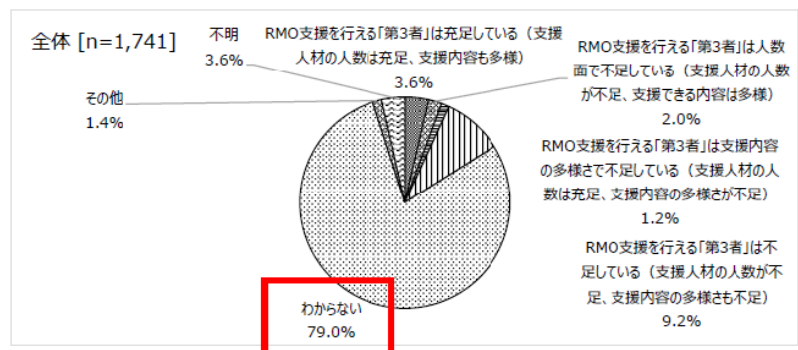
図表5 「柔軟な最適化」に向けた中間支援者の関わり



出典：令和6年度報告書

② 課題

- 令和6年度に実施した実態把握調査（市区町村調査）からは「第3者による支援」を実施していないが76.5%を占めるなど行政と中間支援者との連携・活用は進んでいない状況が明らかになった。
- また、市区町村における、RMO支援を行える「第3者」の充足状況も約8割が「わからない」となる等、中間支援者の所在や活動内容自体が認知されていないことが明らかになった。



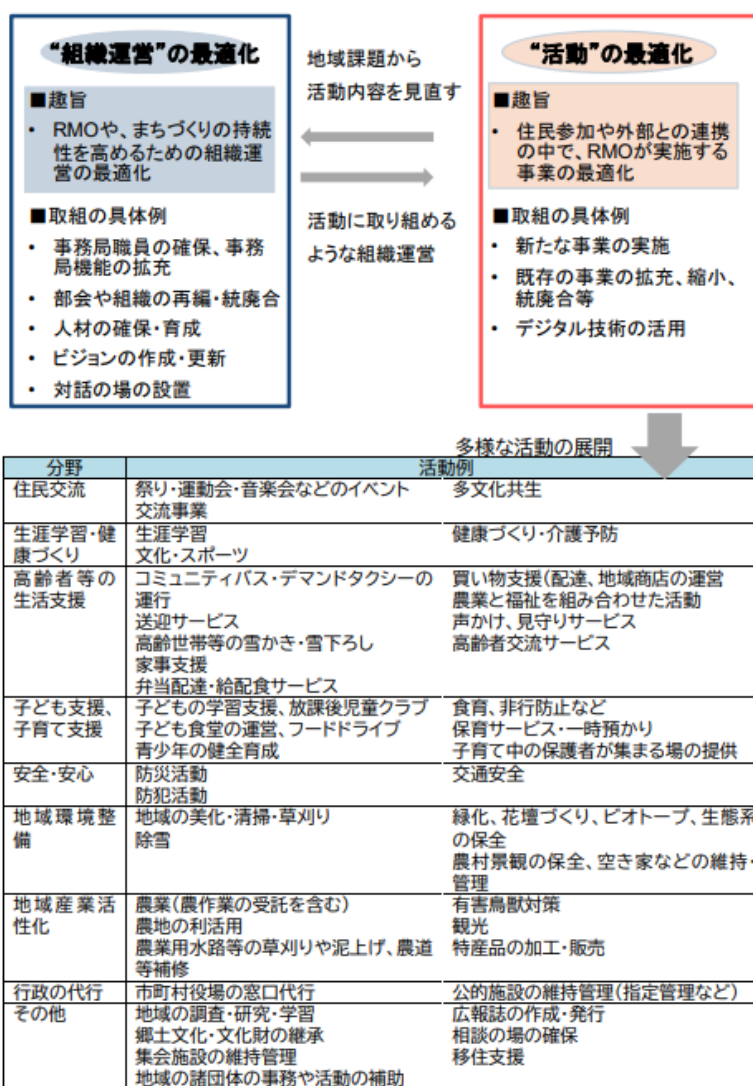
出典：令和6年度報告書

(3) (参考)地域運営組織の“柔軟な最適化”

① 考え方

- 令和4～6年度の調査においては、形成後の地域運営組織が「計画」「実行」「評価・改善」を行いながら、活動と組織運営の見直しを行い、地域の実情に合った地域づくりを進めるプロセスを地域運営組織の「柔軟な最適化」と位置づけ、調査研究を行った。
- 地域運営組織の「柔軟な最適化」に向けては、地域運営組織自身の組織運営の力量向上を図ることが重要であるとともに、その実現に向けては中間支援者に代表されるような外部からの支援を適切に受けることの重要性を整理している。

図表6 「柔軟な最適化」を通じた“活動”“組織運営”の見直し



出典：令和6年度調査報告書

2-2. 令和7年度の調査の視点等

(1) 調査の視点

- 令和6年度調査の知見及び課題を踏まえて、令和7年度の調査の視点を以下のとおり設定した。

① 都道府県

- 地域運営組織および都道府県内に所在する市区町村に対して積極的な支援を行う都道府県を増やしていくため、都道府県が新たに支援を始めるきっかけとなるような情報や、支援するうえでのポイント・留意点を整理する。
- 併せて、積極的に取り組む県の取組内容を紹介する。

② 中間支援者

- 中間支援者の所在や活動内容自体の認知が不十分な現状を踏まえ、中間支援者が全国にどのくらい存在し、どのような活動をしているのか等をまとめて明らかにする。中間支援者の属性や活動内容をリスト化・マッピングして公表し、地域運営組織や市区町村が支援を求める際の参考とする。
- 併せて、地域運営組織や自治体が中間支援者を活用する上での留意点をまとめる。

(2) 調査手法

- 令和7年度調査では、都道府県に対する事例調査（ヒアリング調査）及び、都道府県、市区町村、中間支援者、地域運営組織に対する実態把握調査（アンケート調査）を通じた調査を実施した。
- 上記の論点と調査手法の対応は以下のとおりである。

図表7 調査の論点及び論点と調査手法

	事例調査	実態把握調査
都道府県		
1. 地域運営組織への支援のきっかけの創出	●	●
2. 支援するうえでの留意点	●	●
3. 都道府県の取組内容	●	▲
中間支援者		
1. 中間支援者の属性や活動内容	—	●
2. RMOや自治体が中間支援者を活用する際の留意点	●	▲

3. 地域運営組織等の事例調査の実施

3-1. 事例調査の趣旨等

(1) 調査の目的とポイント

- 地域運営組織の形成や運営支援に取り組む都道府県（4 団体）を対象に事例調査を実施した。
- 本調査の実施目的を踏まえ、令和 7 年度調査では、いわゆる「先進事例」のみならず、課題を感じながら取組を進めている団体を含めて調査対象とした。

① 論点 1：都道府県が地域運営組織の設立・運営支援に取り組むことの位置づけ

- 地域運営組織の設立・運営促進の政策的な位置づけや政策目標
- 県として地域運営組織の支援に取り組むきっかけ

② 論点 2：地域運営組織への支援の取組の概要

- 主な取組内容（意識啓発段階、非財政的支援（直接／間接）、財政的支援）
- 取組の特徴や課題

③ 論点 3：市町村や中間支援者等と連携した支援体制の構築

- 多様な主体との連携の状況
- 取組の特徴や課題

(2) 令和 7 年度の調査の対象

- 令和 7 年度の実例調査では、地域運営組織の形成や運営支援に取り組む都道府県（4 団体）を対象に聞き取りを実施した。

図表 8 事例調査の対象

	調査の対象	実施日	備考	実施方法
1	愛媛県	令和 7 年 11 月 19 日	第 2 回研究会として実施	WEB
2	秋田県	令和 7 年 12 月 11 日	第 3 回研究会として実施	
3	福島県	令和 8 年 1 月 8 日		対面
4	京都府	令和 8 年 2 月 12 日		

3-2. 愛媛県

(1) 事例の概要

① 愛媛県の概要

- 愛媛県は四国の北西部に位置し、北側は瀬戸内海に、西側は宇和海と豊後水道に面しており、県内には有人の離島が 31 島存在している。県の北東部の「しまなみ海道」により、広島県と結ばれている。
- 県は 20 市町から構成されており、総人口は約 133 万人（令和 2 年国勢調査）、総面積は約 5,676 平方キロメートルとなっている。県内は大きく 3 つの地域に分けられ、東部を「東予」、中央部を「中予」、南部を「南予」と呼称される。
- 県全体の高齢化割合（65 歳以上）は 34.0% である。東予、中予、南予の高齢化割合は、それぞれ 34.5%、30.5%、42.7% であり、県南部の高齢化割合が顕著である（令和 7 年 4 月 1 日の住民基本台帳に基づく）。

② 取組の概要

- 令和 6 年度から、「公益財団法人えひめ地域活力創造センター」に委託し、地域運営組織の伴走支援を行うプラットフォーム事業を立ち上げ、各種取組を実施している（持続可能な地域運営実践支援プラットフォーム運営事業）。
- プラットフォームでは、えひめ地域活力創造センターが県や地域活性化に取り組む関係機関と連携し、地域運営組織への伴走支援を実施している。

図表 9 プラットフォームの概要(愛媛県)



出典：愛媛県資料

図表 10 プラットフォームにおける取組の概要(愛媛県)

プラットフォームの取組
①人材育成・外部協働支援(まなび) <ul style="list-style-type: none">・地域課題の解決策等を検討する勉強会を開催・地域活動への大学フィールドワークの展開
②人的交流・活動促進支援(つながり) <ul style="list-style-type: none">・県内外の先進地への視察派遣・個別案件に対する専門家派遣(マッチング)
③普及啓発・地域伴走支援(ひろがり) <ul style="list-style-type: none">・実践事例など地域づくりのヒントの提供・地域の取組意欲を持続させるフォローアップ

出典:愛媛県資料

(2) 調査結果のポイント

① 論点 1: 都道府県が地域運営組織の設立・運営支援に取り組むことの位置づけ

i. 地域運営組織の設立・運営促進の政策的な位置づけや政策目標

- ・ 高齢化や小規模化が進む集落において、地域課題を解決して地域の魅力に変えていくための、従来の地縁組織の枠を超えた多様な主体が参画したプラットフォームの構築を志向した取組を開始した。
- ・ 事業の目的として、“地域運営組織が取り組む地域課題解決力と地域価値創造力の向上”、および“地域と行政の協働による地域づくりを通じた次世代への地域力の継承・発展”を掲げている。

ii. 県として地域運営組織の支援に取り組むきっかけ

- ・ 愛媛県では、平成 25 年度より 5 年に 1 度「愛媛県集落实態調査」として、条件不利地域において、「単一集落」及び複数集落群を活動範囲とする「地域活動組織」について、人口やニーズ、課題などについて調査している。令和 5 年度の調査では、地域活動組織の数が増加しており、また活動が活発な地域では、行政との話し合いや、地域活力の創出に効果的であることが判明した。

※地域活動組織：愛媛県が独自に定義した「複数集落で形成され、地域の課題解決に取り組む組織」で、地域運営組織とは定義が異なる。

- ・ 平成 25 年度の実態把握調査の結果を踏まえて、平成 26 年度から県として個別の集落支援には取り組んできた（地域づくり協働体構築サポート事業（H26～29 年度）、集落活性化モデル構築事業（H30～R1 年度）、集落活性化意識醸成支援事業（R2～R4 年度））。しかし、全県的に集落の小規模化が進行している状況を踏まえ、モデル的な個別支援には限界があると判

断し、伴走支援型のプラットフォーム事業を開始した。

- ・ ※地域づくり協働体構築サポート事業：モデル地区において、複数集落連携による新たな地域運営の仕組み（地域づくり協働体）を作る取り組み
- ・ ※集落活性化モデル構築事業：地域づくり協働体構築サポート事業を実施した8地区から選定した3地区を2年間継続支援
- ・ ※集落活性化意識醸成支援事業：大学生を中心とする「地区サポーター」とともに、地域住民が主体的に集落活性化に取り組む意識の醸成を支援

図表 11 集落実態調査を踏まえたプラットフォームの構築(愛媛県)

調査結果への対応

- 地域運営組織の継続的な運営（意識の醸成）
活動の担い手となる人材確保:86%、リーダーとなる人材の確保:82%
地域住民の当事者意識や活動意識不足:58%、地域課題の設定や合意形成:35%
- 地域運営組織が今後10年以内に検討してもよい活動（発想を生かす場づくり）
地域の将来に対する行政との話し合い:62%
住民主体の将来に向けた計画づくり:60%、地域外からの担い手の確保:38%
- 集落より高い地域運営組織の活動意識（経験やノウハウ不足）
地域行事を近隣地域と共同実施:30%、地域資源を生かした特産品開発:23%
地域内外における交流拠点づくり:22%

地域の課題を解決して地域の魅力に変えていくためには
多様な主体が参画して地域に関わり続ける「プラットフォーム」は有用

出典：愛媛県資料

② 論点 2：地域運営組織への支援の取組の概要

i. 主な取組内容（意識啓発段階、非財政的支援（直接／間接）、財政的支援）

- ・ 県は、「公益財団法人えひめ地域活力創造センター」にプラットフォームの運営事業を委託し、地域運営組織への伴走支援を実施している。具体的な取り組みは以下のとおり。
- a. 先進地派遣
 - ・ 地域運営組織の代表者 1 名を先進地に派遣し、旅費及び派遣先での講師謝金を支給している。
- b. 研修派遣
 - ・ 地域運営組織の代表者 1 名を研修会へ派遣し、旅費及び講習受講料を支給している。
- c. 地域×専門家マッチング支援
 - ・ 地域運営組織や、地域運営組織の設立を検討している集落と専門家をマッチングし、専門家派遣に係る費用を支援している。派遣に際して、対象地域に関して専門家による事前相談を実施することで、より適した講師を派

遣している。

d. 地域づくり課題解決勉強会

- 特定のテーマを設け（買物支援、移動支援など）、勉強会を実施している。対象者は、地域運営組織の役員、自治体職員、集落支援員、地域おこし協力隊である。

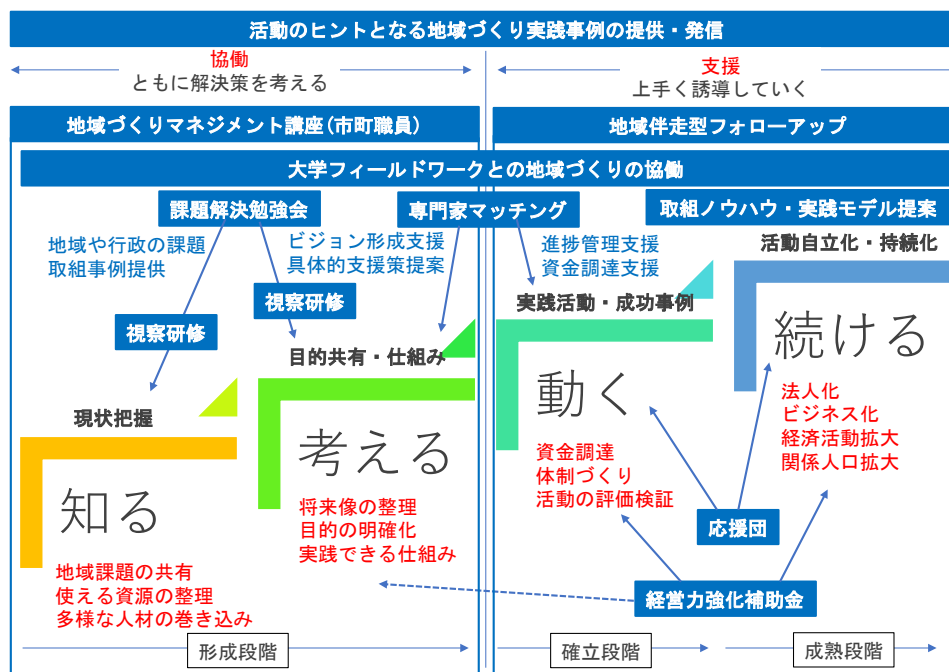
e. 地域づくりモニタリング

- えひめ地域活力創造センターの職員が各地域を訪問して聞き取りを行い、解決策の検討や、自治体の担当部署の紹介などを実施している。

ii. 取組の特徴や課題

- 多様な支援メニューを用意し、各団体の現状把握から活動自立化・持続化にいたるフェーズに応じた支援策を提供できていることが特徴である。
- 行政主導で地域運営組織を設立した地域では、従前の地域団体と活動内容が変わらない場合もあるのが実情である。また地域側の担い手不足などで、事業が続けられない場合もあり、行政主導での設立支援には課題を感じている。
- 市町により、地域運営組織への支援に関して取組姿勢は様々であり、支援にまで踏み込めていない自治体も多い。地域運営組織（類似組織を含む）が設立されていない地域に対して、アプローチは出来ていない。

図表 12 地域運営組織へのプラットフォームの関わり(愛媛県)



出典：愛媛県資料

③ 論点 3 : 市町や中間支援者等と連携した支援体制の構築

i. 多様な主体との連携の状況

- 支援の全体像としては、市町が各集落の課題や現状を把握し、県はプラットフォームを通じて支援を行う。
- プラットフォームには多様な主体が参画しているが、中間支援者のえひめ地域活力創造センターが、県からの委託のなかで、地域運営組織への中間支援やコーディネートを中心的に実施している（地域×専門家マッチング支援など）。

ii. 取組の特徴や課題

- 中間支援者はコーディネート力が高く、地域運営組織との直接対話のなかで課題やニーズを把握したうえで、地域の実情に適した専門家を選定して各団体に派遣している。
- 地域運営組織との対話を通じてニーズを把握し、検討結果を還元することもプラットフォームの重要な要素と位置付けている（空き家問題、耕作放棄地、介護支援、移動支援など）。
- 県とえひめ地域活力創造センターが月に 1 回のミーティングによる情報共有を実施しているが、得られた情報をどのように施策に結び付けるかが課題である。
- えひめ地域活力創造センターの職員は、主に基礎市町や金融機関からの出向職員で構成されている。組織の人材育成及び属人的とならない支援能力の維持は課題である。

3-3. 秋田県

(1) 事例の概要

① 地域の概要

- 秋田県は東北地方の北西部に位置する。県の西側は日本海に面しており、県内は奥羽山脈や出羽山地などの山地が多い。
- 県は 25 市町村から構成されており、総人口は約 87 万人（令和 8 年 2 月 1 日現在）^(注1)、総面積は約 11,638 平方キロメートルとなっている。
- 県全体の高齢化割合（65 歳以上）は 40.3%（令和 7 年 7 月 1 日現在）^(注2)と、都道府県の中でも顕著に高くなっている。

注 1 出典：秋田県公表資料「秋田県の人口と世帯（月報）」

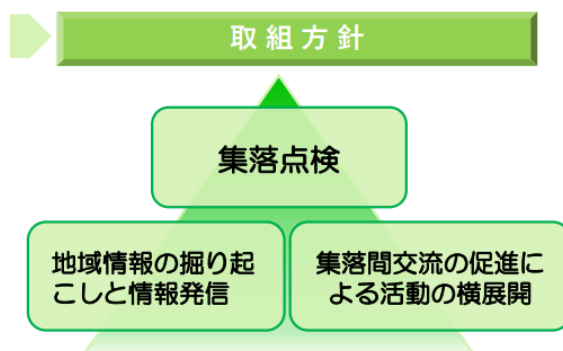
注 2 出典：秋田県公表資料「令和 7 年度老人月間関係資料」

② 取組の概要

- 平成 21 年度より「未来へつなぐ『元気ムラ』活動推進事業」（※左記は令和 7 年度における事業名）として、集落を訪問して課題の聞き取りと情報提供を行い、各集落の取組を Web サイトで情報発信をしている。

※「元気ムラ」は、地域運営組織の形成を目指した取組ではないものの、結果的に、地域運営組織と重なっているケースもある。

図表 13 未来へつなぐ「元気ムラ」活動推進事業の取組方針



出典：秋田県資料

- 上記に加えて、「時代の環境変化に対応した地域運営組織等応援事業」として、地域運営組織の形成促進や若年層と地域の交流の実践のほか、令和 8 年度においては、若年層に向けた SNS による地域活動の魅力発信などの新たな取組を行うことにしている。
- 取組の目的としては、「元気ムラ」など住民が自主的に取り組んだ地域であっても、活動の担い手や利用者（参加者）の減少によって、活動の継続

が困難になるケースが顕在化しており、その状況を改善するためである。

図表 14 時代の環境変化に対応した地域運営組織等応援事業の取組方針



出典：秋田県資料

(2) 調査結果の概要

① 論点 1：都道府県が地域運営組織の設立・運営支援に取り組むことの位置づけ

i. 地域運営組織の設立・運営促進の政策的な位置づけや政策目標

- 「元気ムラ」は集落の住民が自ら地域を活性化させる取組である一方、地域運営組織は他の主体の支援が必要な地域において、多様な主体が参画する取組と位置づけている。

図表 15 未来へつなぐ「元気ムラ」活動推進事業の概要および成果・課題(令和7年度)

03. 集落・多様な人材交流促進事業 713千円
<ul style="list-style-type: none"> あきた元気ムラ大交流会の開催(大仙市・約250名参加) 多世代・多分野の交流を図るため、学校やロカジョ団体の他、社会福祉協議会などの行政機関の参加 県・開催市町村・地域住民で構成する実行委員会の設置・運営
04. 「元気ムラ」魅力発信向上事業 8,163千円 (特交措置:集落支援員一人当たり上限5,000千円)
<ul style="list-style-type: none"> 集落活動コーディネーター(集落支援員)2名の配置 集落活動コーディネーター(集落支援員)による地域情報の掘り起こし及び情報発信、集落間交流の促進、集落への各種施策の情報提供等 ウェブサイト「あきた元気ムラ」及び各種SNSによる情報発信 集落支援員情報交換会の開催
05. GBビジネス推進事業 597千円 (国庫:新しい地方経済・生活環境創生交付金 137千円)
<ul style="list-style-type: none"> GBビジネス集落ネットワーク研修会の開催 新規担い手の掘り起こし交流会の開催
成果・課題
<ul style="list-style-type: none"> □ 事例発表による活動の横展開、また、中学生・高校生による販売ブースやロカジョ団体による体験ブース等の設置により多世代・多分野の交流を図った。 ■ 元気ムラ活動の担い手の高齢化や固定化に伴い、大交流会の参加者は減少傾向。また、従来の試食交流会は出展者の負担が大きい。 ■ 集落活動コーディネーターによる地域訪問等において、活動を縮小又は廃止したり、窓口となる住民が不在となった元気ムラが確認されている。

出典：秋田県資料

- 新たに作成する県の総合計画（計画期間：令和 8～11 年度）において、「未来につながるコミュニティづくり」のための取組の一つとして、地域運営組織の形成に向けた取組への支援が位置づけられ、地域運営組織の形成数が KPI に設定されている。

ii. 県として地域運営組織の支援に取り組むきっかけ

- 秋田県で「元気ムラ」活動などの集落支援を開始した頃は、人口減少の緩和・地域の活性化の取組が中心であった。しかし、現状においては人口減少が進み、担い手不足だけでなく、地域活動への利用者（参加者）も減少しており、自治会だけでは活動が困難となるケースが顕在化してきた。その課題に取り組むのが地域運営組織と位置づけている。

② 論点 2：地域運営組織への支援の取組の概要

i. 主な取組内容（意識啓発段階、非財政的支援（直接／間接）、財政的支援）

- 「時代の環境変化に対応した地域運営組織等応援事業」として、地域運営組織の形成に向けた取組を支援している。令和 7 年度の主な取組は以下のとおり。

a. 地域コミュニティを支える人材等応援事業

- 専門のコーディネーター（都道府県過疎地域等政策支援員）を配置して地域運営組織への支援を実施している。コーディネーターは、地域づくりのノウハウを持つ県内の NPO が務めており、主に市町村への訪問、研修会の実施、特定地域における伴走支援を実施した。
- 市町村への訪問では、各市町村の地域運営組織の取組状況や課題などに関する聞き取りを行っており、地域運営組織への支援に取り組んでいない自治体に対しては、今後の方針等を確認した。
- 研修会の実施では、中間支援者の確保・育成に向けたテーマにて開催し（年度内に 2 回開催）。集落支援員や行政職員のほか、地域づくりに関心のある団体が参加した。
- 特定地域の伴走支援では、地域運営組織の形成や再構築に向けた支援を行った。

b. 未来をつくるロカジョサークル応援事業

- 女性の地域づくりへの参画を目指し、交流会等を通じ、地域活動への参加を促進した。

c. ふるさとミライカレッジ推進事業

- 2 市町において、コーディネーターを配置し、地域住民と大学生とが連携したプロジェクトを実施した。

図表 16 地域運営組織等応援事業の概要および成果・課題(令和7年度)

01. 地域コミュニティを支える人材等応援事業 2,142千円 (都道府県政策地域等政策支援員制度:特交措置0.5)
<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村を訪問してのRMOの概要説明、取組状況や課題等の聞き取り ● 中間支援者の確保・育成に向けた研修会の開催 ● RMO形成・再構築に係る伴走支援 実施地域 潟上市天王湖岸地区、湯沢市幡野地区
03. 未来をつくるロカジョサークル応援事業 2,773千円
<ul style="list-style-type: none"> ● 女性の地域づくりへの参画支援 実施地域 三種町、東成瀬村 ● 参加者のネットワークづくり
(新) 04. ふるさとミライカレッジ推進事業 6,356千円 (ふるさとミライカレッジ制度を活用:特交措置0.5)
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域課題解決に向けた住民と大学生との連携プロジェクト 実施地域 五城目町、湯沢市 協力大学 秋田大学、国際教養大学、東北大学、宇都宮大学、慶應義塾大学
成果・課題
<ul style="list-style-type: none"> □ 市町村を訪問しての制度説明により、一定の普及・啓発は図られた。 □ RMO形成、女性の地域づくりの実践、大学生と地域との交流について、支援を行った地域においては進展した。 ■ 取組が進んでいる地域とそうでない地域との間に差が生じている。

出典：秋田県資料

ii. 取組の特徴や課題

- 「元気ムラ」への支援と地域運営組織への支援の両輪で、地域活動を支えていることが特徴である。
- 地域運営組織への支援事業では、市町村への支援を中心に、県全体における地域運営組織の形成促進を目指す。
- 地域運営組織に対する市町村の取組状況には差が生じており、地域運営組織の必要性に関する理解が浸透していない市町村には、県の支援の取組が行き届かないことが課題である。結果的に、特定地域における伴走支援は、支援に積極的な市町村に限定されており、県としては地域運営組織が未形成の市町村も含め、今後は、より一層広域的な支援を実施する意向がある。

③ 論点3：市町村や中間支援者等と連携した支援体制の構築

i. 多様な主体との連携の状況

- 地域運営組織の制度周知や組合設立等の支援を行うコーディネーター（都道府県過疎地域等政策支援員）を配置している。コーディネーターは、地域づくりの支援の経験がある県内のNPO法人を、公募型プロポーザル方式により決定した。

- 県の集落支援員は、「元気ムラ」事業に関して、集落点検や情報発信、先進事例の情報提供などを行っている。
- 市町村との関わりについては、いずれの事業においても市町村との連携強化を図り、特定の市町村や地域で実施する事業に関しては、横展開に向けたモデル事業とすることを目指している。そのほかには、市町村担当者を集めた会議を年1回実施しており、事例の情報共有等を行っている。

ii. 取組の特徴や課題

- 市町村により、地域運営組織の形成に向けた取組状況に、差が生じていることが課題である。地域運営組織への支援に積極的でない理由として、市町村からは、地域運営組織のメリット・必要性が感じられないとの意見や、規模の小さい市町村では自治体や社会福祉協議会などの活動で十分であるとの意見がある。

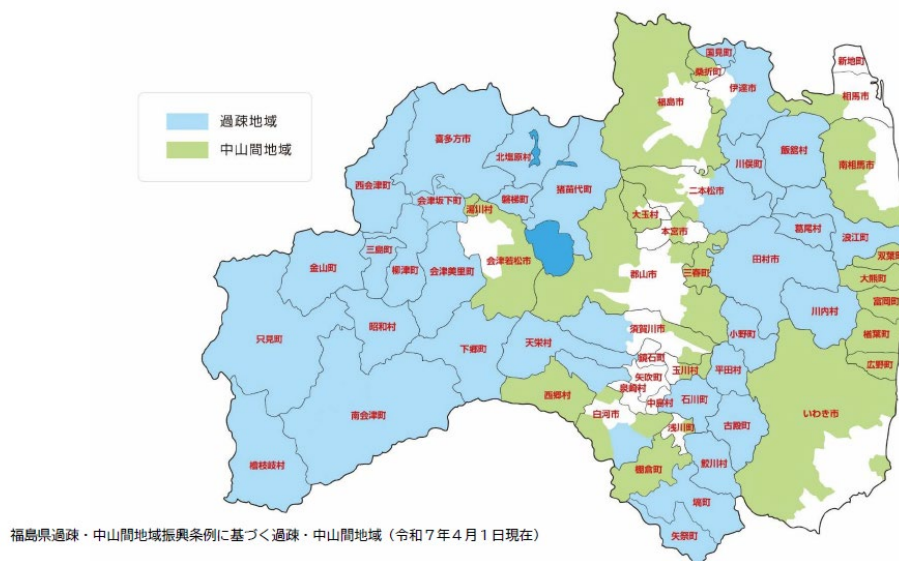
3-4. 福島県

(1) 事例の概要

① 地域の概要

- 福島県は東北地方の一番南、東京からは概ね 200 km 圏内に位置しており、面積は約 13,784 km²で、北海道、岩手県に次ぐ全国 3 番目の広さである。
- 人口は、令和 2 年国勢調査時点で約 183 万人、高齢化率は 31.7% となっている。1998 年 1 月の約 214 万人をピークに減少が続いており、人口減少に伴う地域の伝統的な文化や祭りなどの担い手不足、町内会・自治会、消防団などの共助機能の維持困難が課題となっている。
- 福島県の過疎・中山間地域は「福島県過疎・中山間地域振興条例」の中で規定されており、過疎・中山間地域を有する市町村は 54 市町村/59 市町村、全域が過疎・中山間地域の市町村は 38 市町村/59 市町村となっている。

図表 17 福島県過疎・中山間地域振興条例に基づく過疎・中山間地域



出典：福島県資料

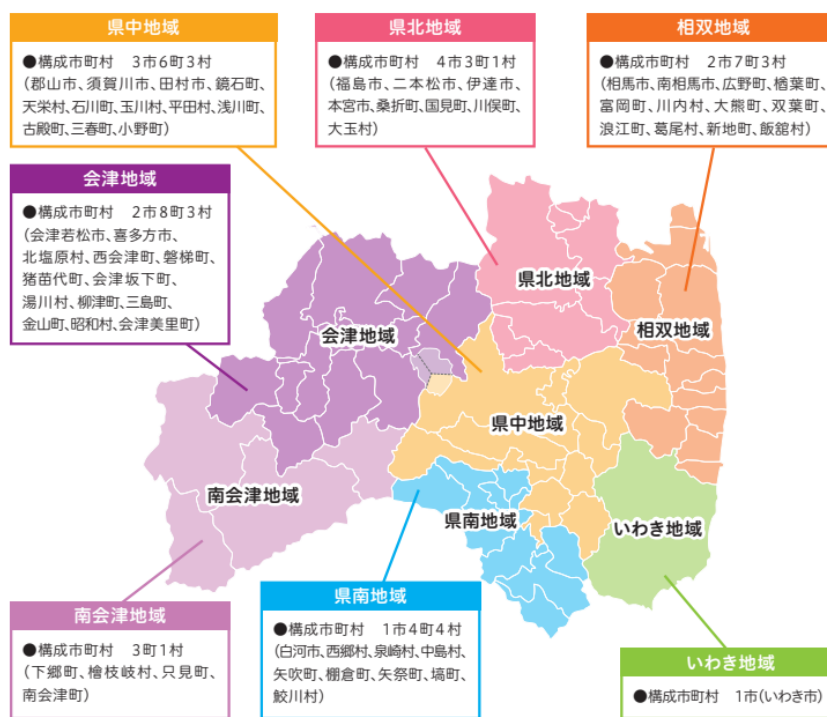
② 取組の概要

- 福島県では、過疎・中山間地域振興を出発点として地域運営組織に対する支援を行っている。令和 4 年度から令和 12 年度までの 9 年間を対象期間とする過疎・中山間地域振興戦略の中で、「小さな拠点」形成に向けた取組や、地域運営組織等の設立・スタートアップの支援を通じて地域の活力づくりに取り組むことを定めており、同戦略や福島県総合計画における基本指標に「基幹集落を中心とした集落ネットワーク圏の形成数」を設定している。こうした位置づけを踏まえて、県として目標達成に向けた財政支

援メニュー整備や各種支援事業への取組を進めている。

- また、県土が広大で、地域によって地理的な条件や自然環境、歴史・文化などの特性が異なることから、県内を県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわきの7つの地域に区分し、各地方振興局が中心となってそれぞれの地域の実情に応じた、きめ細かで実効性のある地域づくりを進めている点も特徴となっている。
- 県内における地域運営組織の形成数は実例調査時点で24市町村で123団体となっており、特に会津若松市、喜多方市、二本松市、伊達市、石川町において地域運営組織形成が活発に進められている。

図表 18 福島県の7地方部について



出典：福島県総合計画

(2) 調査結果の概要

① 論点1：都道府県が地域運営組織の設立・運営支援に取り組むことの位置づけ

i. 地域運営組織の設立・運営促進の政策的な位置づけや政策目標

- 福島県では、令和3年12月に過疎・中山間地域振興戦略を策定し、同戦略において、『「小さな拠点」形成に向けた取組や、地域運営組織等の設立・スタートアップの支援を通じて地域の活力づくりに取り組む』旨を定めている。

- また、同戦略及び福島県総合計画の基本指標として「基幹集落を中心とした集落ネットワーク圏の形成数」を設定し、令和 12 年までに小さな拠点形成数 60 箇所を目標として掲げて、指標達成に向けた各種財政・非財政支援メニューを整備している。

ii. 県として地域運営組織の支援に取り組むきっかけ

- 高齢化が進行し、限界集落という言葉も生まれてくるなかで、福島県は過疎・中山間地域が県土の 9 割を占めており、県として方針を示す必要性から平成 16 年 11 月に福島県過疎・中山間地域振興戦略を策定、平成 17 年 3 月に過疎・中山間地域振興条例を制定し、過疎・中山間地域の課題解決に庁内横断的に取組んできた経緯がある。
- 令和 3 年に前計画期間が終了したことに伴い、これまでの取組や社会環境変化、現在の過疎・中山間地域の状況を踏まえ、戦略の見直しを行った際に、「小さな拠点」形成に向けた取り組みや、地域運営組織等の設立・スタートアップの支援を通じて地域の活力づくりに取り組むことを戦略に位置づけ、地域運営組織に対する各種支援メニューを充実させてきた。

② 論点 2：地域運営組織への支援の取組の概要

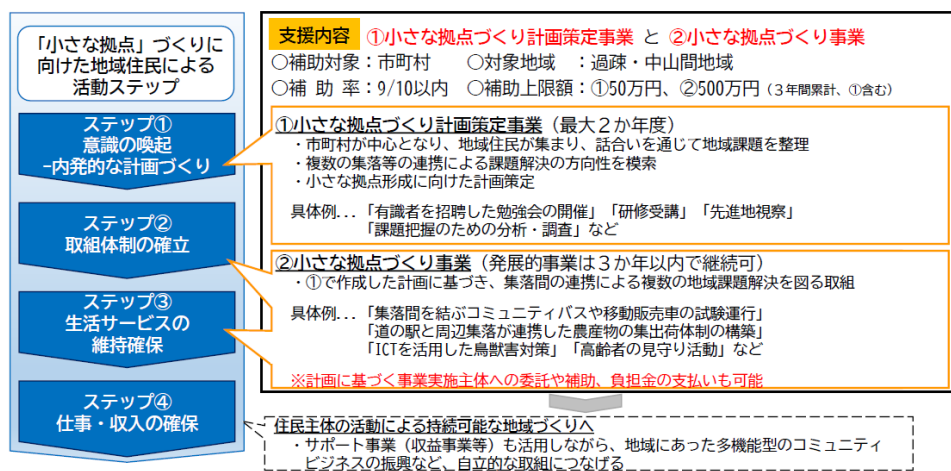
i. 主な取組内容（意識啓発段階、非財政的支援（直接／間接）、財政的支援）

- 戦略目標達成に向け、令和 4 年から地域創生総合支援事業（サポート事業）「過疎・中山間地域活性化枠（集落ネットワーク圏形成事業）」を開始。令和 6 年度からは小さな拠点・地域運営組織形成支援事業（＝地域コミュニティ共創カレッジ）、令和 7 年度からは「ふくしま地域コミュニティ共創パートナー」を開始している。

a. 地域創生総合支援事業

- 民間団体や市町村等が行う地域振興の取組に対する財政支援メニューとしてサポート事業を実施。令和 4 年度から「過疎・中山間地域活性化枠（集落ネットワーク圏形成事業）」を新規で設定しており、市町村と複数集落の住民が連携して行う、地域運営の仕組みづくりを支援している。
- また、地域・人材つながり支援事業として、自治体職員向け研究会、地域活性化フィールドワーク、地域づくり人材育成事業、地域活性化アドバイザー派遣事業といった非財政支援についても実施している。

図表 19 過疎・中山間地域活性化枠(集落ネットワーク圏形成事業)

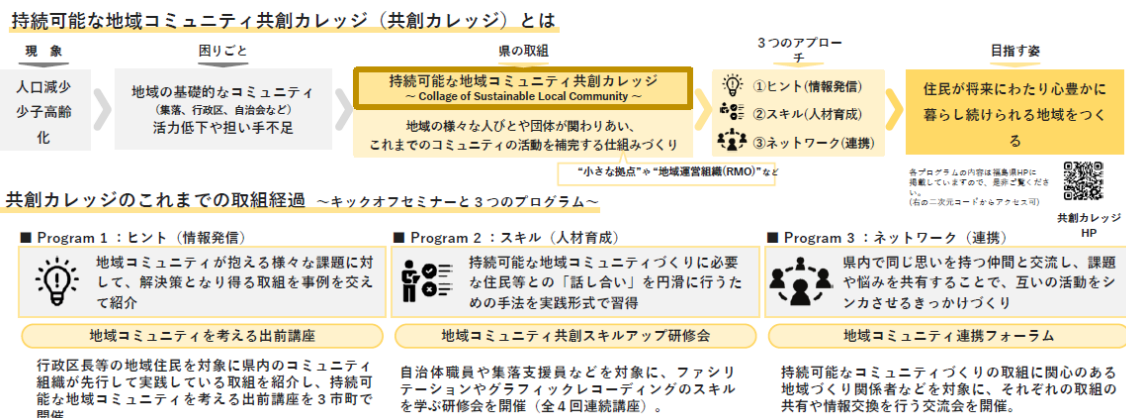


出典：福島県資料

b. 小さな拠点・地域運営組織形成支援事業

- 令和6年度より持続可能な地域コミュニティ共創カレッジを創設。令和6年度の開催実績は以下のとおり。
- 地域コミュニティを考える出前講座では、行政区長等の地域住民を対象に県内のコミュニティ組織が先行して実践している取組を紹介し、持続可能な地域コミュニティを考える出前講座を3市町村で開催している。
- 地域コミュニティ共創スキルアップ研修会では、自治体職員や集落支援員、地域おこし協力隊員などを対象に、ファシリテーションやグラフィックレコーディングのスキルを学ぶ研修会を開催している。
- 地域コミュニティ連携フォーラムでは、自治体職員や集落支援員のほか、地域運営組織等の持続可能なコミュニティづくりの取組に関心のある地域づくり関係者などを対象に、それぞれの取組の共有や情報交換を行う交流会を開催している。

図表 20 小さな拠点・地域運営組織形成支援事業



出典：福島県資料

c. ふくしま地域コミュニティ共創パートナー

- これまでの県の事業で関わりのあった専門家のうち、小さな拠点・地域運営組織をはじめとする地域づくりの取組に対して深い見識や豊富な経験を持つ方を「ふくしま地域コミュニティ共創パートナー」として登録。過疎・中山間地域における地域の活性化や集落の維持・再生に向けて、様々な課題に直面している市町村等に幅広く周知し、パートナーによる市町村等への助言等を仲介・調整している。
- 小さな拠点・地域運営組織形成支援事業「持続可能な地域コミュニティ共創カレッジ」の各プログラム（出前講座・伴走支援、研修会、交流会）など、県の施策に講師等として関わってもらっている。

d. 大学生と集落の協働による地域活性化事業

- 県内外の大学生グループ（地域活性化に取り組む意欲のある大学生等で構成されるグループ）が過疎・中山間地域の集落を訪問し、柔軟な視点や感性、行動力などの「外からの力」を活かしながら、地域住民との交流を通じた集落の実態調査や集落活性化策の実証活動、集落の主体的な取組に対する伴走支援に取り組み、地域の活性化を図ることを目的としている。
- 県は大学と集落の橋渡しを行い、活動に要する費用を支援している。

ii. 取組の特徴や課題

- 小さな拠点・地域運営組織形成支援事業では、研修会に参加した集落支援員が働きかけてサポート事業の活用や集落点検の実施につながったり、出前講座の開催によってコミュニティ支援の機運が高まり、市町村主体の地域住民との勉強会の開催につながったといった成果が生まれている。

- 一方で、市町村へ事業活用を呼び掛けても、市町村の熱度や余力に差があり、財政支援の活用が一部自治体に偏っている現状や、地域運営組織の意義への理解が十分ではなく、県としてメリットを十分説明できていないといった現状がある。

③ 論点 3：市町村や中間支援者等と連携した支援体制の構築

i. 多様な主体との連携の状況

- 本庁の地域振興課が予算を確保し、各地方振興局へ配分。各地方振興局が地域づくりの担い手としてサポート事業の採択を行っている。
- 地域・人材つながり支援事業では、市町村職員だけでなく、地方振興局職員の研修参加も促しており、地方振興局も支援対象である。
- 県内の中間支援者が福島県や地方振興局から事業委託を受けて、地域コミュニティ共創カレッジの開催や、地域運営組織形成支援等を行っている。

ii. 取組の特徴や課題

- サポート事業の採択は地方振興局が実施するなど、地方振興局が中心となって地域づくりを担っている。
- 県内の中間支援者が少なく、県職員だけではマンパワーに限界があるため、地場の中間支援組織を育成して連携していく必要がある。
- 地域づくりと福祉が連携していく重要性は増しており、本庁内での福祉部署との連携は今後増やしていくことが求められる。
- 小さな拠点・地域運営組織形成支援事業は県、サポート事業は地方振興局という役割分担となっており、市町村への働きかけは県の本庁が実施しているものの、地方振興局との連携は課題となっている。

3-5. 京都府

(1) 事例の概要

① 地域の概要

- 京都府は日本列島のほぼ中央に位置しており、府の面積は約 4,612 平方キロメートルである。
- 南北に細長い形の京都府は、そのほぼ中央に位置する丹波山地を境にして、気候が日本海型と内陸型に分かれている。丹後・中丹地域の海岸線は、変化に富むリアス式海岸で、豊富な景勝地や天然の良港に恵まれている。
- 中丹地域から中部地域は、大部分が山地で、丹波山地を源に桂川水系、由良川水系に分かれ、流域には、亀岡、福知山盆地のほか小盆地が点在している。京都・乙訓、山城中部・相楽地域は、桂川、宇治川、木津川の三川合流を要に、山城盆地が広がっている。
- 府内 5 つの区域のうち京都市に 140 万人が集中する等人口は遍在している。

図表 21 京都府全域図



出典：京都府資料

② 取組の概要

- 府内の 26 市町村のうち、地域運営組織が設立されているのは 16 市町村であり、人口規模によらずおよそ半数の自治体で地域運営組織が設立されている。設立数は令和 7 年時点で 97 団体であり、増加傾向にある。
- 地域運営組織が取り組んでいる地域課題として最も多いのが「住民交流」(72%)、次いで「生涯学習・健康づくり」(54%)、「高齢者等の生活支援」(46%) となっている。(いずれも令和 7 年度「地域運営組織の形成及び持続的な運営」に関する実態把握調査において把握)

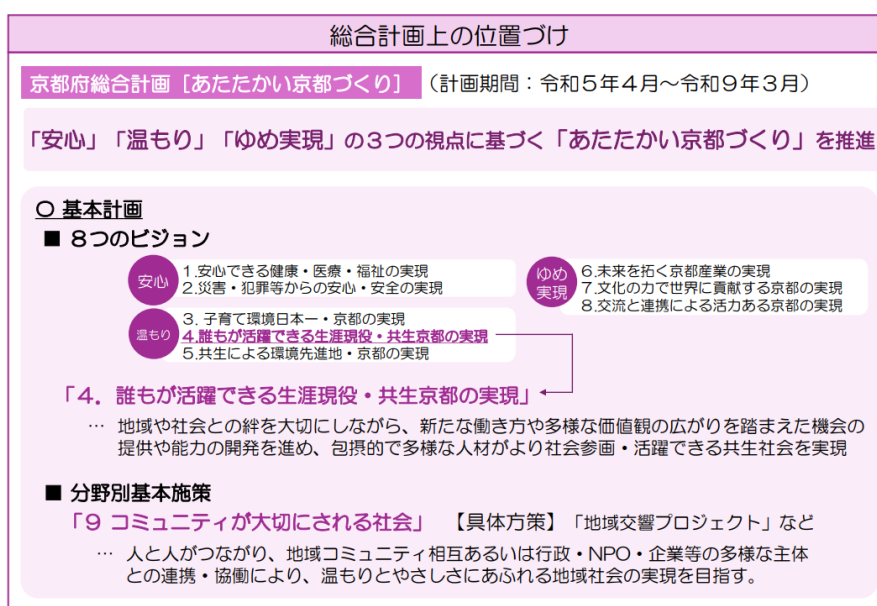
(2) 調査結果の概要

① 論点 1：都道府県が地域運営組織の設立・運営支援に取り組むことの位置づけ

i. 地域運営組織の設立・運営促進の政策的な位置づけや政策目標

- 京都府では、総合計画の基本計画（8つのビジョン：誰もが活躍できる生涯現役・共生京都の実現、分野別基本施策：コミュニティが大切にされる社会）への位置づけのもとで、地域コミュニティ及び NPO 等の多様な主体による地域づくり支援に取り組まれており、地域運営組織支援もこれらの一環として、位置付けられている。

図表 22 総合計画上の位置づけ



出典：京都府資料

ii. 府として地域運営組織の支援に取り組むきっかけ

- 京都府では、多様な主体が連携・協働することで、きめの細かい地域課題を解決すべく、これらの主体に対して支援を行っている。
- 地域運営組織も地域で活動する団体として、支援対象となる団体（NPO等）として位置づけられているが、全体の中での位置づけは件数ベースでは多いとは言えず、令和7年度の地域交響プロジェクト（後述）の対象団体においても地域運営組織は少数となっている。

② 論点 2：地域運営組織への支援の取組の概要

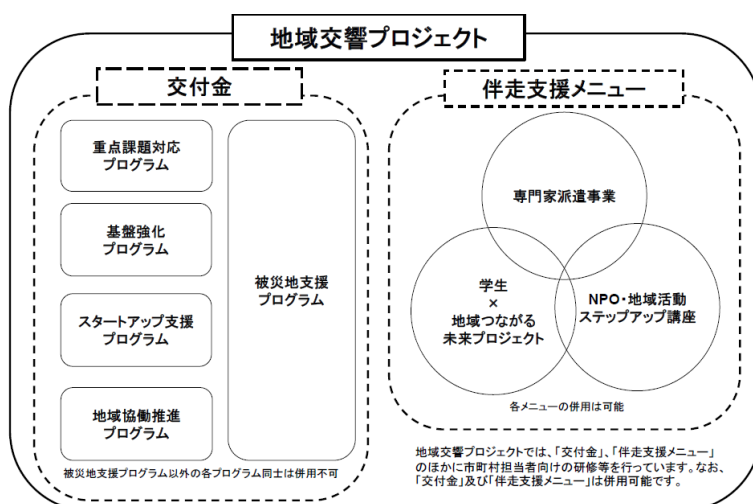
i. 主な取組内容（意識啓発段階、非財政的支援（直接／間接）、財政的支援）

- 京都府では、地域課題の解決に向けた活動を支援する事業として「地域交

響プロジェクト」を通じた支援を実施している。地域交響プロジェクトは交付金の交付と伴走支援から構成されている。

- 交付金は主に 5 プログラムからなるが、重点課題対応プログラム、基盤強化プログラムの活用が大半を占めている（団体の運営費ではなく事業費に対する支出）。
- 伴走支援としては、セミナー実施による団体の人材育成支援（NPO・地域活動ステップアップ講座）、地域で活動する団体のもとへ専門家を派遣し、団体運営や活動についてアドバイスする事業、地域での活動を志向する学生と団体とのマッチング支援に主に取り組みされている。

図表 23 「地域交響プロジェクト」の全体像



出典：京都府資料

a. 地域交響プロジェクト交付金

- 地域交響プロジェクトの一環として、京都府と公益財団法人京都市町村振興協会が、「地域交響プロジェクト交付金」により地域課題の解決に向けた活動が自立的に継続して実施できるよう支援を行う。

< 重点課題対応プログラム >

- 特に地域の支えを必要とする重要課題の解決を図るため、市町村や府等との連携・協働関係の構築を目指す活動を支援。
- 重点課題分野：子育て・要配慮者支援・防災・多文化共生・移住促進・協働教育。
- 「スタートアップ支援プログラム」により、地域活動の掘り起こし、団体の立ち上げを手厚く支援。
- 分野別及び地域別「パートナーシップ・ミーティング」により、複合的

な協働を促進。

<基盤強化プログラム>

- 重点課題分野に限定しない地域の諸課題を周辺住民や他団体と共に解決しながら、自立的な事業運営を目指す活動を支援。
- 活動に必要な資金確保、協力者との関係構築等の環境を整え、自立的な事業運営を目指す地域団体に対して、伴走支援メニューとセットで支援。

<地域協働推進プログラム>

- 地域の総合的な課題解決を担う協働体（協働推進型プラットフォーム）の形成を支援。

<被災地支援プログラム>

- 大規模な自然災害に対し、地域団体が実施する被災地復旧活動を迅速に支援。

b. 伴走支援メニュー

- 自立的な活動を継続して行うための交付金以外の支援。交付金による支援と併せて、事業等に関する助言を得られる専門家の派遣やセミナーの開催などのメニューを用意している。具体的なメニューは以下のとおり。

<専門家派遣事業>

- 地域で活動する団体等に府が専門家を派遣し、様々なアドバイスを行う。相談内容に応じて、ファンドレイザー、中小企業診断士、デザイナー、先駆的活動実践者などを派遣する。

<NPO・地域活動ステップアップ講座>

- 資金調達や広報、人材確保など、地域課題の解決に取り組む団体のステップアップに役立つ内容を学ぶ講座。

<学生×地域つながる未来プロジェクト>

- 新たな地域活動の担い手を創出するとともに、地域課題の解決に取り組む団体の受け入れ力向上を図るため、府が団体と大学生をコーディネートし、協働をすすめるプロジェクト。

ii. 取組の特徴や課題

- 地域交響プロジェクト交付金においては、本庁及び4つの広域振興局が募集、審査、支援を行っている。
- 活動支援をする際に、必ずしも組織体制としての RMO を前面に打ち出しているわけではないが、地域のなかで事業に取り組む中で RMO 化を選択される場合はある。
- 既存の集落組織から RMO 化することが一般的な地域もあるなど、地域特

性もあり一概には言えない。

③ 論点 3：市町村や中間支援者等と連携した支援体制の構築

i. 多様な主体との連携の状況

- 中間支援者との連携については、公設の部署として“NPO パートナーシップセンター”を本庁・広域振興局に設置しており、地域で活動する団体からの相談窓口として機能しているほか、活動の場所の提供を行っている。職員は府職員のうち活動支援に精通する方の他、中間支援をできる人材を会計年度任用職員として採用している。
- 市町村との連携については、地域交響プロジェクト交付金（地域協働推進プログラム）において地元市町村と共に支援することとしており、交付金の申請に際しては、市町村の推薦を必須とする等、交付金の支援が終了した後も市町村が伴走できるような仕組みとなっている。

ii. 取組の特徴や課題

- 広域振興局が能動的・自律的に地域に入り込み信頼関係のなかで支援を実施できている。農村 RMO 側の担当部署も、同様に地域に入り込んだ支援を行っている。
- 農村 RMO を支援する部署と RMO の支援を担う部署が分かれており、更なる連携の余地がある。

4. 実態把握調査の実施

4-1. 実態把握調査の趣旨等

(1) 調査の趣旨

- ・ 令和 6 年度の地域運営組織を対象とする実態把握調査では、初めて「柔軟な最適化」の実施状況についての地域運営組織の自己認識を把握し、「計画」「実行」「評価・改善」等の観点から組織運営の取組状況との関係性を分析し、「柔軟な最適化」につながることを期待される組織運営等を分析した。
- ・ 令和 7 年度の実態把握調査では、都道府県と市区町村、地域運営組織、中間支援者の 4 者間連携が重要であるとの考え方のもと、初めて、中間支援者を対象とする実態把握調査を実施した。
- ・ また、都道府県と市区町村、市区町村と地域運営組織との連携状況を把握した。市区町村調査においては、地域担当職員制度の導入状況を把握した。都道府県調査、市区町村調査において、都道府県・市区町村・中間支援者等が連携・協力して RMO 支援を行うプラットフォームの形成状況を把握した。
- ・ さらに、中間支援者の活用が重要との考え方のもと、都道府県調査、市区町村調査、地域運営組織調査において中間支援者との関わりについて把握した。

図表 24 都道府県と市区町村、地域運営組織、中間支援者の連携状況把握のための設問

調査の種類	連携状況把握のための設問
都道府県調査	市区町村担当課との連携状況 市区町村からの相談・支援依頼の内容 中間支援者との連携状況 RMO 支援を行うプラットフォームの形成状況
市区町村調査	地域担当職員制度の導入状況 地域担当職員と RMO との連携状況 中間支援者との連携状況 RMO 支援を行うプラットフォームの形成状況
地域運営組織調査	市区町村の担当者との連携状況 市区町村の担当者に期待する役割 中間支援者との連携状況

図表 25 中間支援者との連携状況把握のための設問

	都道府県調査	市区町村調査	地域運営組織調査
中間支援者による支援の活用状況	○	○	○
中間支援者とのつながりの状況	○	○	
中間支援者との連携状況	○	○	○
中間支援者の支援活用のための条件		○	
中間支援者に求める支援や活動	○	○	
中間支援者に対する支援	○	○	

(2) 調査の実施概要

- 調査の実施概要は以下に示すとおりである。

図表 26 調査の実施概要

調査種別	都道府県対象	市区町村対象	地域運営組織対象
調査対象	全国の都道府県	全国の市区町村	全国の地域運営組織
実施主体	総務省地域力創造グループ地域振興室		
調査方法	都道府県に調査票 (Excel ファイル) を送付	市区町村に調査票 (Excel ファイル) を送付	市区町村が地域運営 組織として把握して いる団体に、市区町 村が調査票 (Excel ファイル) を送付
調査時点	令和 7 年 9 月 1 日現在		
調査期間	令和 7 年 10 月 21 日～11 月 21 日		

図表 27 調査の実施概要

調査種別	中間支援者対象
調査対象	総務省が令和 7 年 6 月に実施した「地域運営組織の形成・運営等を支援する中間支援者」に関する事前調査で、都道府県及び市町村からの回答により把握した全国の中間支援者と想定される団体 (延 461 団体)
実施主体	総務省地域力創造グループ地域振興室
調査方法	中間支援者に調査票 (Excel ファイル) を送付
調査時点	令和 7 年 9 月 1 日現在
調査期間	令和 7 年 10 月 21 日～11 月 21 日 (令和 8 年 1 月 15 日まで回答期間を延長)

(3) 本調査の対象となる地域運営組織

- ・ 本調査の対象となる地域運営組織、調査の対象外とする団体は、以下に示すとおりである。

図表 28 本調査の対象となる地域運営組織

	内容												
本調査の対象となる地域運営組織	<p>地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。(排水路の清掃・廃品回収等の環境美化活動、回覧板による住民相互の連絡などの自治会的活動にとどまらず、次のような共助的活動を行っている組織。)</p> <table border="1"> <tr> <td>総合的なもの</td> <td>市区町村役場の窓口代行、公的施設の維持管理(指定管理など)等</td> </tr> <tr> <td>生活支援関係</td> <td>コミュニティバスの運行、送迎サービス、雪かき・雪下ろし、家事支援(清掃、庭の手入れなど)、弁当配達・給配食サービス、買物支援(配達・地域商店運営、移動販売など)、交流事業(子育て、親子、多世代)、相談の場の確保等</td> </tr> <tr> <td>高齢者福祉関係</td> <td>声かけ・見守り、高齢者交流サービス等</td> </tr> <tr> <td>子育て支援関係</td> <td>保育サービス、一時預かり、子どもの居場所づくり、登下校時の見守り、子ども食堂、学習支援等</td> </tr> <tr> <td>地域産業関係</td> <td>体験交流事業、名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)、農林水産業等に関する資源管理等</td> </tr> <tr> <td>財産管理関係</td> <td>空き家や里山の維持・管理等</td> </tr> </table>	総合的なもの	市区町村役場の窓口代行、公的施設の維持管理(指定管理など)等	生活支援関係	コミュニティバスの運行、送迎サービス、雪かき・雪下ろし、家事支援(清掃、庭の手入れなど)、弁当配達・給配食サービス、買物支援(配達・地域商店運営、移動販売など)、交流事業(子育て、親子、多世代)、相談の場の確保等	高齢者福祉関係	声かけ・見守り、高齢者交流サービス等	子育て支援関係	保育サービス、一時預かり、子どもの居場所づくり、登下校時の見守り、子ども食堂、学習支援等	地域産業関係	体験交流事業、名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)、農林水産業等に関する資源管理等	財産管理関係	空き家や里山の維持・管理等
総合的なもの	市区町村役場の窓口代行、公的施設の維持管理(指定管理など)等												
生活支援関係	コミュニティバスの運行、送迎サービス、雪かき・雪下ろし、家事支援(清掃、庭の手入れなど)、弁当配達・給配食サービス、買物支援(配達・地域商店運営、移動販売など)、交流事業(子育て、親子、多世代)、相談の場の確保等												
高齢者福祉関係	声かけ・見守り、高齢者交流サービス等												
子育て支援関係	保育サービス、一時預かり、子どもの居場所づくり、登下校時の見守り、子ども食堂、学習支援等												
地域産業関係	体験交流事業、名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)、農林水産業等に関する資源管理等												
財産管理関係	空き家や里山の維持・管理等												
調査の対象外とする団体	<p>以下のような取組を主とする団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体が直営で実施する事業 ・ 民間事業者等が実施する事業を住民が利用する際の利用者負担軽減(敬老パス、医療費助成等) ・ 生活協同組合、農業組合等における店舗経営、配達・移動販売等 ・ 学校法人、医療法人、社会福祉法人等による事業(学校・保育所、病院、介護施設等)やそれに附帯する送迎等 ・ 一般の経済活動の一環として行われているもの 												

(4) 回収結果

- ・ 回収結果は以下に示すとおりである。この結果を、令和 7 年度時点の地域運営組織の形成数等として取り扱うものとする。

図表 29 回収結果

調査種別	都道府県	市区町村	地域運営組織	中間支援者 (回答があったもの)
有効回収数	47 都道府県	1,741 市区町村	8,587 団体	116 団体
有効回収率	100%	100%	—	—

図表 30 地域運営組織の形成数等の推移

(単位：団体数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
地域運営組織の形成数	3,071	4,177	4,787	5,236	5,783	6,064	7,207	7,710	8,193	8,587
(対前年度増減率)	—	136%	115%	109%	110%	105%	119%	107%	106%	105%
地域運営組織が形成されている市区町村数	609	675	711	742	802	814	853	874	893	903
(対前年度増減率)	—	111%	105%	104%	108%	101%	105%	102%	102%	101%

(5) 調査結果の基本的事項

- ・ 比率はすべて、適宜小数点第 2 位を四捨五入の上、小数点第 1 位までの百分率(%)で表すこととしている。このため、合計が 100%にならない場合もある。
- ・ 各設問のサンプルサイズは、“n=●”として記載し、各設問の内訳は n を 100%として算出している。
- ・ [複数回答]とある設問は、2 つ以上の選択肢を回答することが可能な設問である。このため、各回答の合計比率は 100%を超える場合がある。

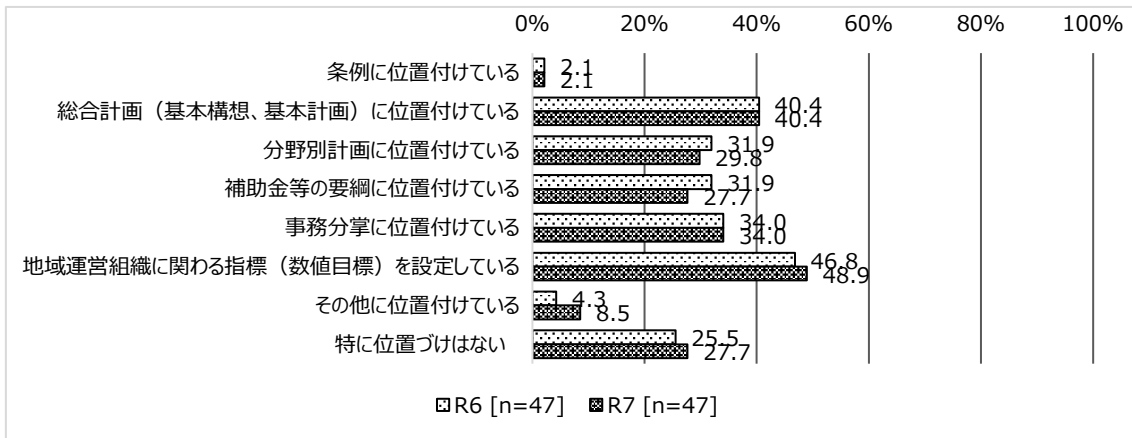
4-2. 調査結果の概要(都道府県票)

(1) 地域運営組織の政策上の位置づけ

① 地域運営組織を育成・支援することについての政策上の位置づけ

- 政策上の位置づけは、「地域運営組織に関わる指標（数値目標）を設定している」が48.9%、「総合計画（基本構想、基本計画）に位置付けている」が40.4%、「事務分掌に位置付けている」が34.0%となっている。
- 一方、「特に位置づけはない」は27.7%となっている。

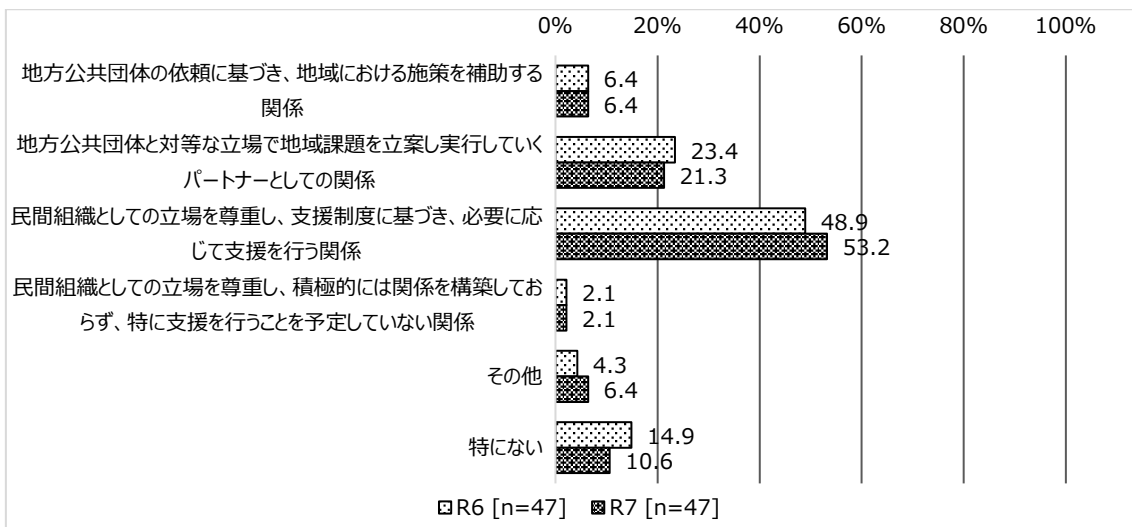
図表 31 政策上の位置づけ〔複数回答〕



② 地域運営組織との関係についての考え

- 地域運営組織との関係についての考えは、「民間組織としての立場を尊重し、支援制度に基づき、必要に応じて支援を行う関係」が53.2%、「地方公共団体と対等な立場で地域課題を立案し実行していくパートナーとしての関係」が21.3%となっている。一方、「特にない」は10.6%となっている。

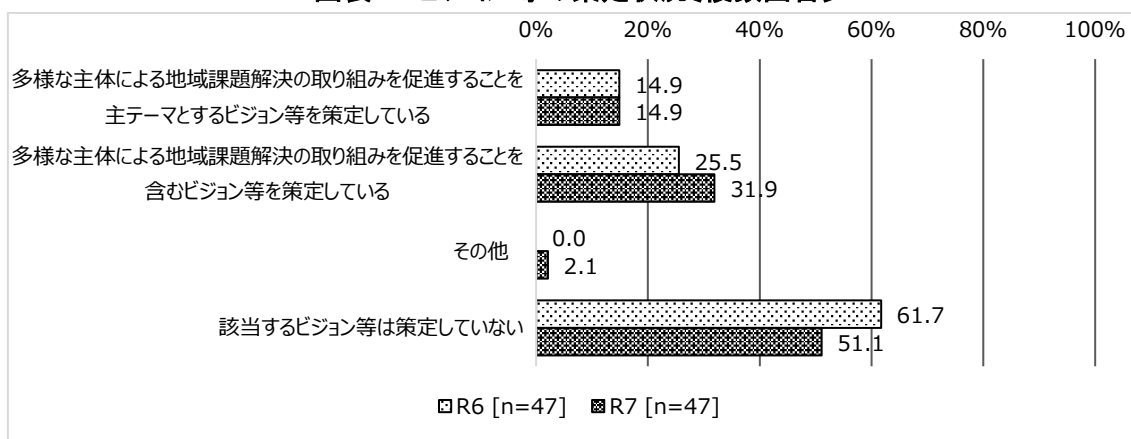
図表 32 地域運営組織との関係についての考え



③ ビジョン等の策定状況

- 多様な主体（地域運営組織を含む地域団体、NPO、事業者、行政等）による地域課題解決の取り組みを促進するためのビジョン・計画・指針等（以下、ビジョン等という）の策定状況は、「多様な主体による地域課題解決の取り組みを促進することを含むビジョン等を策定している」が 31.9%、「多様な主体による地域課題解決の取り組みを促進することを主テーマとするビジョン等を策定している」が 14.9%となっている。
- 一方、「該当するビジョン等は策定していない」が 51.1%となっている。

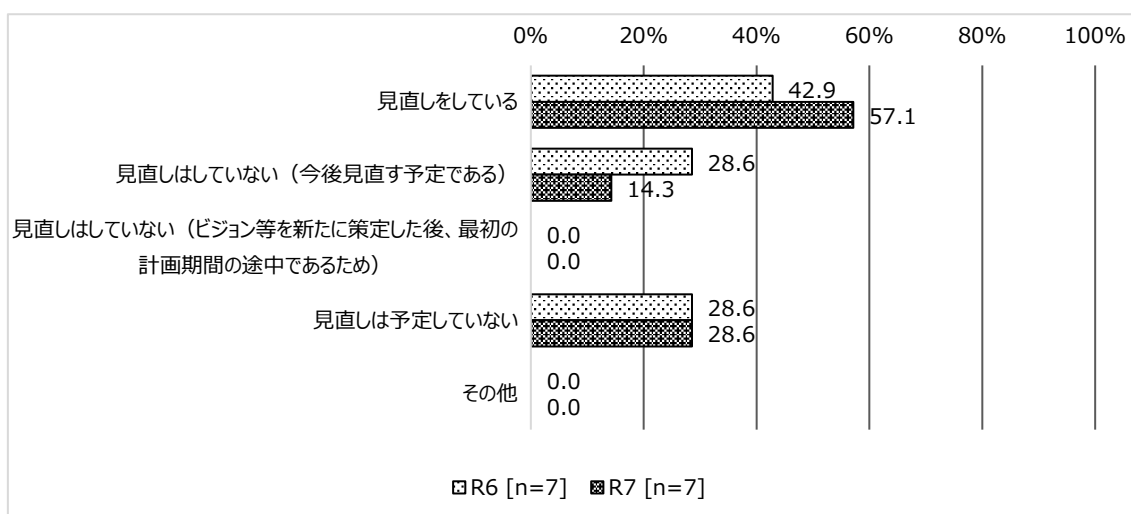
図表 33 ビジョン等の策定状況〔複数回答〕



④ ビジョン等の見直し状況

- ビジョン等の見直し状況は、「見直しをしている」が 57.1%、見直しはしていない（今後見直す予定である）が 14.3%となっている。
- 一方、「見直しは予定していない」が 28.6%となっている。

図表 34 ビジョン等の見直し状況

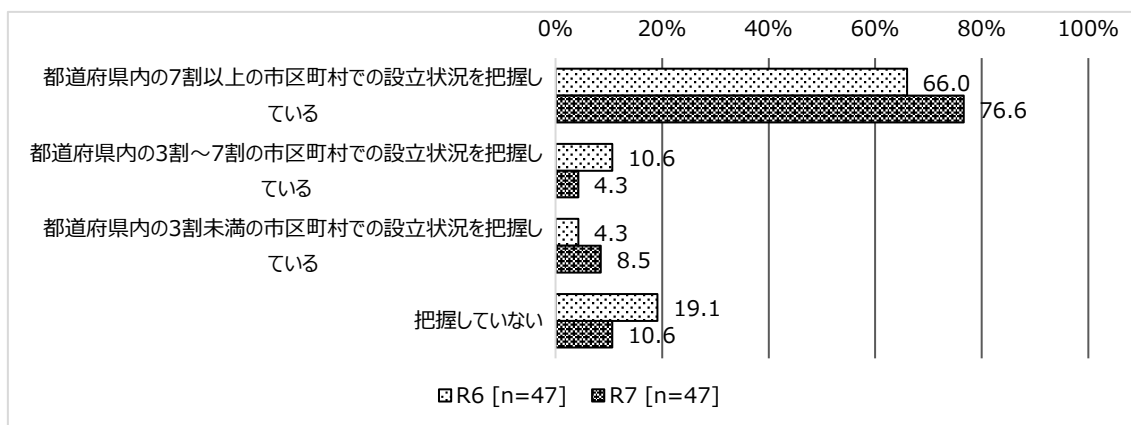


(2) 地域運営組織の活性化に関わる取り組み状況

① 都道府県内の地域運営組織の設立状況の把握状況

- ・ 設立状況の把握状況は、「都道府県内の7割以上の市区町村での設立状況を把握している」が76.6%となっている。
- ・ 一方、「把握していない」が10.6%となっている。

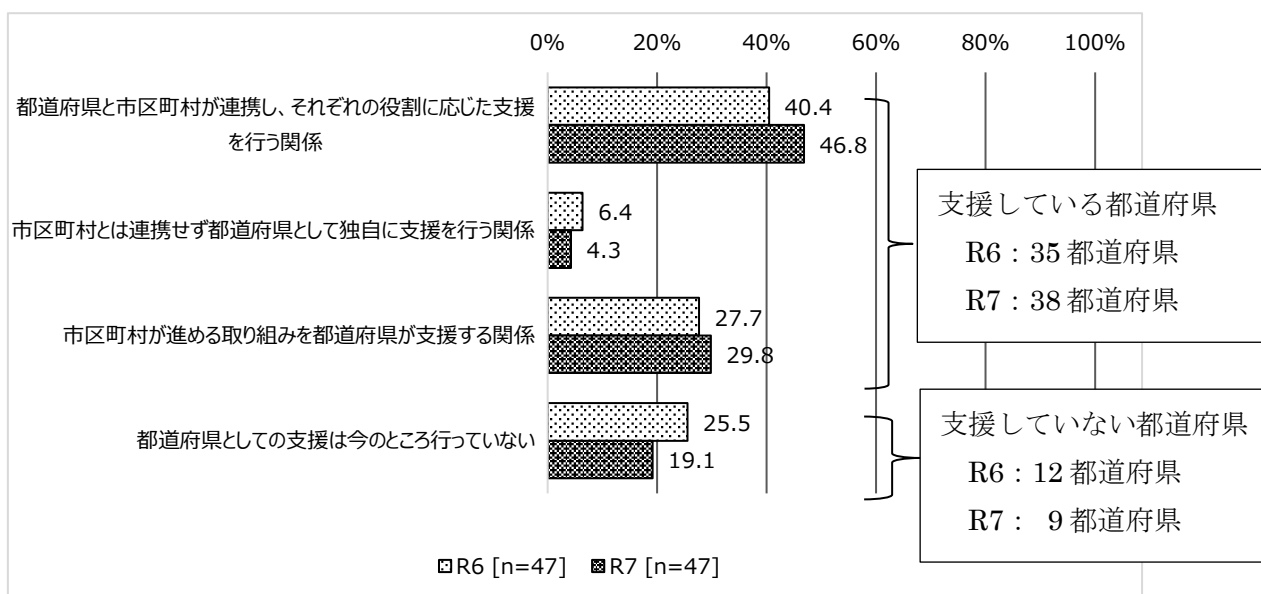
図表 35 設立状況の把握状況



② 都道府県と市区町村の関係性

- ・ 都道府県と市区町村の関係性は、「都道府県と市区町村が連携し、それぞれの役割に応じた支援を行う関係」が46.8%、「市区町村が進める取り組みを都道府県が支援する関係」が29.8%となっている。
- ・ 一方、「都道府県としての支援は今のところ行っていない」が19.1%となっている。

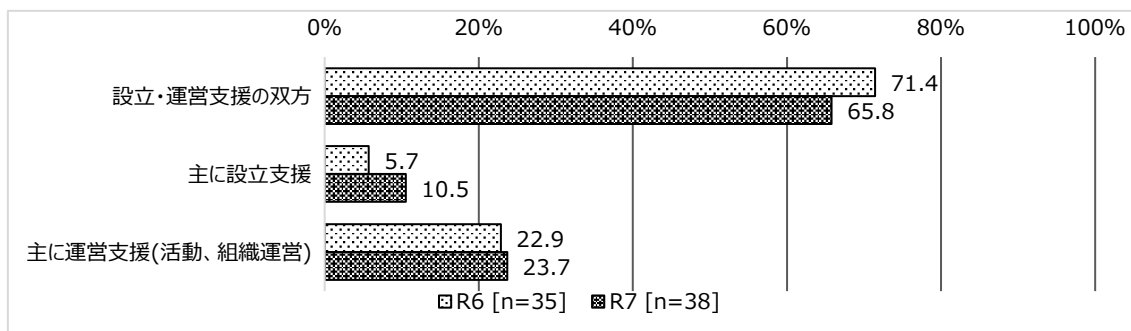
図表 36 都道府県と市区町村の関係性



③ 都道府県の支援内容

- 地域運営組織を支援している 38 都道府県の支援内容は、「設立・運営支援の双方」が 65.8%、「主に運営支援(活動、組織運営)」が 23.7%、「主に設立支援」が 10.5%となっている。

図表 37 都道府県の支援内容



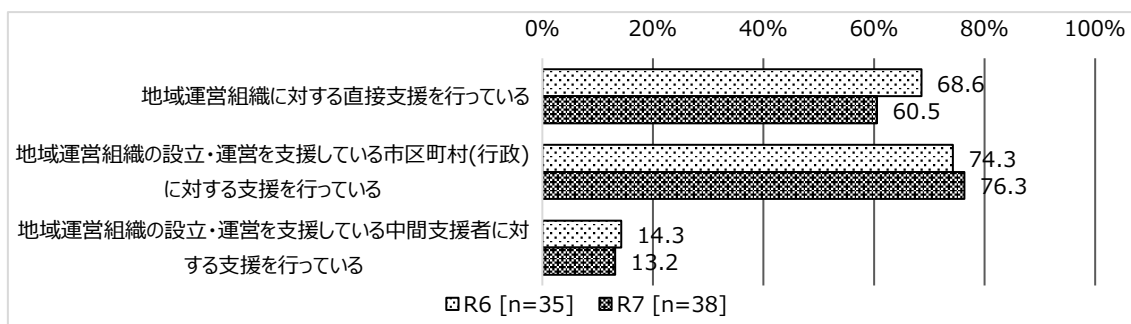
(参考) 都道府県数

	R6	R7	増減
設立・運営支援の双方	25	25	0
主に設立支援	2	4	2
主に運営支援(活動、組織運営)	8	9	1
支援をしていない	12	9	-3
合計	47	47	0

④ 都道府県の支援対象

- 地域運営組織を支援している 38 都道府県の支援対象は、「地域運営組織の設立・運営を支援している市区町村(行政)に対する支援を行っている」が 76.3%、「地域運営組織に対する直接支援を行っている」が 60.5%となっている。

図表 38 都道府県の支援対象[複数回答]



(参考) 都道府県数 (複数回答)

	R6	R7	増減
RMO に対する直接支援	24	23	-1
市区町村に対する支援	26	29	3
中間支援者に対する支援	5	5	0
合計	47	47	0

(3) 地域運営組織等に対する支援にあたっての関係機関との連携

① 出先機関との連携状況

- ・ 地域運営組織を支援している 38 都道府県における出先機関（例：地域振興局）との連携状況は、「地域運営組織に対する財政的支援を直接行っている」が 48.6%、「地域運営組織の設立・運営を支援している市区町村(行政)に対する財政的支援を行っている」が 45.7%となっている。一方、「財政的支援は行っていない」が 20.0%となっている。

図表 39 出先機関との連携状況

		連携状況	
		連携している	していない
RMO 支援	出先機関の担当業務である	7 都道府県	1 都道府県
	出先機関の担当業務でない	13 都道府県	9 都道府県
合計		20 都道府県	10 都道府県

(注) その他：5 都道府県、出先機関がない：3 都道府県

② 類似施策の担当部署との連携状況

- ・ 地域運営組織を支援している 38 都道府県における「農村 RMO」の担当部署との連携状況は、「同じ部署である」が 2 都道府県、「別の部署だが連携している」が 17 都道府県となっている。
- ・ 「小さな拠点」の担当部署との連携状況は、「同じ部署である」が 30 都道府県、「別の部署だが連携している」が 1 都道府県となっている。

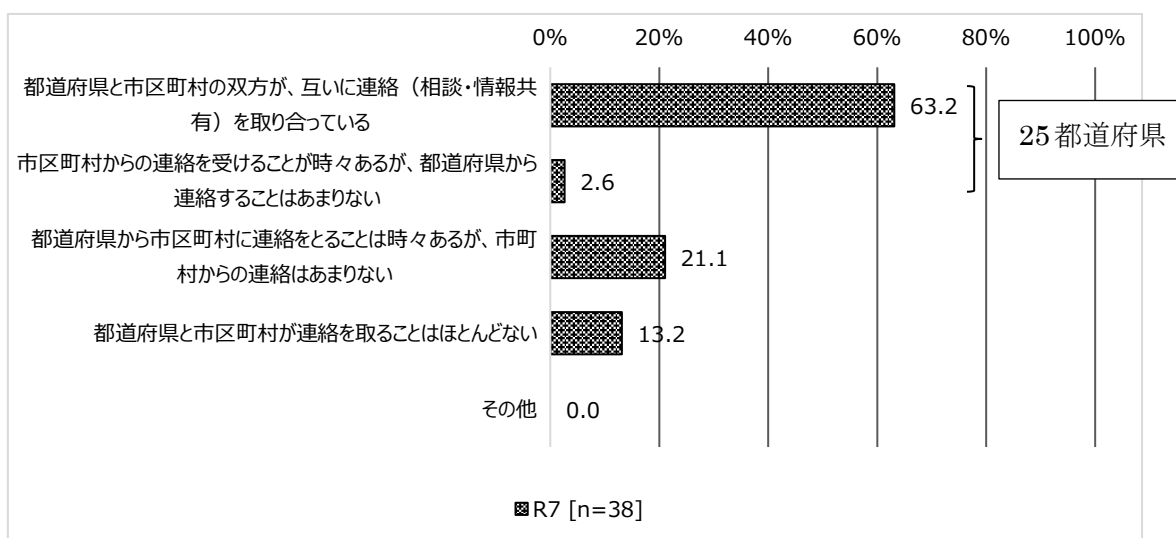
図表 40 類似施策の担当部署との連携状況(都道府県数)

	農村 RMO	小さな拠点
同じ部署である	2	30
別の部署が担当しているが、よく連携している	17	1
別の部署が担当しており、連携はあまりしていない	18	6
その他	1	0
不明	0	1
	38	38

③ 市区町村の RMO 担当課との連携状況

- ・ 地域運営組織を支援している 38 都道府県における「市区町村の RMO 担当課」との連携状況は、「都道府県と市区町村の双方が、互いに連絡（相談・情報共有）を取り合っている」が 63.2%、「都道府県から市区町村に連絡をとることは時々あるが、市町村からの連絡はあまりない」が 21.1%となっている。
- ・ 一方、「都道府県と市区町村が連絡を取ることはほとんどない」が 13.2%となっている。

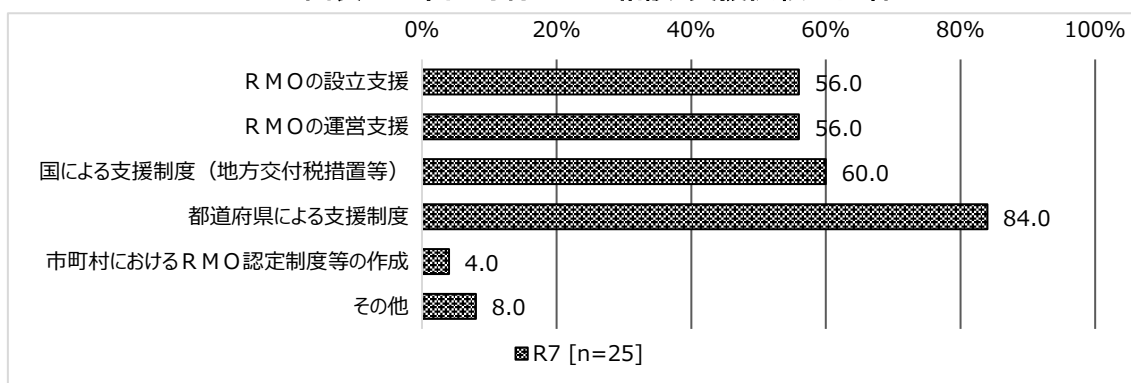
図表 41 市区町村の RMO 担当課との連携状況



④ 市区町村からの相談・支援依頼の内容

- ・ 市区町村からの相談・支援依頼がある 25 都道府県における市区町村からの相談・支援内容は、「都道府県による支援制度」が 84.0%、「国による支援制度（地方交付税措置等）」が 60.0%となっている。

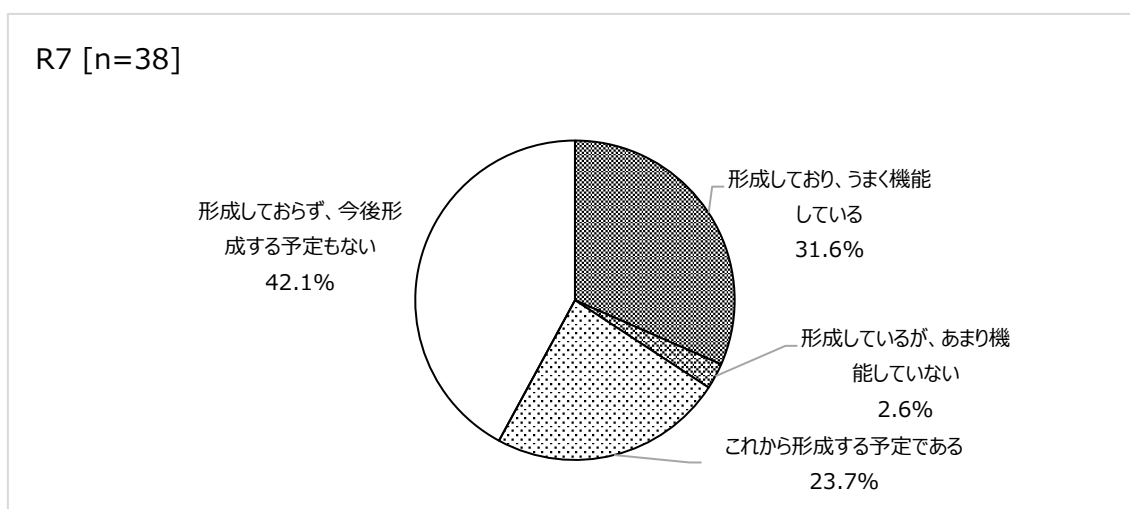
図表 42 市区町村からの相談・支援依頼の内容



⑤ RMO 支援を行うプラットフォームの形成状況

- ・ 地域運営組織を支援している 38 都道府県における都道府県・市区町村・中間支援者等が連携・協力して RMO 支援を行うプラットフォームの形成状況は、「形成しており、うまく機能している」が 31.6%、「形成しているが、あまり機能していない」が 2.6%となっており、13 都道府県がプラットフォームを形成している。
- ・ また、「これから形成する予定である」が 23.7%と、9 都道府県が形成を予定している。

図表 43 RMO 支援を行うプラットフォームの形成状況



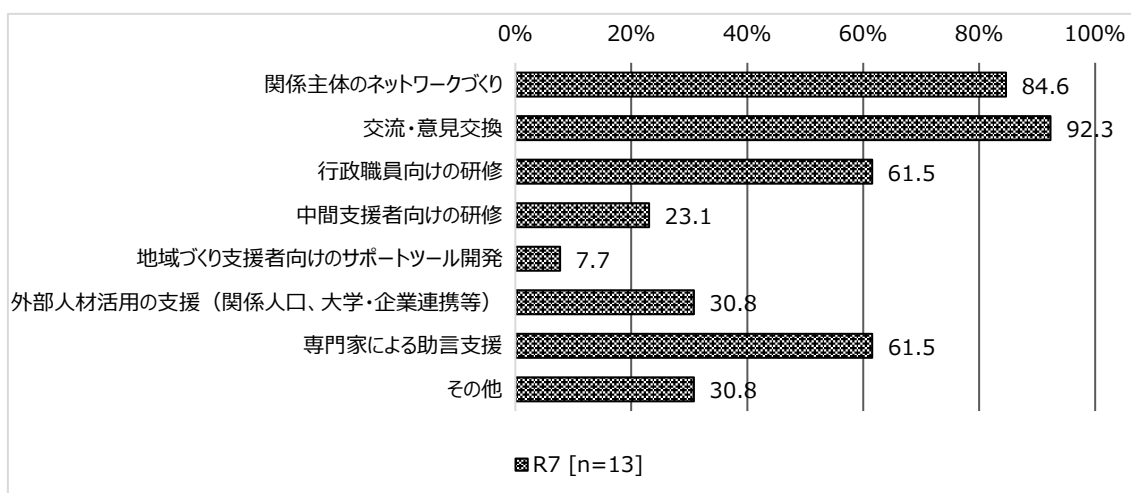
図表 44 RMO 支援を行うプラットフォームの形成事例

都道府県	プラットフォームの名称	構成主体				
		都道府県	市区町村	中間支援者	RMO	その他
山形県	庄内地域づくり支援プラットフォーム	○	○	○		
福島県	持続可能な地域コミュニティ共創カレッジ	○	○	○	○	
群馬県	群馬県地域づくり協議会	○	○	○	○	
埼玉県	埼玉県多面的機能支援推進会議	○				
千葉県	地域福祉ちば県民会議			○		
神奈川県	担当者会議	○	○	○	○	
	里地里山サミット	○	○		○	
兵庫県	ひょうご多自然地域づくりネットワーク会議	○	○	○		○
奈良県	奈良こども食堂ネットワーク	○		○	○	○
山口県	やまぐち地域経営ネットワーク			○	○	
愛媛県	持続可能な地域運営実践支援プラットフォーム	○		○		○
高知県	集落活動センター連絡協議会	○			○	
佐賀県	山の会議 (仮)	○	○	○	○	
鹿児島県	共生・協働推進かごしま自治体ネットワーク	○	○			

⑥ RMO 支援を行うプラットフォームの活動内容

- ・ RMO 支援を行うプラットフォームを形成している 13 都道府県におけるプラットフォームの活動内容は、「交流・意見交換」が 92.3%、「関係主体のネットワークづくり」が 84.6%となっている。

図表 45 RMO 支援を行うプラットフォームの活動内容

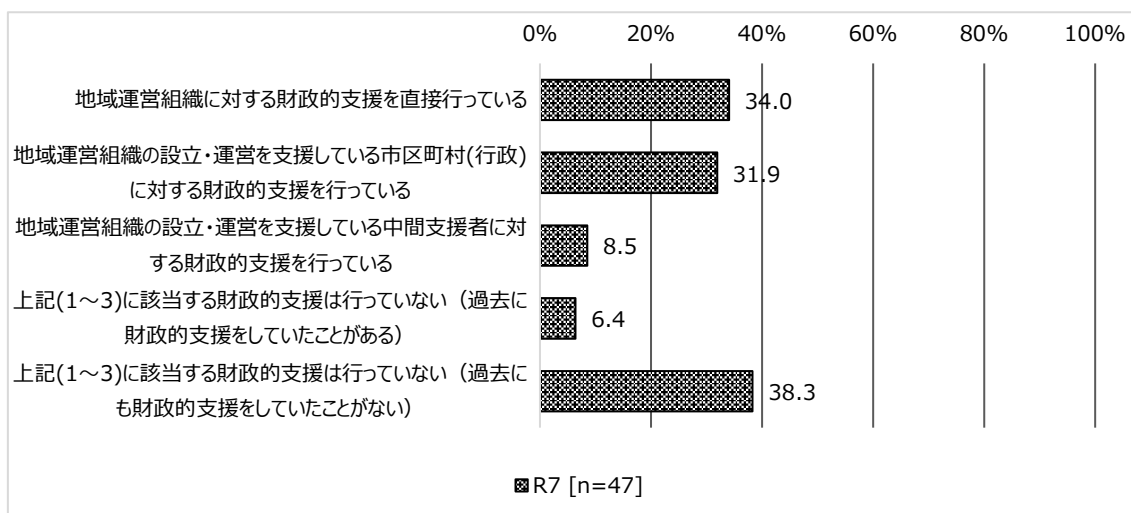


(4) 地域運営組織等に対する財政的支援

① 財政的支援の実施状況

- ・ 財政的支援の実施状況は、「地域運営組織に対する財政的支援を直接行っている」が 34.0%、「地域運営組織の設立・運営を支援している市区町村(行政)に対する財政的支援を行っている」が 31.9%となっている。
- ・ 一方、「財政的支援は行っていない」が 38.3%となっている。

図表 46 財政的支援の実施状況〔複数回答〕

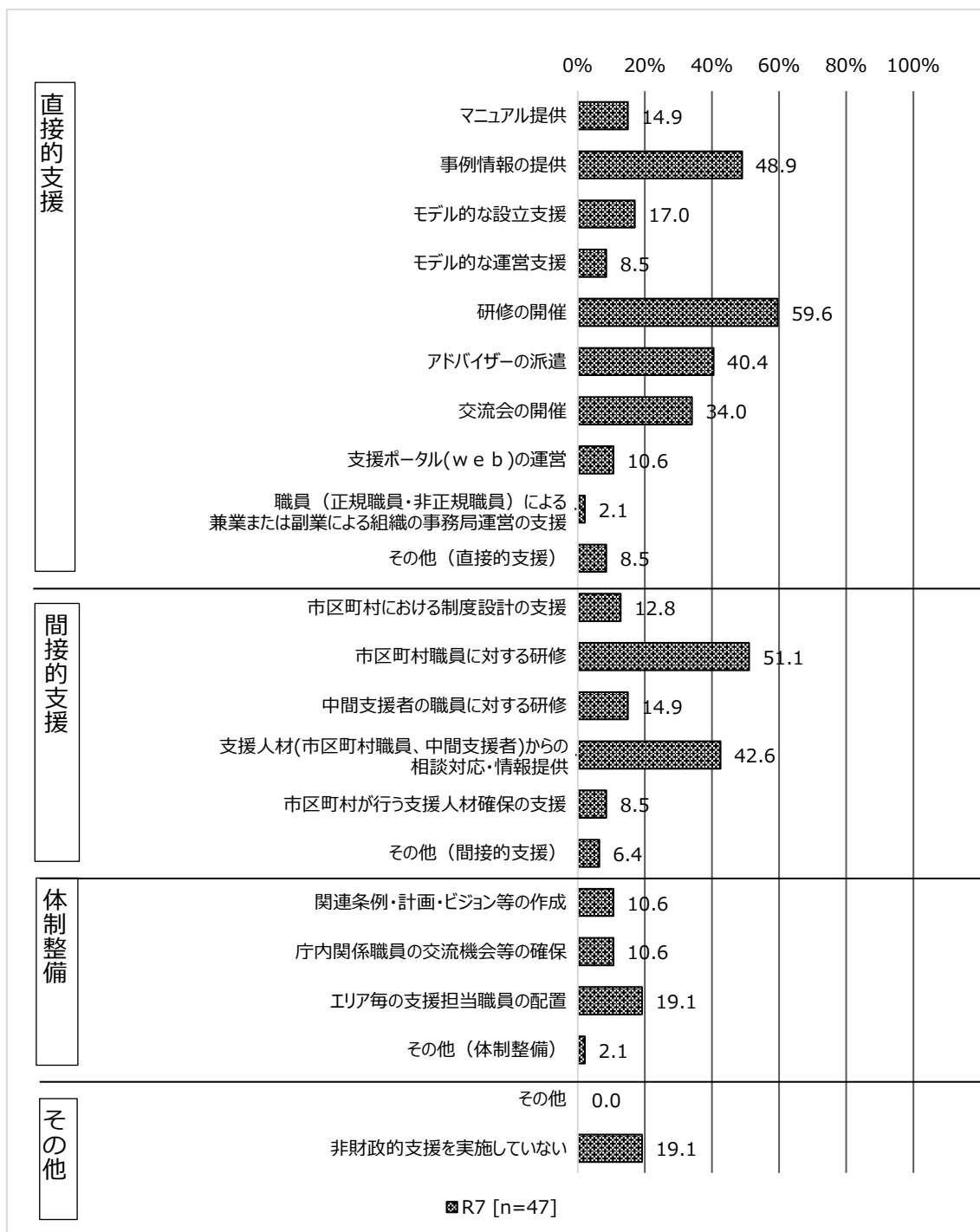


(5) 地域運営組織に対する非財政的支援

① 非財政的支援の実施状況

- ・ 非財政的支援の実施状況は、「研修の開催」が 59.6%、「市区町村職員に対する研修」が 51.1%、「事例情報の提供」が 48.9%となっている。
- ・ 一方、「非財政的支援を実施していない」が 19.1%となっている。

図表 47 非財政的支援の実施状況〔複数回答〕



② 事例情報の提供

- ・ 都道府県がインターネットで公開している事例集等として、次の回答があった。

図表 48 インターネットで公開している事例集等

都道府県	事例集等の名称
栃木県	「小さな拠点」づくり事例集
群馬県	ひゅうまにあ通信
埼玉県	地域部会活動事例
神奈川県	かながわの里地里山
奈良県	集いの広場
島根県	「小さな拠点づくり」モデル地区事例集 「小さな拠点づくり」事例集
山口県	地域経営会社の設立事例集
福岡県	地域コミュニティ情報誌「きずな」
長崎県	みんなで創るナガサキモデル
熊本県	「地域の縁がわ 5 つ星プロジェクト」パンフレット
大分県	ネットワーク・コミュニティ事例集
宮崎県	「宮崎ひなた生活圏づくり」通信
鹿児島県	コミュニティ・プラットフォーム事例集

③ モデル的な設立支援の制度

- ・ 都道府県が実施している未設立地域における RMO の設立支援の制度として、次の回答があった。

図表 49 未設立地域における RMO の設立支援の制度

都道府県	設立支援制度の名称
北海道	集落総合対策モデル事業
宮城県	農村型地域運営組織モデル形成支援 ※農村 RMO 関係 農村型地域運営組織形成伴走支援 ※農村 RMO 関係
秋田県	コーディネーターによる特定の市町村への伴走支援
山形県	地域コミュニティ支援アドバイザー派遣
長野県	農村型地域運営組織形成伴走支援
奈良県	農村型地域運営組織形成推進事業
徳島県	「農村 RMO の芽生え」育成事業
大分県	ネットワーク・コミュニティ推進体制整備事業
宮崎県	「地域運営組織」形成促進事業(「地域運営組織」形成支援事業)

④ アドバイザーの派遣制度

- ・ アドバイザーの派遣制度として、次の回答があった。

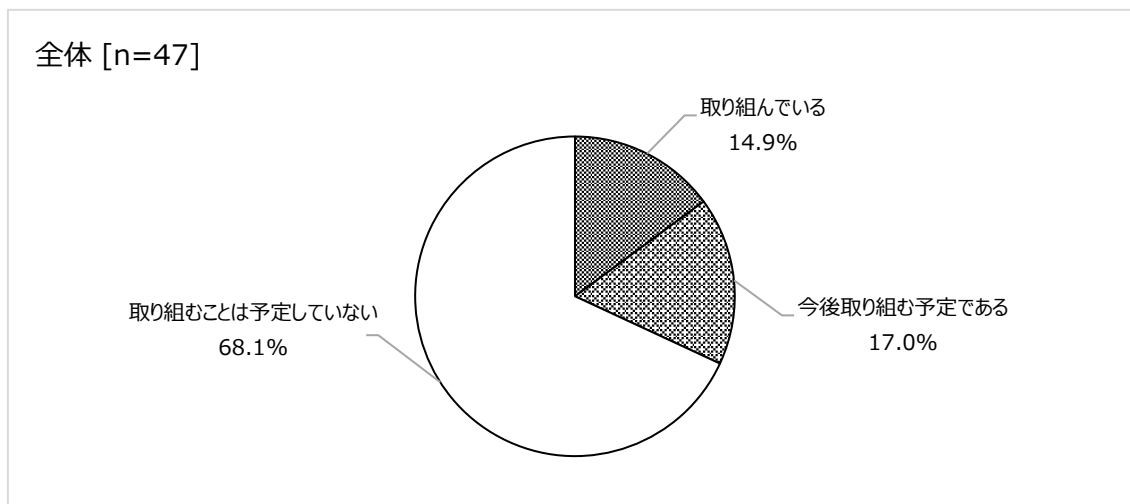
図表 50 アドバイザーの派遣制度

都道府県	設立支援制度の名称
宮城県	地域づくり支援アドバイザー派遣
秋田県	地域づくり支援アドバイザー派遣事業
山形県	地域コミュニティ支援アドバイザー派遣
福島県	ふくしま地域コミュニティ共創パートナー
神奈川県	里地里山推進事業
富山県	富山県中山間地域「話し合い」促進事業
長野県	農村型地域運営組織形成伴走支援
愛知県	地域コミュニティ活性化アドバイザー派遣
京都府	専門家派遣事業
兵庫県	地域再生アドバイザー派遣事業
和歌山県	地域づくりアドバイザー派遣事業
岡山県	岡山県中山間地域協働支援センター事業
山口県	地域経営力向上プロジェクト推進事業（地域づくりサポート業務）
徳島県	「農村 RMO の芽生え」育成事業
愛媛県	「地域づくりマッチング支援」事業
高知県	中山間地域振興アドバイザー
長崎県	長崎県集落維持対策推進事業（アドバイザー派遣）

⑤ 関係人口と地域運営組織とのマッチング支援の取組状況

- ・ 関係人口と地域運営組織とのマッチング支援の取組状況は、「取り組んでいる」が 14.9%（7 都道府県）、「今後取り組む予定である」が 17.0%（8 都道府県）となっている。

図表 51 関係人口と地域運営組織とのマッチング支援の取組状況



図表 52 関係人口と地域運営組織とのマッチング支援の取組名称

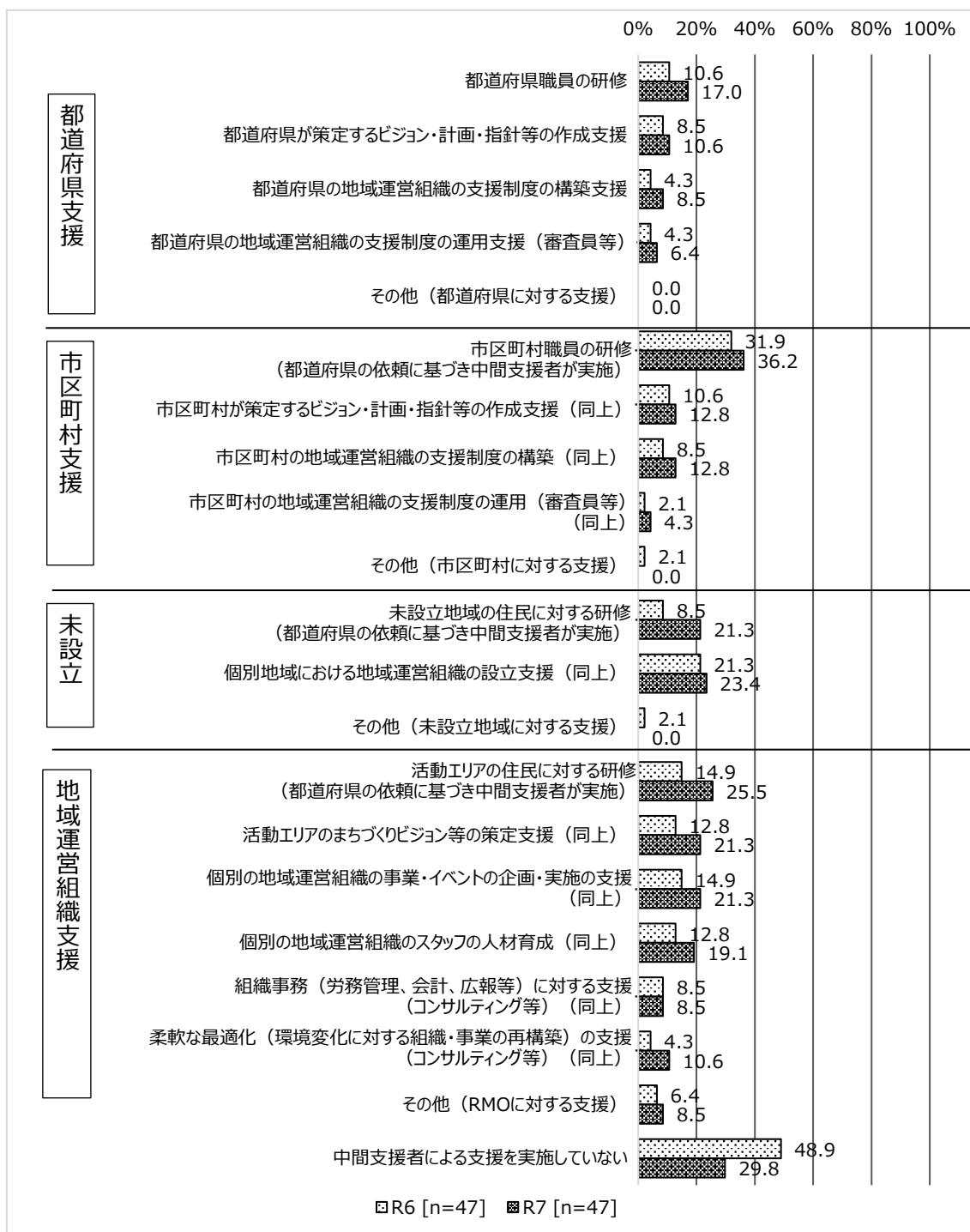
都道府県	マッチング支援の取組名称
神奈川県	里地里山保全等連携支援事業
兵庫県	関係人口創出・拡大支援事業
	地域×大学×企業のひょうご絆プロジェクト
和歌山県	人と繋がる関係人口創出プラットフォーム「わかやま FUNBASE」
鳥取県	地域×関係人口マッチング事業（とりんぐ）
島根県	しまね関係人口マッチング・交流サイトしまっち！
徳島県	とくしま農山漁村応援し隊事業
高知県	いこうち！

(6) 地域運営組織の活性化に向けての「中間支援者による支援」の活用状況

① 「中間支援者による支援」の内容

- ・ 中間支援者による支援の内容は、「市区町村職員の研修」が 36.2%、「個別地域における地域運営組織の設立支援」が 23.4%となっている。一方、「中間支援者による支援を実施していない」が 29.8%となっている。

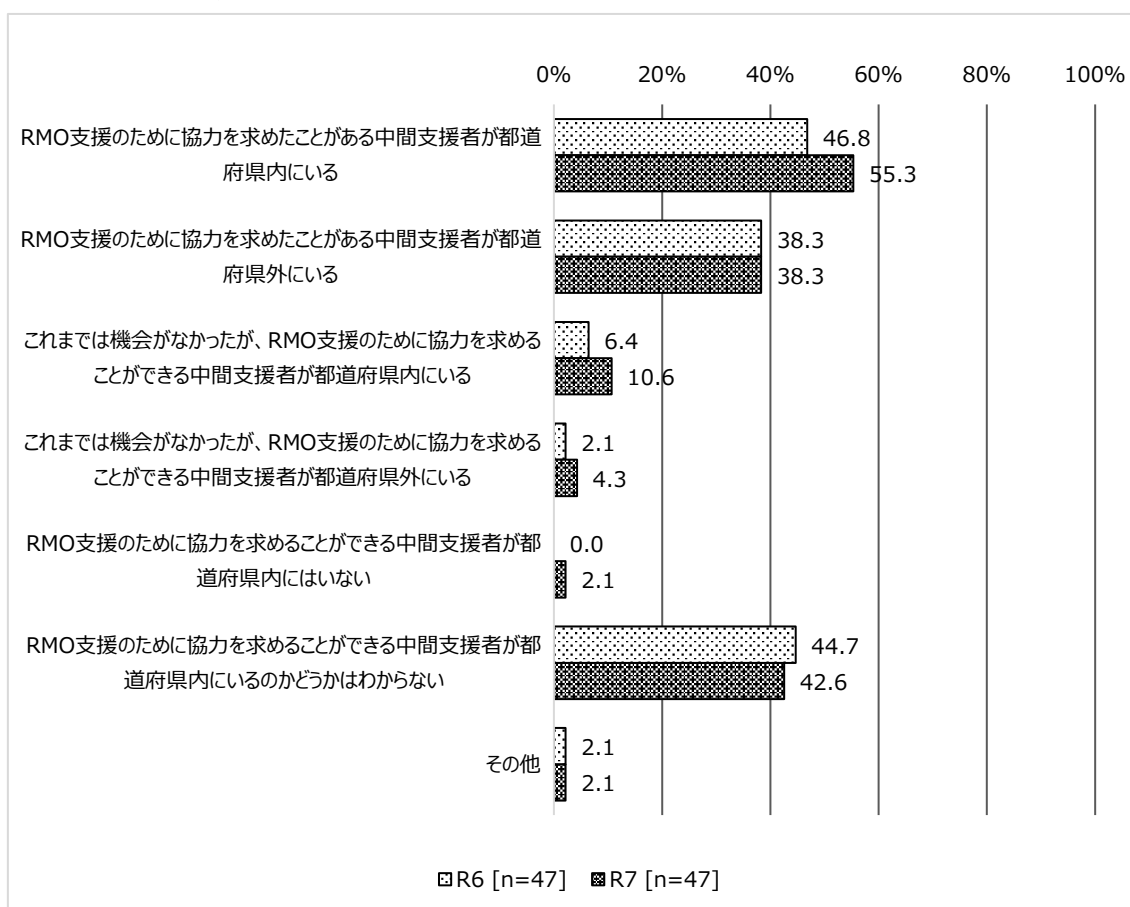
図表 53 中間支援者による支援の内容〔複数回答〕



② 都道府県と「中間支援者」とのつながりの状況

- ・ 都道府県と、地域運営組織の支援を行える「中間支援者」とのつながりの状況は、「RMO 支援のために協力を求めたことがある「中間支援者」が都道府県内にいる」が 55.3%、「RMO 支援のために協力を求めたことがある「中間支援者」が都道府県外にいる」が 38.3%となっている。
- ・ 一方、「RMO 支援のために協力を求めることができる「中間支援者」が都道府県内にいるのかどうかはわからない」が 42.6%となっている。

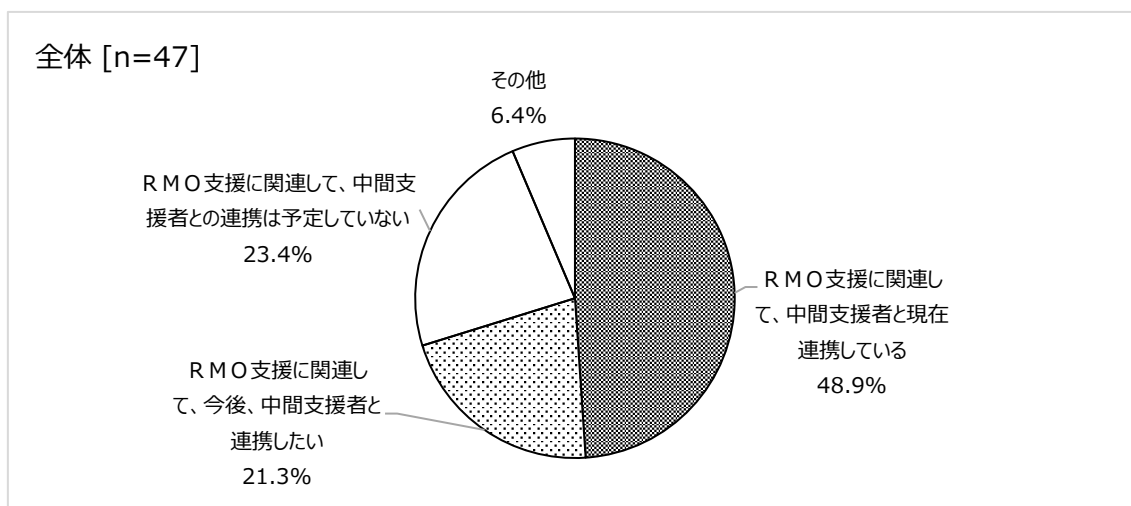
図表 54 都道府県と中間支援者とのつながりの状況〔複数回答〕



③ 「中間支援者」との連携状況

- ・ 「中間支援者」との連携状況は、「RMO 支援に関連して、中間支援者と現在連携している」が 48.9% (23 都道府県)、「RMO 支援に関連して、今後、中間支援者と連携したい」が 21.3%(10 都道府県)となっている。
- ・ 一方、「RMO 支援に関連して、中間支援者との連携は予定していない」が 23.4% (11 都道府県) となっている。

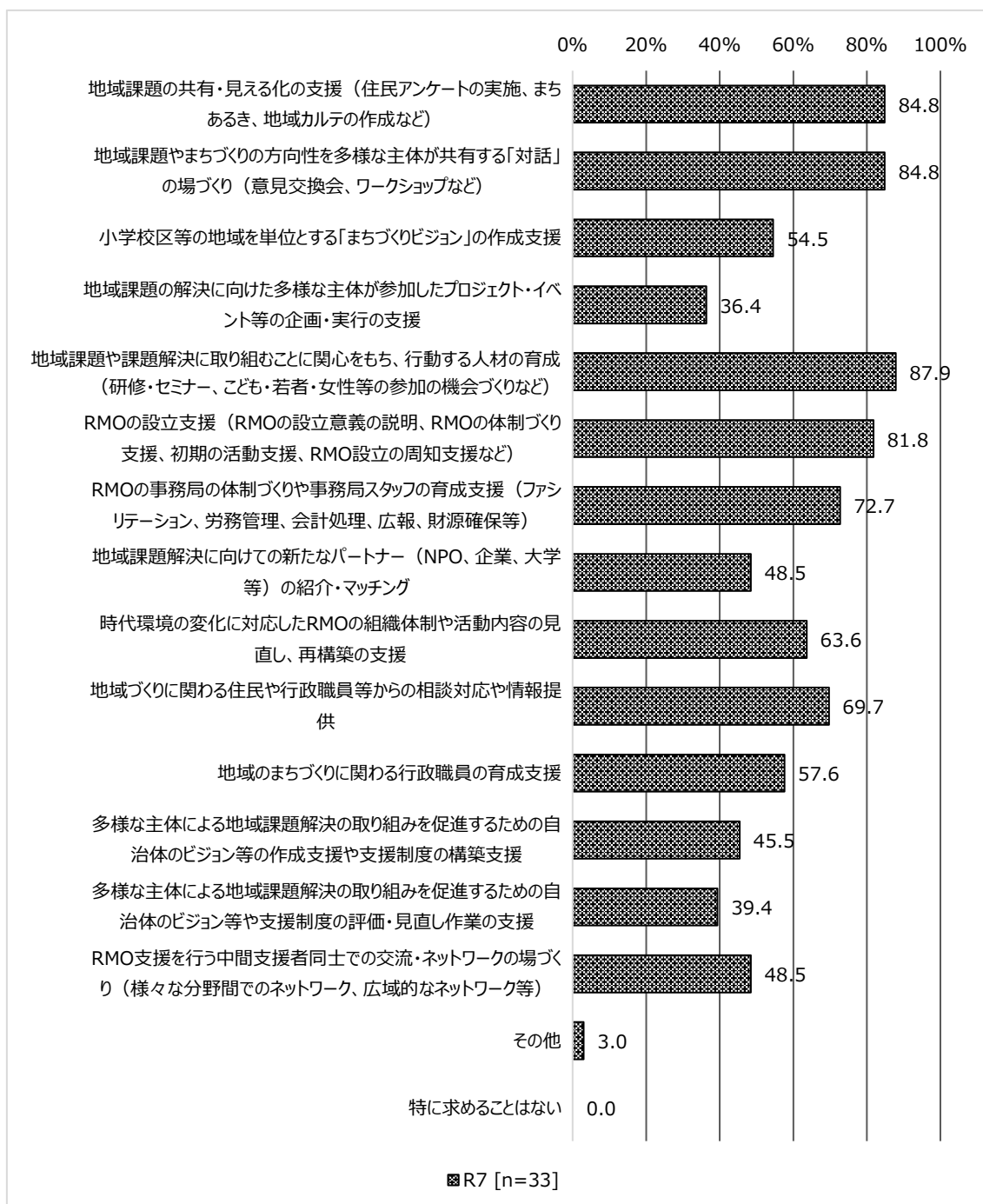
図表 55 「中間支援者」との連携状況



④ 「中間支援者」に求める活動

- ・ 「中間支援者」との連携意向がある 33 都道府県が、「中間支援者」に求める活動は、「地域課題や課題解決に取り組むことに関心をもち、行動する人材の育成（研修・セミナー、こども・若者・女性等の参加の機会づくりなど）」が 87.9%などとなっている。

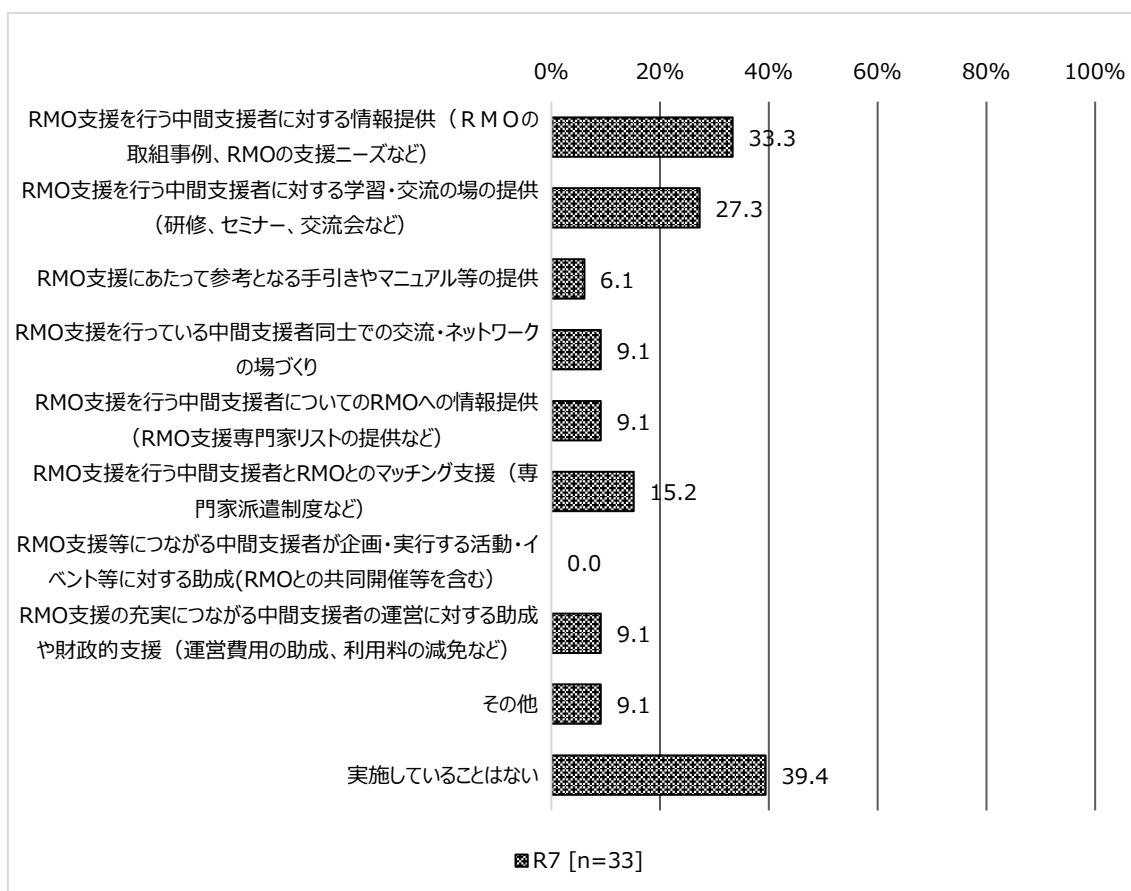
図表 56 「中間支援者」に求める活動〔複数回答〕



⑤ 地域運営組織の支援を行う「中間支援者」に対する支援

- ・ 「中間支援者」との連携意向がある 33 都道府県において、地域運営組織の支援を行う「中間支援者」に対する支援は、「RMO 支援を行う中間支援者に対する情報提供（RMO の取組事例、RMO の支援ニーズなど）」が 33.3%、「RMO 支援を行う中間支援者に対する学習・交流の場の提供（研修、セミナー、交流会など）」が 27.3%となっている。
- ・ 一方、「実施していることはない」が 39.4%となっている。

図表 57 「中間支援者」に対する支援〔複数回答〕

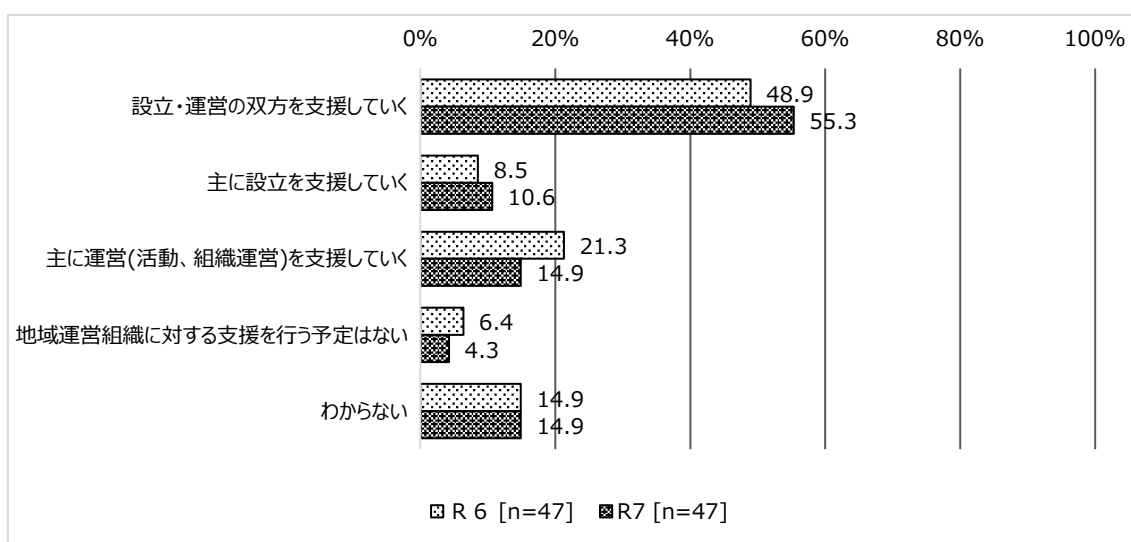


(7) 今後の支援の方針

① 地域運営組織の設立・運営促進の取組方針

- ・ 地域運営組織の設立・運営促進の取組方針は、「設立・運営の双方を支援していく」が 55.3%、「主に運営(活動、組織運営)を支援していく」が 14.9%、「主に設立を支援していく」が 10.6%となっている。支援を行う方針の都道府県は、あわせて 38 都道府県となっている。
- ・ 一方、「地域運営組織に対する支援を行う予定はない」が 4.3%、「わからない」が 14.9%となっている。

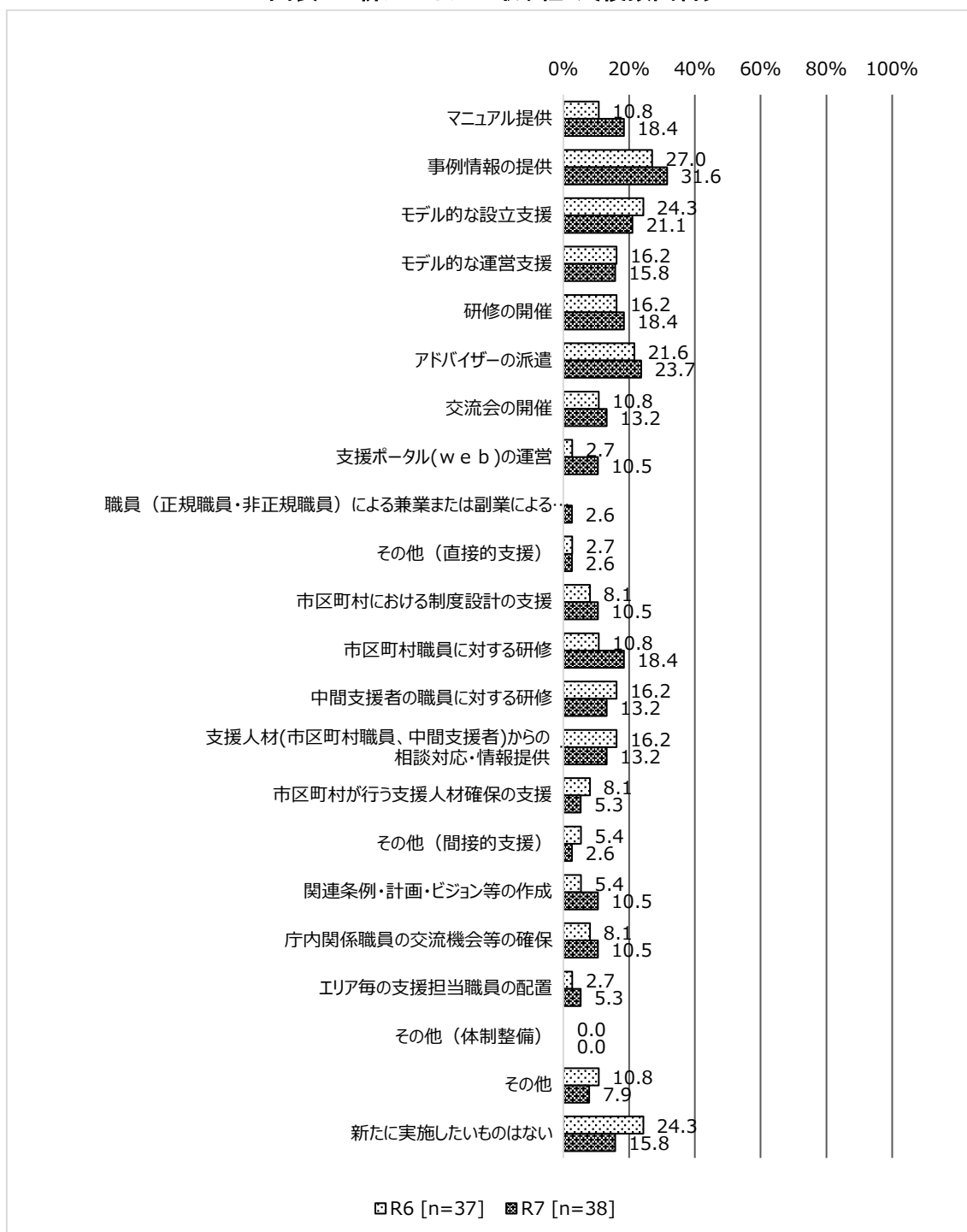
図表 58 地域運営組織の設立・運営促進の取組方針



② 新たにしたい取り組み

- ・ 地域運営組織の設立・運営を促進するために新たにしたい取り組みは、「事例情報の提供」が 31.6%、「アドバイザーの派遣」が 23.7%「モデル的な設立支援」が 21.1%となっている。

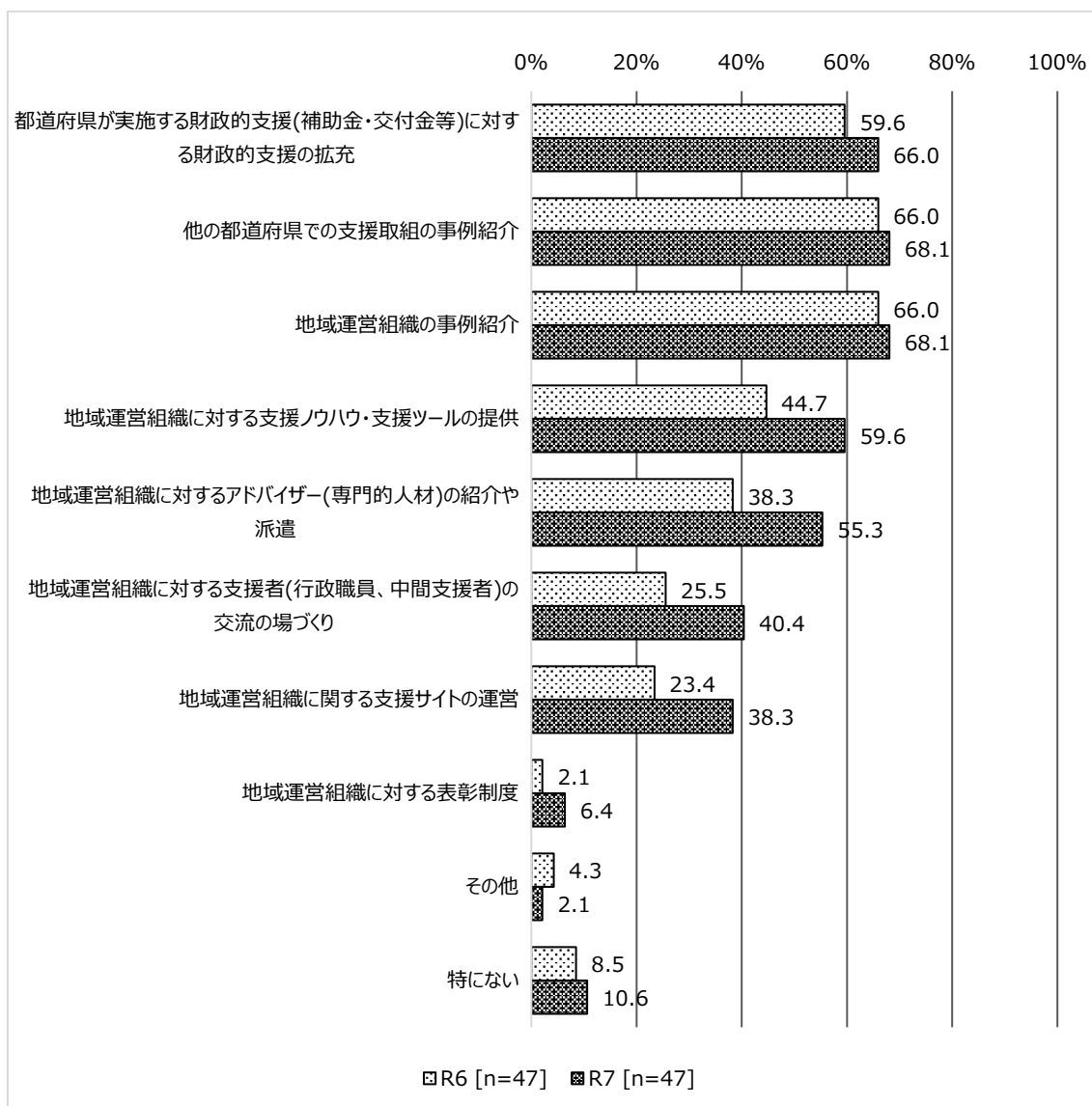
図表 59 新たにしたい取り組み〔複数回答〕



③ 国に期待すること

- ・ 国に期待することは、「他の都道府県での支援取組の事例紹介」と「地域運営組織の事例紹介」がいずれも 68.1%、「都道府県が実施する財政的支援(補助金・交付金等)に対する財政的支援の拡充」が 66.0%となっている。
- ・ 一方、「特にない」が 10.6%となっている。

図表 60 国に期待すること〔複数回答〕



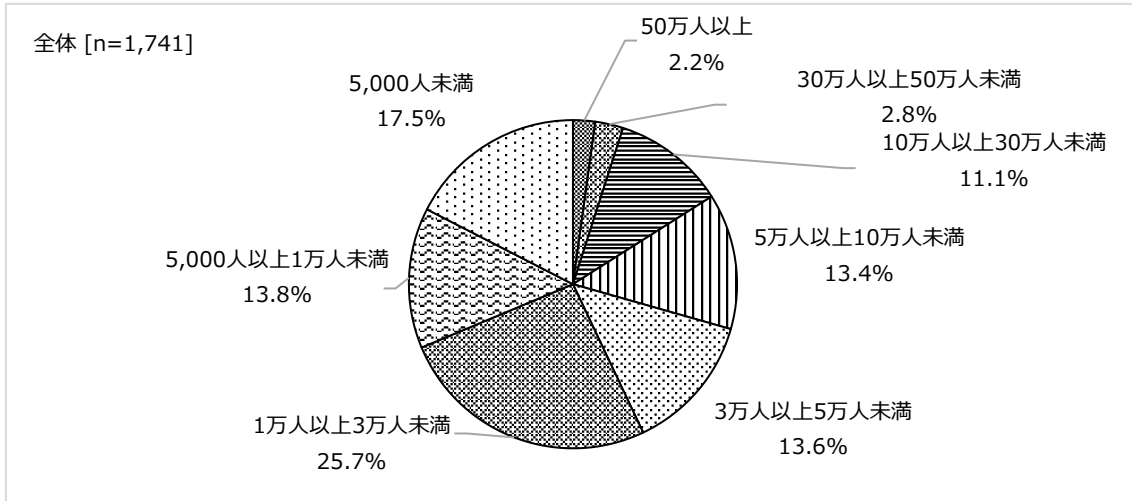
4-3. 調査結果の概要(市区町村票)

(1) 市区町村の基礎情報

① 人口規模別の市区町村数の割合

- 人口規模別の市区町村数の割合は、「1万人以上3万人未満」が25.7%、「5,000人未満」が17.5%、「5,000人以上1万人未満」が13.8%となっている。

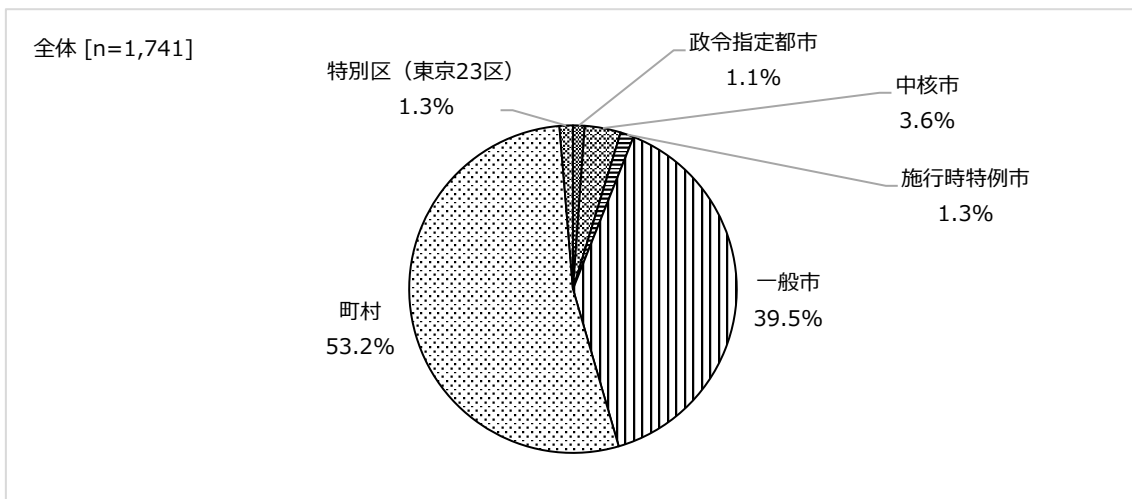
図表 61 人口規模別の市区町村数の割合



② 都市区分別の市区町村数の割合

- 都市区分別の市区町村数の割合は、「町村」が53.2%、「一般市」が39.5%、「中核市」が3.6%となっている。

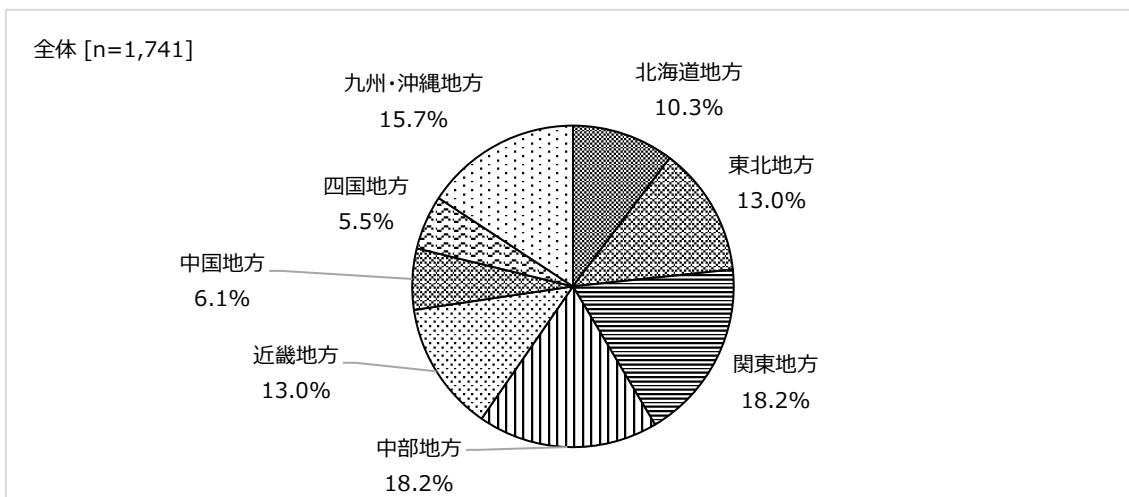
図表 62 都市区分別の市区町村数の割合



③ 地域ブロック別の市区町村数の割合

- 地域ブロック別の市区町村数の割合は、「関東地方」と「中部地方」がいずれも18.2%、「九州・沖縄地方」が15.7%、「東北地方」と「近畿地方」がいずれも13.0%となっている。

図表 63 地域ブロック別の市区町村数の割合

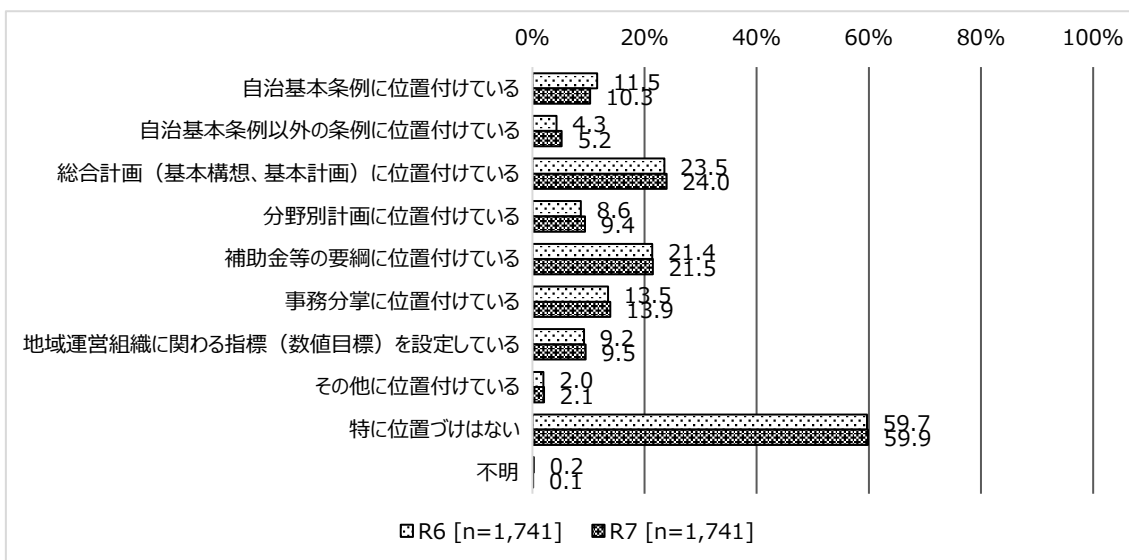


(2) 地域運営組織の政策上の位置づけ

① 地域運営組織を育成・支援することについての政策上の位置づけ

- 地域運営組織を育成・支援することについての政策上の位置づけは、「総合計画（基本構想、基本計画）に位置付けている」が24.0%、「補助金等の要綱に位置付けている」が21.5%となっている。
- 一方、「特に位置づけはない」が59.9%となっている。

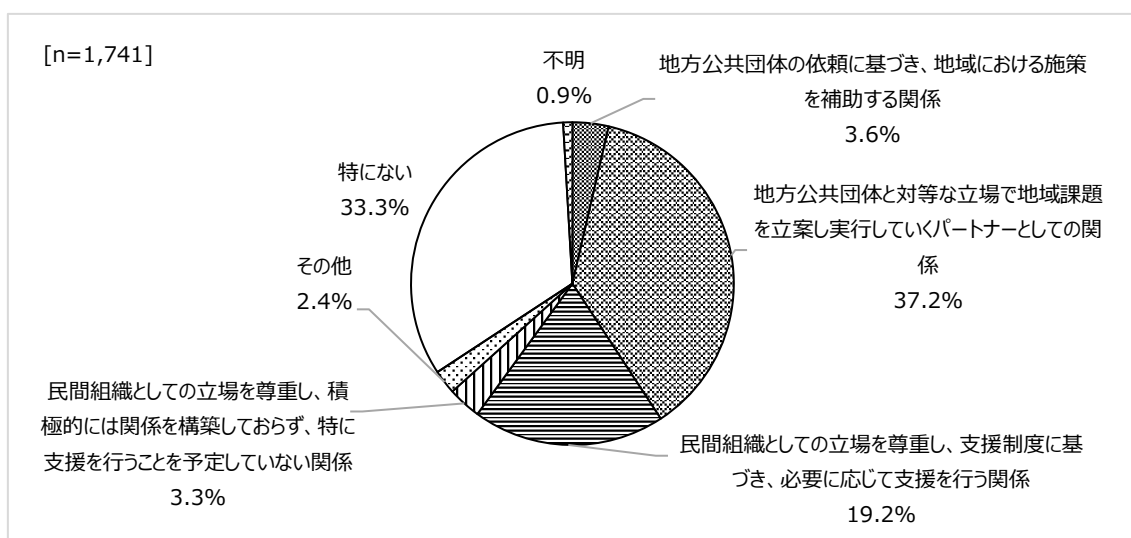
図表 64 地域運営組織を育成・支援することについての政策上の位置づけ〔複数回答〕



② 地域運営組織との関係

- ・ 地域運営組織との関係は、「地方公共団体と対等な立場で地域課題を立案し実行していくパートナーとしての関係」が 37.2%、「民間組織としての立場を尊重し、支援制度に基づき、必要に応じて支援を行う関係」が 19.2%となっている。

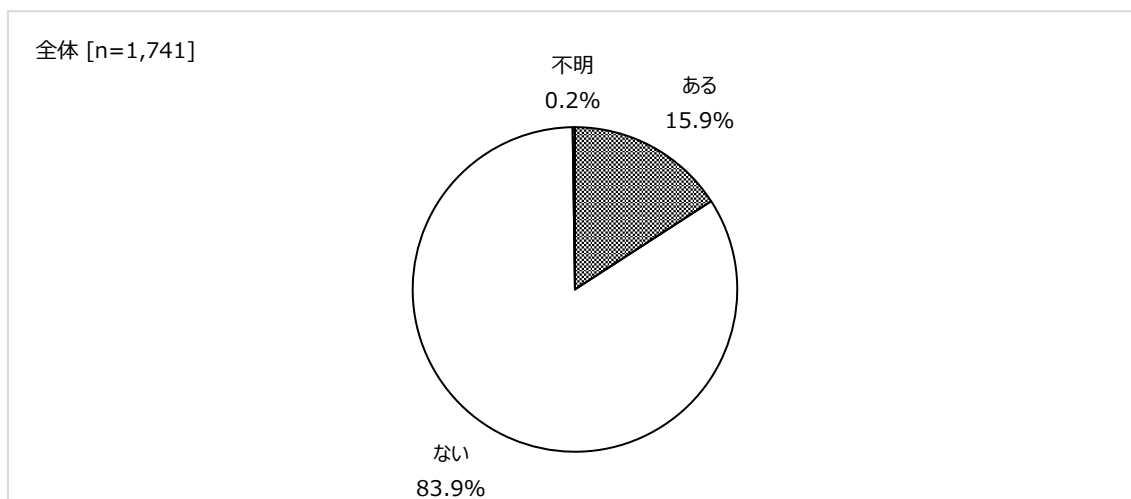
図表 65 地域運営組織との関係



③ 地域運営組織を認定、指定、登録等する仕組みの有無

- ・ 地域運営組織を認定、指定、登録等する仕組みの有無は、「ある」が 15.9%(276自治体)、「ない」が 83.9%となっている。

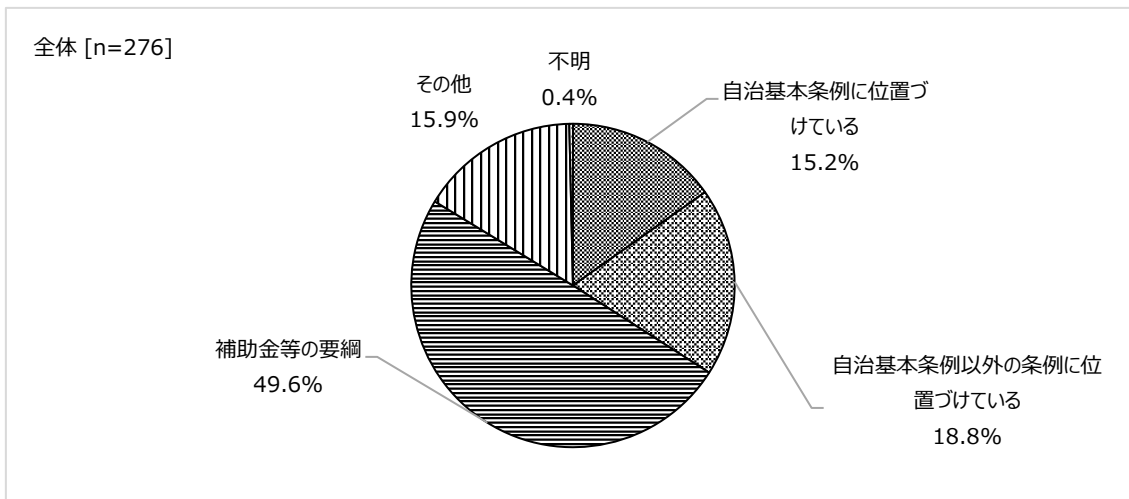
図表 66 地域運営組織を認定、指定、登録等する仕組みの有無



④ 地域運営組織を認定、指定、登録等する制度の根拠

- ・ 地域運営組織を認定、指定、登録等する仕組みがある 276 市区町村における制度の根拠は、「補助金等の要綱」が 49.6%、「自治基本条例以外の条例に位置づけている」が 18.8%、「自治基本条例に位置づけている」が 15.2%となっている。

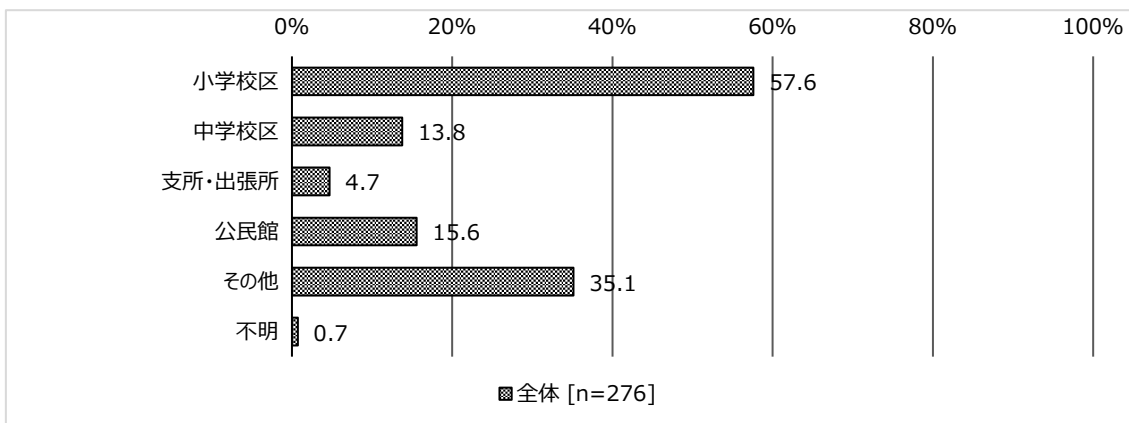
図表 67 地域運営組織を認定、指定、登録等する制度の根拠



⑤ 認定、指定、登録等の対象となる組織を設置できる地域単位

- ・ 認定、指定、登録等の対象となる組織を設置できる地域単位は、「小学校区」が 57.6%、「その他」が 35.1%、「公民館」が 15.6%となっている。

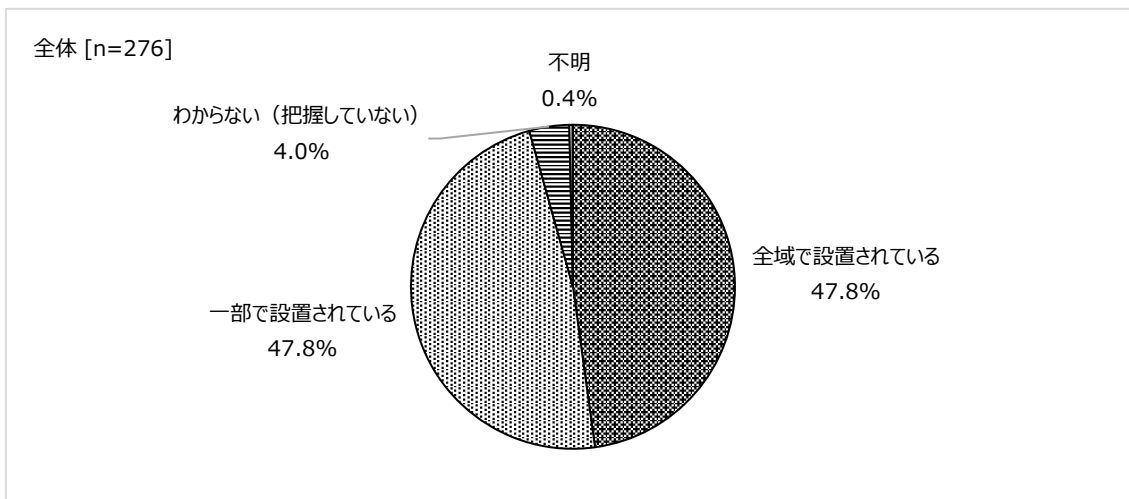
図表 68 認定、指定、登録等の対象となる組織を設置できる地域単位



⑥ 設置できる地域単位に対する市町村全域に占める設置済みの地域の割合

- ・ 市町村全域に占める設置済みの地域の割合は、「全域で設置されている」が47.8%、「一部で設置されている」が47.8%となっている。

図表 69 市町村全域に占める設置済みの地域の割合

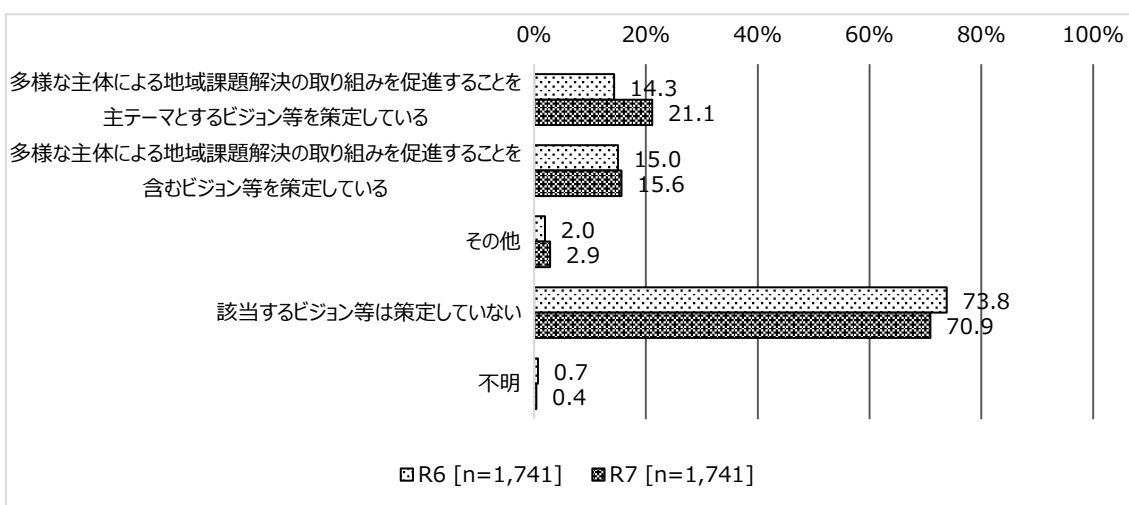


⑦ 多様な主体による地域課題解決の取り組みを促進するためのビジョン等の策定

- ・ 多様な主体による地域課題解決の取り組みを促進するためのビジョン等の策定は、「多様な主体による地域課題解決の取り組みを促進することを主テーマとするビジョン等を策定している」が21.1%となっている。
- ・ 一方、「該当するビジョン等は策定していない」が70.9%となっている。

図表 70 多様な主体による地域課題解決の取り組みを促進するためのビジョン等の策定

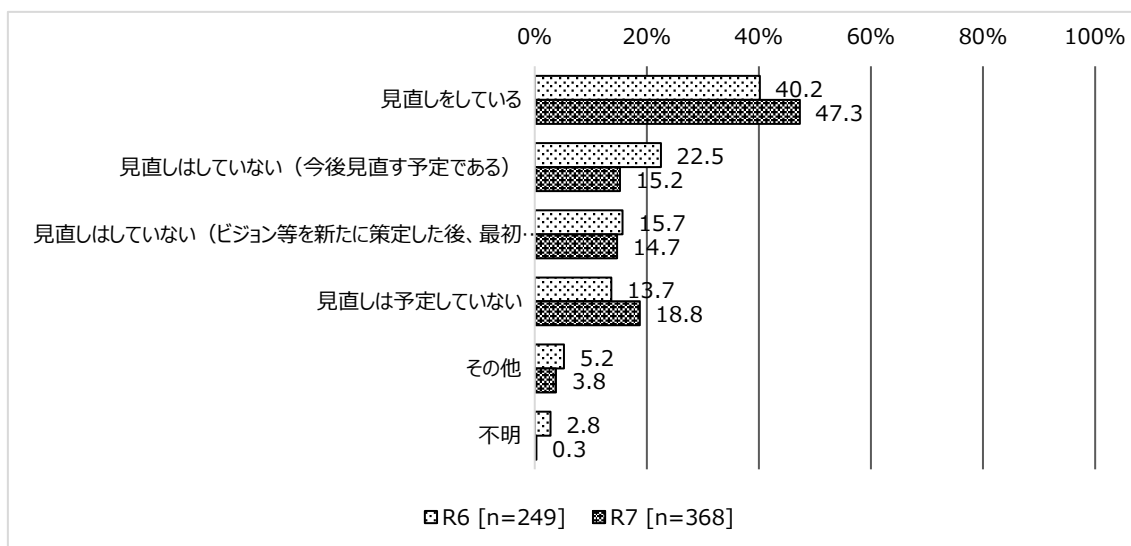
〔複数回答〕



⑧ ビジョン等を策定した後、見直し状況

- ・ ビジョン等を策定した後、見直し状況は、「見直しをしている」が 47.3%となっている。
- ・ 一方、「見直しは予定していない」が 18.8%となっている。

図表 71 ビジョン等を策定した後、見直し状況

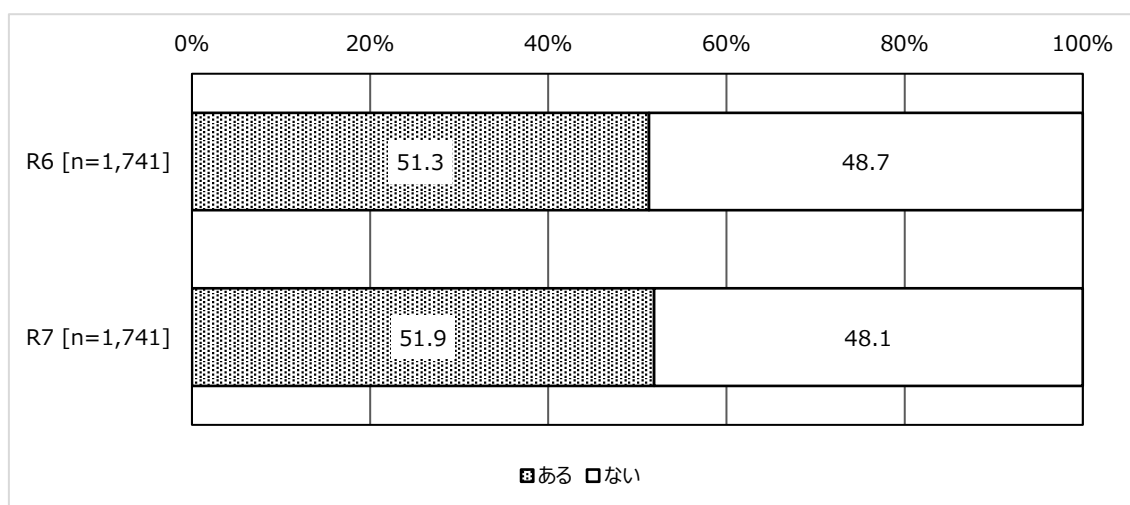


(3) 地域運営組織の概況

① 地域運営組織の有無

- ・ 地域運営組織の有無は、「ある」が 51.9%(903 市区町村)、「ない」が 48.1%(838 市区町村)となっている。

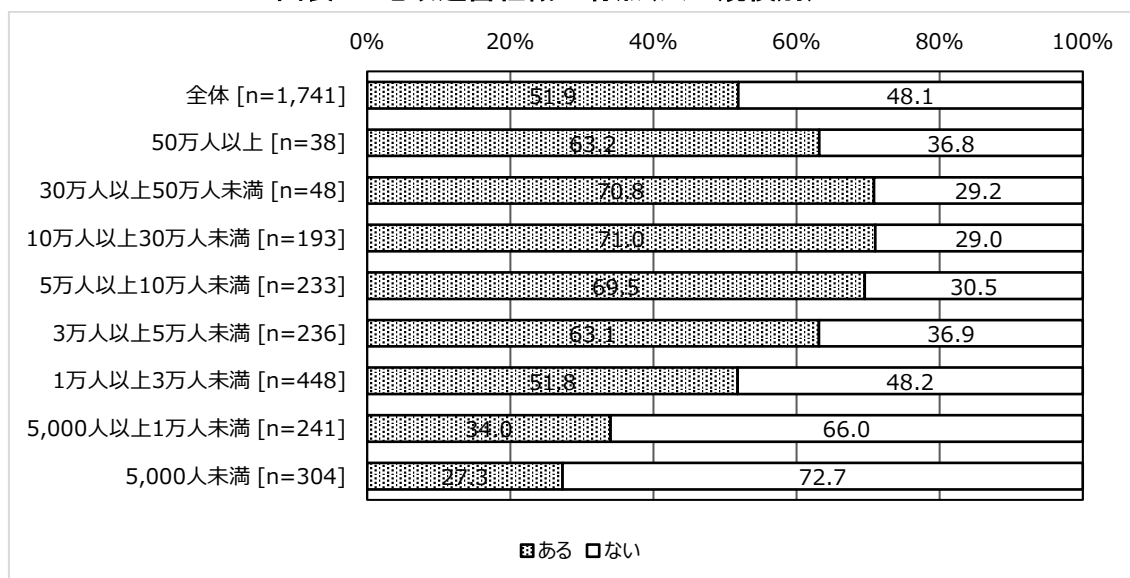
図表 72 地域運営組織の有無



② 地域運営組織の有無(人口規模別)

- 回答市区町村の人口規模別に「地域運営組織がある」割合をみると、「10万人以上30万人未満」が71.0%と最も多くなっている。一方、「5,000人以上1万人未満」、「5,000人未満」は3割前後と少ない。

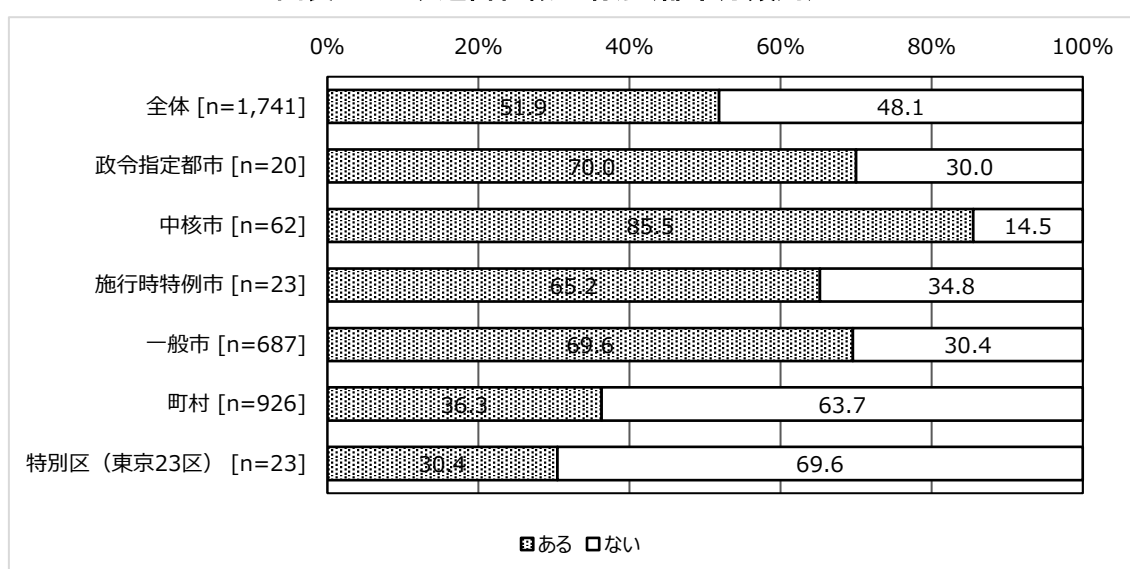
図表 73 地域運営組織の有無(人口規模別)



③ 地域運営組織の有無(都市分類別)

- 回答市区町村の都市分類別に「地域運営組織がある」割合をみると、「中核市」が85.5%と最も多くなっている。一方、「特別区」が30.4%と少なくなっているほか、「町村」が36.3%と少ない。

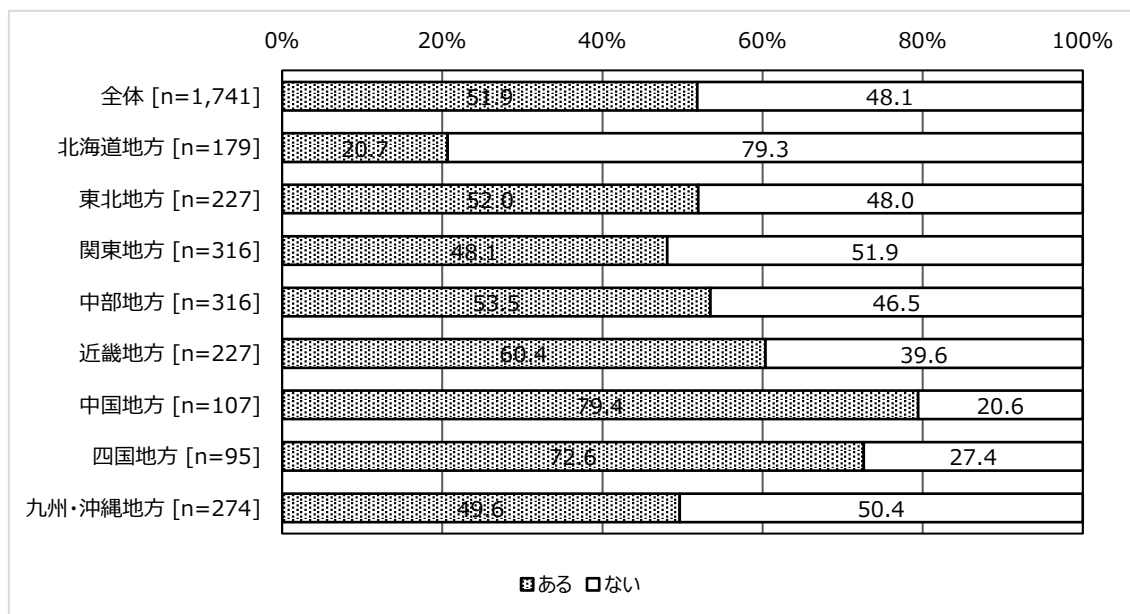
図表 74 地域運営組織の有無(都市分類別)



④ 地域運営組織の有無(地域ブロック別)

- ・ 回答市区町村の地域ブロック別に「地域運営組織がある」割合をみると、「中国地方」が79.4%と最も多くなっている。一方、「北海道地方」が20.7%と少なくなっている。

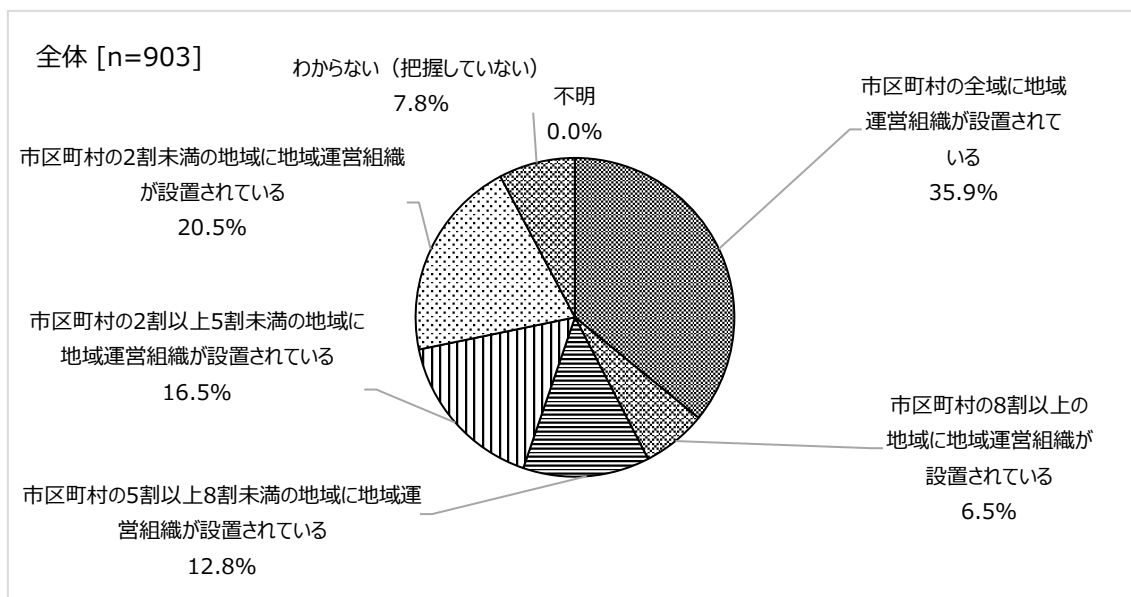
図表 75 地域運営組織の有無(地域ブロック別)



⑤ 地域運営組織の設置状況（面積ベースでカバーしている範囲）

- ・ 地域運営組織の設置状況（面積ベースでカバーしている範囲）は、「市区町村の全域に地域運営組織が設置されている」が 35.9%、「市区町村の 2 割未満の地域に地域運営組織が設置されている」が 20.5%、「市区町村の 2 割以上 5 割未満の地域に地域運営組織が設置されている」が 16.5%となっている。

図表 76 地域運営組織の設置状況（面積ベースでカバーしている範囲）



- ・ 令和 4 年度調査からの推移をみると、市区町村の全域または 8 割以上の地域に地域運営組織が設置されている割合は、以下のとおりとなっている。

(参考)市区町村の全域または 8 割以上の地域に地域運営組織が設置されている割合の推移

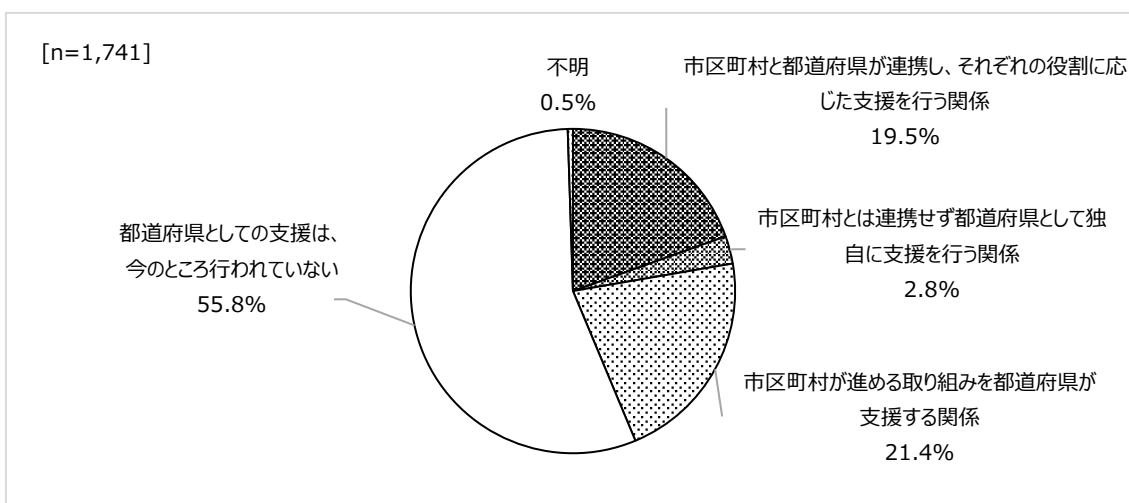
	全域	8 割以上の地域	計
令和 4 年度 (n=853)	34.8%	5.5%	40.3%
令和 5 年度 (n=865)	35.5%	6.2%	41.7%
令和 6 年度 (n=893)	35.9%	6.7%	42.6%
令和 7 年度 (n=903)	35.9%	6.5%	42.4%

(4) 地域運営組織の形成・設立に向けての支援状況

① 地域運営組織の設立・運営の支援にあたっての市区町村と都道府県との関係性

- ・ 地域運営組織の設立・運営の支援にあたっての市区町村と都道府県との関係性は、「市区町村が進める取り組みを都道府県が支援する関係」が 21.4%となっている。
- ・ 一方、「都道府県としての支援は、今のところ行われていない」が 55.8%となっている。

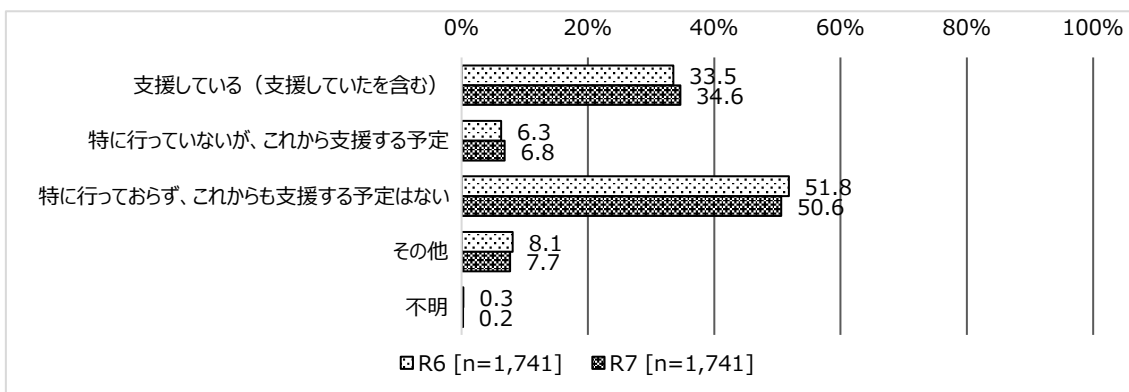
図表 77 地域運営組織の支援にあたっての市区町村と都道府県との関係性



② 地域運営組織の形成・設立に向けての支援の実施状況

- ・ 地域運営組織の形成・設立に向けての支援の実施状況は、「支援している（支援していたを含む）」が 34.6%となっている。
- ・ 一方、「特に行っておらず、これからも支援する予定はない」が 50.6%となっている。

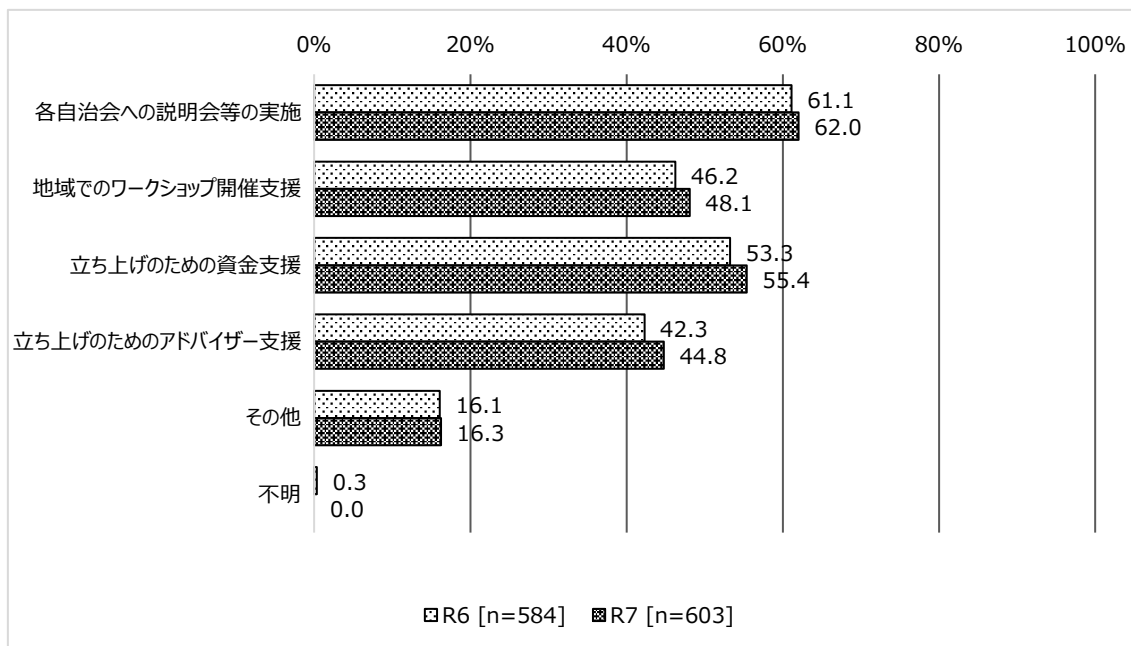
図表 78 地域運営組織の形成・設立に向けての支援の実施状況



③ 地域運営組織の形成・設立に向けて支援している内容

- ・ 地域運営組織の形成・設立に向けて支援している内容は、「各自治会への説明会等の実施」が 62.0%、「立ち上げのための資金支援」が 55.4%、「地域でのワークショップ開催支援」が 48.1%となっている。

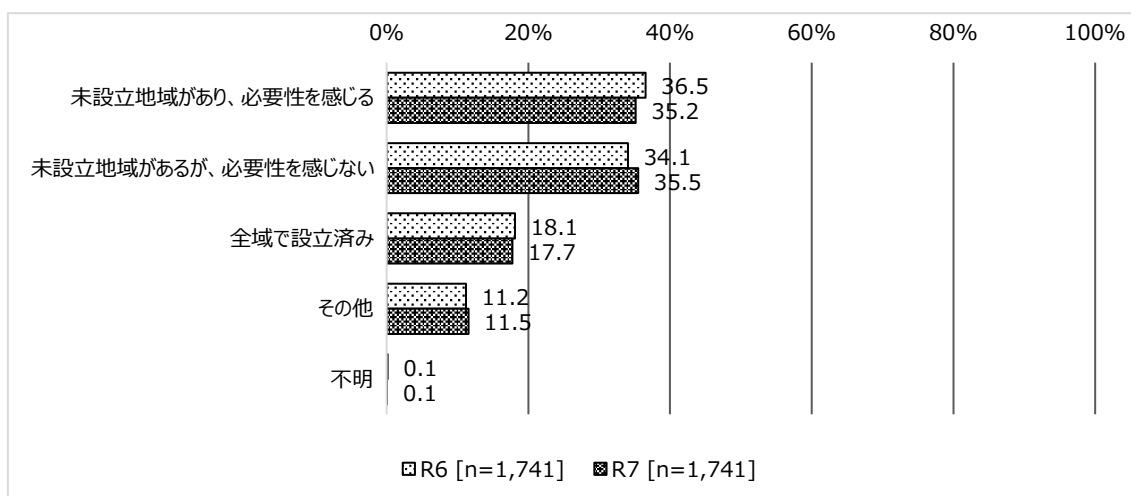
図表 79 地域運営組織の形成・設立に向けて支援している内容〔複数回答〕



④ 未設立地域に地域運営組織を立ち上げていくことの必要性についての考え

- ・ 未設立地域に地域運営組織を立ち上げていくことの必要性についての考えは、「未設立地域があり、必要性を感じる」が 35.2%となっている。
- ・ 一方、「未設立地域があるが、必要性を感じない」が 35.5%となっている。

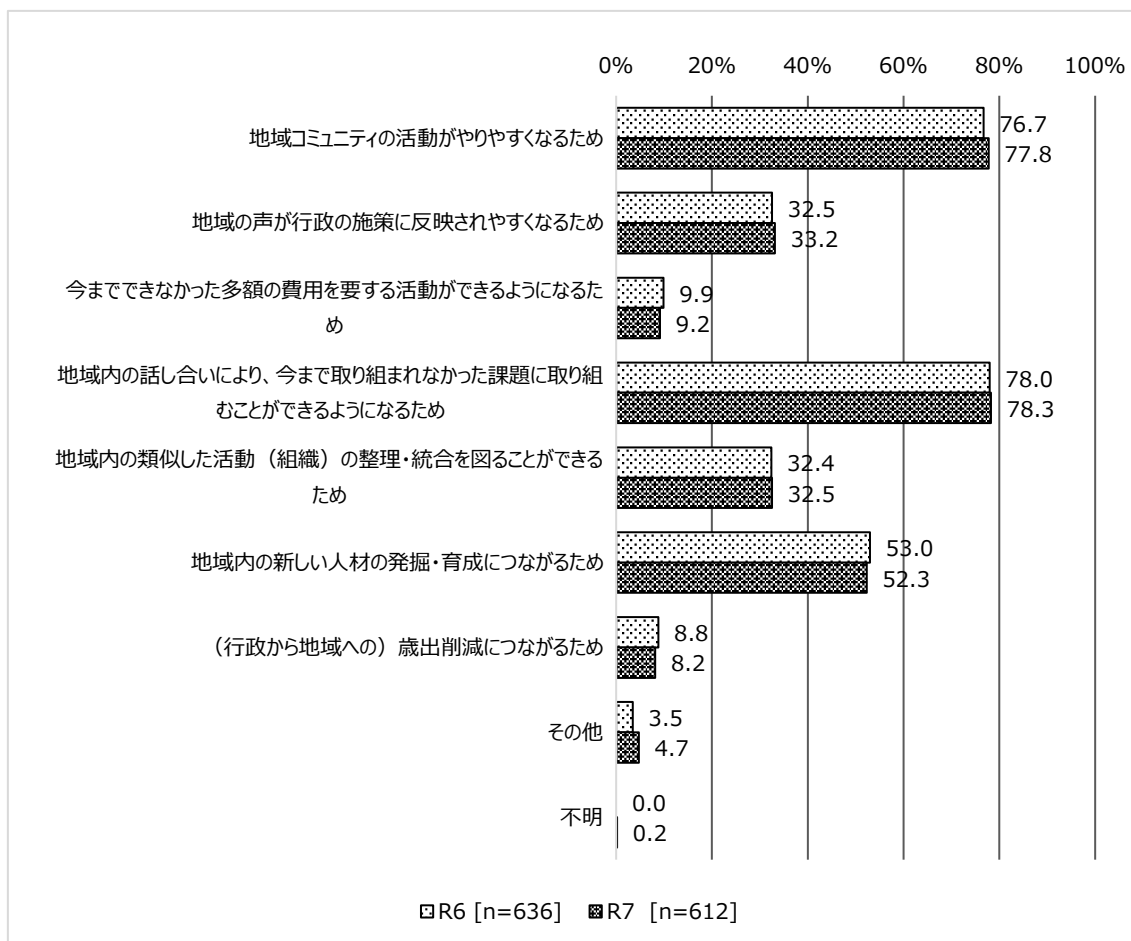
図表 80 地域運営組織を、現在、設立されていない地域に立ち上げていく必要性



⑤ 地域運営組織の必要性を感じる理由

- ・ 地域運営組織の必要性を感じる理由は、「地域内の話し合いにより、今まで取り組まれなかった課題に取り組むことができるようになるため」が 78.3%、「地域コミュニティの活動がやりやすくなるため」が 77.8%、「地域内の新しい人材の発掘・育成につながるため」が 52.3%となっている。

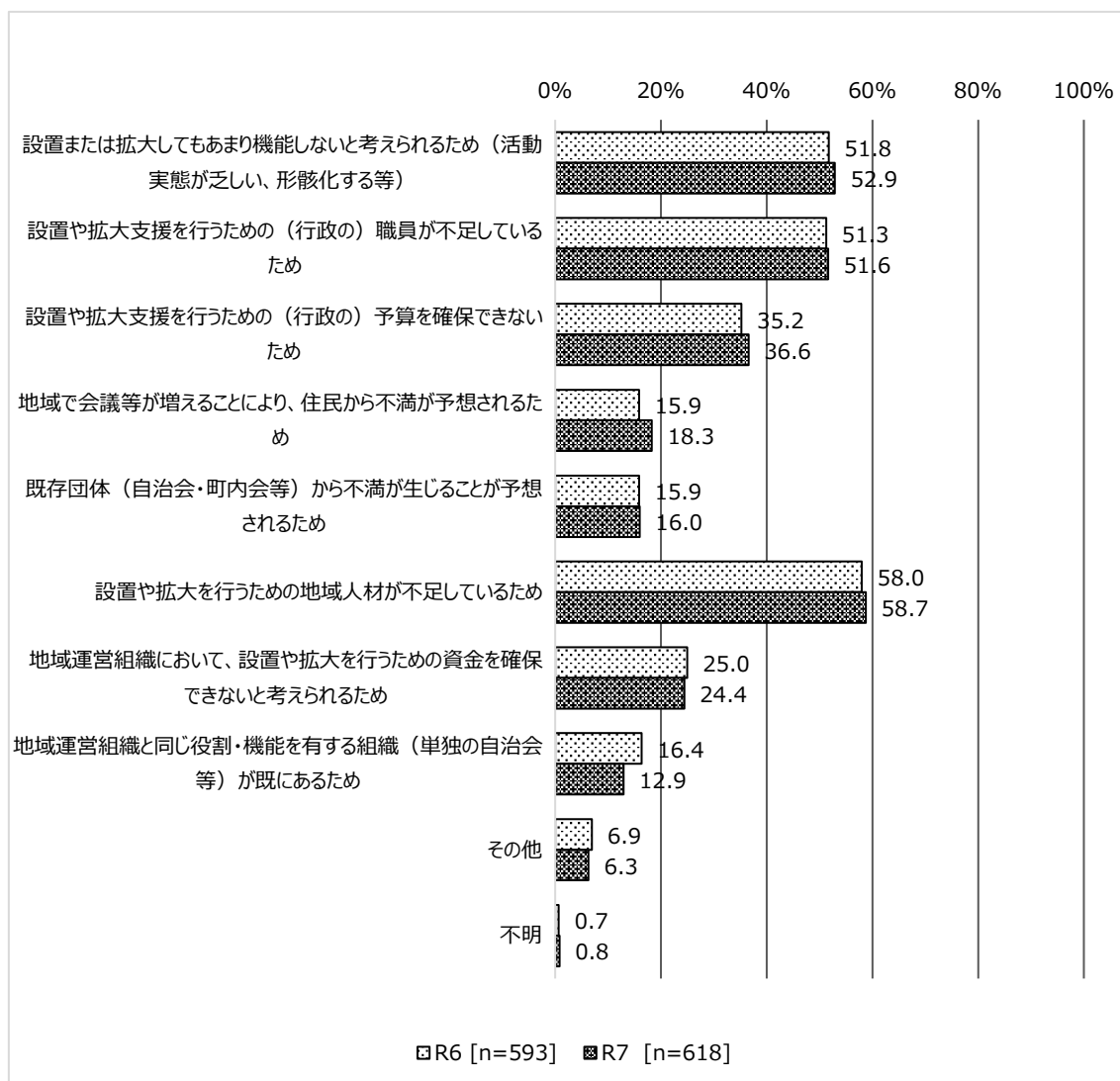
図表 81 地域運営組織の必要性を感じる理由〔複数回答〕



⑥ 地域運営組織の必要性を感じないと考える理由

- ・ 地域運営組織の必要性を感じないと考える理由は、「設置や拡大を行うための地域人材が不足しているため」が 58.7%、「設置または拡大してもあまり機能しないと考えられるため」が 52.9%、「設置または拡大してもあまり機能しないと考えられるため」が 52.9%、「設置や拡大支援を行うための職員が不足しているため」が 51.6%、「設置や拡大支援を行うための職員が不足しているため」が 51.6%となっている。

図表 82 地域運営組織の必要性を感じないと考える理由〔複数回答〕

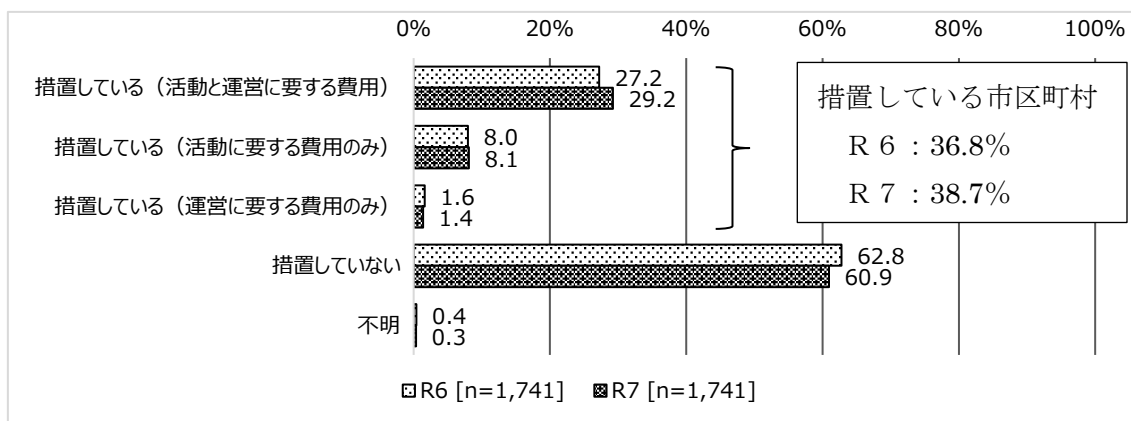


(5) 地域運営組織に対する支援(財政的支援)

① 市区町村単独の財源による助成金・交付金等の措置状況

- ・ 市区町村単独の財源による助成金・交付金等の措置状況は、「措置している(活動と運営に要する費用)」が 29.2%となっている。
- ・ 一方、「措置していない」が 60.9%となっている。

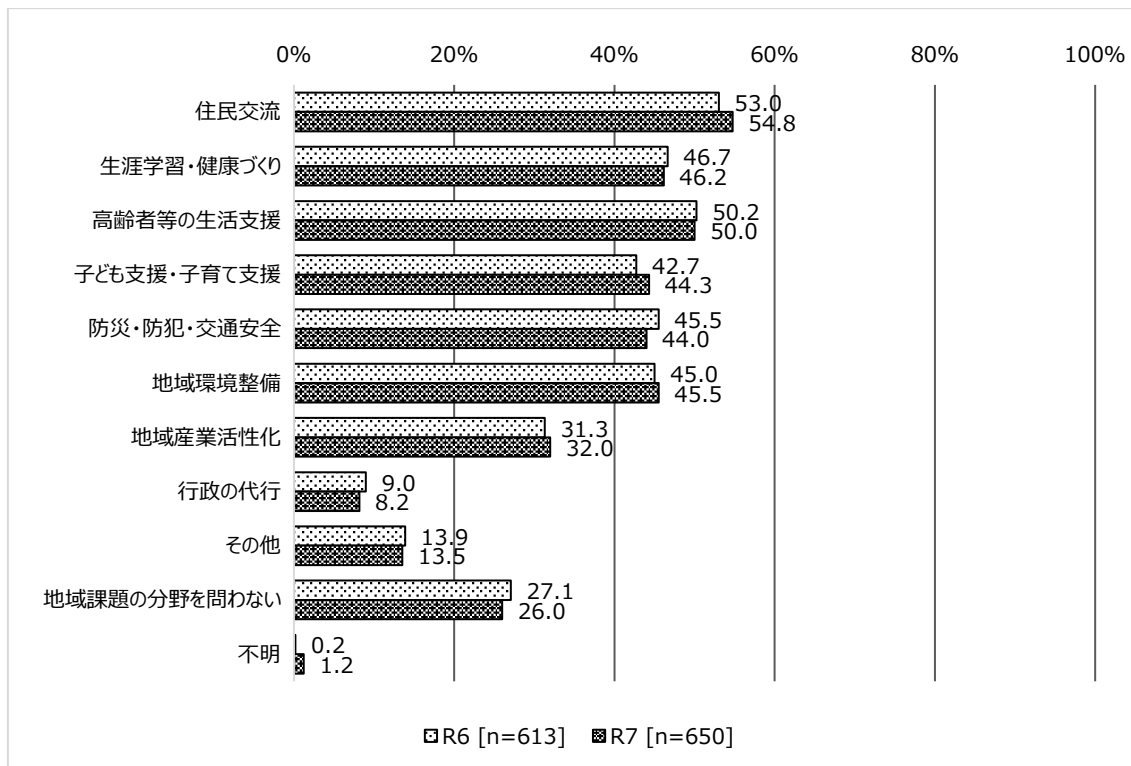
図表 83 市区町村単独の財源による助成金・交付金等の措置状況



② 措置対象となる地域課題の分野

- ・ 措置の対象となる地域課題の分野は、「住民交流」が 54.8%、「高齢者等の生活支援」が 50.0%、「生涯学習・健康づくり」が 46.2%となっている。

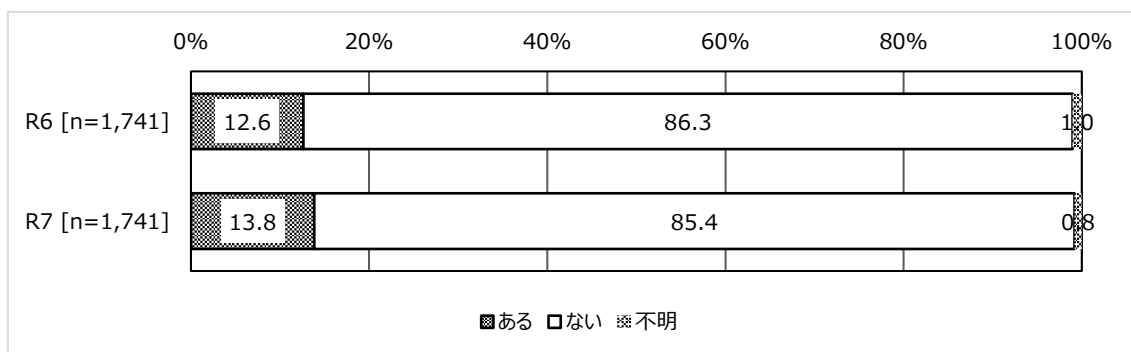
図表 84 措置対象となる地域課題の分野〔複数回答〕



③ 用途を予め個別に指定しない地域交付金制度の有無

- ・ 用途を予め個別に指定しない地域交付金制度の有無は、「ある」が 13.8%となっている。
- ・ 一方、「ない」が 85.4%となっている。

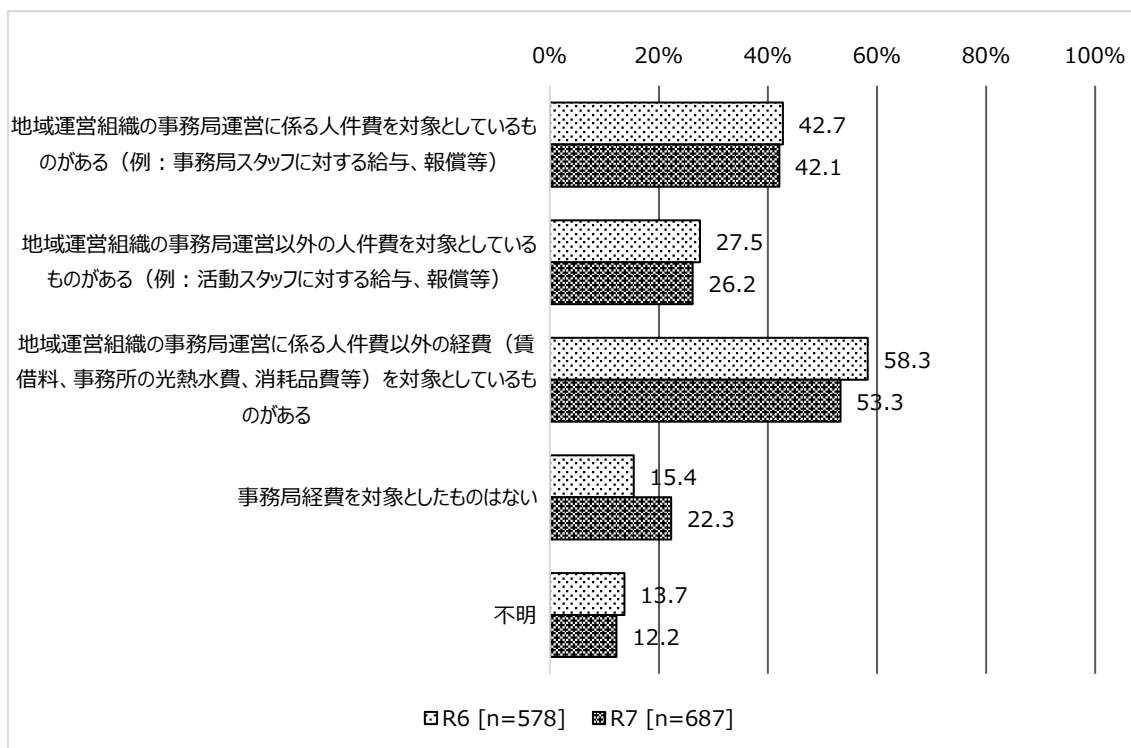
図表 85 用途を予め個別に指定しない地域交付金制度の有無



④ 地域運営組織の事務局経費を対象としている財政的支援の有無

- ・ 助成金・交付金や地域交付金制度があると回答した 687 市区町村において、地域運営組織の事務局経費を対象としているものは、「地域運営組織の事務局運営に係る人件費以外の経費（賃借料、事務所の光熱水費、消耗品費等）を対象としているものがある」が 53.3%となっている。
- ・ 一方、「事務局経費を対象としているものはない」が 22.3%となっている。

図表 86 地域運営組織の事務局経費を対象としている財政的支援の有無〔複数回答〕

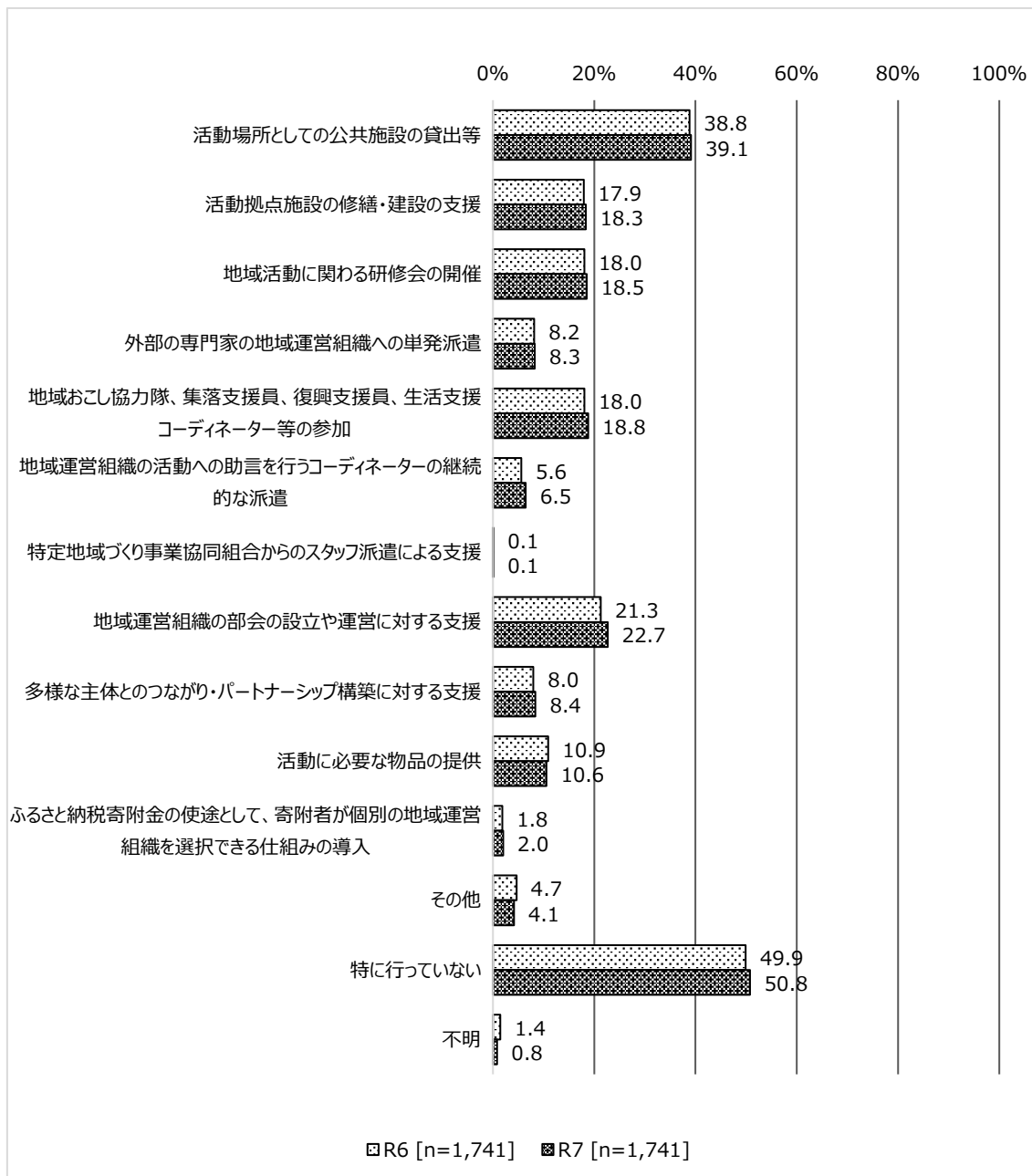


(6) 地域運営組織に対する支援（非財政的支援）

① 地域運営組織の活動に対して実施している支援策（非財政的支援）

- ・ 地域運営組織の活動に対して実施している支援策（非財政的支援）は、「活動場所としての公共施設の貸出等」が 39.1%、「地域運営組織の部会の設立や運営に対する支援」が 22.7%となっている。
- ・ 一方、「特に行っていない」が 50.8%となっている。

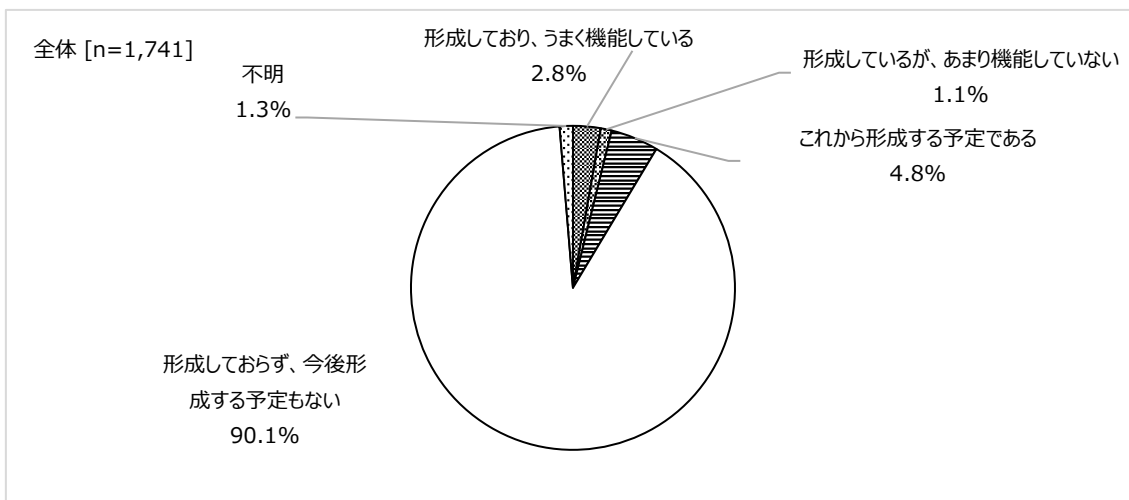
図表 87 地域運営組織の活動に対して実施している支援策(非財政的支援)[複数回答]



② RMO 支援を行うプラットフォームの形成状況

- ・ 都道府県・市区町村・中間支援者等が連携・協力して RMO 支援を行うプラットフォームの形成状況は、「形成しており、うまく機能している」が 2.8%(48 市区町村)、「形成しているが、あまり機能していない」が 1.1% (19 市区町村)となっている。
- ・ 一方、「形成しておらず、今後形成する予定もない」が 90.1%となっている。

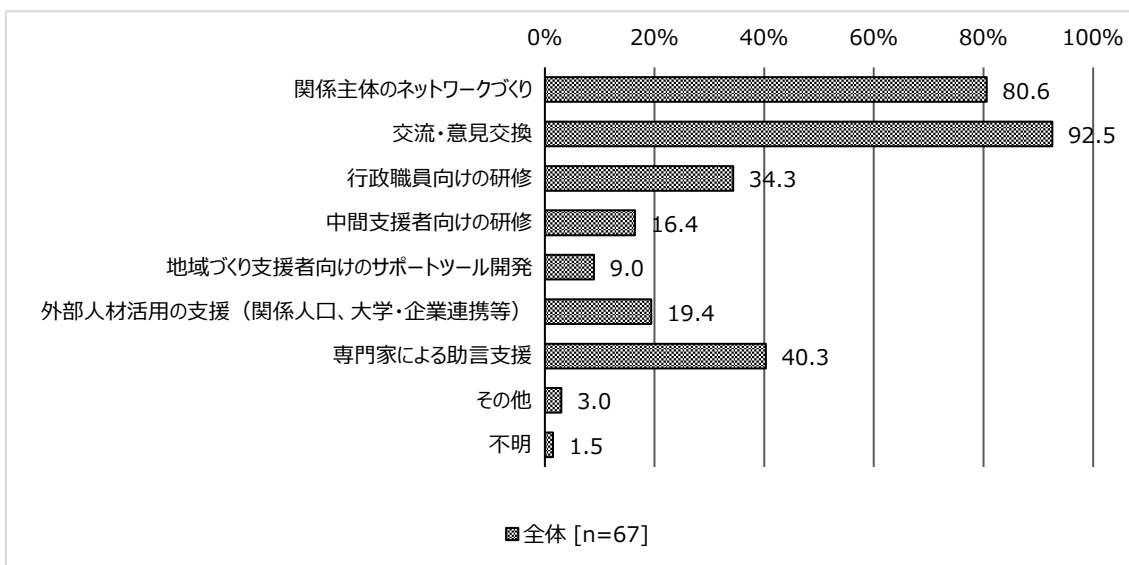
図表 88 RMO 支援を行うプラットフォームの形成状況



③ RMO 支援を行うプラットフォームの活動内容

- ・ RMO 支援を行うプラットフォームを形成している 67 市区町村におけるプラットフォームの活動内容は、「交流・意見交換」が 92.5%、「関係主体のネットワークづくり」が 80.6%となっている。

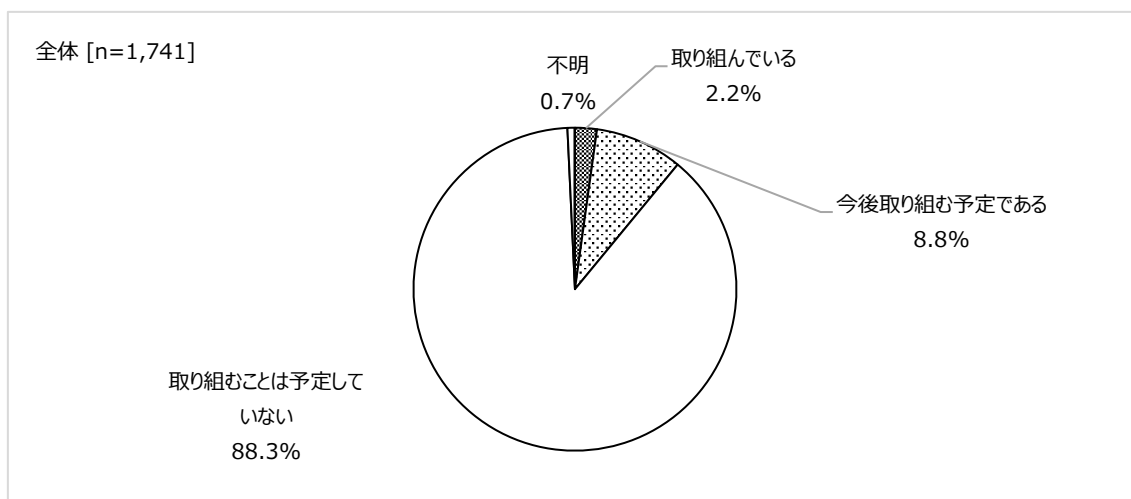
図表 89 RMO 支援を行うプラットフォームの活動内容



④ 関係人口と地域運営組織とのマッチング支援の取組状況

- ・ 関係人口と地域運営組織とのマッチング支援の取組状況は、「取り組んでいる」が2.2%（38市区町村）となっている。
- ・ 一方、「取り組むことは予定していない」が88.3%となっている。

図表 90 関係人口と地域運営組織とのマッチング支援の取組状況

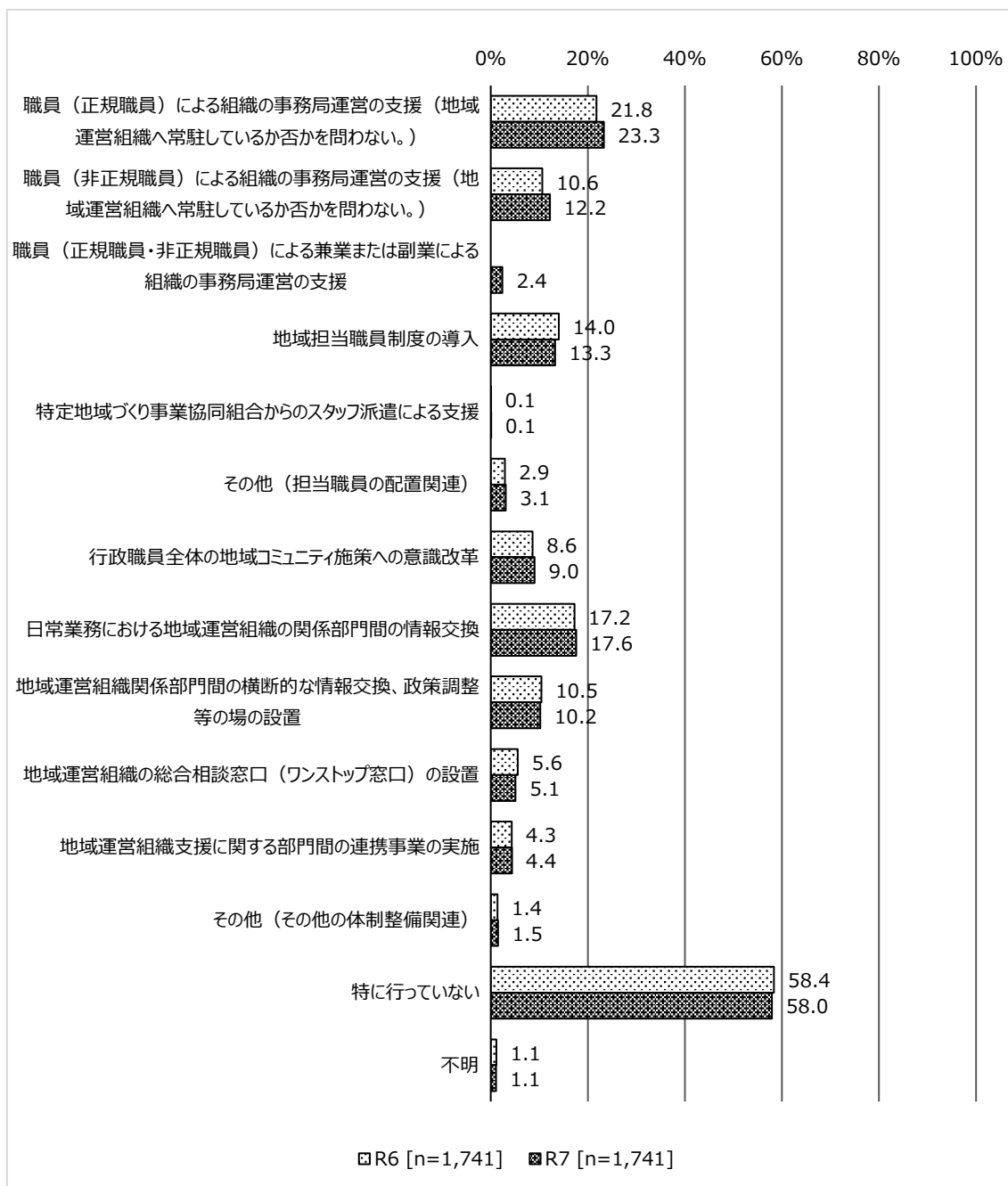


(7) 行政組織内部の体制等による支援(非財政的支援)

①「行政組織内部の体制整備等」について実施している施策(非財政的支援)

- ・「行政組織内部の体制整備等」について実施している施策(非財政的支援)は、「職員(正規職員)による組織の事務局運営の支援(地域運営組織へ常駐しているか否かを問わない。)」が23.3%、「日常業務における地域運営組織の関係部門間の情報交換」が17.6%となっている。
- ・一方、「特に行っていない」が58.0%となっている。

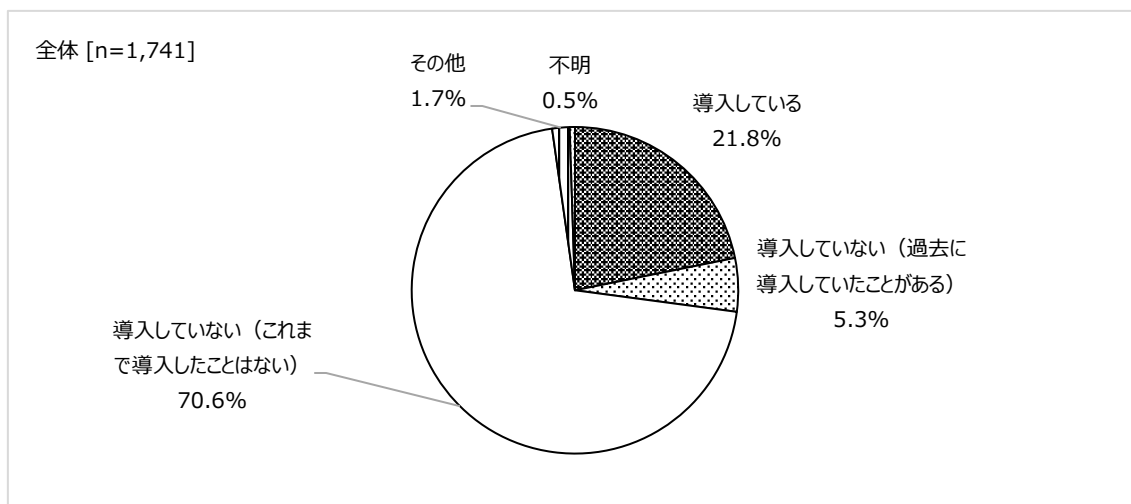
図表 91 「行政組織内部の体制整備等」について実施している施策(非財政的支援)[複数回答]



② 地域担当職員制度の導入状況

- ・ 地域担当職員制度の導入状況は、「導入している」が 21.8%(380 市区町村)となっている。
- ・ 一方、「導入していない（これまで導入したことはない）」が 70.6%となっている。

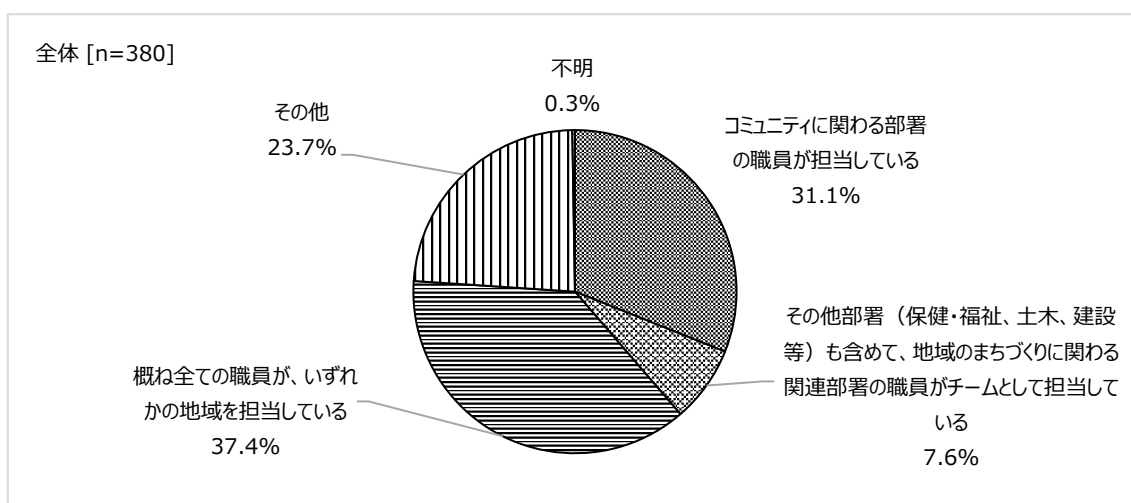
図表 92 地域担当職員制度の導入状況



③ 地域担当職員制度の体制

- ・ 地域担当職員制度の体制は、「概ね全ての職員が、いずれかの地域を担当している」が 37.4%、「コミュニティに関わる部署の職員が担当している」が 31.1%となっている。

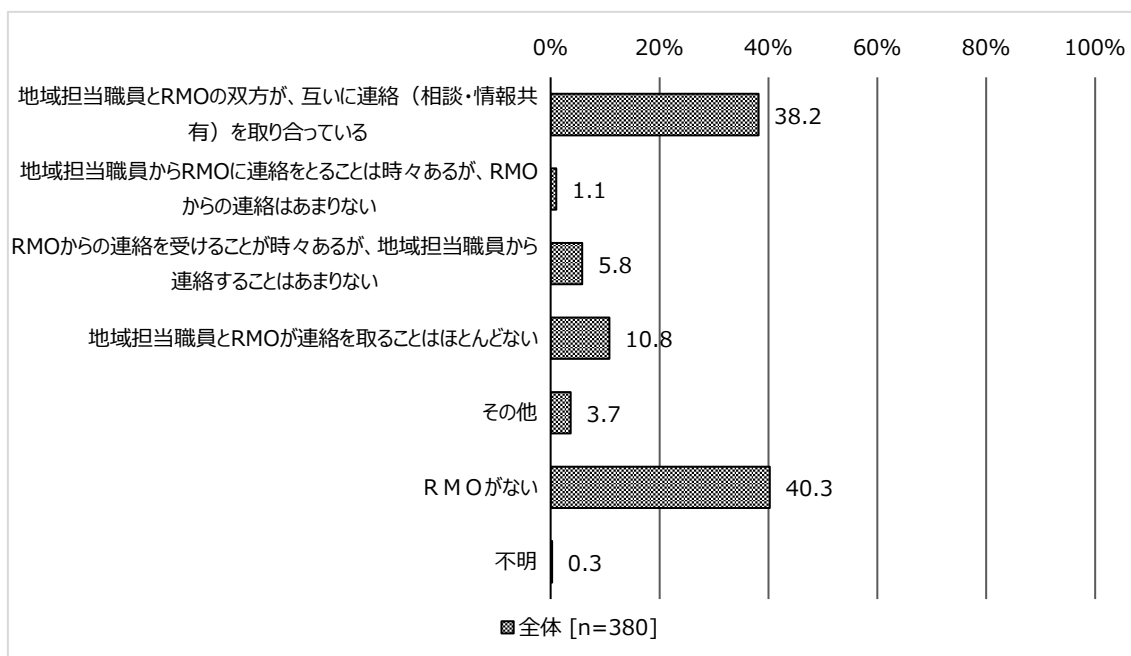
図表 93 地域担当職員制度の体制



④ 地域担当職員と RMO の連携状況

- 地域担当職員と RMO の連携状況は、「地域担当職員と RMO の双方が、互いに連絡（相談・情報共有）を取り合っている」が 38.2%となっている。

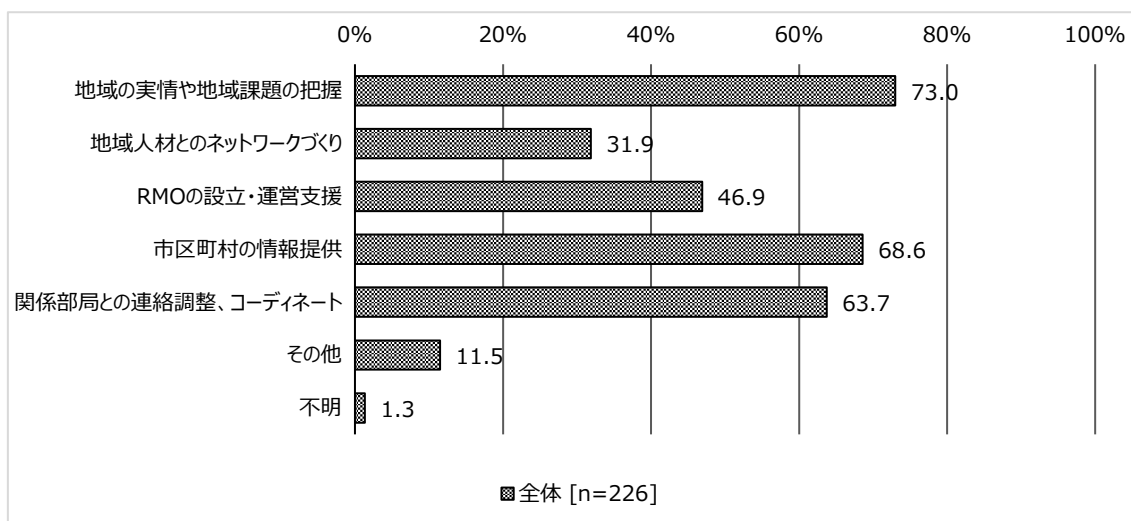
図表 94 地域担当職員と RMO の連携状況



⑤ 地域担当職員の役割

- 地域担当職員の役割は、「地域の実情や地域課題の把握」が 73.0%、「市区町村の情報提供」が 68.6%、「関係部局との連絡調整、コーディネート」が 63.7%となっている。

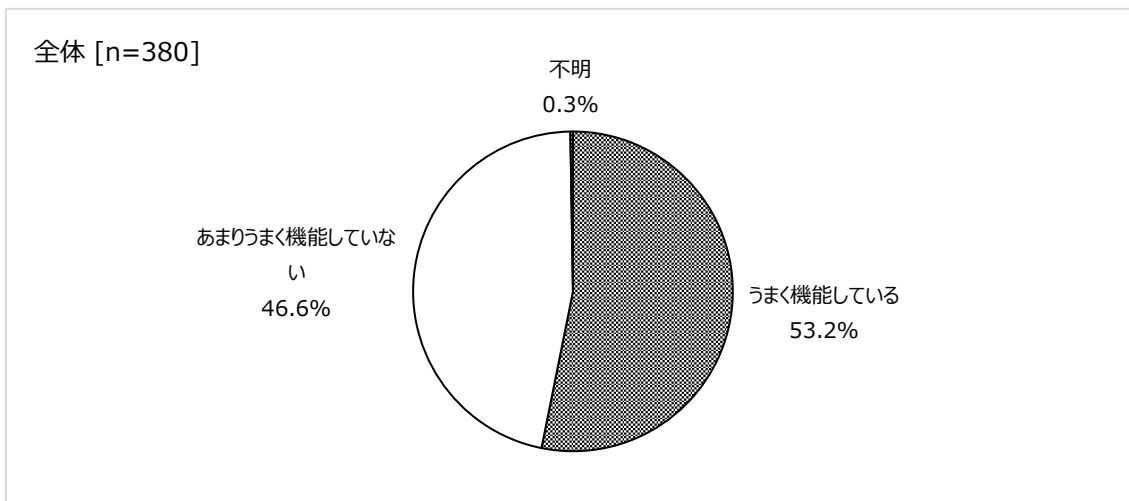
図表 95 地域担当職員の役割〔複数回答〕



⑥ 地域担当職員制度の状況

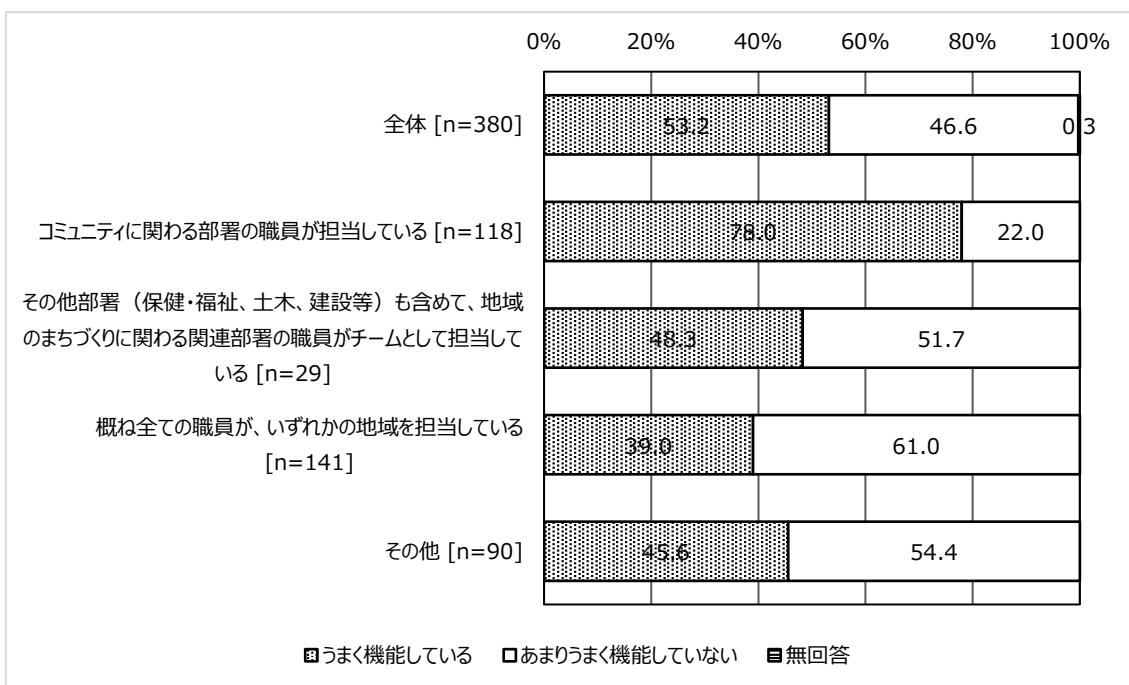
- ・ 地域担当職員制度の状況は、「うまく機能している」が 53.2%、「あまりうまく機能していない」が 46.6%となっている。

図表 96 地域担当職員制度の状況



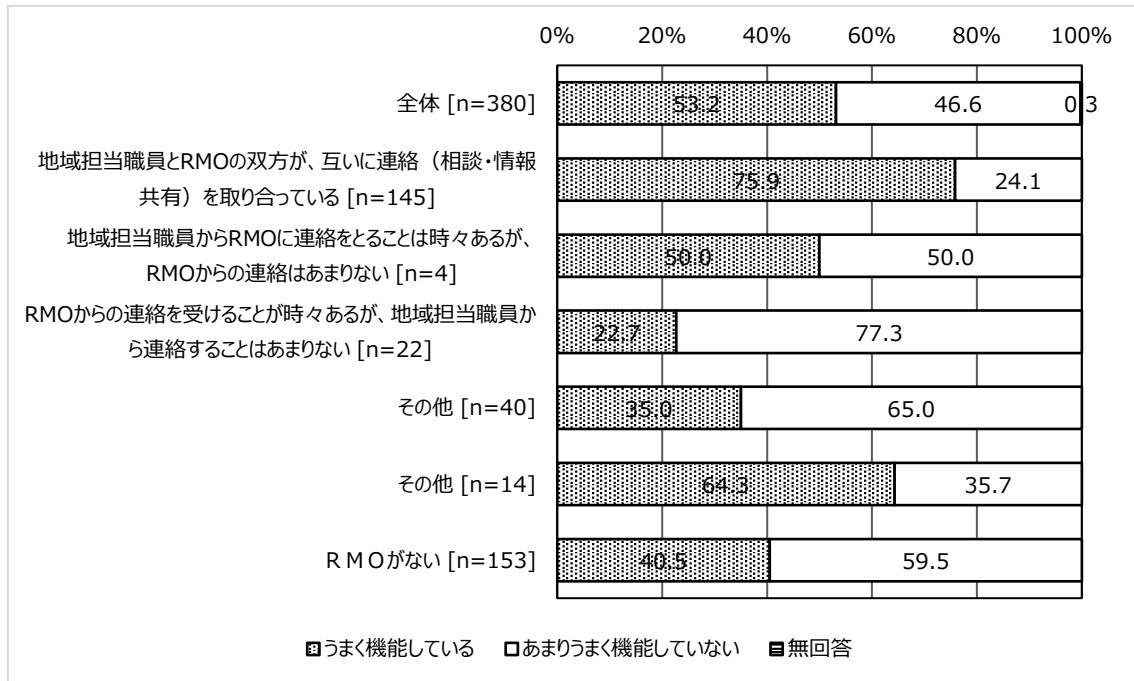
- ・ 地域担当職員制度の体制として、「コミュニティに関わる部署の職員が担当している」市区町村では、「うまく機能している」が 78.0%となっている。

図表 97 地域担当職員制度の状況(地域担当職員の体制別)



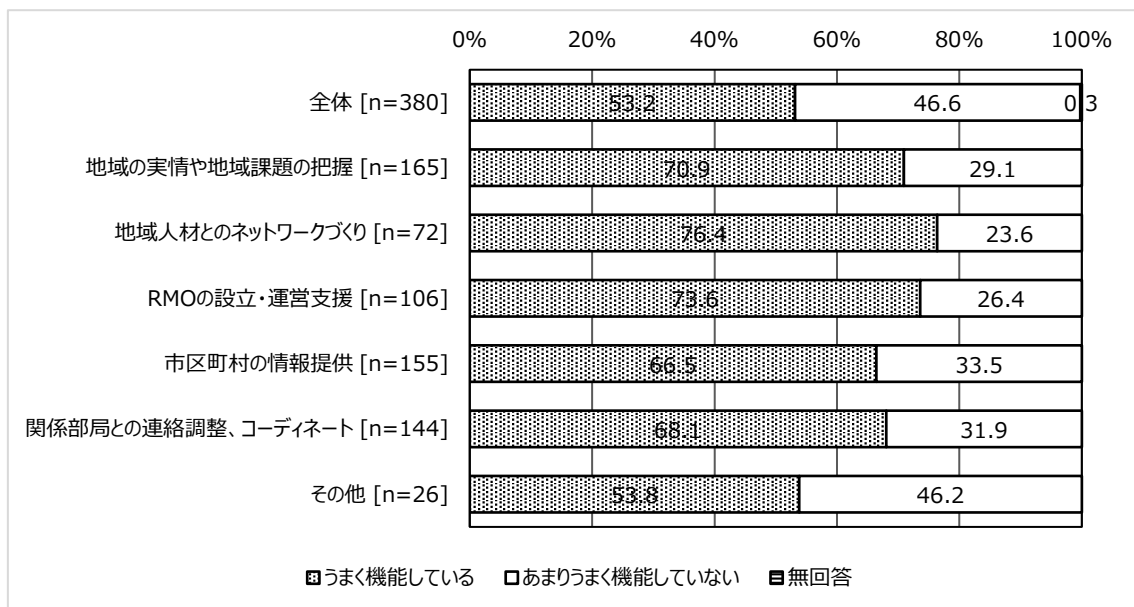
- ・ 地域担当職員と RMO との連携状況として、「地域担当職員と RMO の双方が、互いに連絡（相談・情報共有）を取り合っている」市区町村では、「うまく機能している」が 75.9%となっている。

図表 98 地域担当職員制度の状況(地域担当職員と RMO との連携状況別)



- ・ 地域担当職員の役割として、「地域人材とのネットワークづくり」を位置付けている市区町村では、「うまく機能している」が 76.4%となっている。

図表 99 地域担当職員制度の状況(地域担当職員の役割別)

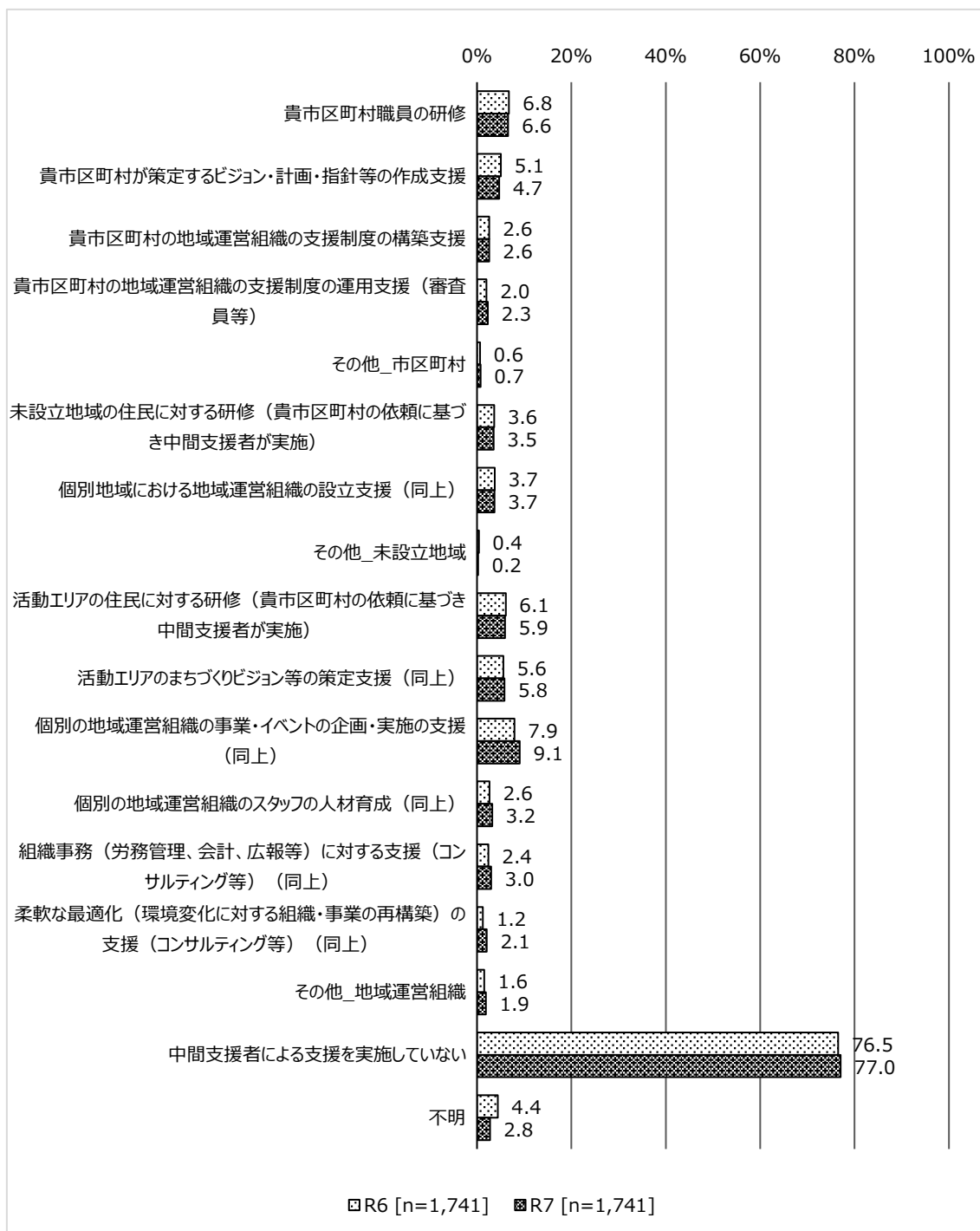


(8) 地域運営組織の活性化に向けての「中間支援者による支援」の活用状況

① 「中間支援者による支援」の活用状況

- ・ 「中間支援者による支援」の活用状況は、「個別の地域運営組織の事業・イベントの企画・実施の支援」が9.1%、「市区町村職員の研修」が6.6%となっている。
- ・ 一方、「中間支援者による支援を実施していない」が77.0%となっている。

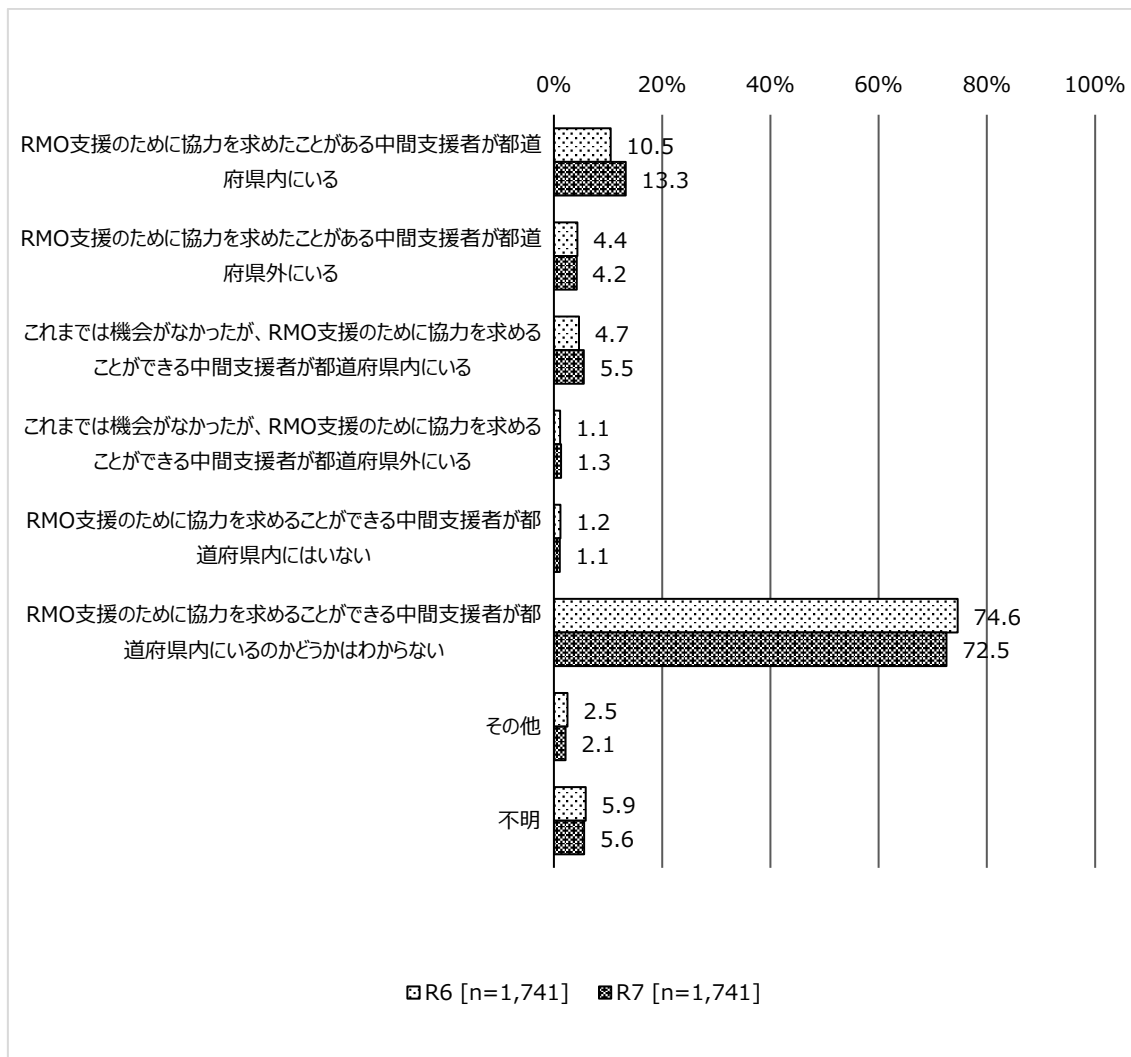
図表 100 「中間支援者による支援」の活用状況〔複数回答〕



② 市区町村と、RMO 支援を行える「中間支援者」とのつながりの状況

- ・ 市区町村と、RMO 支援を行える「中間支援者」とのつながりの状況は、「RMO 支援のために協力を求めたことがある中間支援者が都道府県内にいる」が 13.3% となっている。
- ・ 一方、「RMO 支援のために協力を求めることができる中間支援者が都道府県内にいるのかどうかはわからない」が 72.5%となっている。

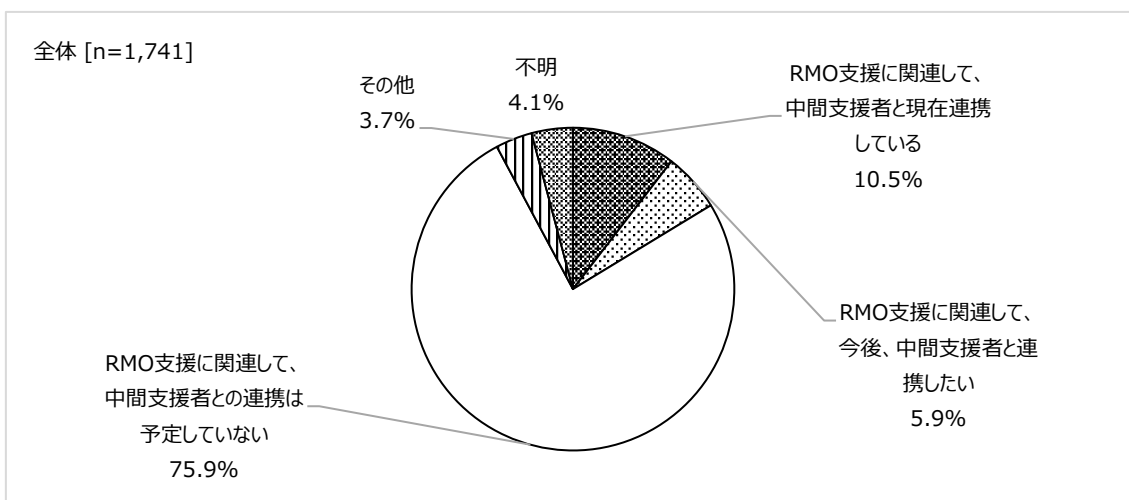
図表 101 市区町村と、RMO 支援を行える「中間支援者」とのつながりの状況〔複数回答〕



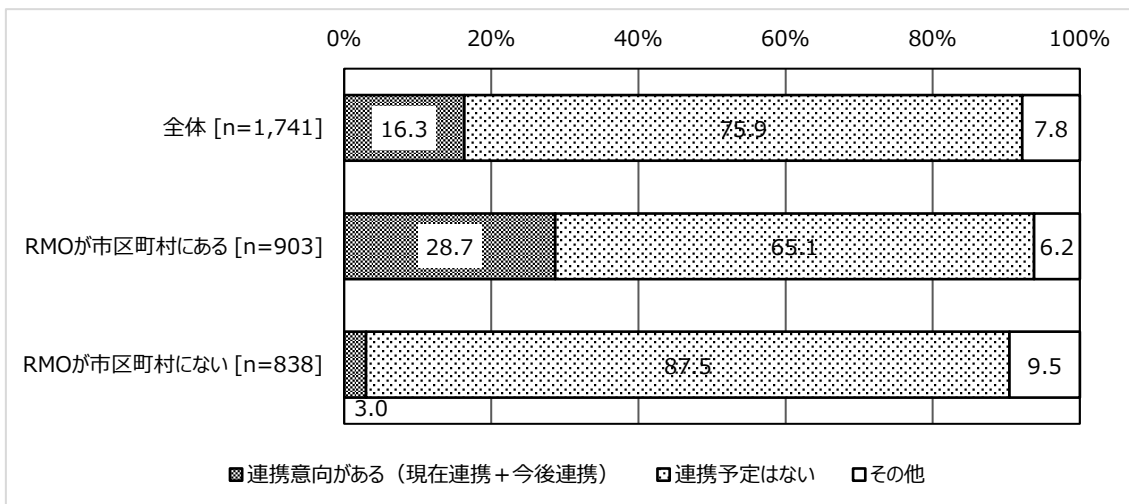
③「中間支援者」との連携状況

- ・ 中間支援者との連携状況は、「RMO 支援に関連して、中間支援者と現在連携している」が 10.5% (182 市区町村)、「RMO 支援に関連して、今後、中間支援者と連携したい」が 5.9% (102 市区町村) となっている。
- ・ 中間支援者との連携意向は、「RMO が市区町村にある」市区町村の方が高く、「連携意向がある (現在連携+今後連携)」が 28.7%となっている。

図表 102 「中間支援者」との連携状況

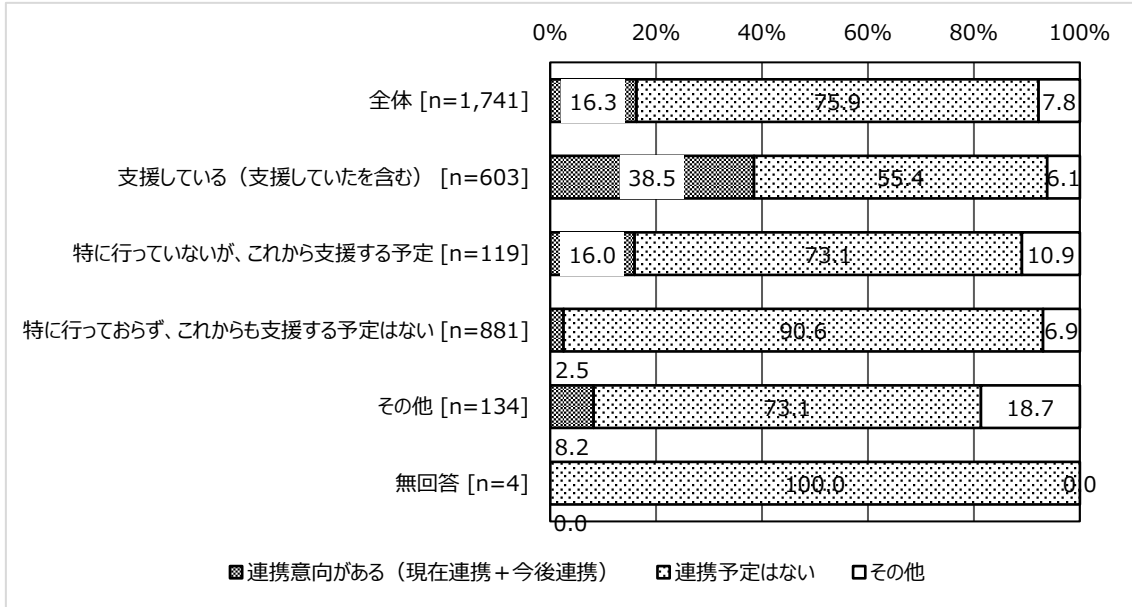


図表 103 「中間支援者」との連携状況 (RMOの有無別)



- ・ 中間支援者との連携意向は、「支援している（支援支援していたを含む）」市区町村の方が高く、「連携意向がある（現在連携+今後連携）」が 38.5%となっている。

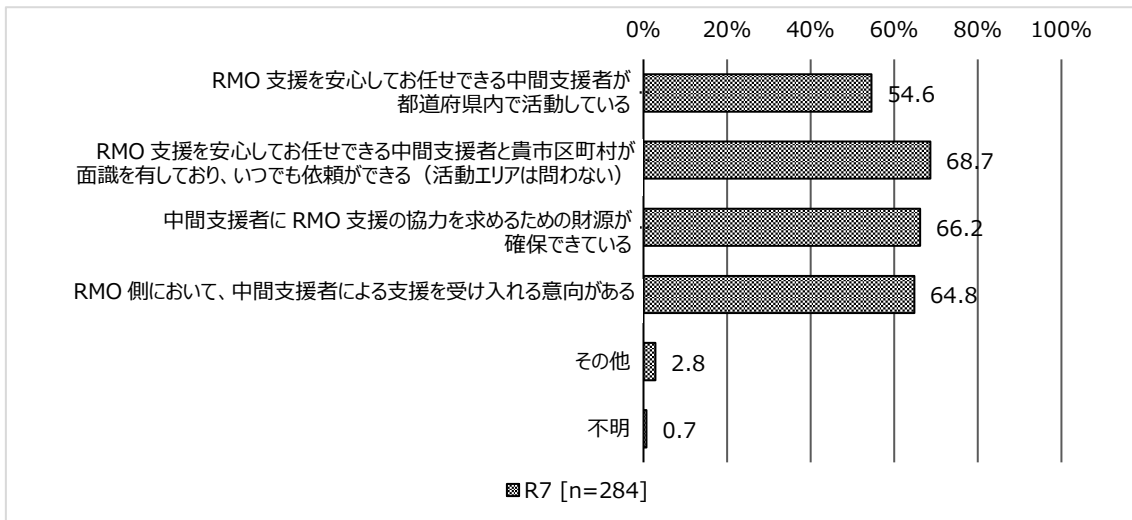
図表 104 「中間支援者」との連携状況(RMO の形成・設立の支援の有無別)



④ 「中間支援者による支援」の活用条件

- ・ 「中間支援者による支援」の活用意向がある 284 市区町村において、「中間支援者による支援」の活用条件は、「RMO 支援を安心してお任せできる中間支援者と市区町村が面識を有しており、いつでも依頼ができる」が 68.7%となっている。

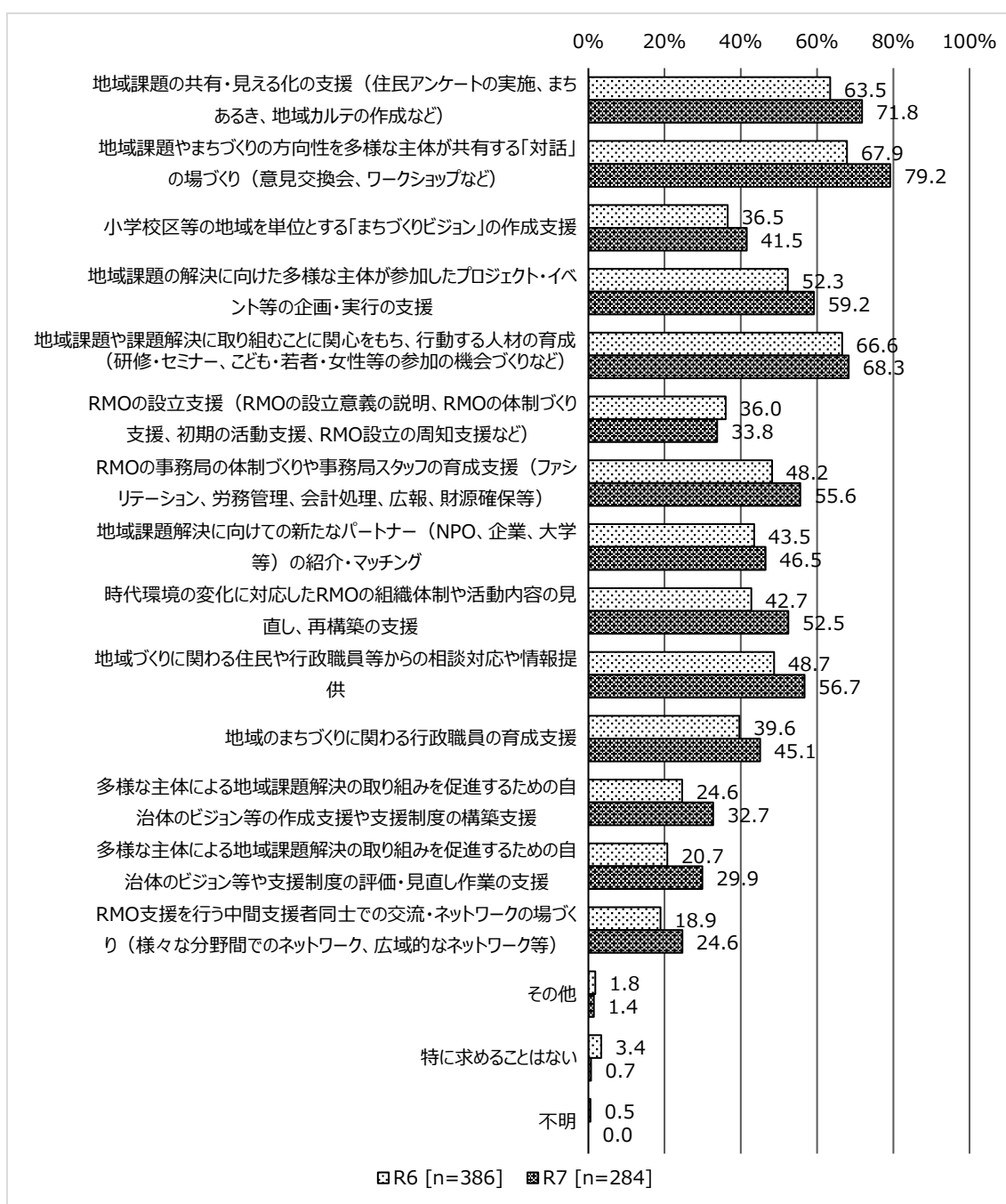
図表 105 「中間支援者による支援」の活用条件[複数回答]



⑤ RMO 支援を行う「中間支援者」に求める支援や活動

- ・ RMO 支援を行う「中間支援者」に求める支援や活動は、「地域課題やまちづくりの方向性を多様な主体が共有する「対話」の場づくり（意見交換会、ワークショップなど）」が 79.2%、「地域課題や課題解決に取り組むことに関心を持ち、行動する人材の育成（研修・セミナー、こども・若者・女性等の参加の機会づくりなど）」が 68.3%となっている。

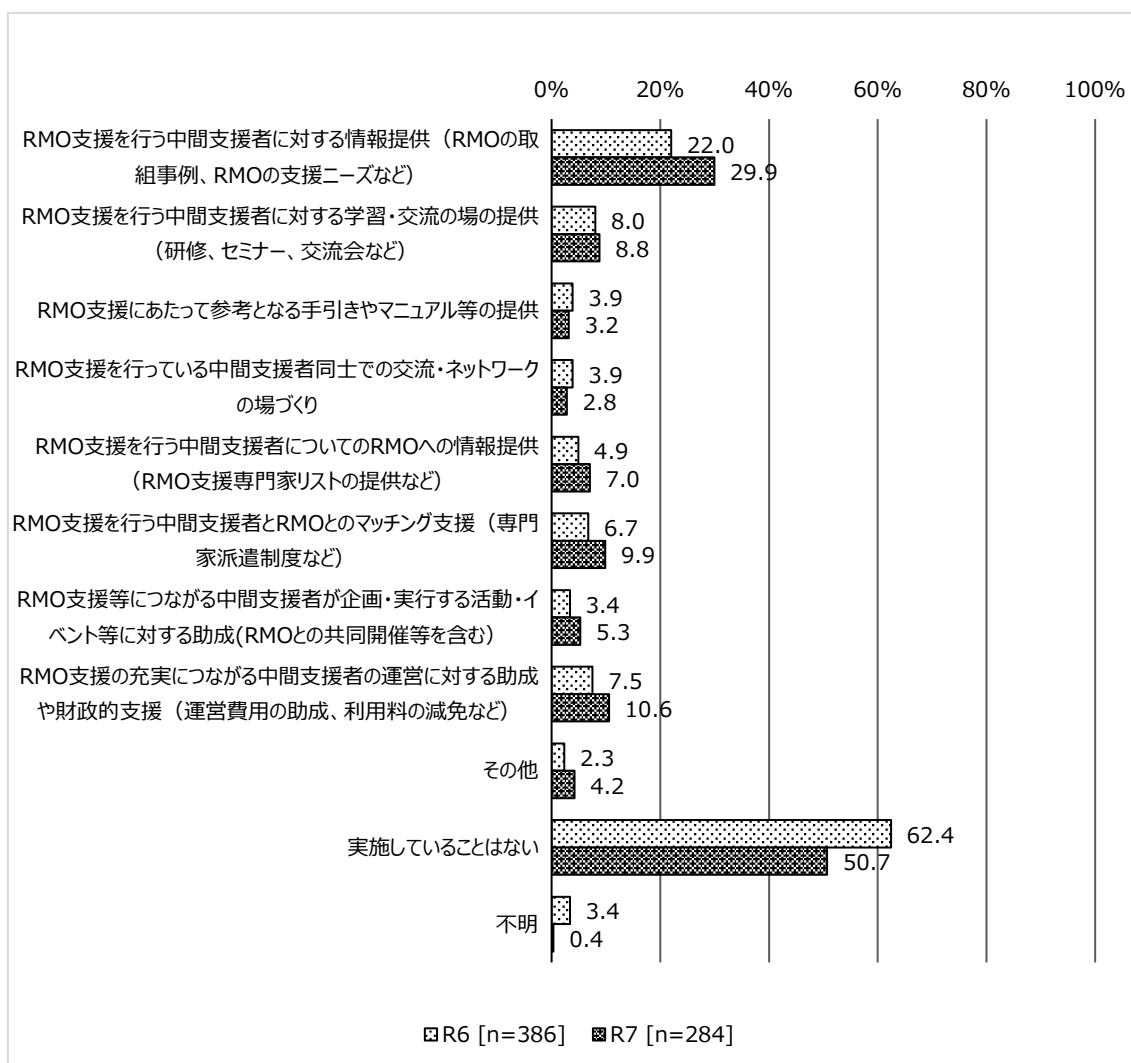
図表 106 RMO 支援を行う「中間支援者」に求める支援や活動〔複数回答〕



⑥ RMO 支援を行う「中間支援者」に対する支援

- ・ RMO 支援を行う「中間支援者」に対する支援は、「RMO 支援を行う中間支援者に対する情報提供（RMO 支援専門家リストの提供など）」が 29.9%、「RMO 支援を行っている中間支援者に対する学習・交流の場の提供（研修、セミナー、交流会など）」が 8.8%となっている。
- ・ 一方、「実施していることはない」が 50.7%となっている。

図表 107 RMO 支援を行う中間支援者に対する支援〔複数回答〕

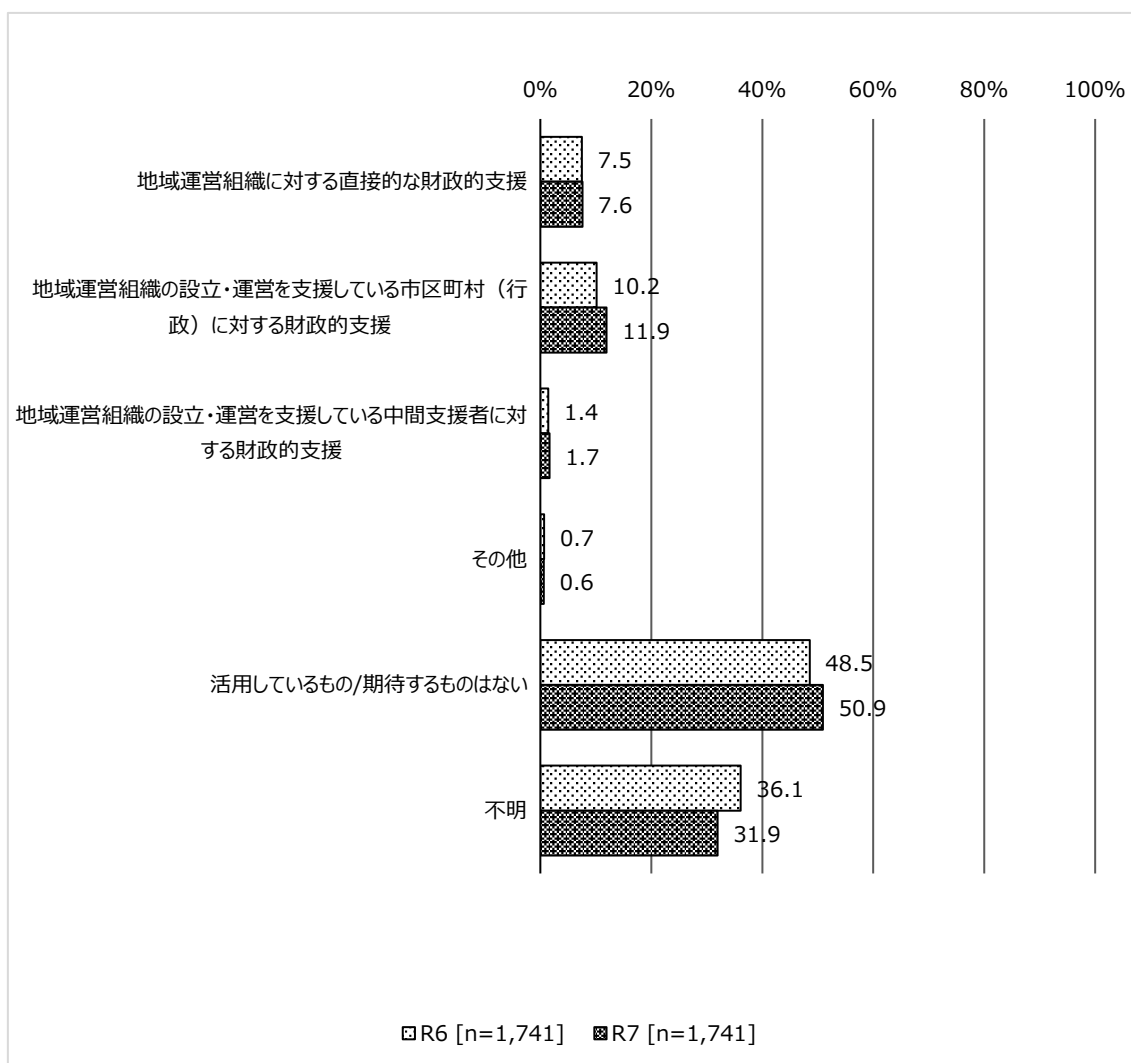


(9) 課題及び今後の方針

① 国や都道府県に対して期待する財政的支援策

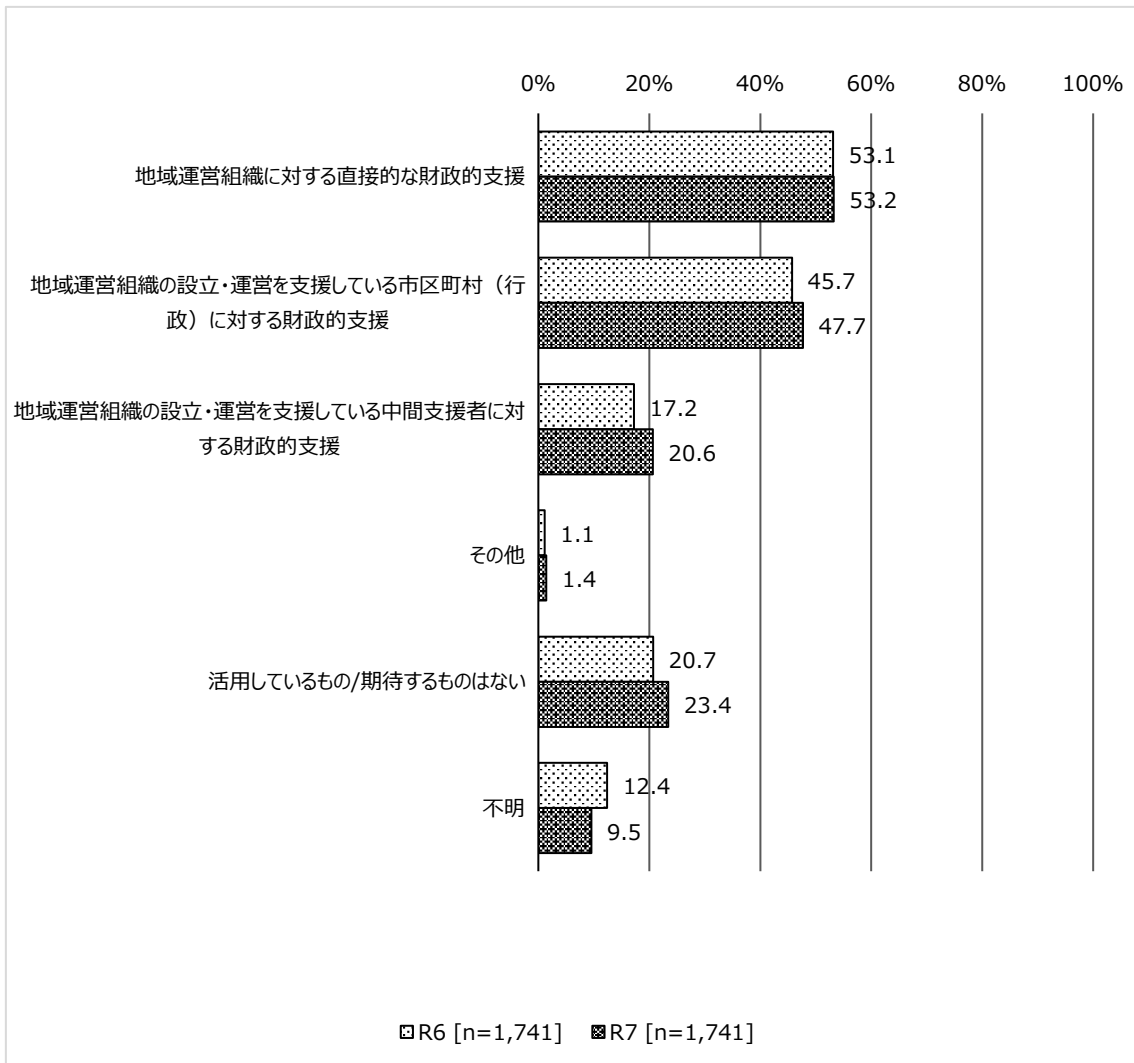
- ・ 国や都道府県による財政的支援策として現在すでに活用しているものは、「地域運営組織の設立・運営を支援している市区町村に対する財政的支援」が11.9%となっている。
- ・ 一方、「活用しているものはない」が50.9%となっている。

図表 108 国や都道府県による財政的支援策(すでに活用しているもの)[複数回答]



- ・ 国や都道府県による財政的支援策として今後実施を期待するものは、「地域運営組織の設立・運営を支援している市区町村に対する財政的支援」が 53.2%、「地域運営組織の設立・運営を支援している市区町村（行政）に対する財政的支援」が 47.7%となっている。

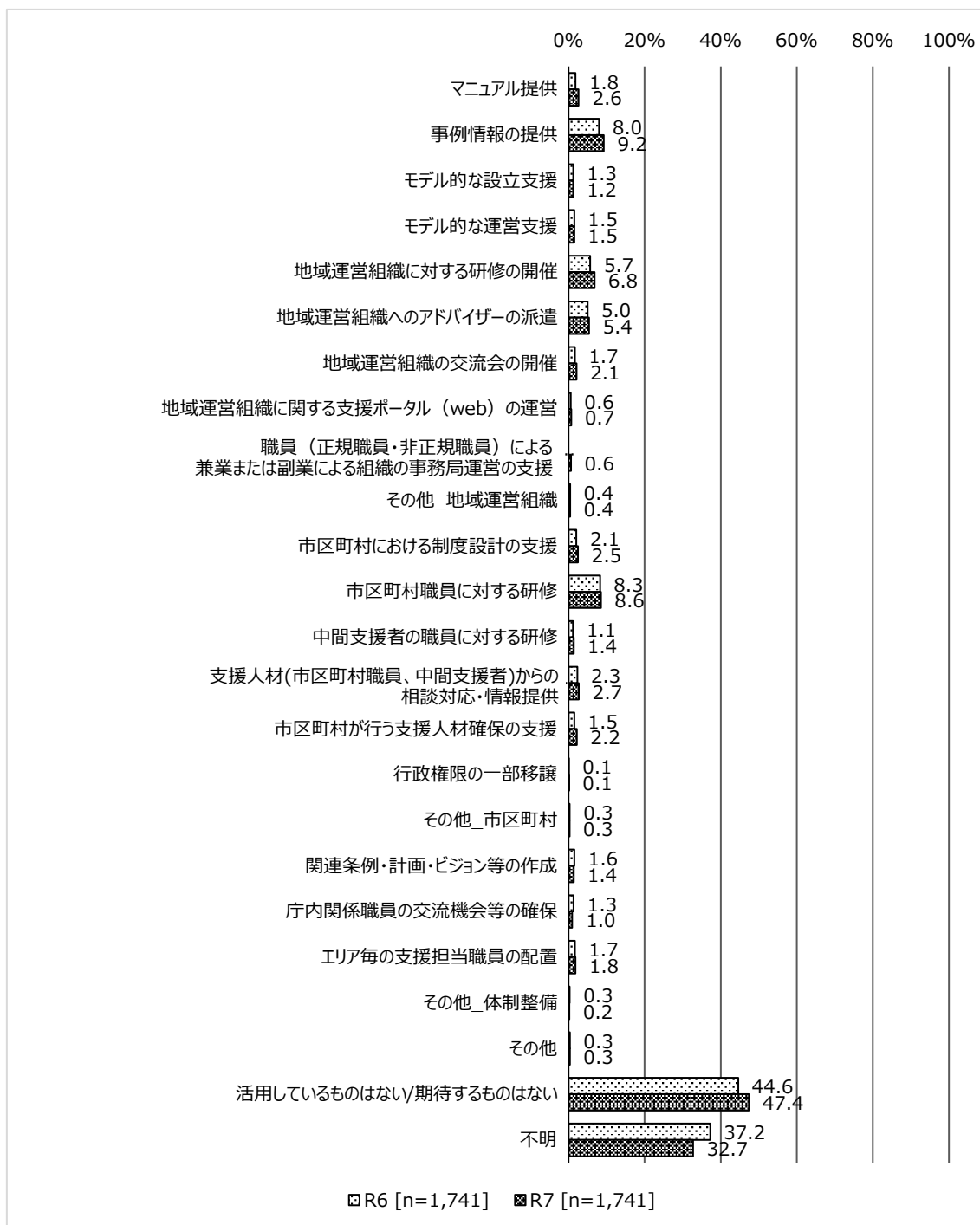
図表 109 国や都道府県による財政的支援策(今後実施を期待するもの)[複数回答]



② 国や都道府県に対して期待する非財政的支援策

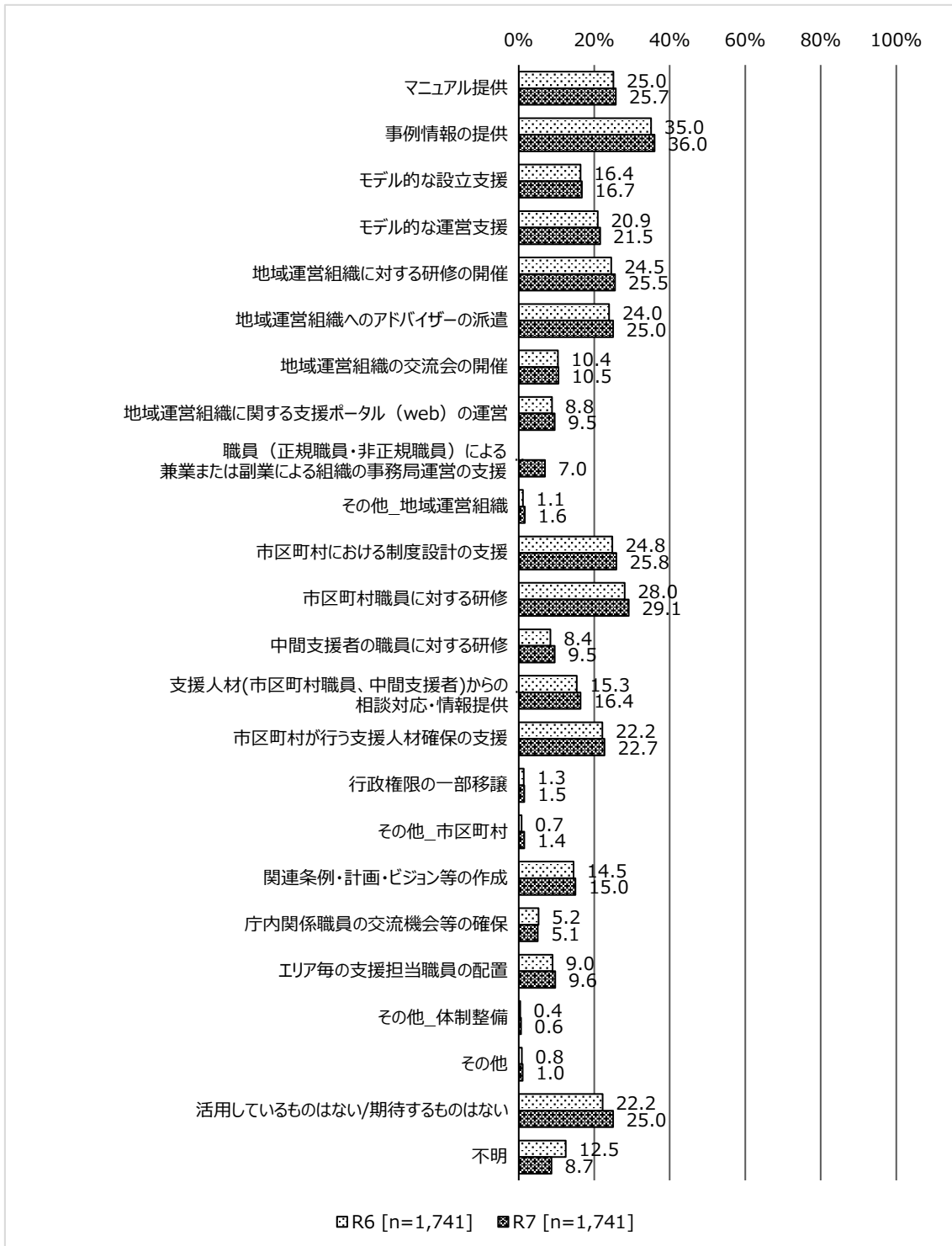
- ・ 国や都道府県による非財政的支援策として現在すでに活用しているものは、「事例情報の提供」が 9.2%、「市区町村職員に対する研修」が 8.6%となっている。
- ・ 一方、「活用しているものはない」が 47.4%となっている。

図表 110 国や都道府県による非財政的支援策(すでに活用しているもの)[複数回答]



- ・ 国や都道府県による非財政的支援策として今後実施を期待するものは、「事例情報の提供」が 36.0%、「市区町村職員に対する研修」が 29.1%、「市区町村における制度設計の支援」が 25.8%となっている。

図表 111 国や都道府県による非財政的支援策(今後実施を期待するもの)[複数回答]



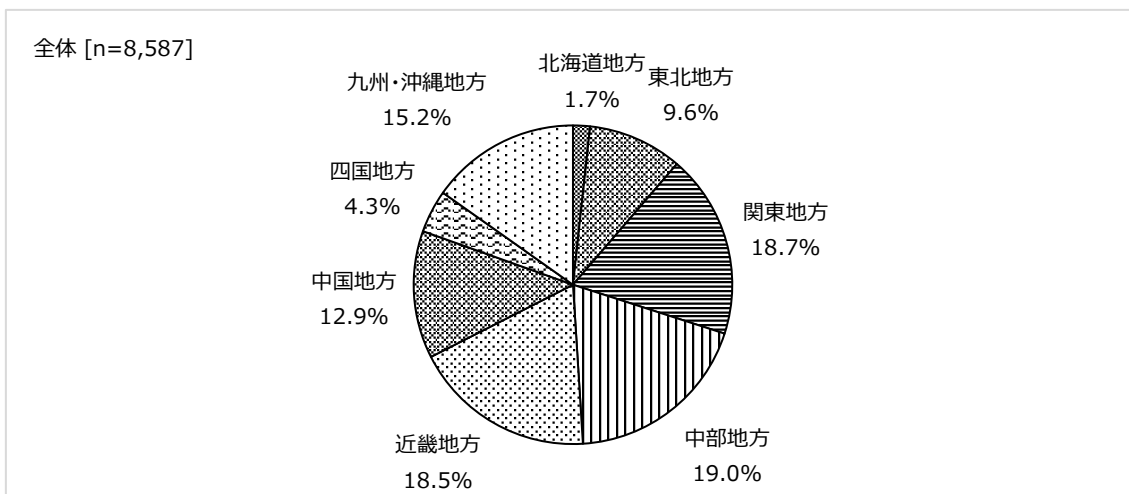
4-4. 調査結果の概要(地域運営組織票)

(1) 地域運営組織の概要

① 活動している地域

- ・ 地域運営組織が活動している地域は、「中部地方」が 19.0%、「関東地方」が 18.7%、「近畿地方」が 18.5%となっている。

図表 112 地域ブロック



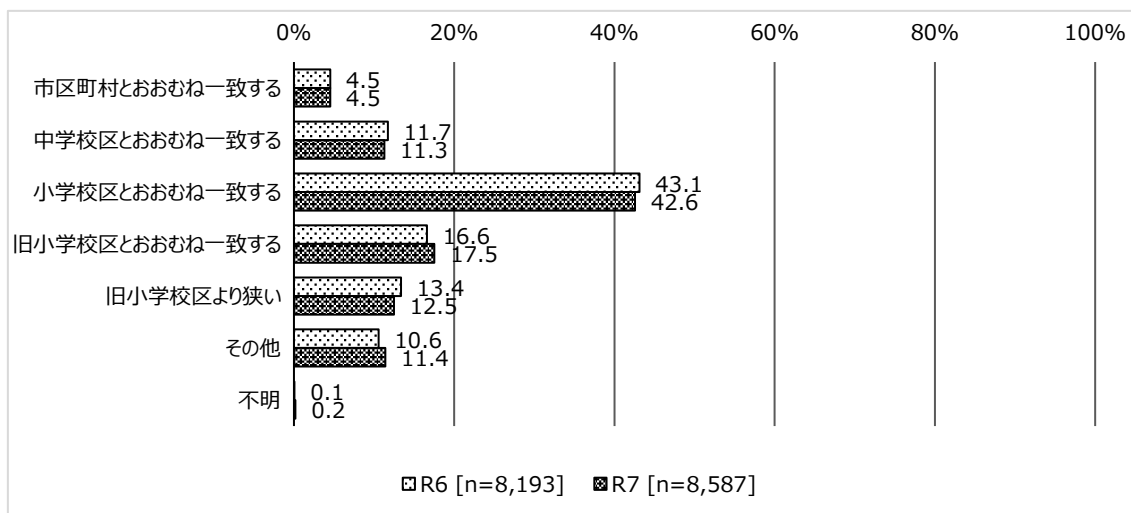
※内訳（以下、同様の扱いとする。）

地域ブロック	都道府県
北海道地方	北海道
東北地方	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地方	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
中部地方	新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
近畿地方	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地方	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地方	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄地方	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

② 学校が置かれている区域との対応関係

- ・ 学校が置かれている区域との対応関係は、「小学校区とおおむね一致する」が 42.6%、「旧小学校区とおおむね一致する」が 17.5%、「旧小学校区より狭い」が 12.5%となっている。

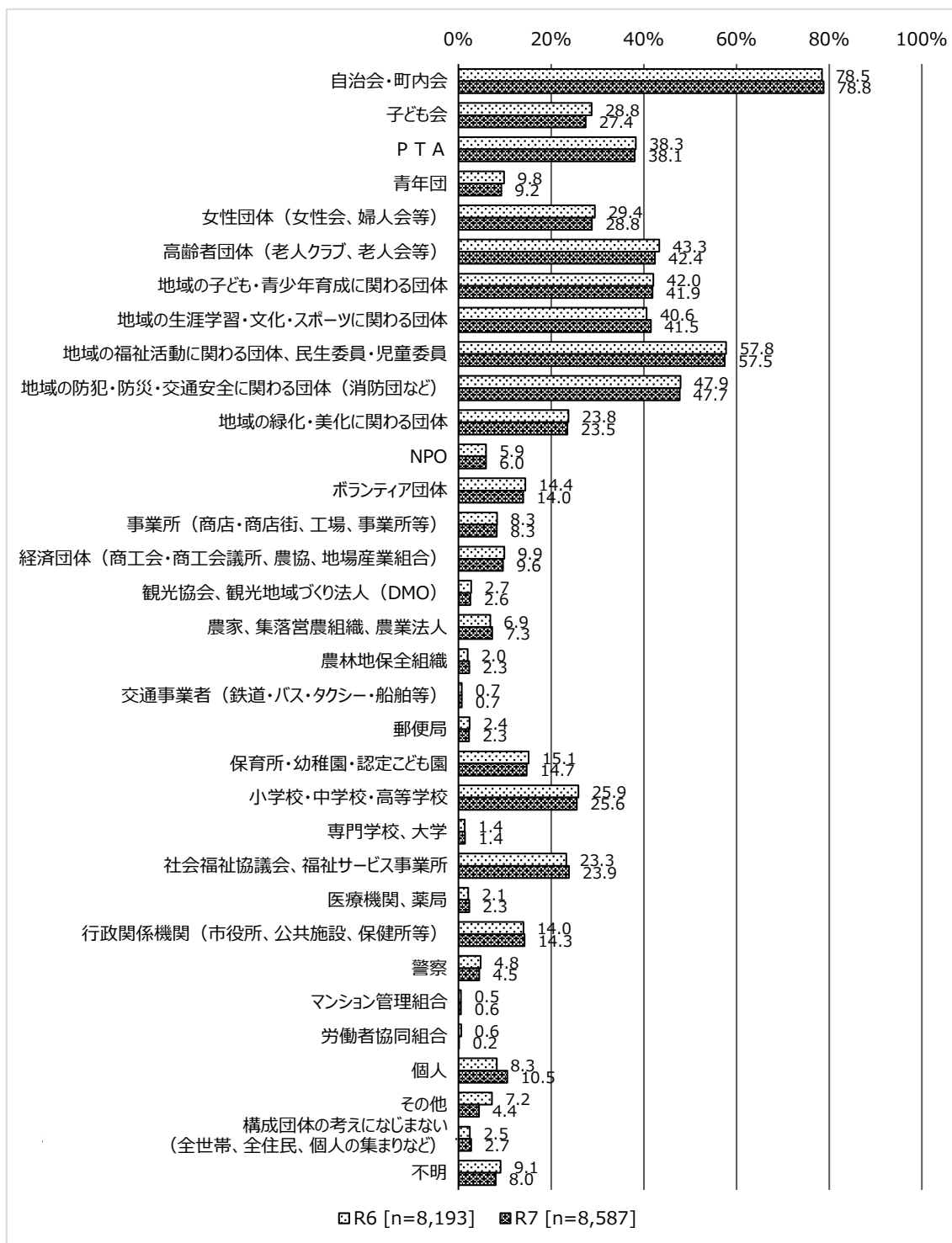
図表 113 学校が置かれている区域との対応関係



③ 構成団体として参加している組織と活動に協力している組織

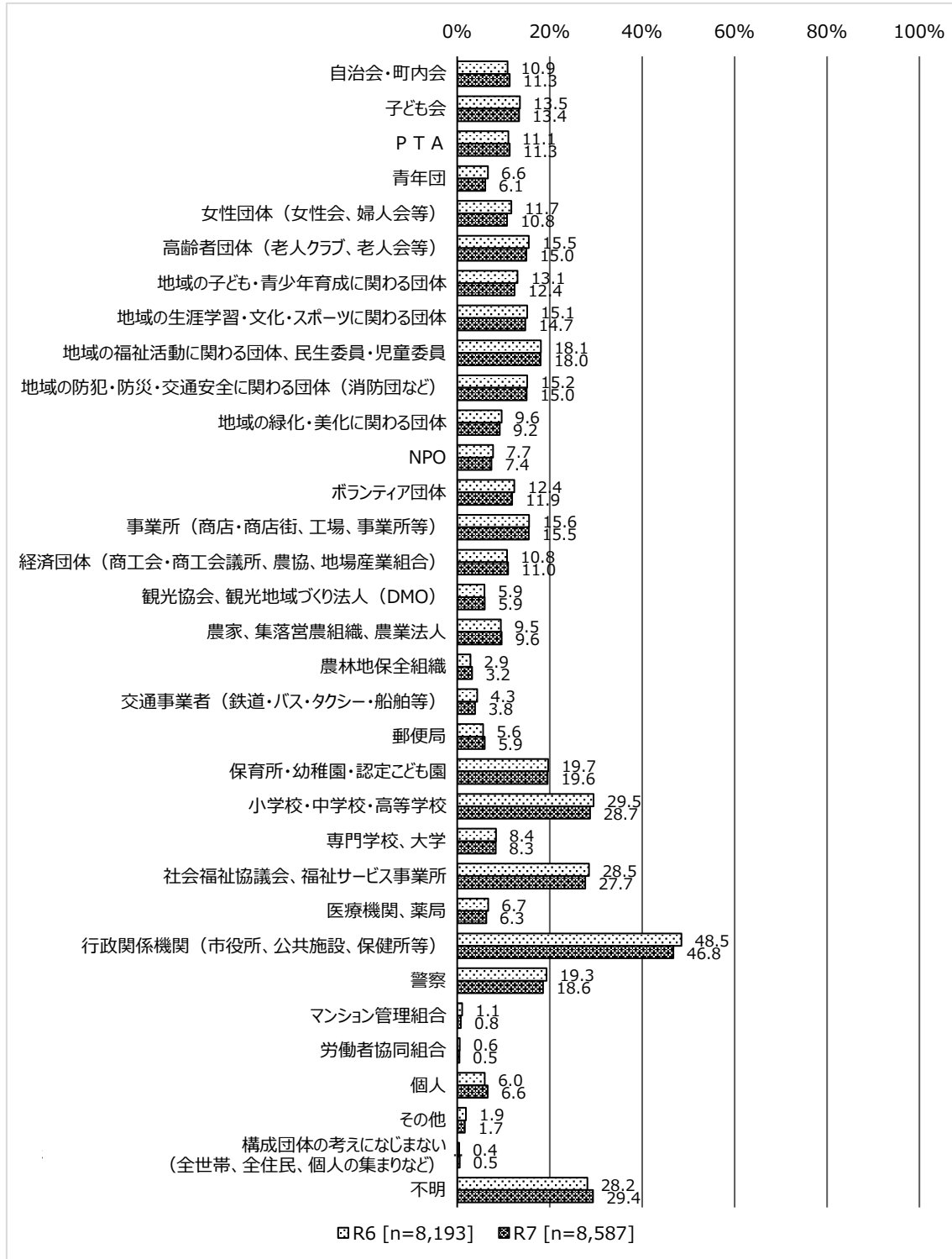
- ・ 構成団体として参加している組織は、「自治会・町内会」が 78.8%、「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」が 57.5%、「地域の防犯・防災・交通安全に関わる団体（消防団など）」が 47.7%となっている。

図表 114 構成団体として参加している組織〔複数回答〕



- ・ 構成団体ではないが、活動に協力している組織は、「行政関係機関（市役所、公共施設、保健所等）」が46.8%、「小学校・中学校・高等学校」が28.7%、「社会福祉協議会、福祉サービス事業所」が27.7%となっている。

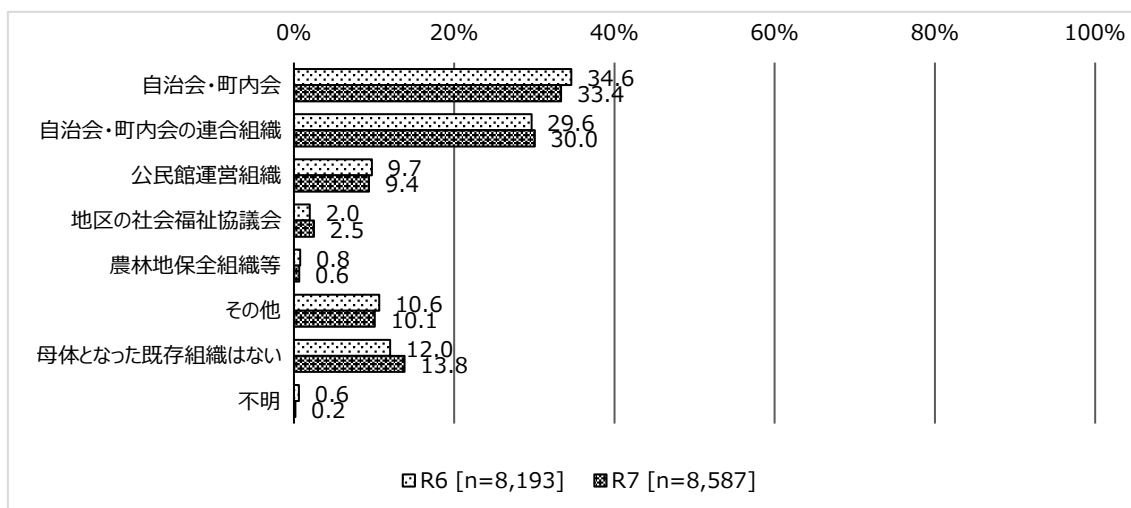
図表 115 活動に協力している組織〔複数回答〕



④ 母体となった既存組織

- 母体となった既存組織は、「自治会・町内会」が 33.4%、「自治会・町内会の連合組織」が 30.0%、「母体となった既存組織はない」が 13.8%となっている。

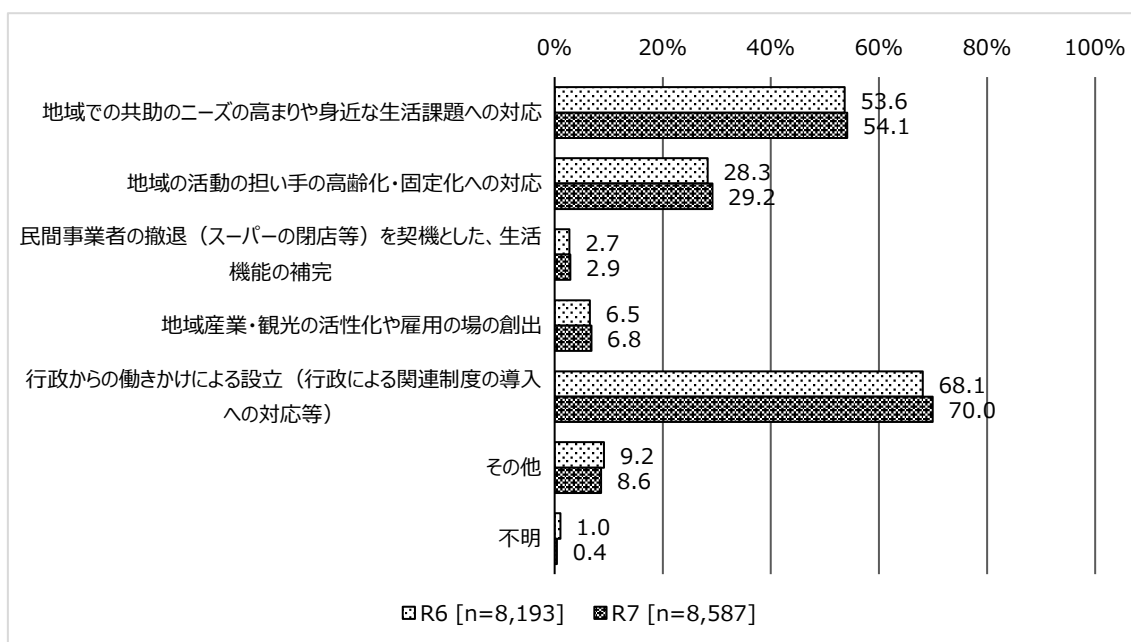
図表 116 母体となった既存組織



⑤ 地域運営組織設立の目的・きっかけ

- 地域運営組織設立の目的・きっかけは、「行政からの働きかけによる設立（行政による関連制度の導入への対応等）」が 70.0%、「地域での共助のニーズの高まりや身近な生活課題への対応」が 54.1%、「地域での共助のニーズの高まりや身近な生活課題への対応」が 53.6%、「地域での共助のニーズの高まりや身近な生活課題への対応」が 54.1%、「地域の活動の担い手の高齢化・固定化への対応」が 29.2%となっている。

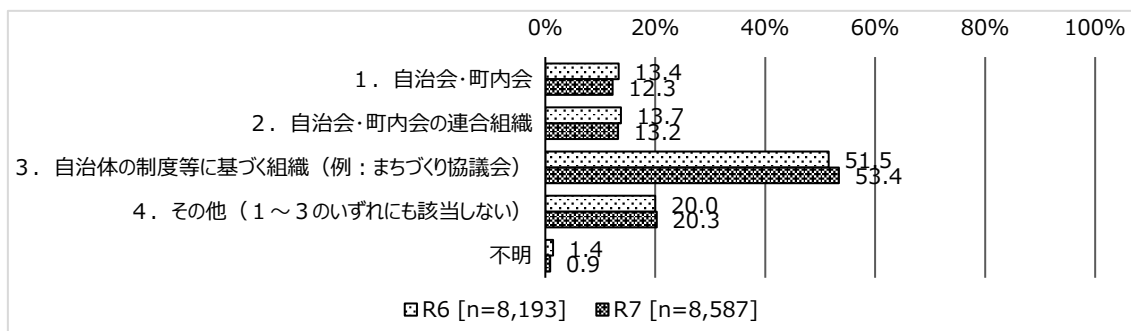
図表 117 地域運営組織設立の目的・きっかけ〔複数回答〕



⑥ 該当する団体

- ・ 該当する団体は、「3. 自治体の制度等に基づく組織（例：まちづくり協議会）」が 53.4%、「4. その他（1～3 のいずれにも該当しない）」が 20.3%、「2. 自治会・町内会の連合組織」が 13.2%となっている。

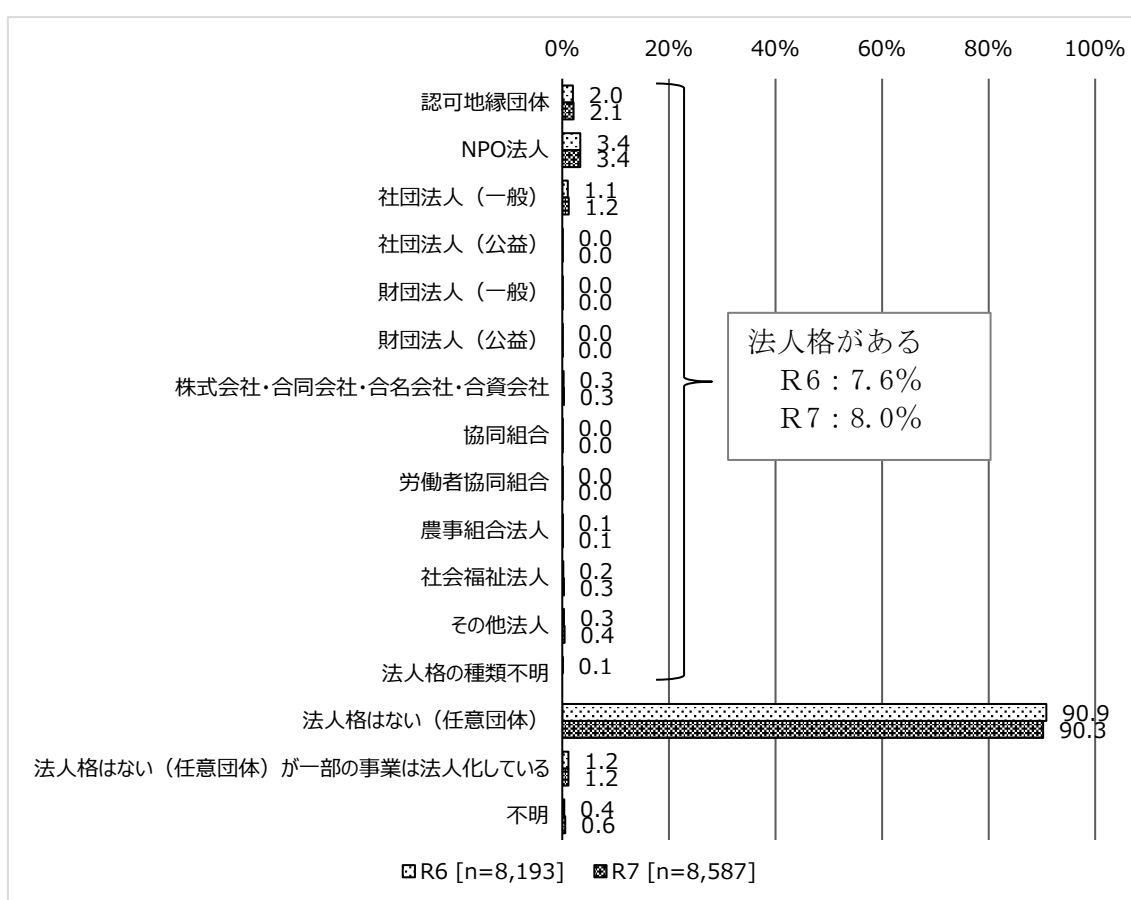
図表 118 該当する団体



⑦ 法人格の有無

- ・ 法人格の種類は、「法人格はない(任意団体)」が 90.8%、「NPO 法人」が 3.4%、「認可地縁団体」が 2.1%となっている。

図表 119 法人格の種類

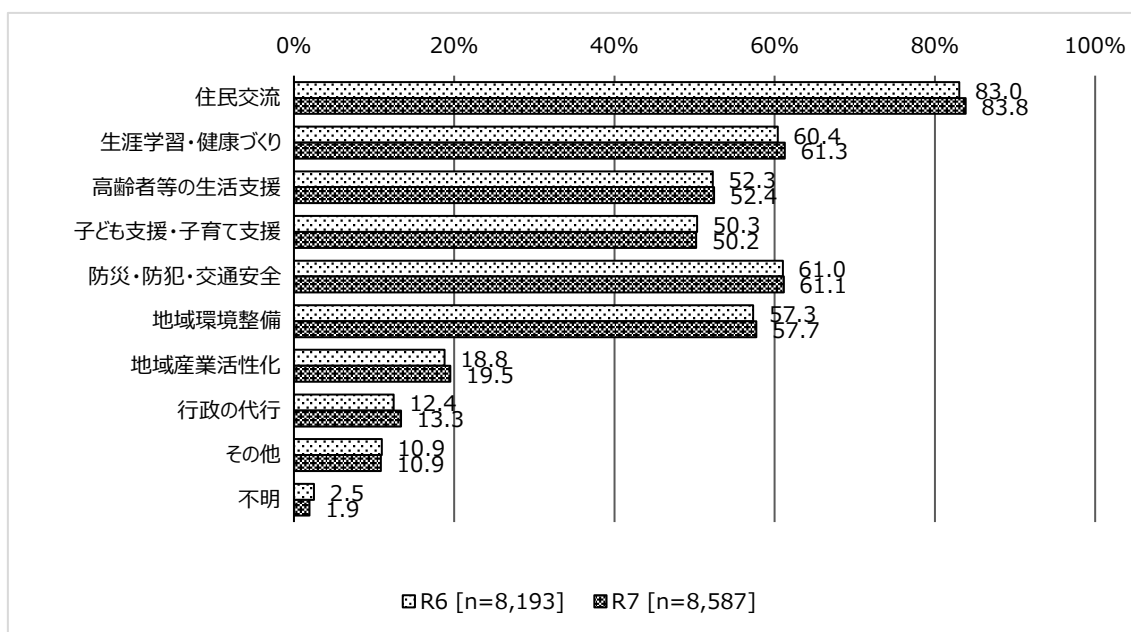


(2) 活動状況

① 取り組んでいる地域課題の分野

- ・ 取り組んでいる地域課題の分野（設立時）は、「住民交流」が 83.8%、「生涯学習・健康づくり」が 61.3%「防災・防犯・交通安全」が 61.1%となっている。
- ・ 取り組んでいる地域課題の分野（現在）は、「住民交流」が 85.6%、「防災・防犯・交通安全」が 67.3%、「生涯学習・健康づくり」が 66.8%となっている。

図表 120 取り組んでいる地域課題の分野(設立時)[複数回答]

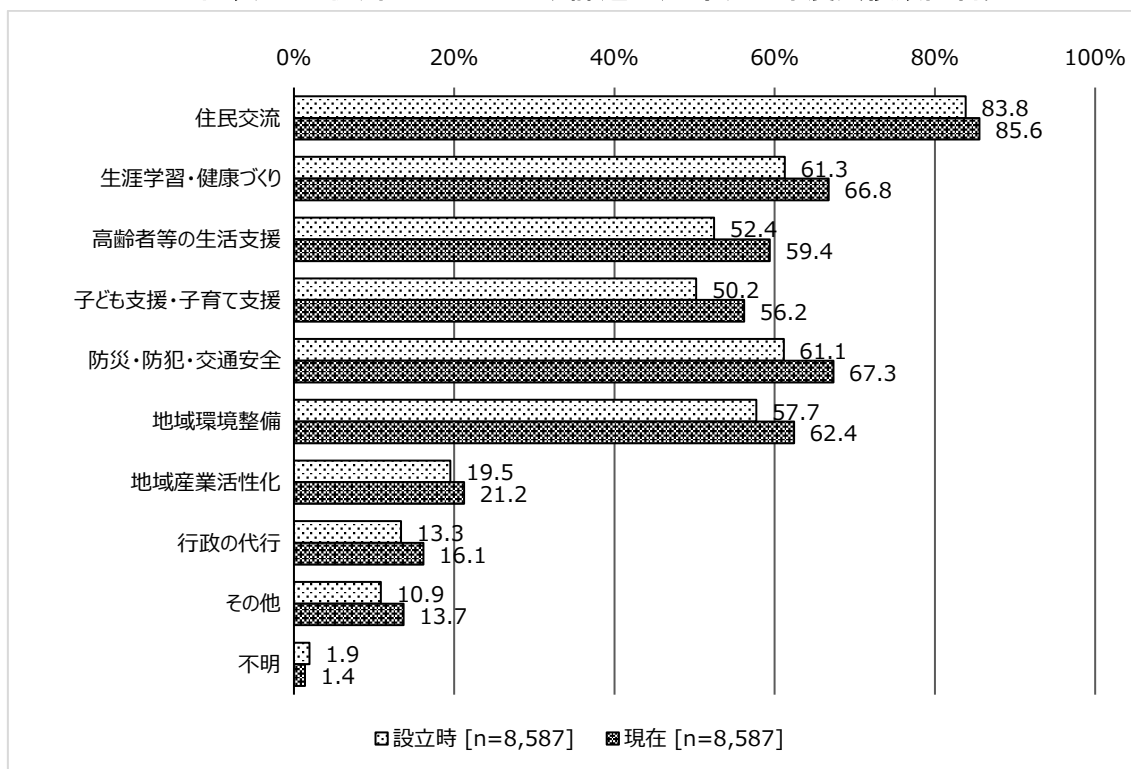


図表 121 取り組んでいる地域課題の分野(現在)[複数回答]



- ・ 設立後に取り組む割合が増えている分野は、「高齢者等の生活支援」(7.0 ポイント増)、「防災・防犯・交通安全」(6.2 ポイント増)「子ども支援・子育て支援」(6.0 ポイント増)、等である。

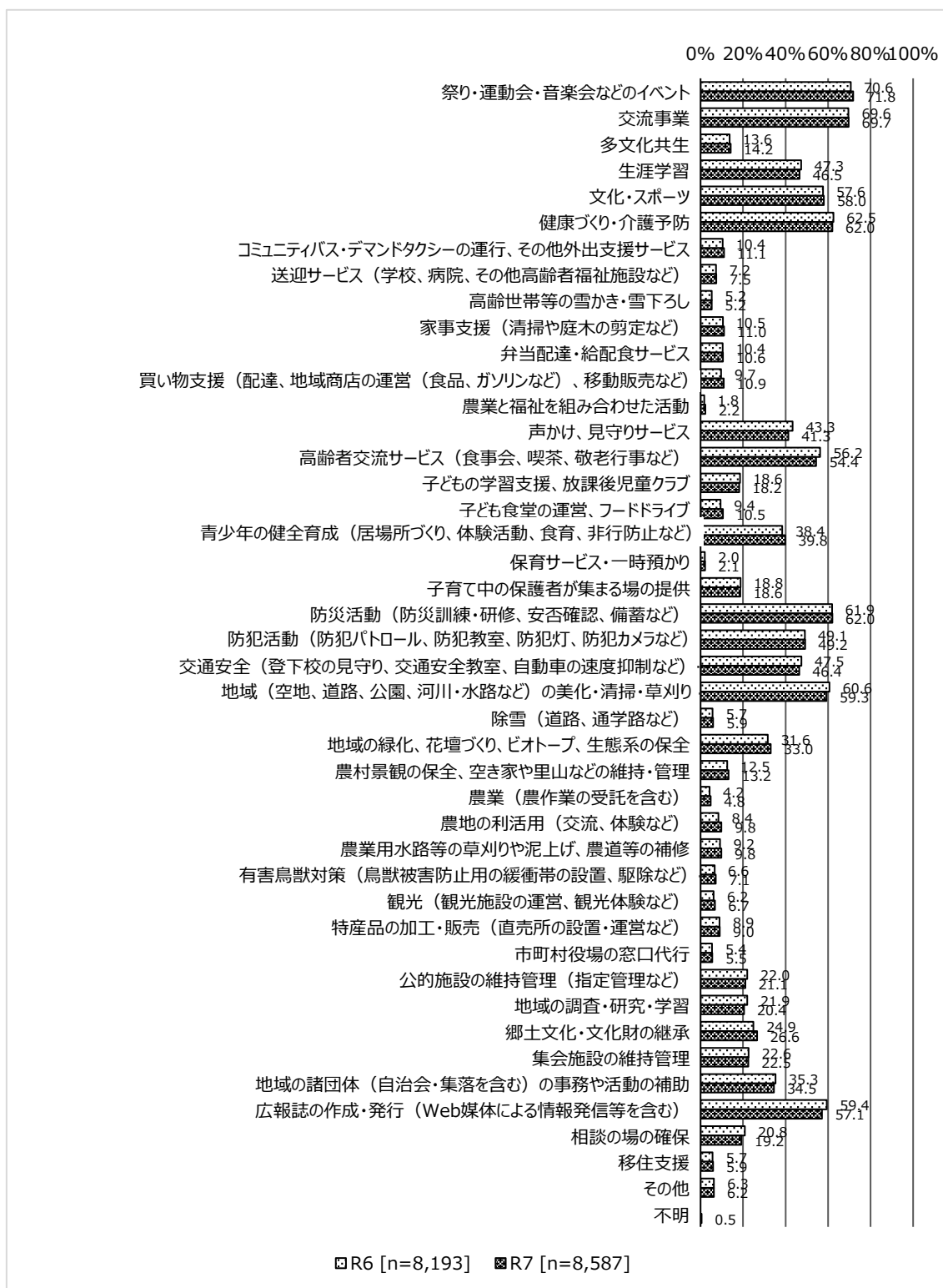
図表 122 取り組んでいる地域課題の分野(R7 年度)[複数回答]



② 活動内容

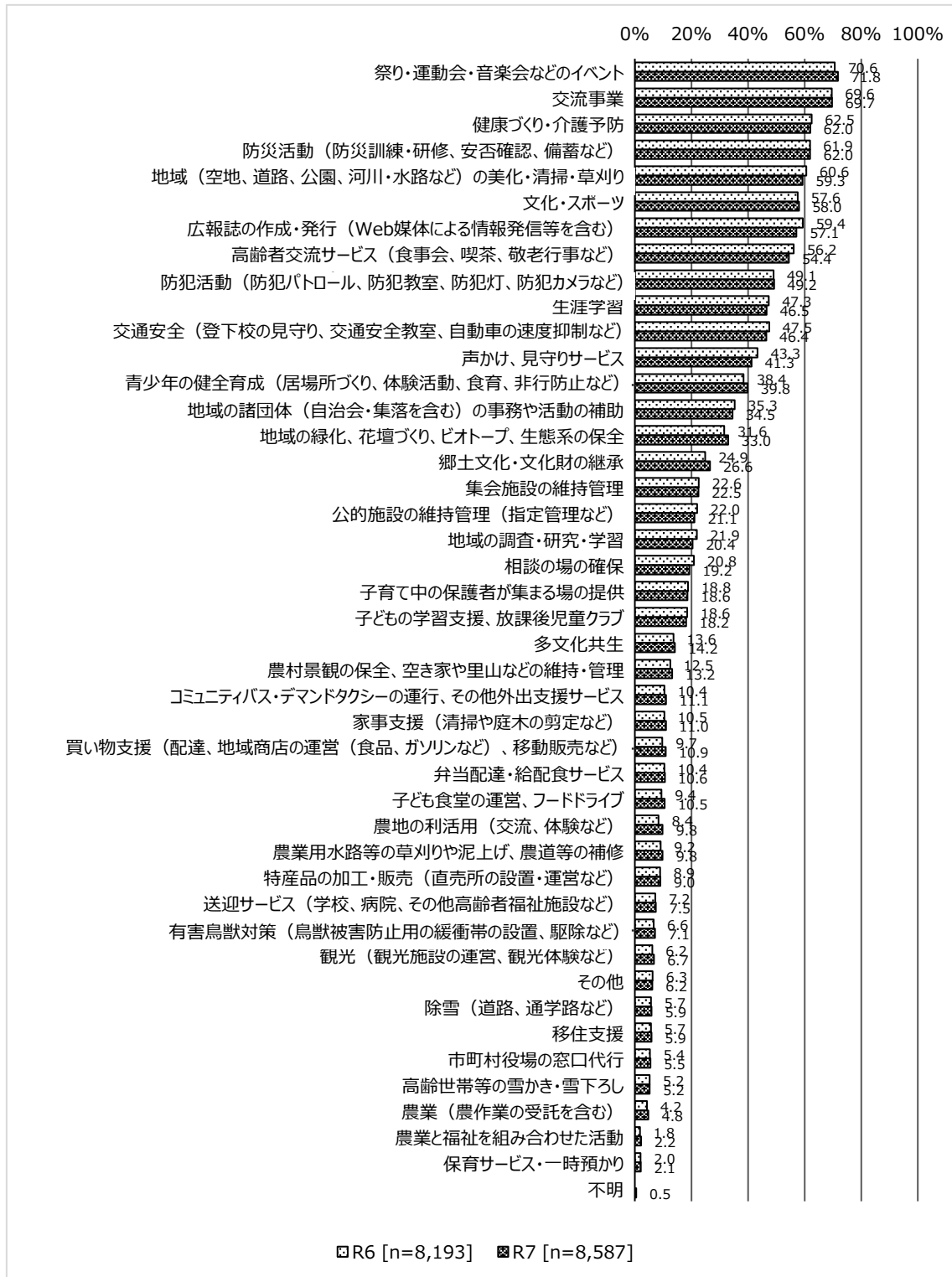
- ・ 活動を実施している割合は、次のとおりである。

図表 123 活動を実施している割合



- ・ 活動を実施している割合が高いのは、「祭り・運動会・音楽会などのイベント」が71.8%、「交流事業」が69.7%、「健康づくり・介護予防」が62.0%となっている。

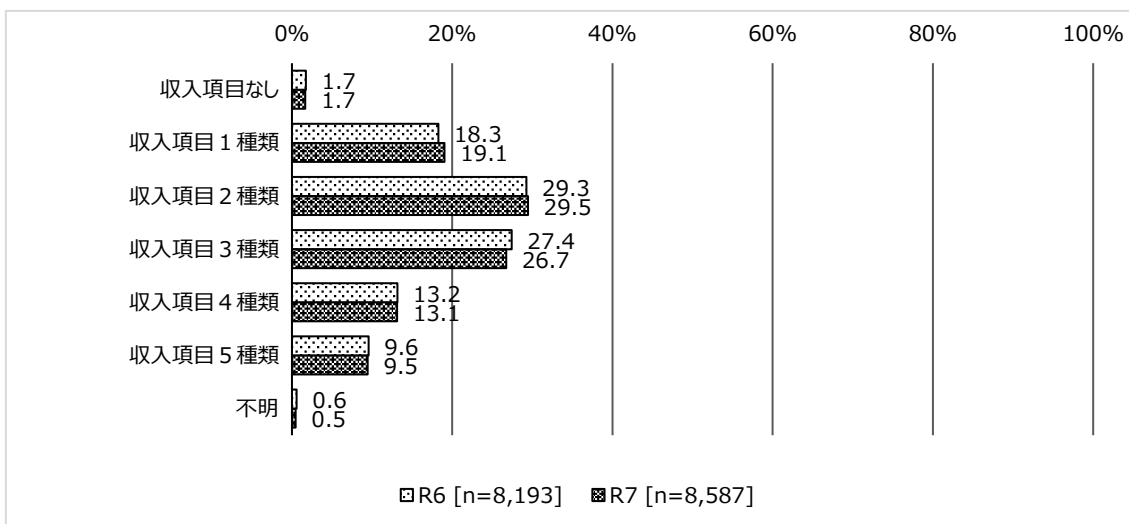
図表 124 活動を実施している割合(割合が多い順)



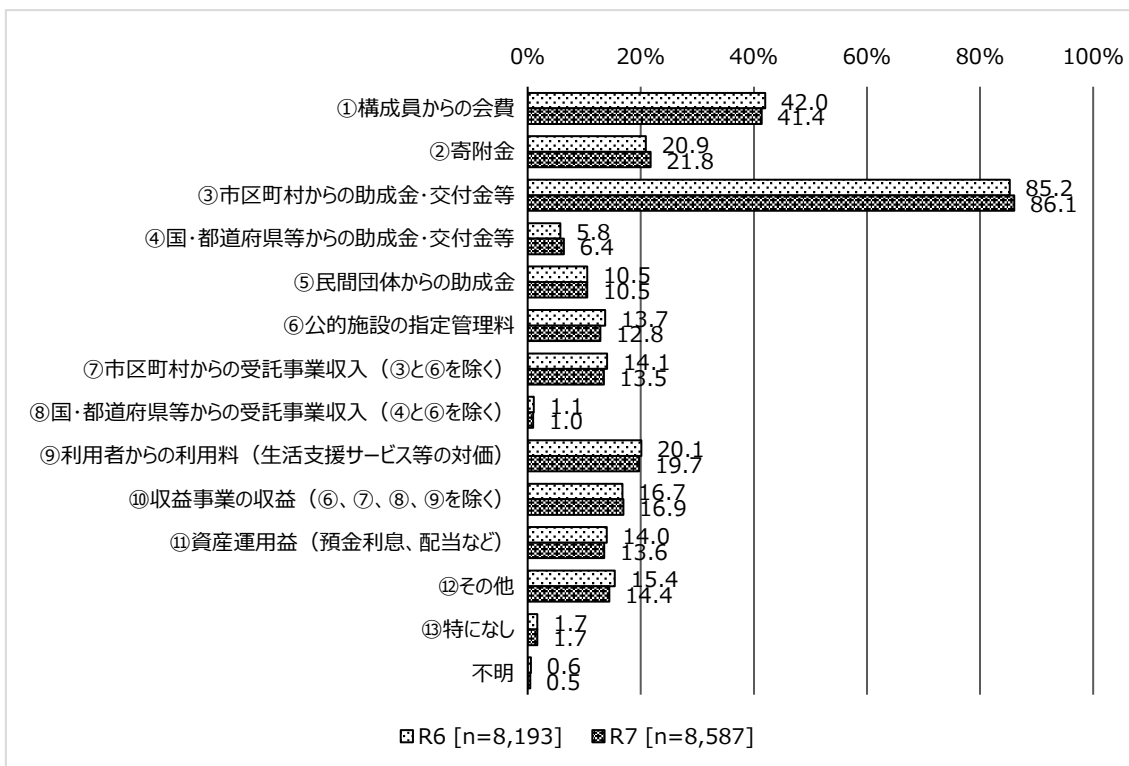
③ 収入の項目数

- ・ 主な収入源の項目数は、「収入項目 2 種類」が 29.5%、「収入項目 3 種類」が 26.7%、「収入項目 1 種類」が 19.1%となっている。
- ・ 主な収入源（第 1 位から第 5 位までを複数回答）は、「③市区町村からの助成金・交付金等」が 86.1%、「①構成員からの会費」が 41.4%、「②寄附金」が 21.8%となっている。

図表 125 収入の項目数



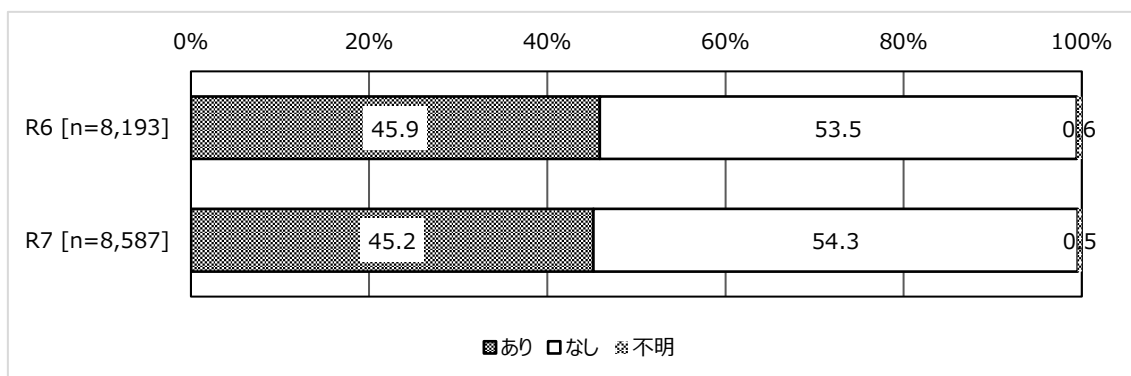
図表 126 主な収入源（第 1 位～第 5 位を複数回答）



④ 生活支援などの自主事業の実施等による収入確保の状況

- 生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に取り組んでいる地域運営組織（※）は 45.2%となっている。

図表 127 生活支援などの自主事業の実施等による収入確保の状況



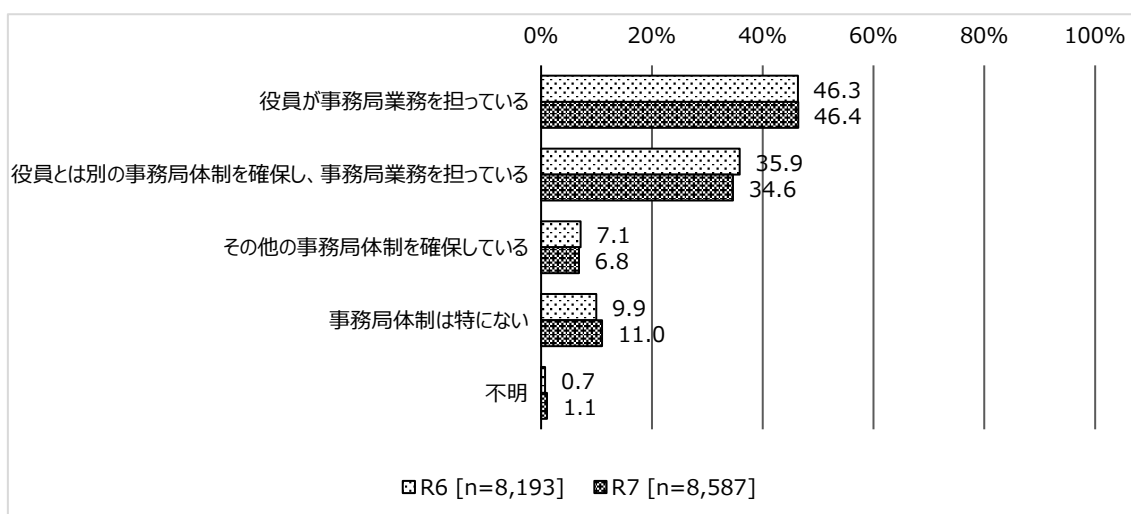
※地域運営組織の主な収入源第1位～第5位のいずれかに、「公的施設の指定管理料」「市区町村からの受託事業収入」「国・都道府県等からの受託事業収入」「利用者からの利用料」「収益事業の収益」が少なくとも1つ該当している地域運営組織

(3) 活動状況

① 事務局体制の確保状況

- 事務局体制の確保状況は、「役員が事務局業務を担っている」が 46.4%、「役員とは別の事務局体制を確保し、事務局業務を担っている」が 34.6%となっている。
- 一方、「事務局体制は特にない」が 11.0%となっている。

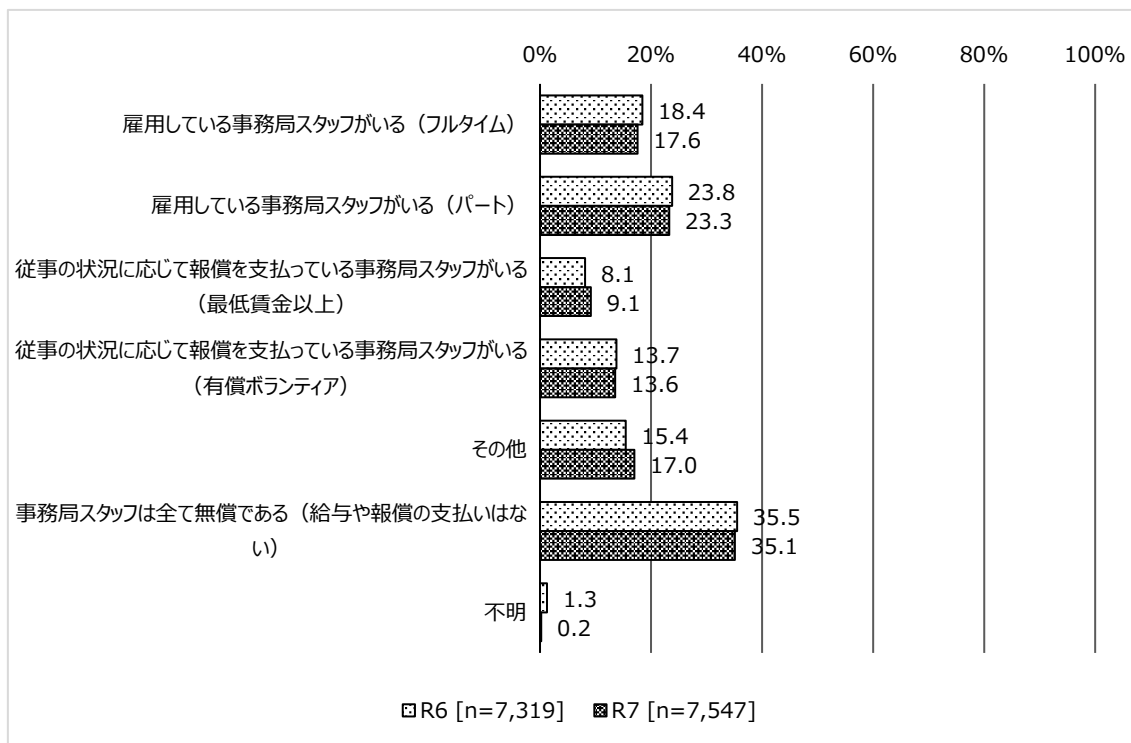
図表 128 事務局体制の確保状況



② 事務局スタッフの報酬等の状況

- ・ 事務局スタッフの報酬等の状況は、「雇用している事務局スタッフがいる(パート)」が23.3%、「雇用している事務局スタッフがいる(フルタイム)」が17.6%となっている。
- ・ 一方、「事務局スタッフは全て無償である(給与や報償の支払いはない)」が35.1%となっている。

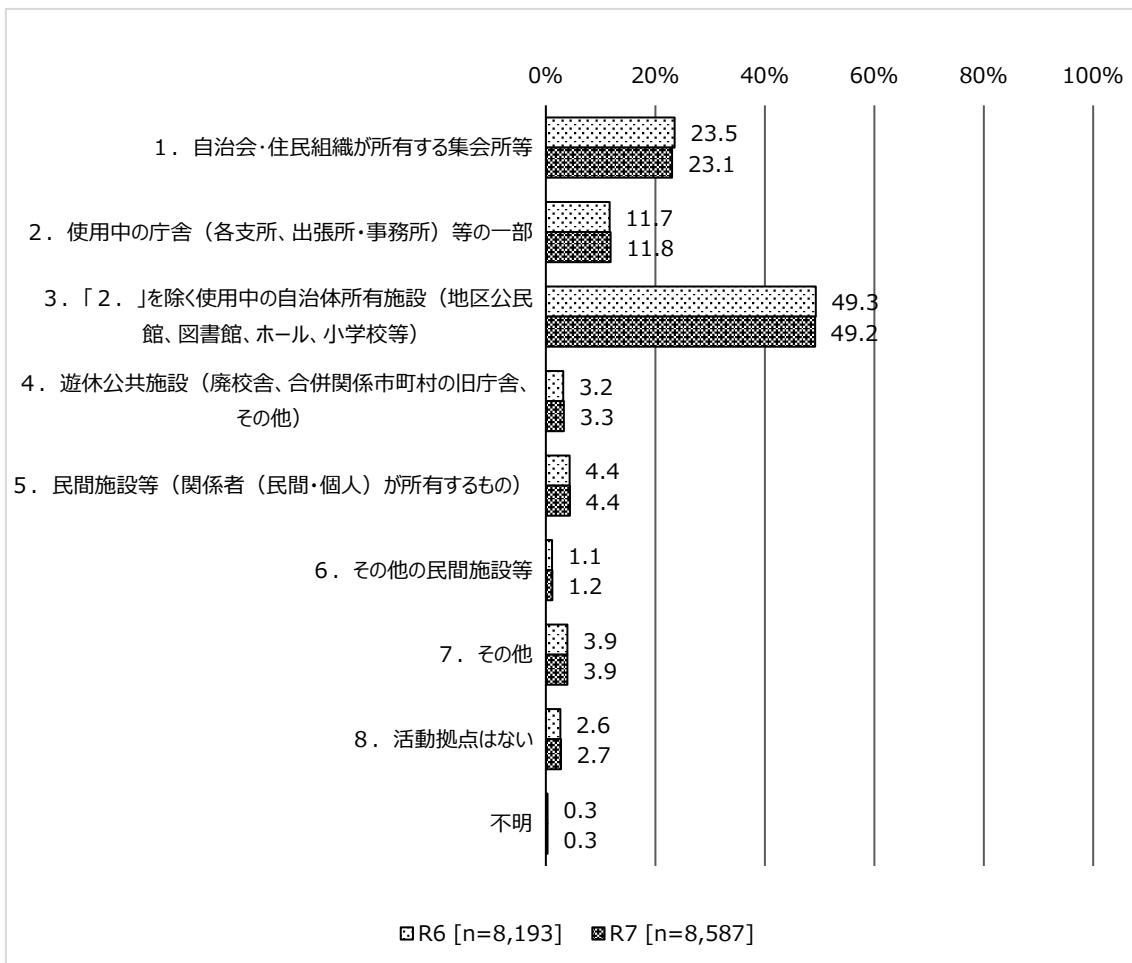
図表 129 事務局スタッフの報酬等の状況〔複数回答〕



③ 活動の拠点としている施設

- ・ 活動の拠点としている施設は、「3. 「2.」を除く使用中の自治体所有施設（地区公民館、図書館、ホール、小学校等）」が 49.2%、「1. 自治会・住民組織が所有する集会所等」が 23.1%、「2. 使用中の庁舎（各支所、出張所・事務所）等の一部」が 11.8%となっている。
- ・ 一方、「8. 活動拠点はなし」は 2.7%となっている。

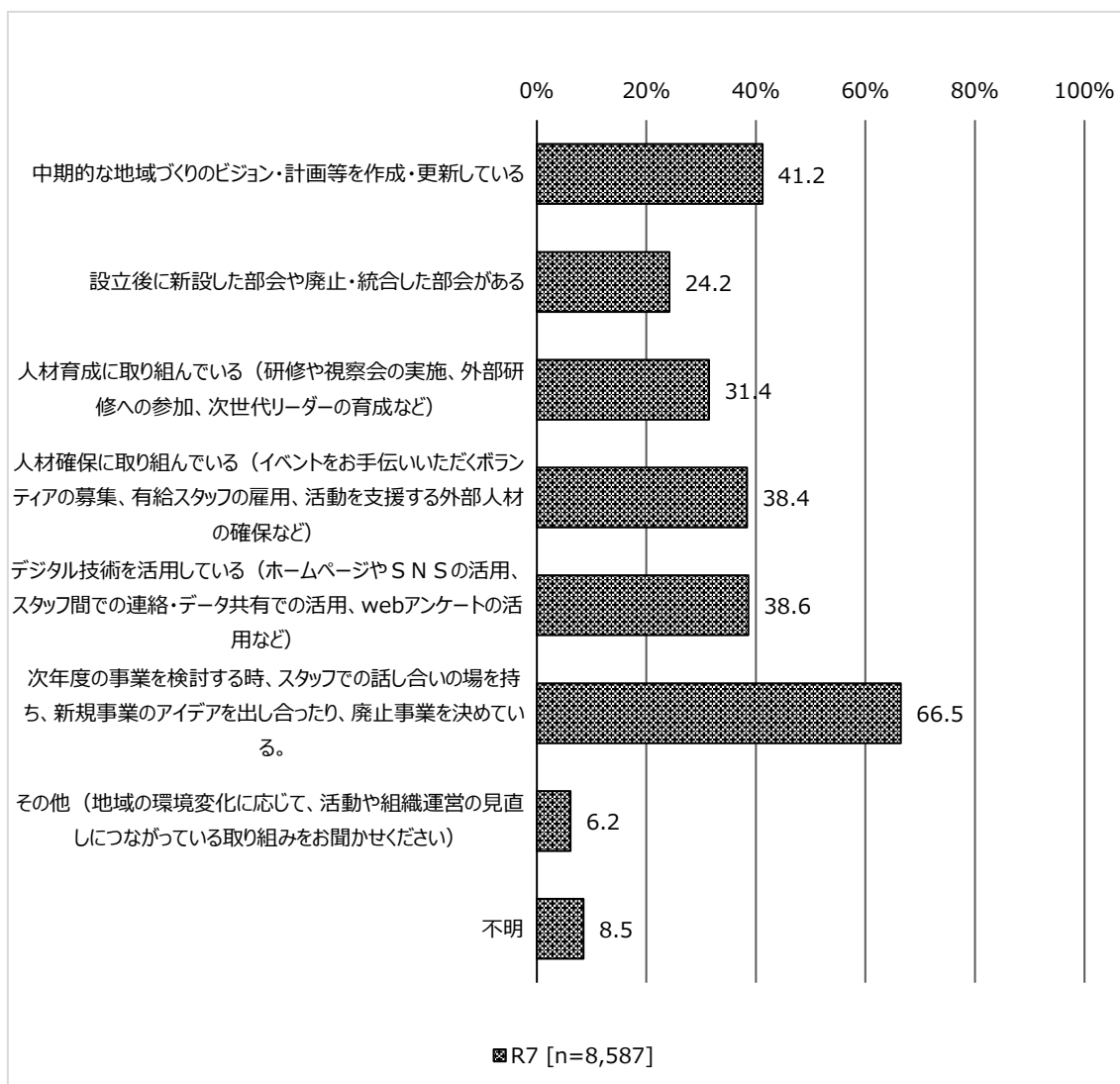
図表 130 活動の拠点としている施設



④ 組織運営に関わる取組

- 組織運営に関わる取組の実施状況は、「次年度の事業を検討する時、スタッフでの話し合いの場を持ち、新規事業のアイデアを出し合ったり、廃止事業を決めている。」が 66.5%、「中期的な地域づくりのビジョン・計画等を作成・更新している」が 41.2%となっている。

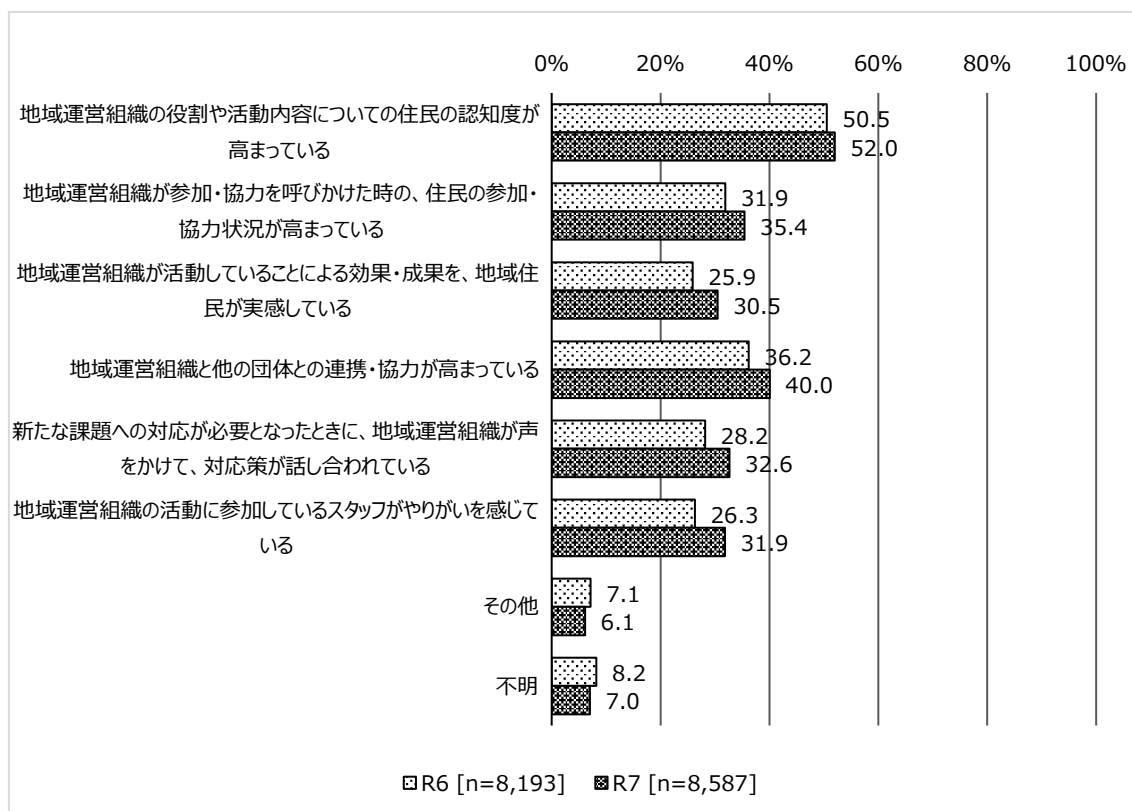
図表 131 組織運営に関わる取組状況〔複数回答〕



⑤ 地域運営組織の活動を通じた地域の変化

- ・ 地域運営組織の活動を通じた地域の変化は、「地域運営組織の役割や活動内容についての住民の認知度が高まっている」が 52.0%、「地域運営組織と他の団体との連携・協力が高まっている」が 40.0%、「地域運営組織が参加・協力を呼びかけた時の、住民の参加・協力状況が高まっている」が 35.4%となっている。

図表 132 地域運営組織の活動を通じた地域の変化〔複数回答〕

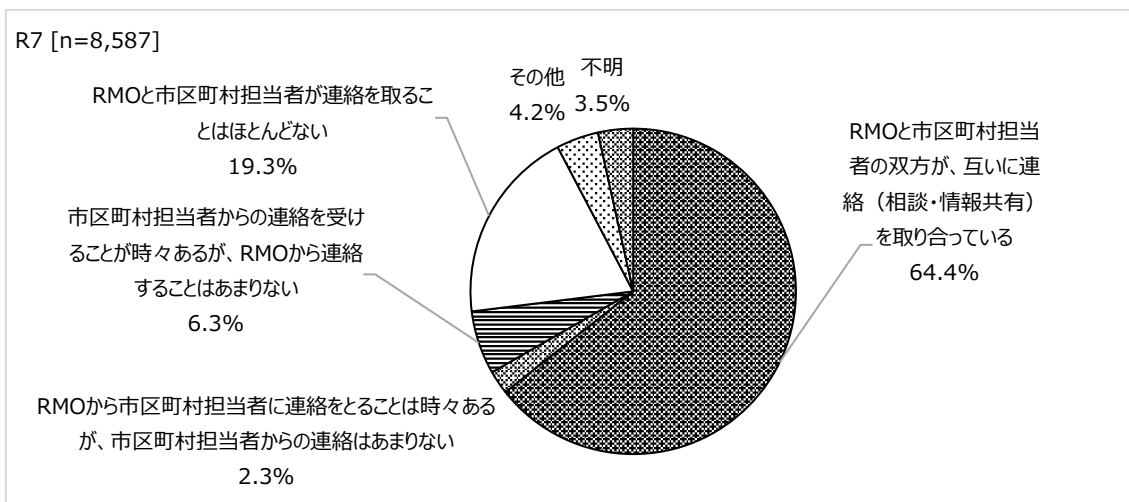


(4) 市区町村との連携

① 市区町村の担当者との連携状況

- ・ 市区町村の担当者との連携状況は、「RMO と市区町村担当者の双方が、互いに連絡（相談・情報共有）を取り合っている」が 64.4%となっている。
- ・ 一方、「RMO と市区町村担当者が連絡を取ることはほとんどない」が 19.3%となっている。

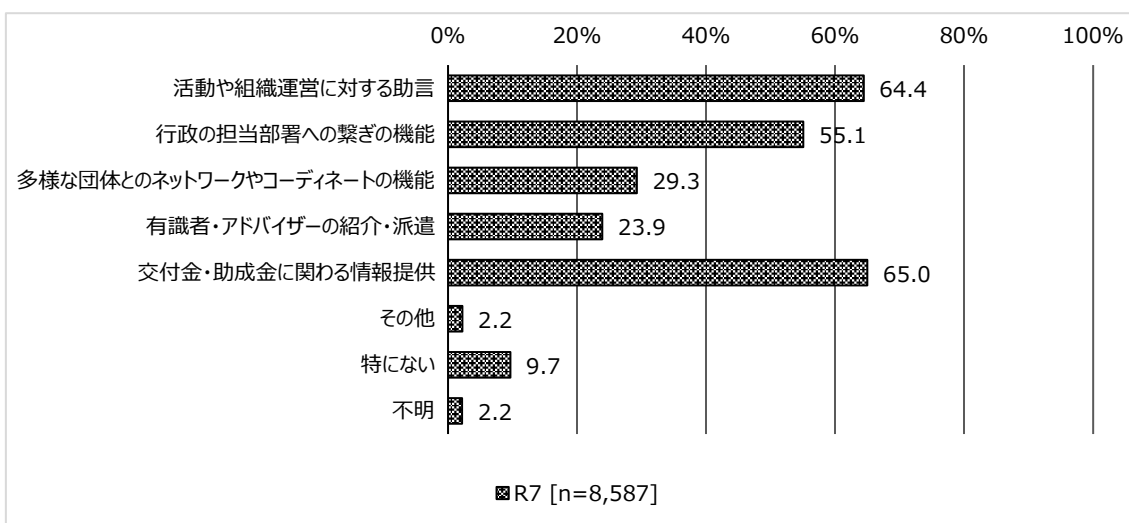
図表 133 市区町村の担当者との連携状況



② 市区町村の担当者に期待する役割

- ・ 市区町村の担当者に期待する役割は、「交付金・助成金に関わる情報提供」が 65.0%、「活動や組織運営に対する助言」が 64.4%、「行政の担当部署への繋ぎの機能」が 55.1%となっている。

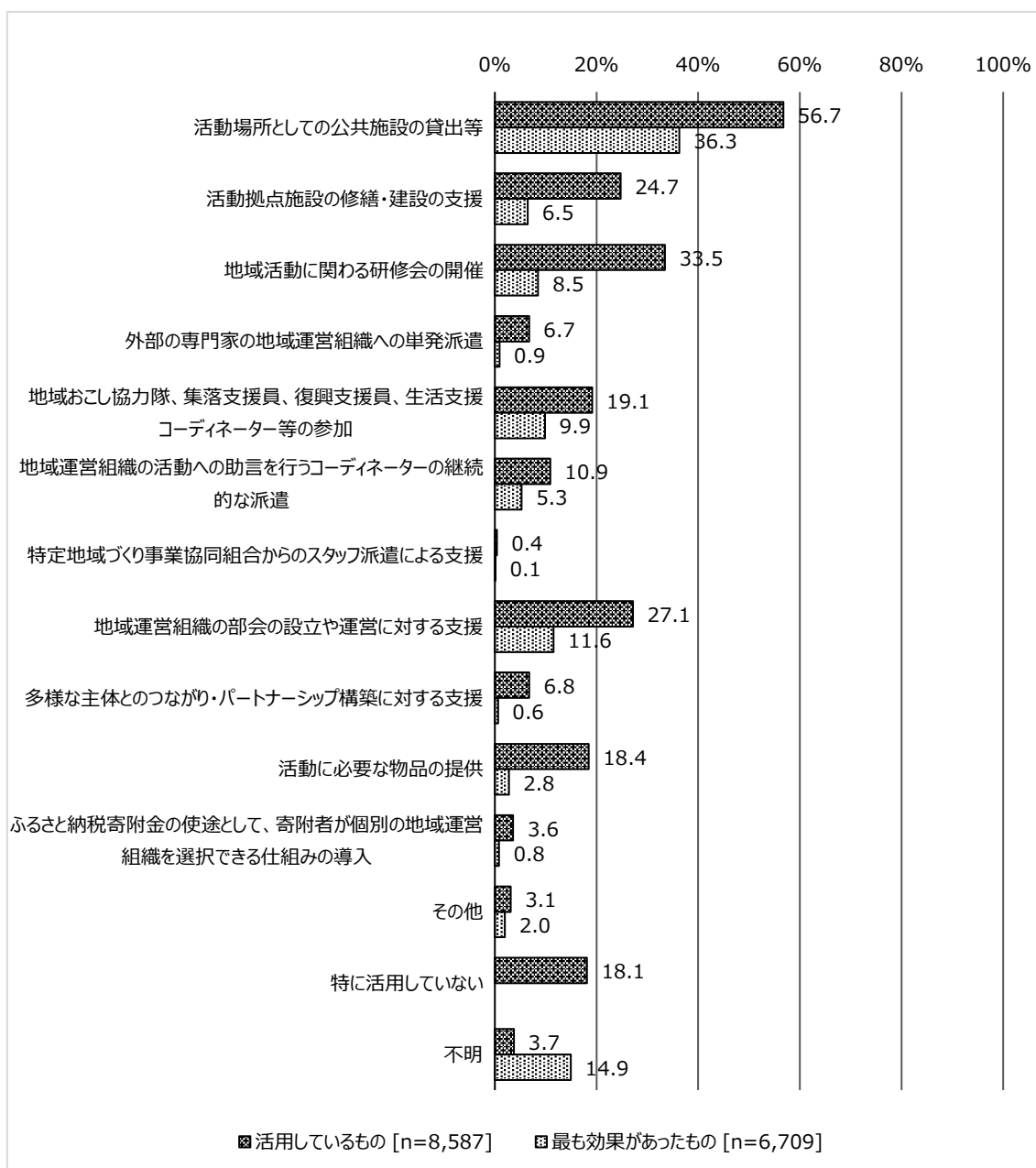
図表 134 市区町村の担当者に期待する役割



③ 活用している支援策（非財政的支援）

- ・ 地域運営組織が活用している支援策（非財政的支援）は、「活動場所としての公共施設の貸出等」が 56.7%、「地域活動に関わる研修会の開催」が 33.5%、「地域運営組織の部会の設立や運営に対する支援」が 27.1%となっている。
- ・ 最も効果があったと感じられる支援策は、「活動場所としての公共施設の貸出等」が 36.3%、「地域運営組織の部会の設立や運営に対する支援」が 11.6%となっている。

図表 135 地域運営組織の活動に対して実施している支援策(非財政的支援)[複数回答]

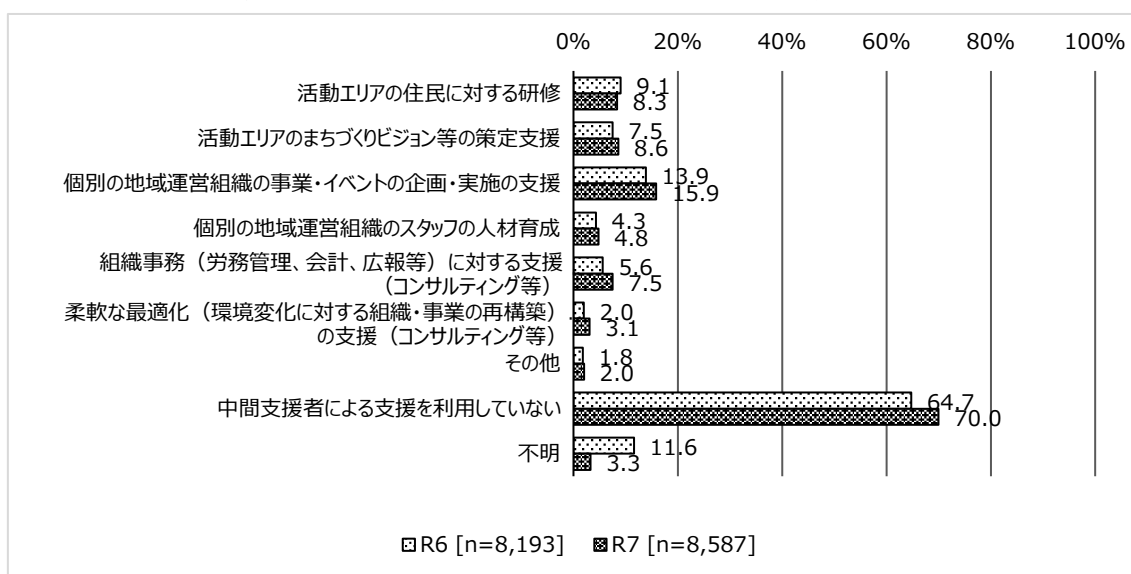


(5) 地域運営組織の活性化に向けての「中間支援者」の活用状況

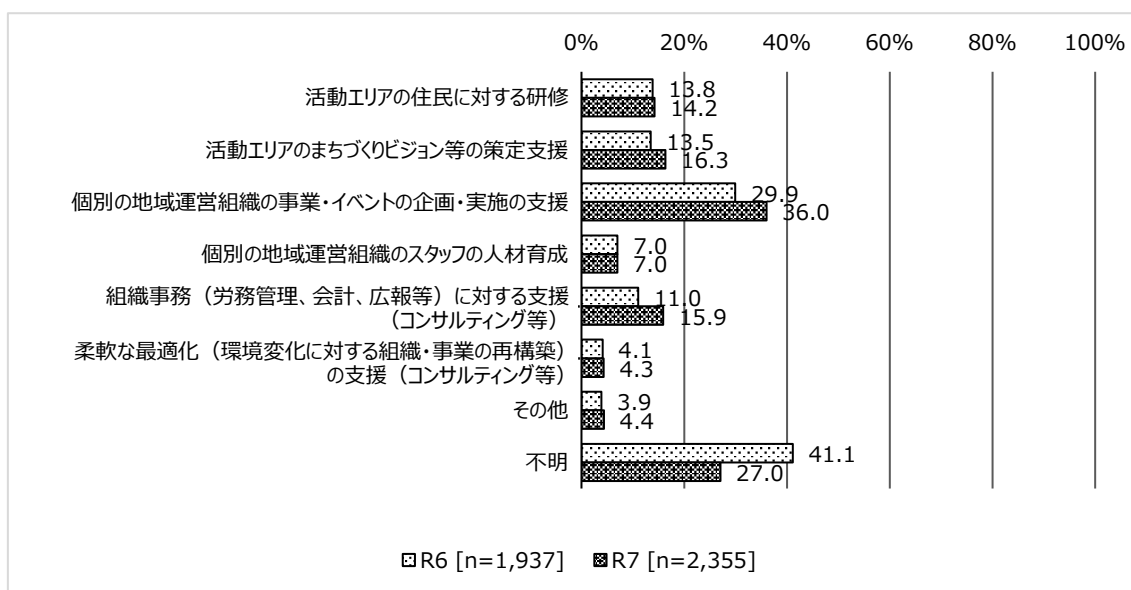
① 「中間支援者による支援」の活用状況

- ・ 「中間支援者による支援」の活用状況は、「個別の地域運営組織の事業・イベントの企画・実施の支援」が 15.9%、「活動エリアのまちづくりビジョン等の策定支援」が 8.6%となっている。一方、「中間支援者による支援を利用していない」が 70.0%となっている。
- ・ 特に効果的なものは、「個別の地域運営組織の事業・イベントの企画・実施の支援」が 36.0%、活動エリアのまちづくりビジョン等の策定支援」が 16.3%となっている。

図表 136 「中間支援者による支援」の活用状況〔複数回答〕



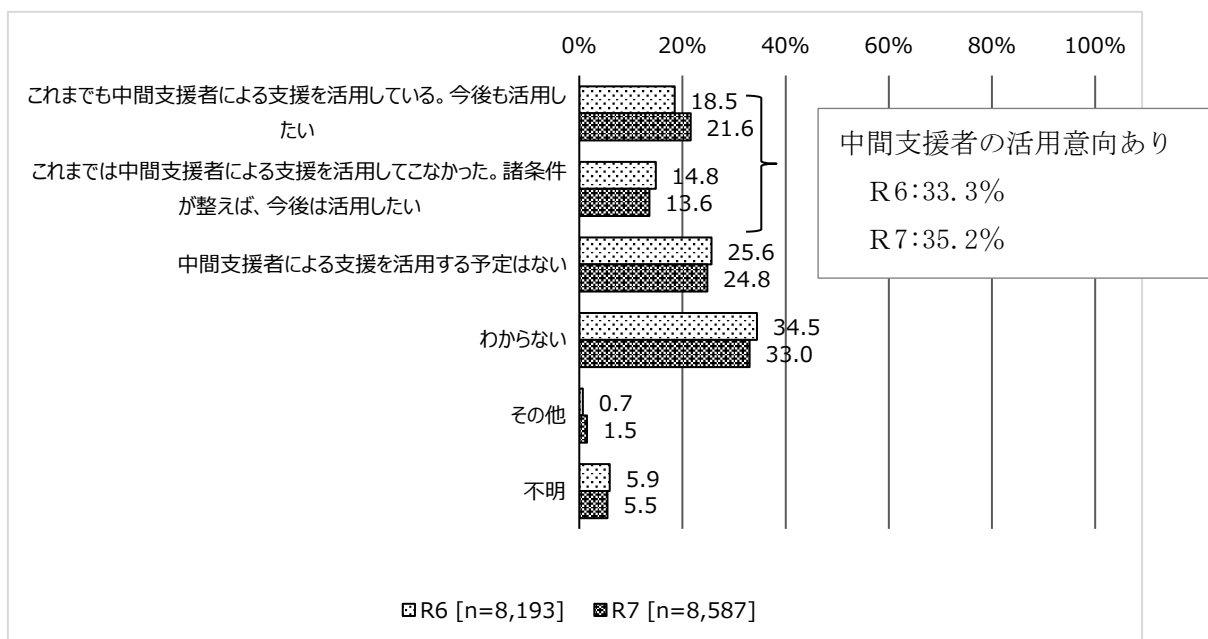
図表 137 「中間支援者による支援」の活用状況（特に効果的なもの）〔複数回答〕



②「中間支援者による支援」の今後の活用意向

- ・「中間支援者による支援」の今後の活用意向は、「これまでも中間支援者による支援」を活用している。今後も活用したい」が 21.6%となっている。
- ・一方、「中間支援者による支援を活用する予定はない」が 33.0%となっている。

図表 138 「中間支援者による支援」の今後の活用意向

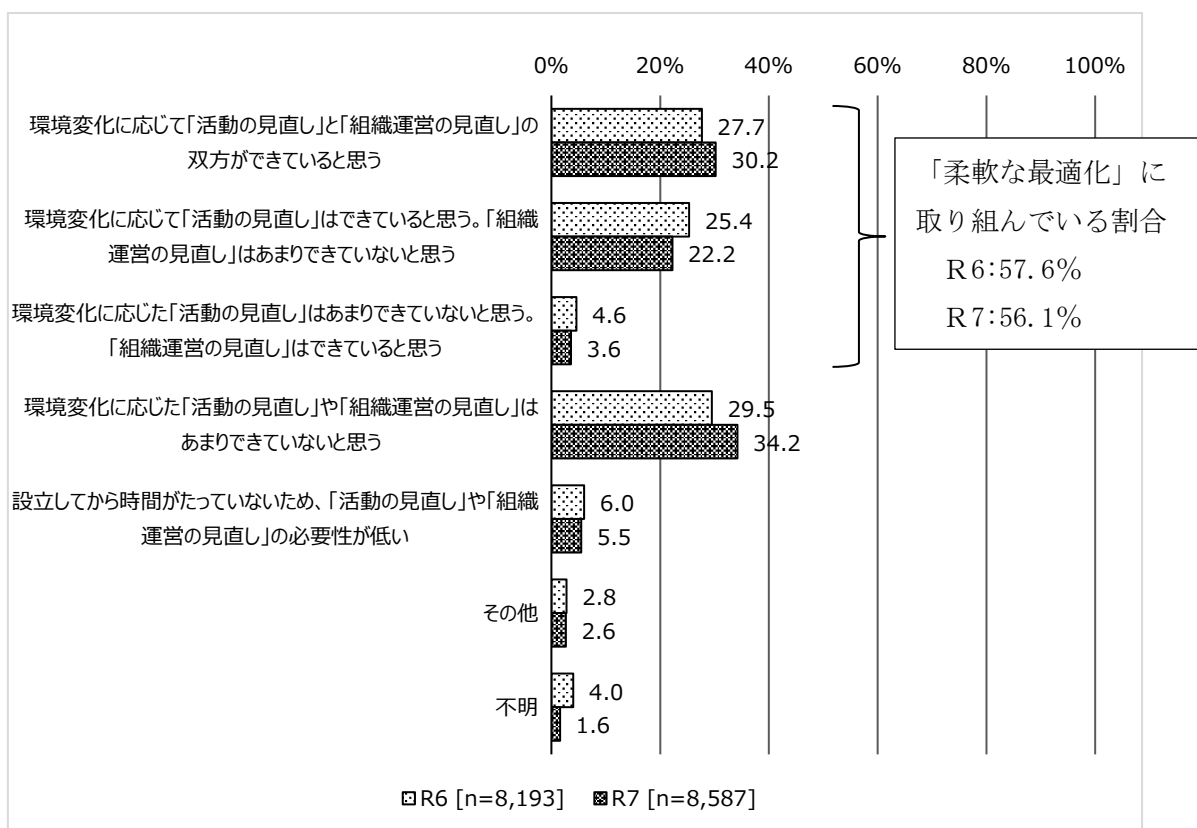


(6) 今後の活動・課題

① 「柔軟な最適化」の取組状況

- ・ 「柔軟な最適化」の取組状況として、「地域の実情に合った地域づくり」を進めていくため、設立後の地域の課題の変化（地域住民のニーズの変化など）を察知し、貴団体が提供する活動内容や組織運営に反映することができていると思うか尋ねたところ、「環境変化に応じて「活動の見直し」と「組織運営の見直し」の双方ができていると思う」が 30.2%、「環境変化に応じて「活動の見直し」はできていると思う」「組織運営の見直し」はあまりできていないと思う」が 22.2%となっている。
- ・ 活動又は運営の見直しを行っている（＝「柔軟な最適化」に取り組んでいる）地域運営組織の割合は 56.1%となっている。

図表 139 「柔軟な最適化」の取組状況



(参考) 柔軟な最適化に取り組んでいる地域運営組織の数の推移

	柔軟な最適化に取り組んでいる地域運営組織の数			
	活動・運営双方	活動	運営	合計
令和 6 年度	2,266 団体	2,077 団体	378 団体	4,721 団体
令和 7 年度	2,595 団体	1,910 団体	310 団体	4,815 団体

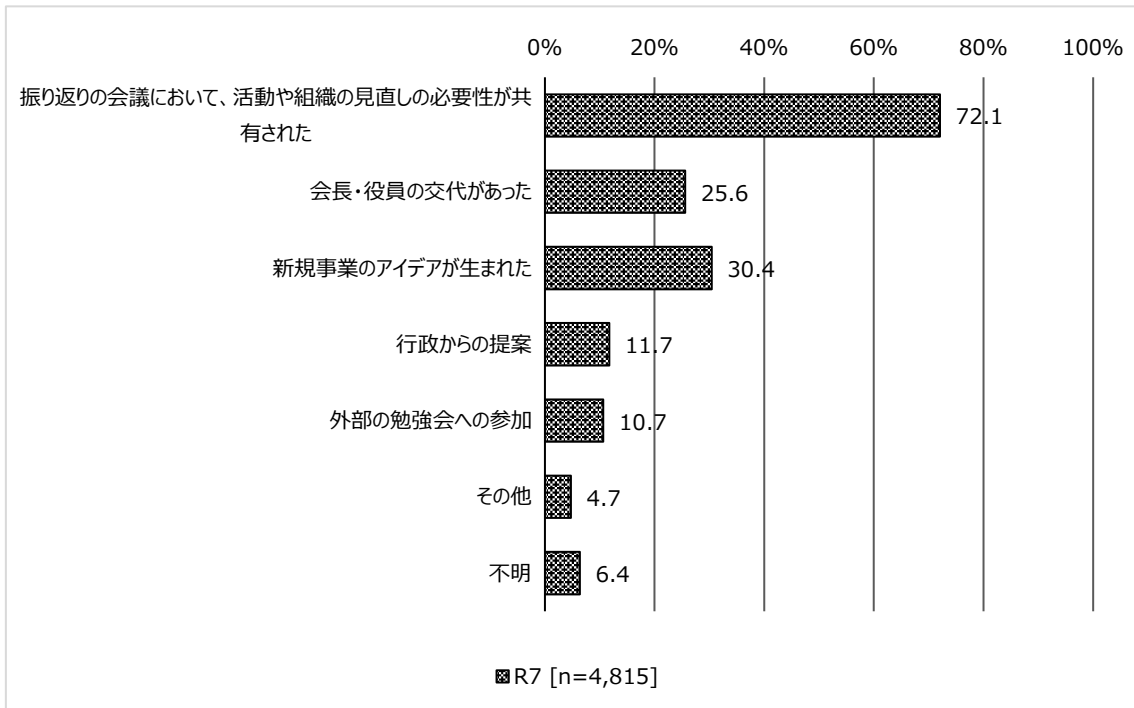
(注)

活動の見直し (例)	新たなニーズに対応した新規活動の実施 ニーズの変化・縮小や体制の縮小に応じた活動の統合・縮小・廃止
運営の見直し (例)	地域課題の変化に対応するためのリソース（体制の確保、資金の確保）の確保 新たな外部団体との連携 中間支援者による支援の活用

② 「柔軟な最適化」に取り組んだ経緯・きっかけ

- ・ 「柔軟な最適化」に取り組んだ経緯・きっかけは、「振り返りの会議において、活動や組織の見直しの必要性が共有された」が 72.1%、「新規事業のアイデアが生まれた」が 30.4%、「会長・役員交代があった」が 25.6%となっている。

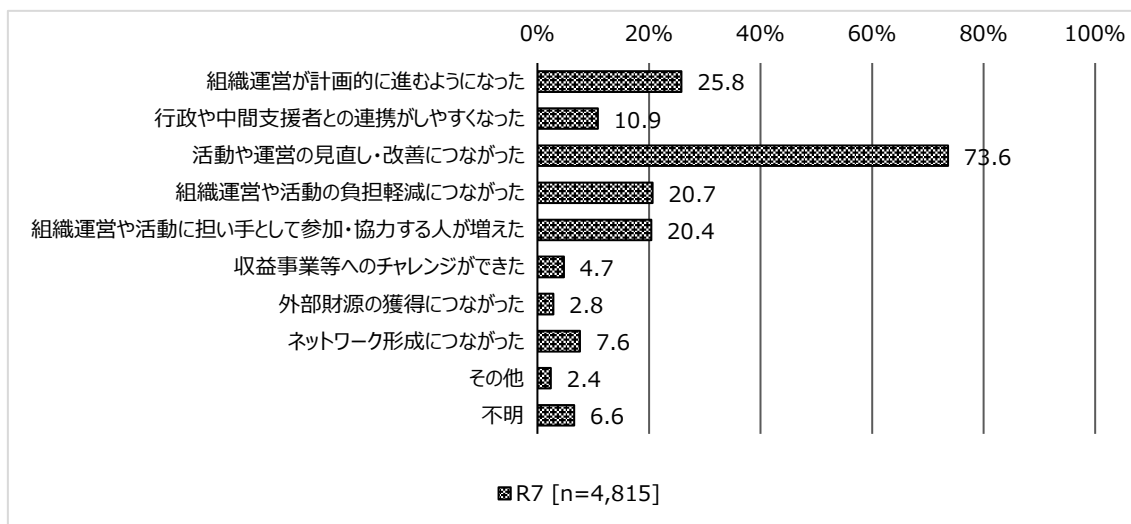
図表 140 「柔軟な最適化」に取り組んだ経緯・きっかけ



③ 「柔軟な最適化」に取り組んだことによる効果

- ・ 「柔軟な最適化」に取り組んだことによる効果は、「活動や運営の見直し・改善につながった」が 73.6%、「組織運営が計画的に進むようになった」が 25.8%、「組織運営や活動の負担軽減につながった」が 20.7%となっている。

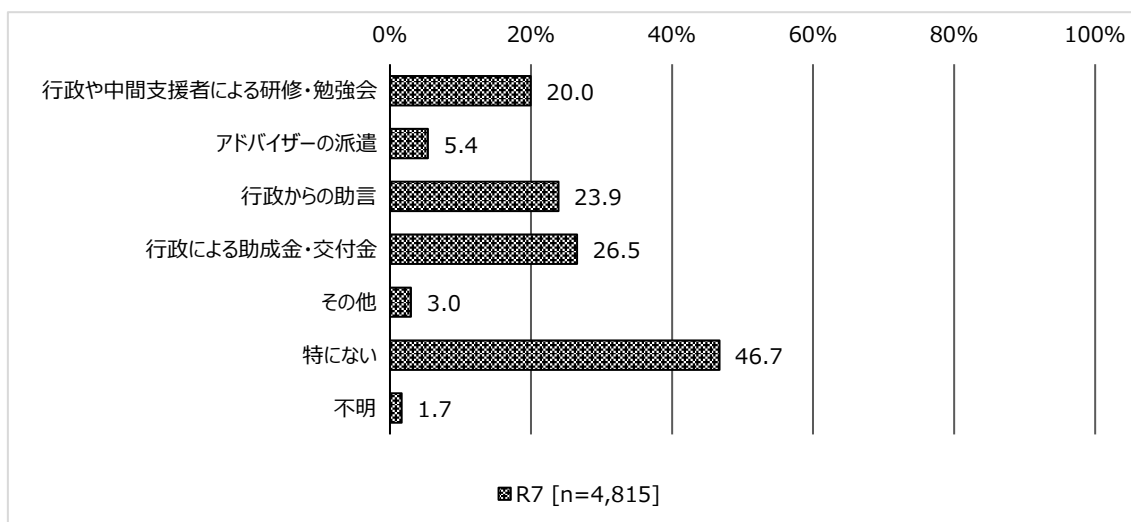
図表 141 「柔軟な最適化」に取り組んだことによる効果



④ 「柔軟な最適化」の検討にあたって活用した支援

- ・ 「柔軟な最適化」の検討にあたって活用した支援は、「行政による助成金・交付金」が 26.5%、「行政からの助言」が 23.9%となっている。
- ・ 一方、「特にない」が 46.7%となっている。

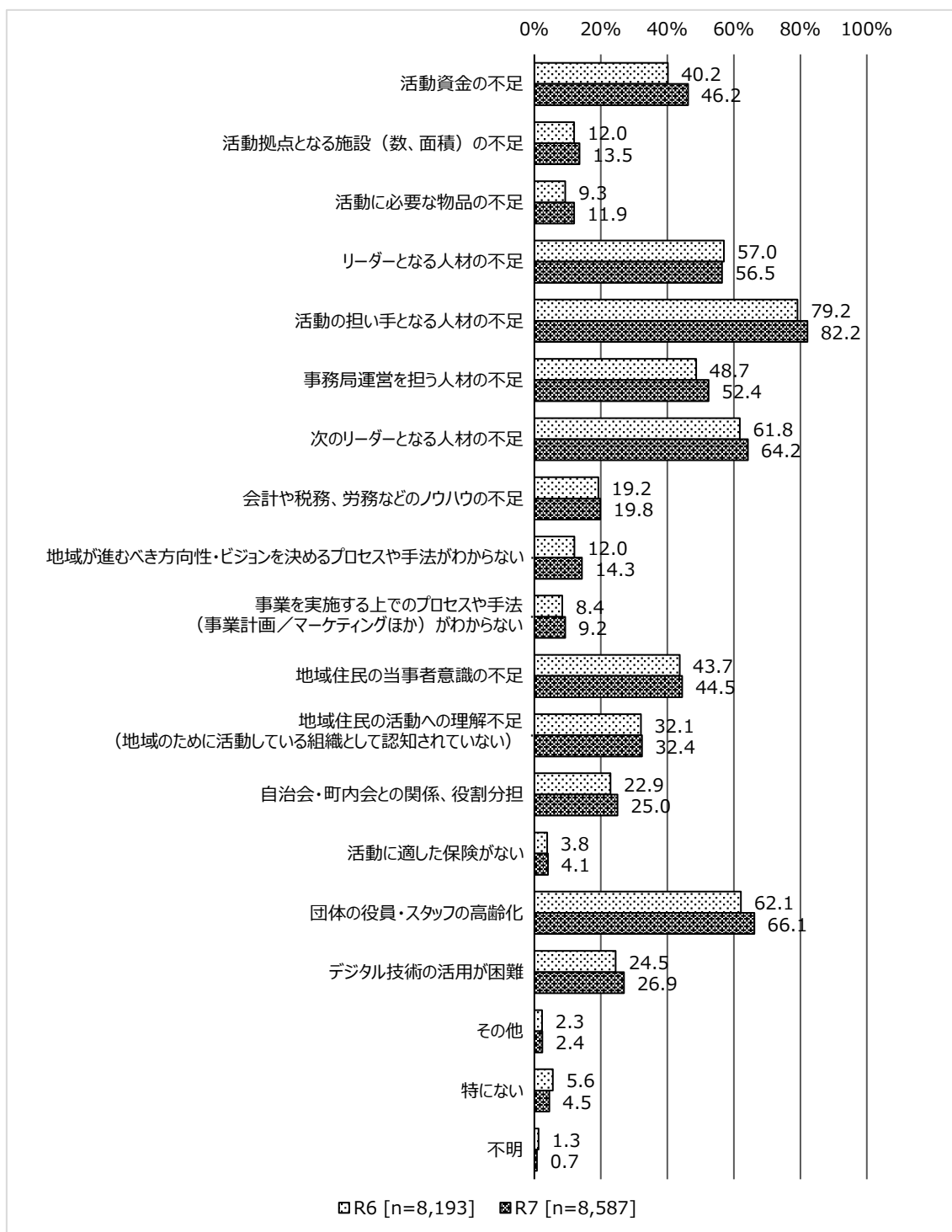
図表 142 「柔軟な最適化」の検討にあたって活用した支援



⑤ 継続的に活動していく上での課題と解決に当たって求める支援

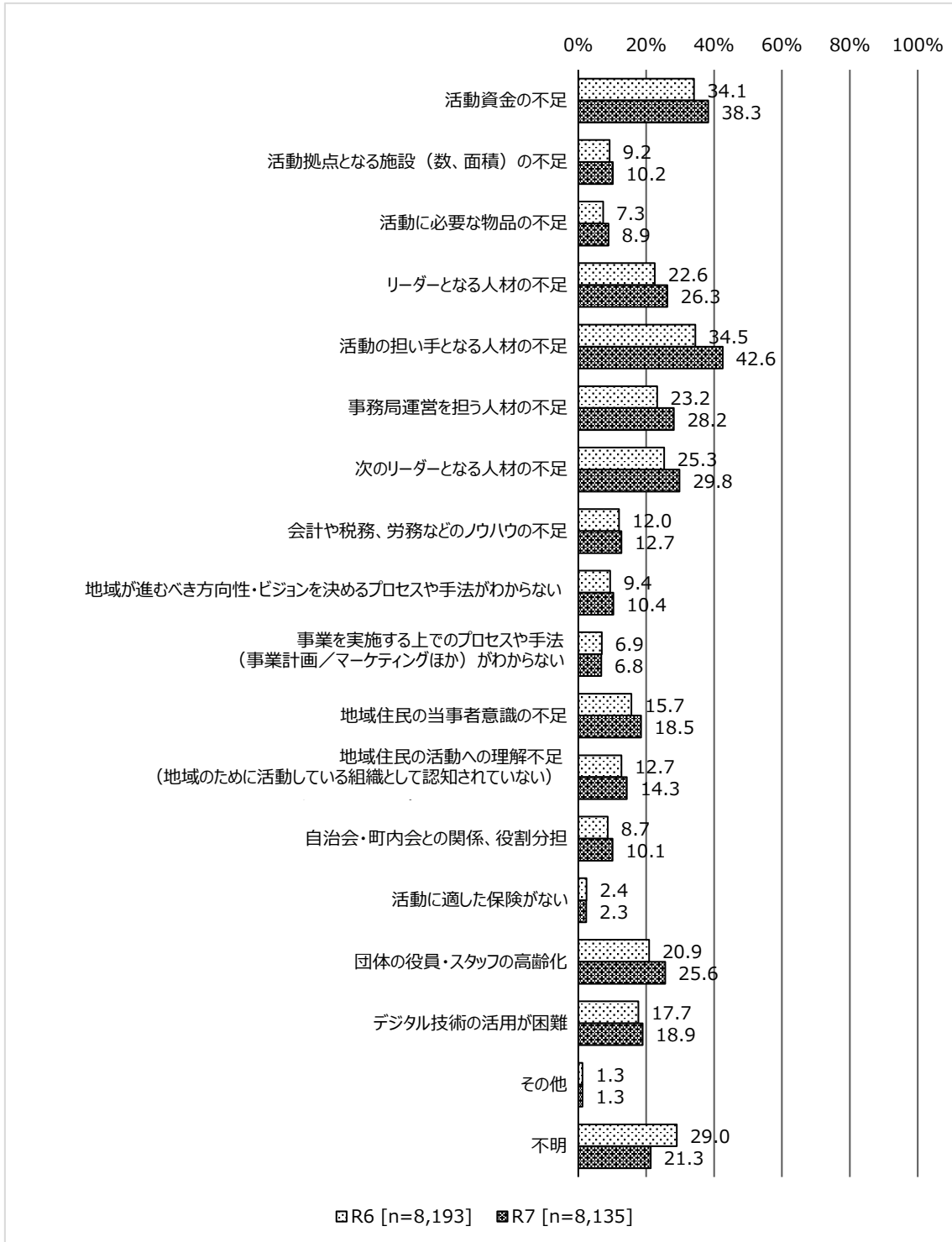
- ・ 継続的に活動していく上での課題は、「活動の担い手となる人材の不足」が 82.2%、「団体の役員・スタッフの高齢化」が 66.1%、「次のリーダーとなる人材の不足」が 64.2%となっている。

図表 143 継続的に活動していく上での課題〔複数回答〕

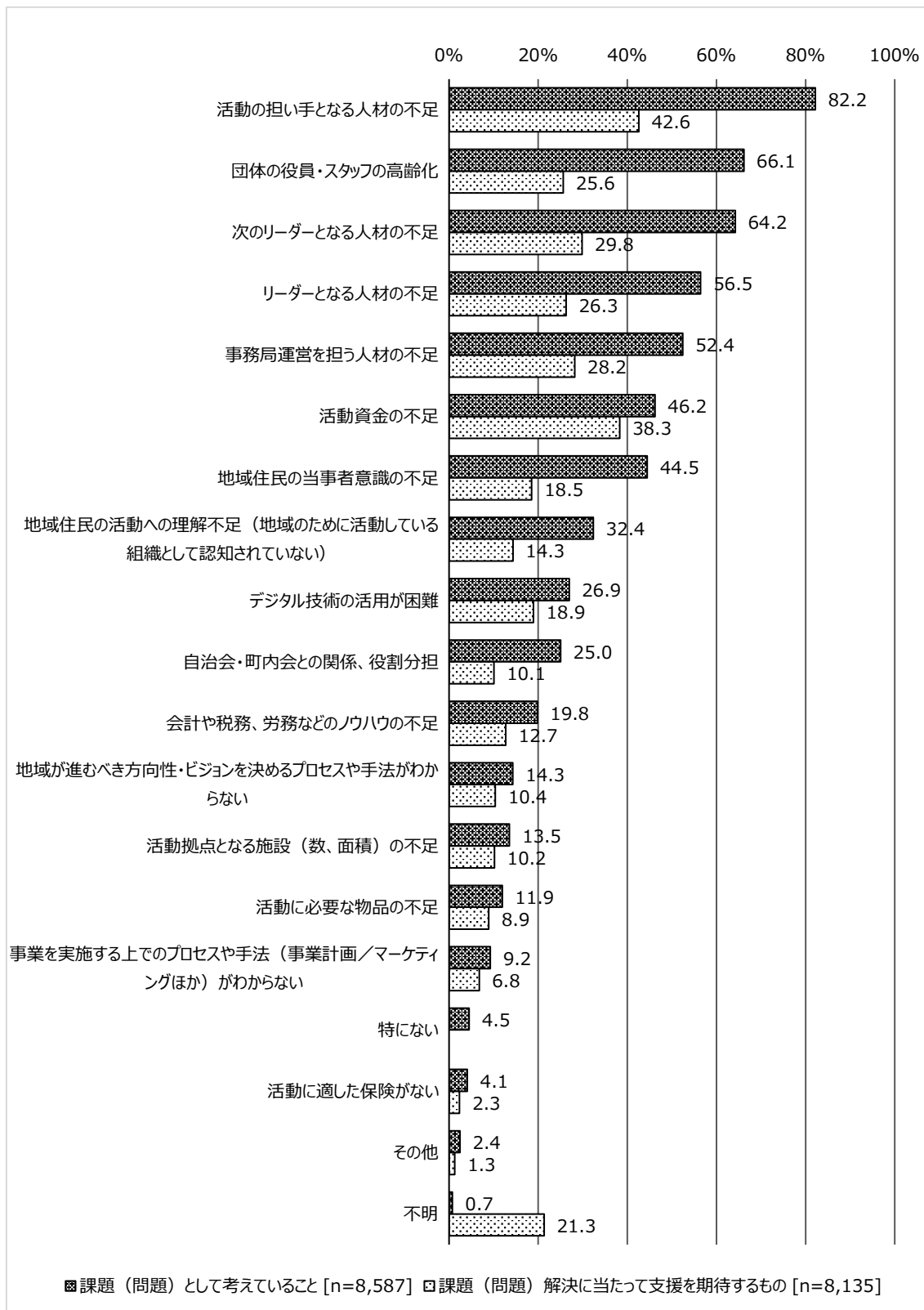


- ・ 課題解決に当たり支援を期待するものは、「活動の担い手となる人材の不足」が42.6%、「活動資金の不足」が38.3%、「次のリーダーとなる人材の不足」が29.8%となっている。

図表 144 課題解決に当たり支援を期待するもの〔複数回答〕



図表 145 継続的に活動していく上での課題〔複数回答〕(課題の割合が高い順)



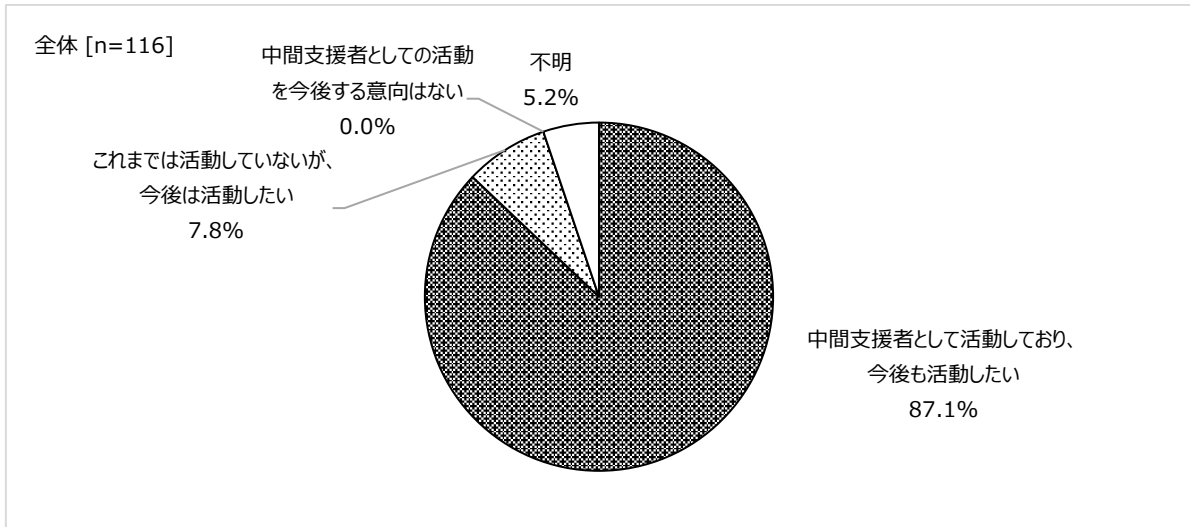
4-5. 調査結果の概要(中間支援者票)

(1) 地域運営組織(RMO)の中間支援者としての活動状況

① 中間支援者としての活動状況

- ・ 中間支援者としての活動状況は、「中間支援者として活動しており、今後も活動したい」が 87.1%、「これまでは活動していないが、今後は活動したい」が 7.8%となっている。

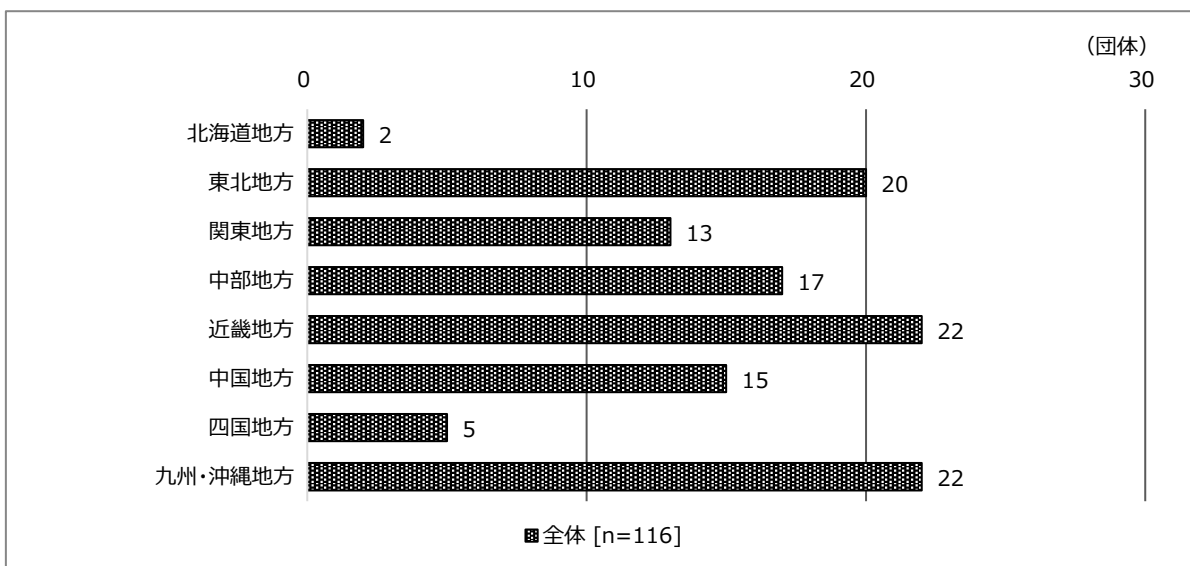
図表 146 中間支援者としての活動状況



② 中間支援者の所在地(地域ブロック別)

- ・ 中間支援者の所在地(地域ブロック別)は、「近畿地方」と「九州・沖縄地方」が 22 団体、「東北地方」が 20 団体となっている。

図表 147 中間支援者の所在地(地域ブロック別)

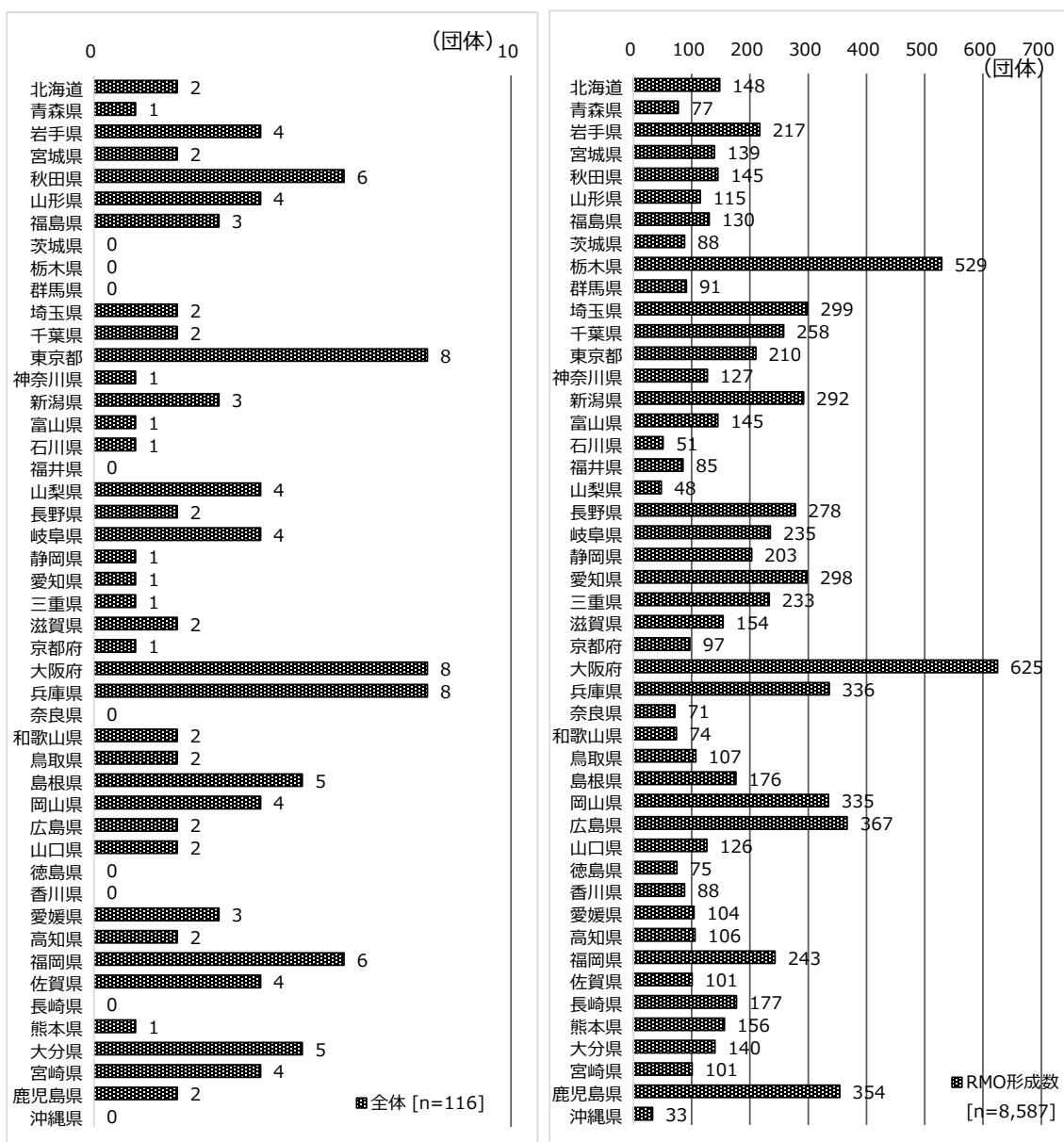


③ 中間支援者の所在地（都道府県別）

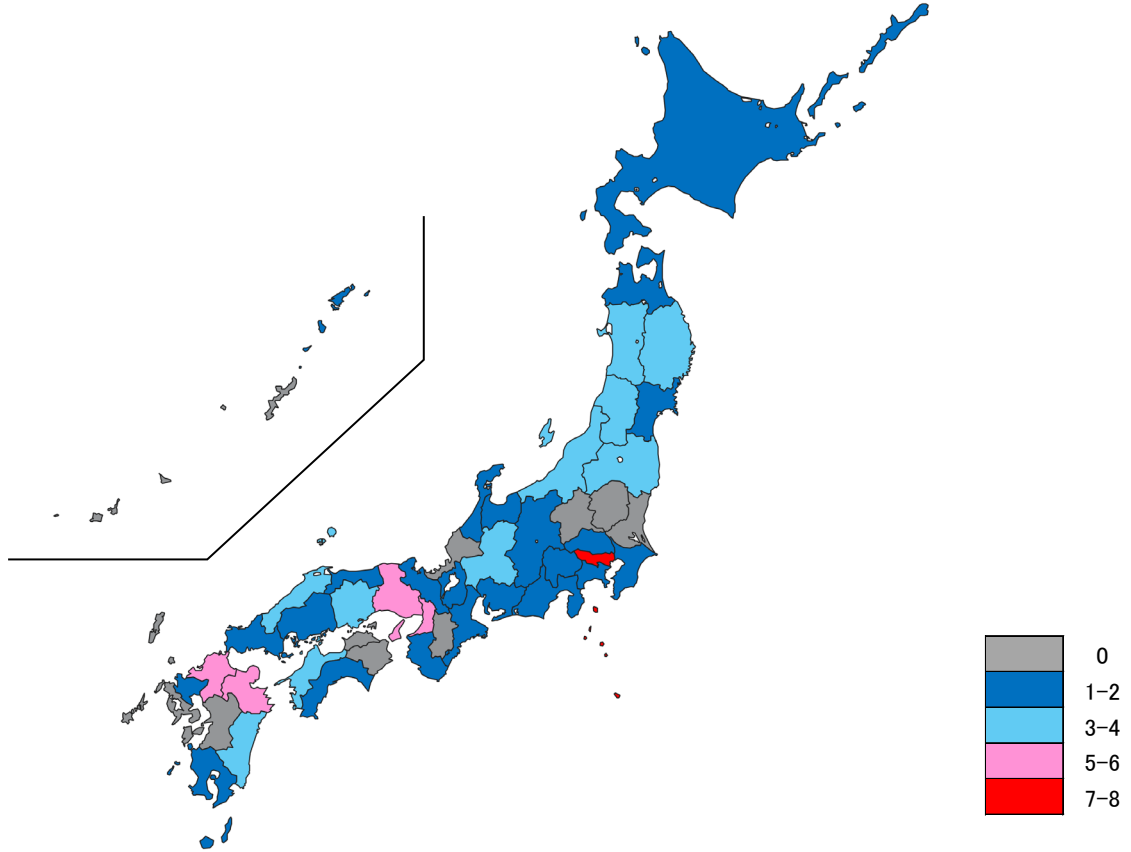
- ・ 中間支援者の所在地（都道府県別）は以下のとおり。中間支援者が5団体以上所在しているのは、7都道府県であった。
- ・ 人口規模の大きい都道府県（東京都、大阪府、兵庫県、福岡県）を除くと、秋田県（6団体）、島根県（5団体）、大分県（5団体）で所在する中間支援者の数が多い。所在する都道府県の地域運営組織の形成数とは明確な相関はみられなかった。

図表 148 中間支援者の所在地
（都道府県別）

（参考）地域運営組織の形成数
（都道府県別）



図表 149 中間支援者の所在数(都道府県単位)

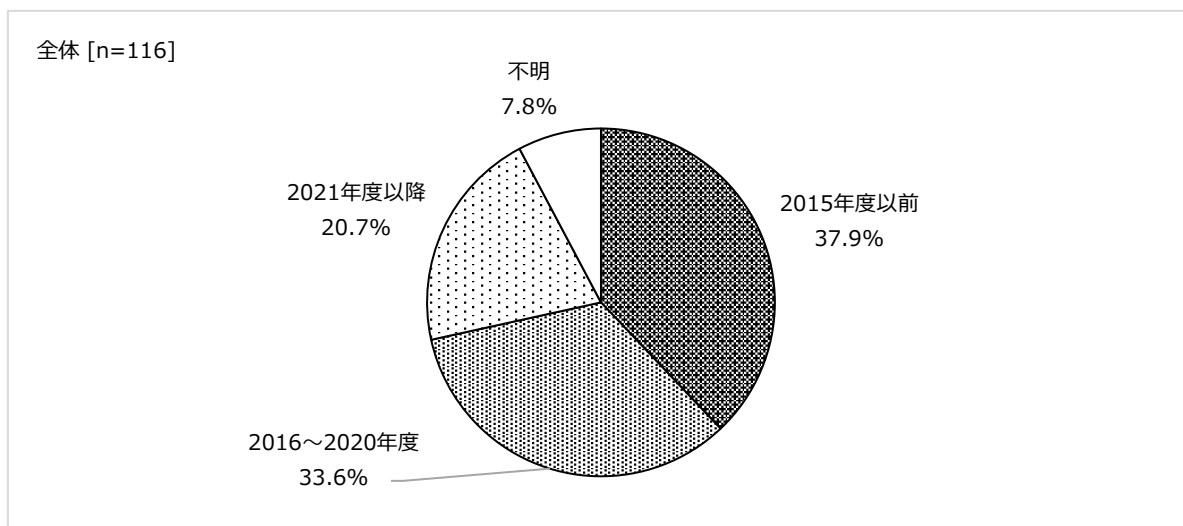


(2) RMO 支援に関わる活動概要

① RMO 支援に取り組み始めた時期

- ・ RMO 支援に取り組み始めた時期は、「2015年度以前」が 37.9%、「2016～2020年度」が 33.6%、「2021年度以降」が 20.7%となっている。

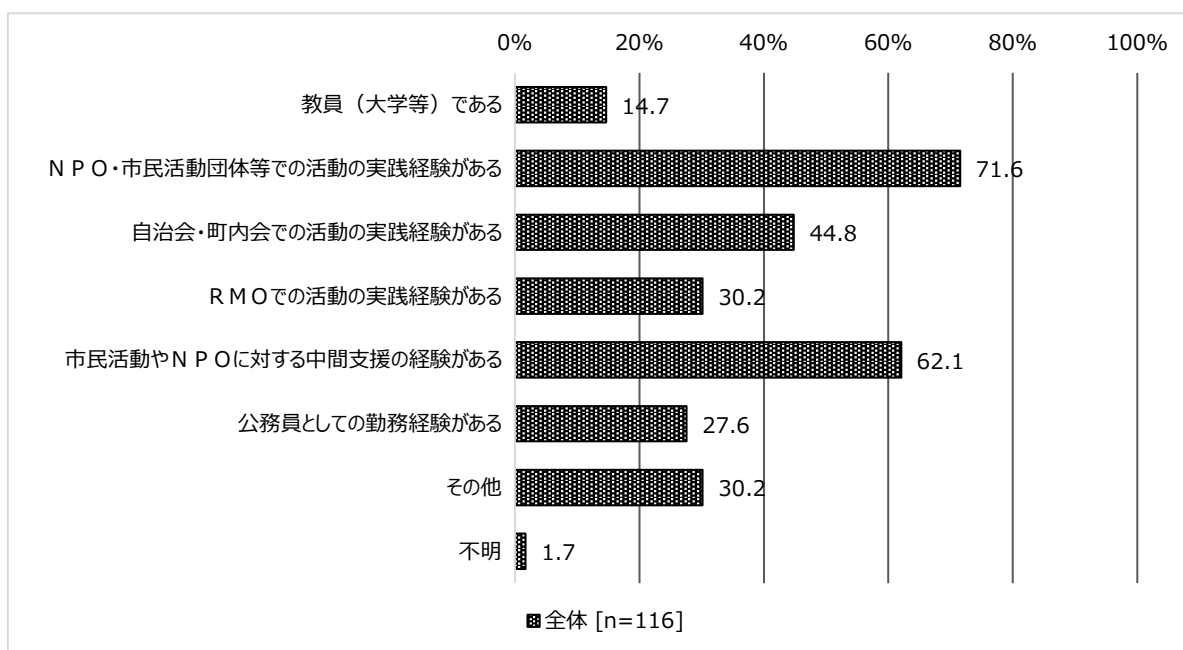
図表 150 RMO 支援に取り組み始めた時期



② RMO 支援の中核を担っている人材の業務経歴

- ・ 中核人材の業務経歴は、「NPO・市民活動団体等での活動の実践経験がある」が 71.6%、「市民活動や NPO に対する中間支援の経験がある」が 62.1%、「自治会・町内会での活動の実践経験がある」が 44.8%となっている。

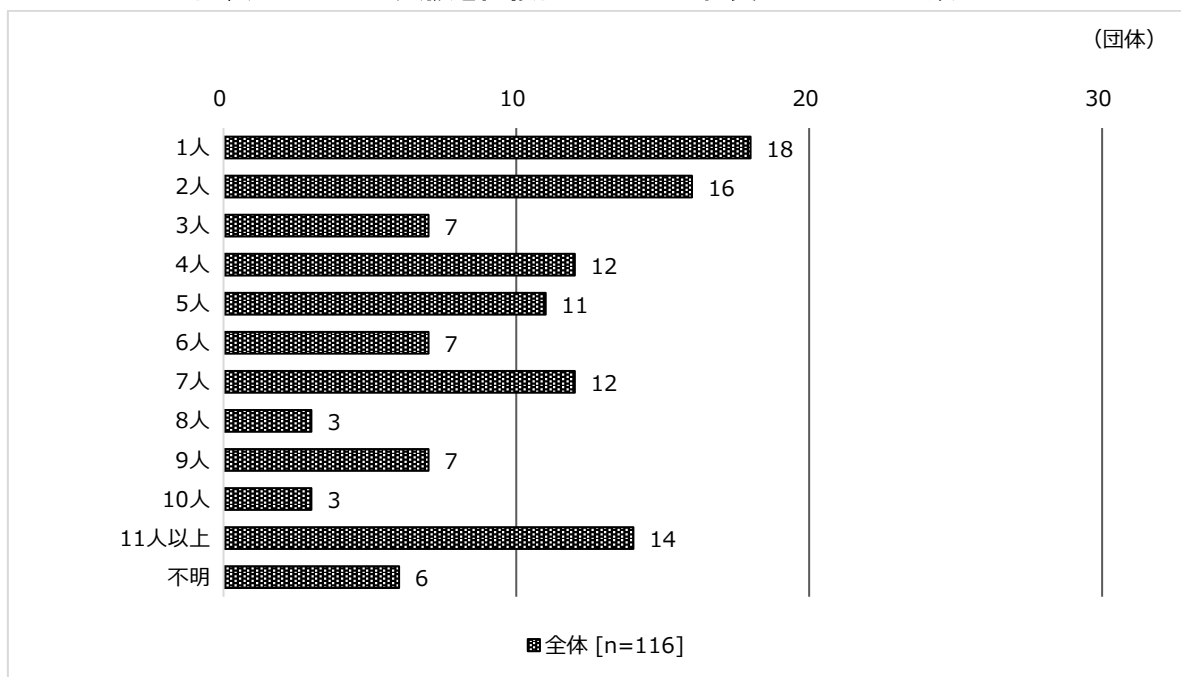
図表 151 RMO 支援の中核を担っている人材の業務経歴〔複数回答〕



③ RMO 支援を直接担当している社員・スタッフの人数

- ・ RMO 支援を直接担当している社員・スタッフの人数は、「1人」が18団体、「2人」が16団体、「11人以上」が14団体となっている。

図表 152 RMO 支援を直接担当している社員・スタッフの人数



1 団体あたりの社員・スタッフの人数の平均は、6.0 人となっている。雇用形態別では「正規社員」が2.6人、「非正規社員」が1.5人となっている。年代別では、「50～60代」が2.2人、「30～40代」が2.1人となっている。

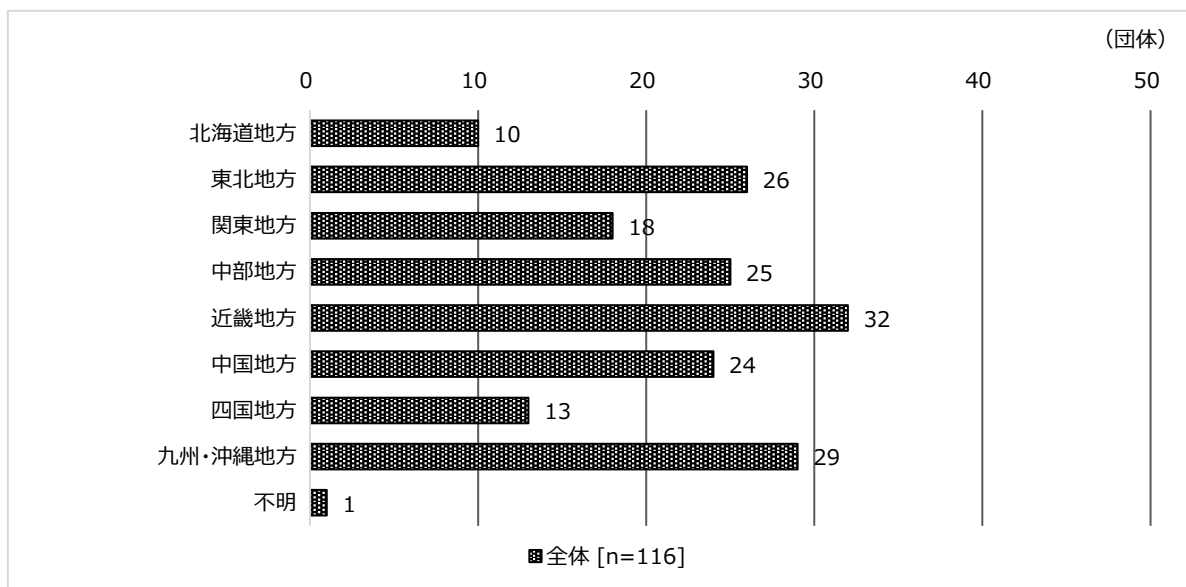
図表 153 RMO 支援を直接担当している社員・スタッフの人数(1 団体あたり平均)(n=110)

	年代				合計
	20代以下	30～40代	50～60代	70代以上	
正規社員	0.3	1.2	0.9	0.2	2.6
非正規社員	0.2	0.5	0.8	0.1	1.5
その他	0.6	0.5	0.5	0.3	1.8
合計	1.1	2.1	2.2	0.6	6.0

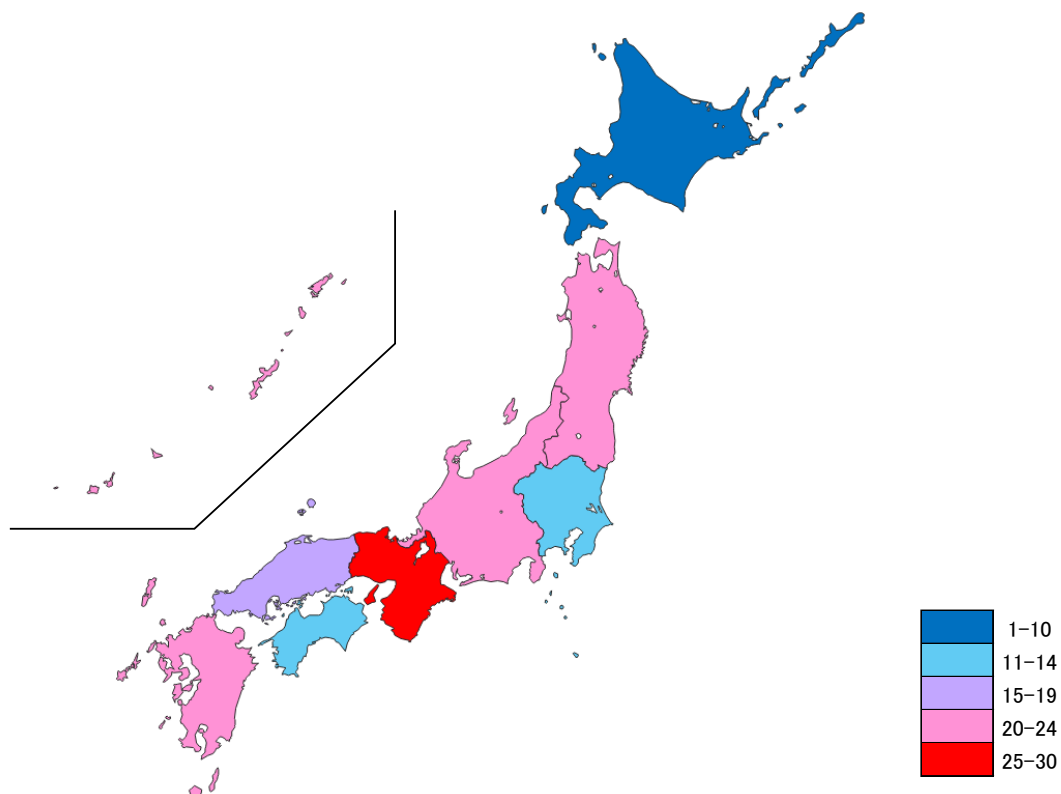
④ 主な活動エリア

- ・ 主な活動エリアは、「近畿地方」が32団体、「九州・沖縄地方」が29団体、「東北地方」が26団体となっている。

図表 154 主な活動エリア〔複数回答〕



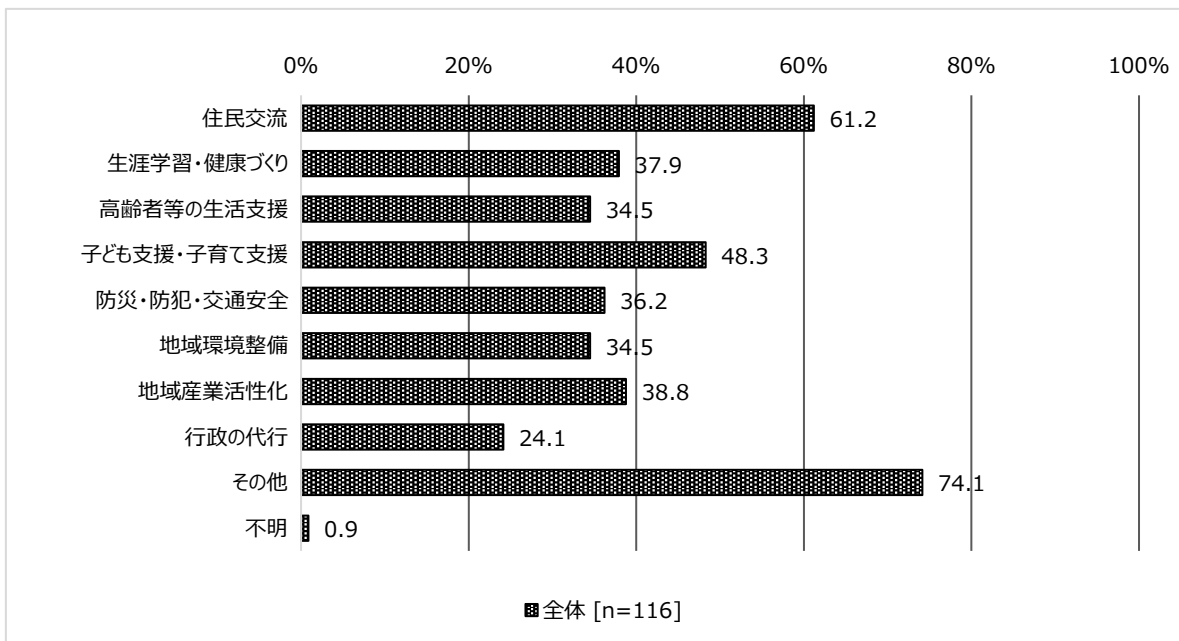
図表 155 主な活動エリア(地域エリア単位)



⑤ 支援経験が豊富な地域課題の分野

- 支援経験が豊富な地域課題の分野は、「その他」が 74.1%、「住民交流」が 61.2%、「子ども支援・子育て支援」が 48.3%となっている。

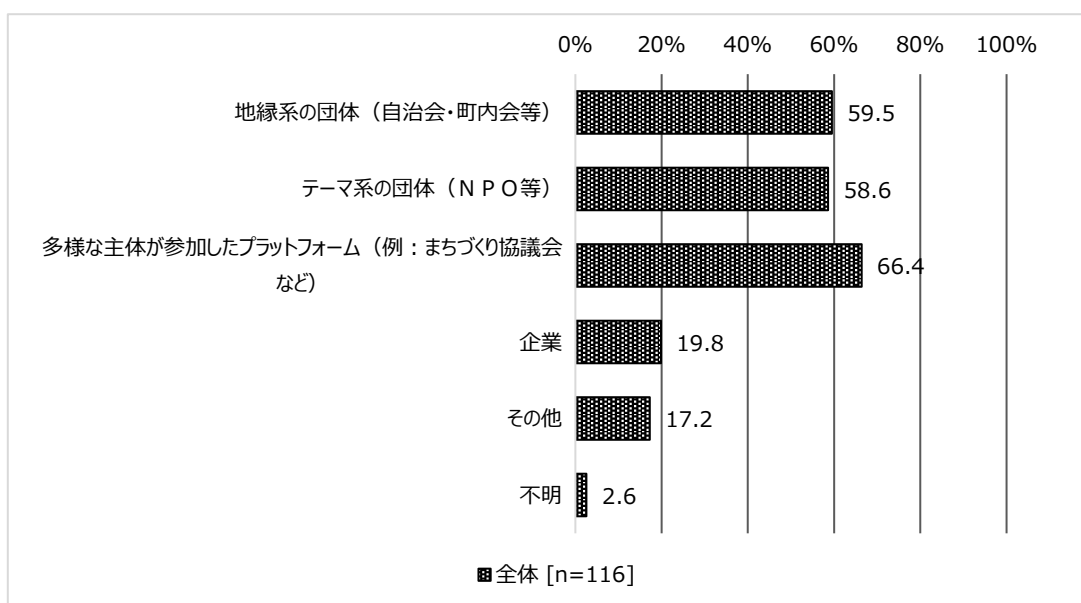
図表 156 支援経験が豊富な地域課題の分野〔複数回答〕



⑥ 支援経験が豊富な団体の種類

- 支援経験が豊富な団体の種類は、「多様な主体が参加したプラットフォーム（例：まちづくり協議会など）」が 66.4%、「地縁系の団体（自治会・町内会等）」が 59.5%、「テーマ系の団体（NPO等）」がいずれも 58.6%となっている。

図表 157 支援経験が豊富な団体の種類〔複数回答〕

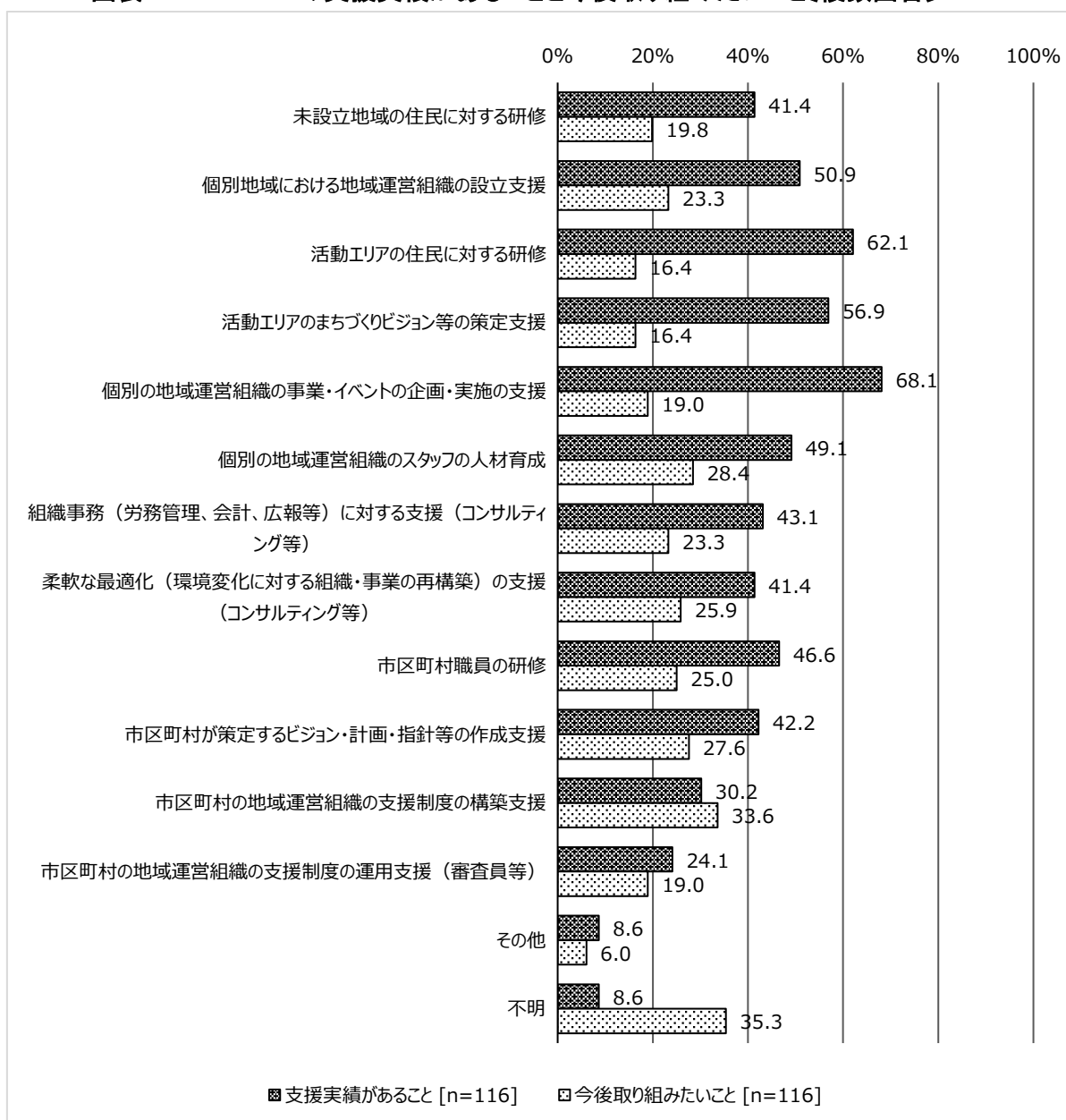


(3) RMO 支援の取組状況

① RMO への支援実績があることと今後取り組みたいこと

- ・ 支援実績があることは、「個別の地域運営組織の事業・イベントの企画・実施の支援」が 68.1%、「活動エリアの住民に対する研修」が 62.1%、「活動エリアのまちづくりビジョン等の策定支援」が 56.9%となっている。
- ・ 今後取り組みたいことは、「市区町村の地域運営組織の支援制度の構築支援」が 33.6%、「個別の地域運営組織のスタッフの人材育成」が 28.4%、「市区町村が策定するビジョン・計画・指針等の作成支援」が 27.6%となっている。

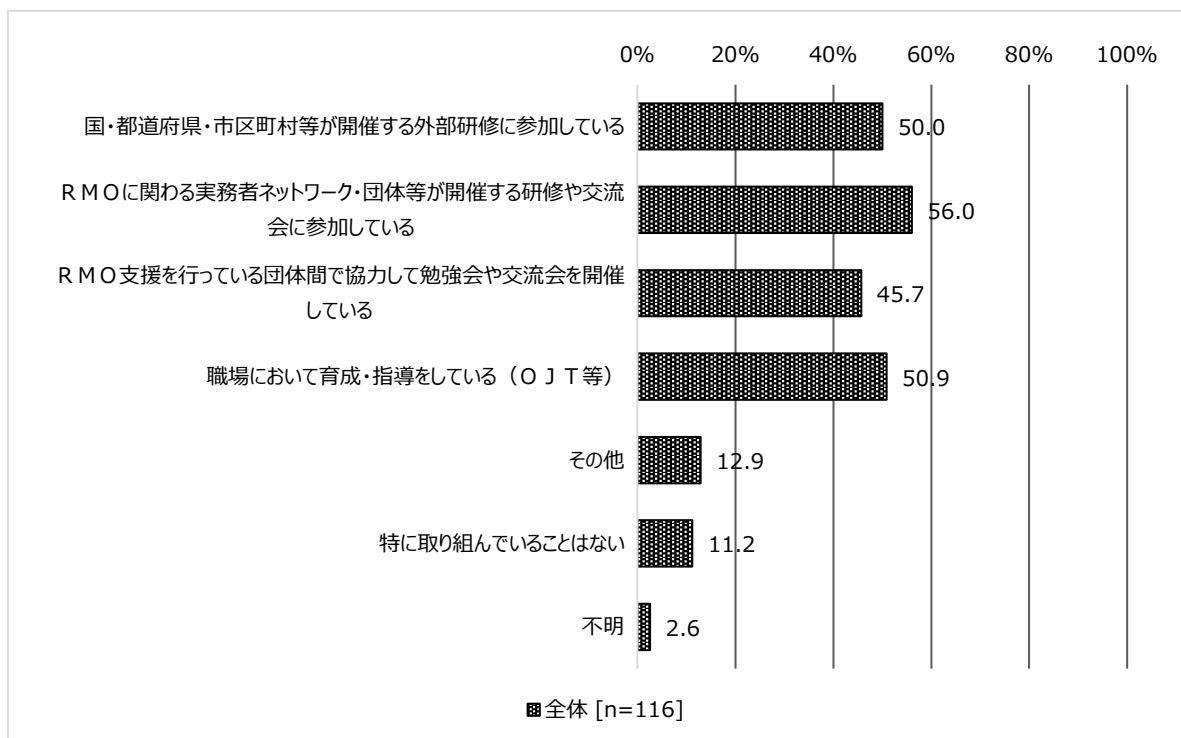
図表 158 RMO への支援実績があることと今後取り組みたいこと〔複数回答〕



② RMO を直接担当している社員・スタッフの育成の取組状況

- 社員・スタッフの育成のための取組は、「RMO に関わる実務者ネットワーク・団体等が開催する研修や交流会に参加している」が 56.0%、「職場において育成・指導をしている（OJT 等）」が 50.9%、「国・都道府県・市区町村等が開催する外部研修に参加している」が 50.0%となっている。

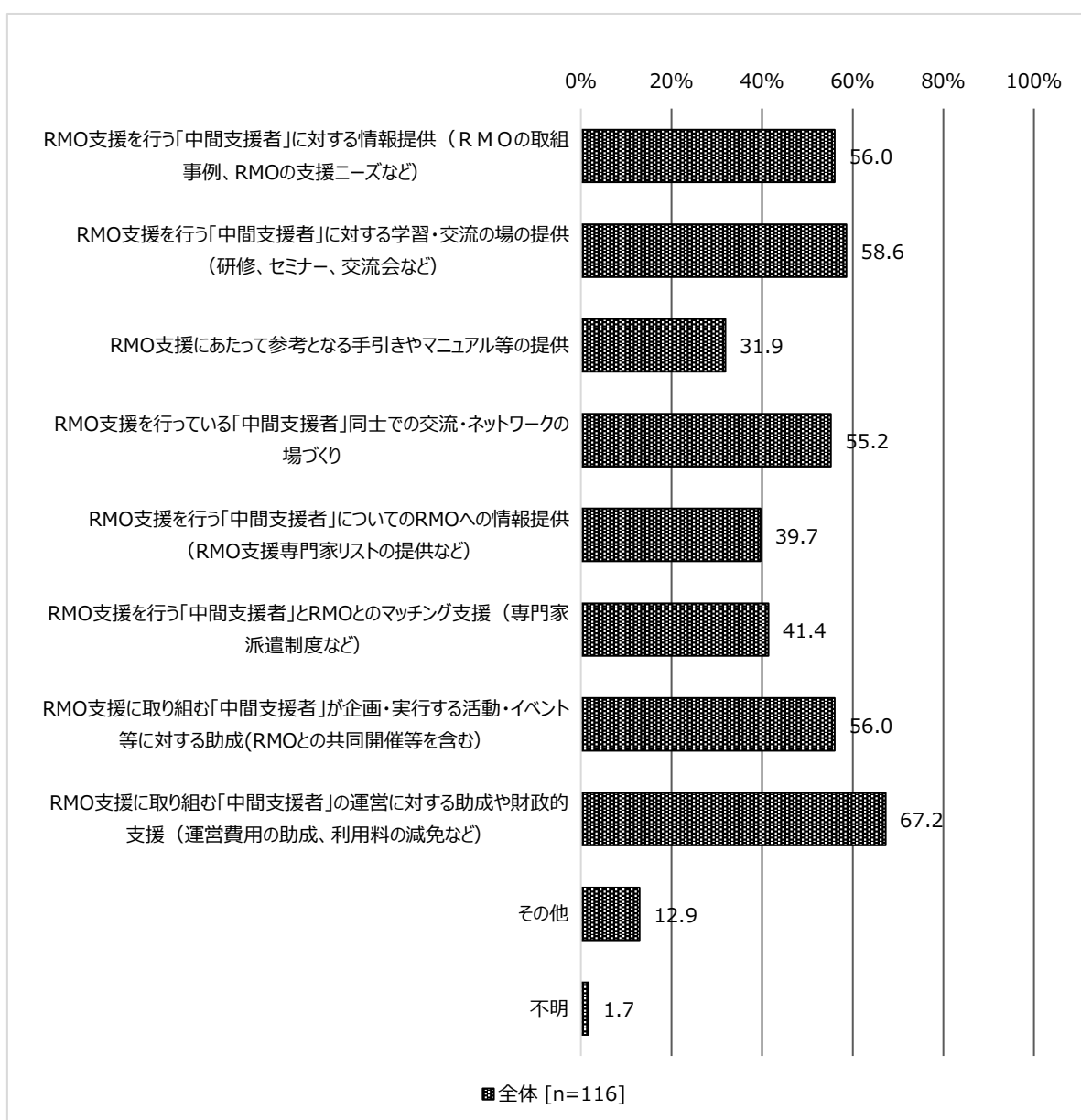
図表 159 RMO を直接担当している社員・スタッフの育成の取組状況〔複数回答〕



③ RMO への支援を充実させていくために自治体等に求める支援

- ・ RMO への支援を充実させていくために自治体等に求める支援内容は、「RMO 支援に取り組む「中間支援者」の運営に対する助成や財政的支援（運営費用の助成、利用料の減免など）」が 67.2%、「RMO 支援を行う「中間支援者」に対する学習・交流の場の提供（研修、セミナー、交流会など）」が 58.6%、「RMO 支援を行う「中間支援者」に対する情報提供（RMO の取組事例、RMO の支援ニーズなど）」と「RMO 支援に取り組む「中間支援者」が企画・実行する活動・イベント等に対する助成(RMO との共同開催等を含む)」がいずれも 56.0% となっている。

図表 160 RMO への支援を充実させていくために自治体等に求める支援〔複数回答〕



4-6. “調査の視点“を踏まえた分析

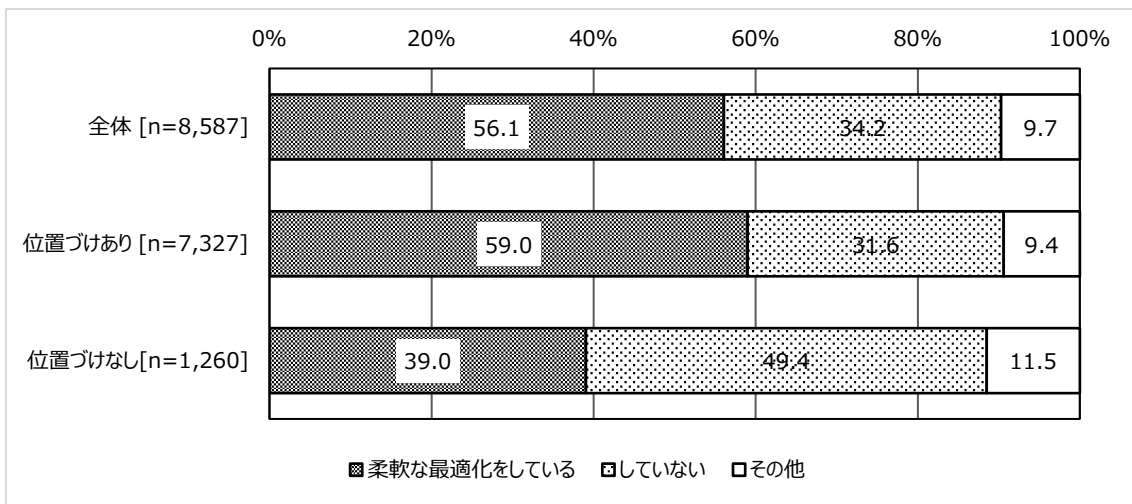
(1) 「柔軟な最適化」の促進要因(市区町村の取組状況との関係)

- ・ 地域運営組織が立地している市区町村の取組状況と、柔軟な最適化の状況との関係性を分析し、柔軟な最適化を促進するためのポイントを抽出する。

① 地域運営組織の政策上の位置づけ

- ・ 地域運営組織を政策上に位置付けている市区町村に立地している地域運営組織は、「柔軟な最適化」をしている割合が20.0ポイント高い。

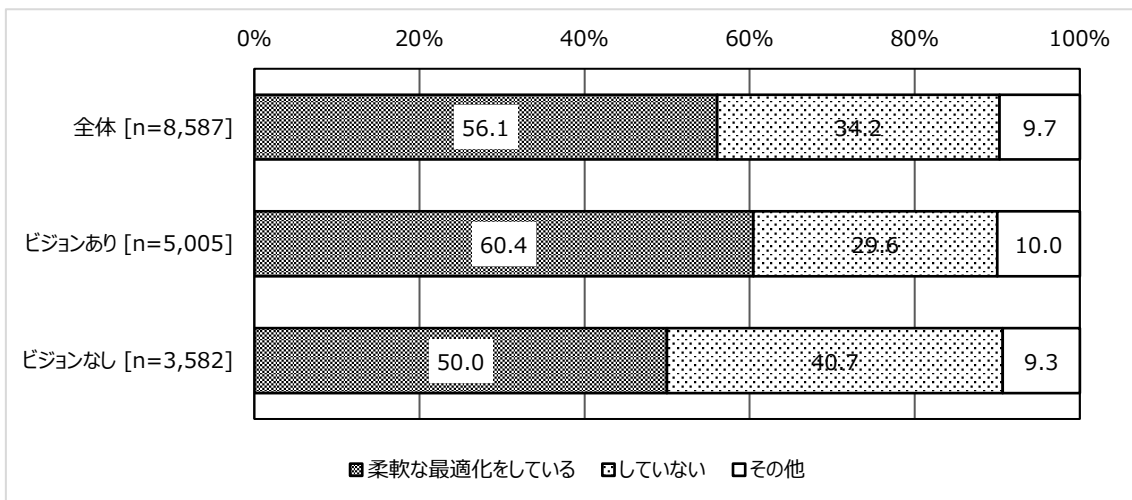
図表 161 柔軟な最適化をしている割合(政策上の位置づけ別)



② 多様な主体による取り組みを促進するビジョンの策定状況

- ・ 多様な主体による取り組みを促進するビジョンを策定している市区町村に立地している地域運営組織は、「柔軟な最適化」をしている割合が6.2ポイント高い。

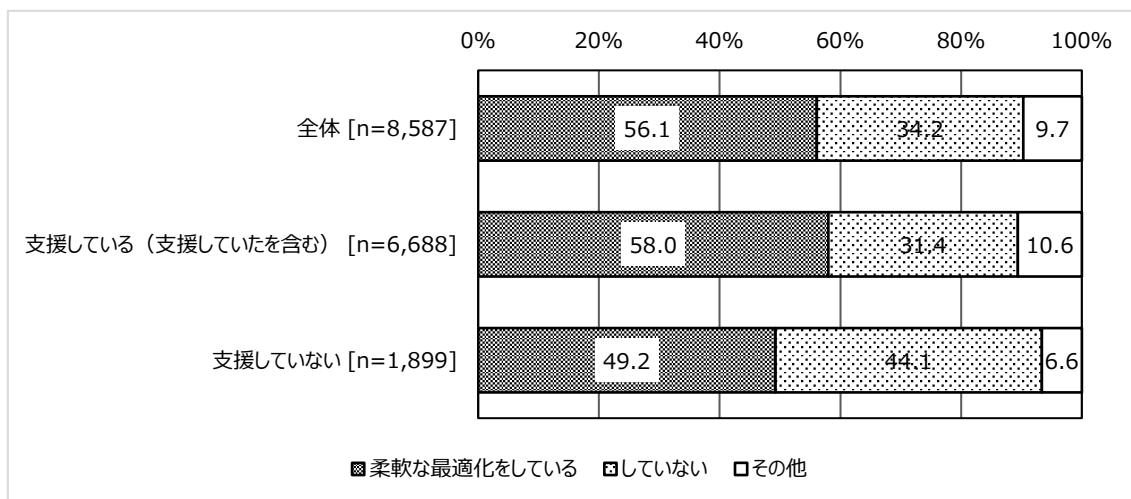
図表 162 柔軟な最適化をしている割合(ビジョンの有無別)



③ 地域運営組織の形成・設立に向けての支援状況

- 地域運営組織の形成・設立に向けて支援をしている市区町村に立地している地域運営組織は、「柔軟な最適化」をしている割合が 8.8 ポイント高い。

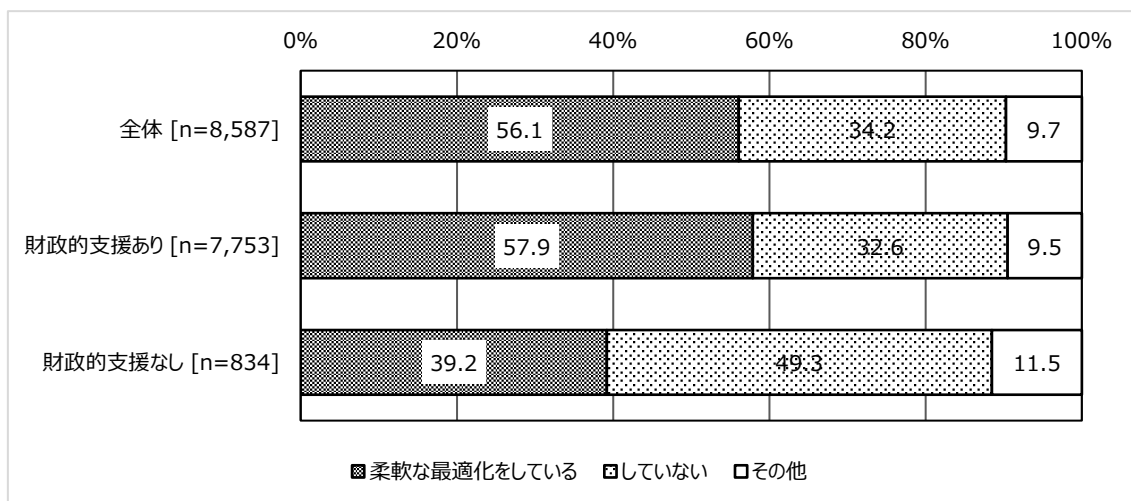
図表 163 柔軟な最適化をしている割合(形成・設立に向けての支援の有無別)



④ 財政的支援の実施状況

- 地域運営組織に対する財政的支援をしている市区町村に立地している地域運営組織は、「柔軟な最適化」をしている割合が 18.7 ポイント高い。

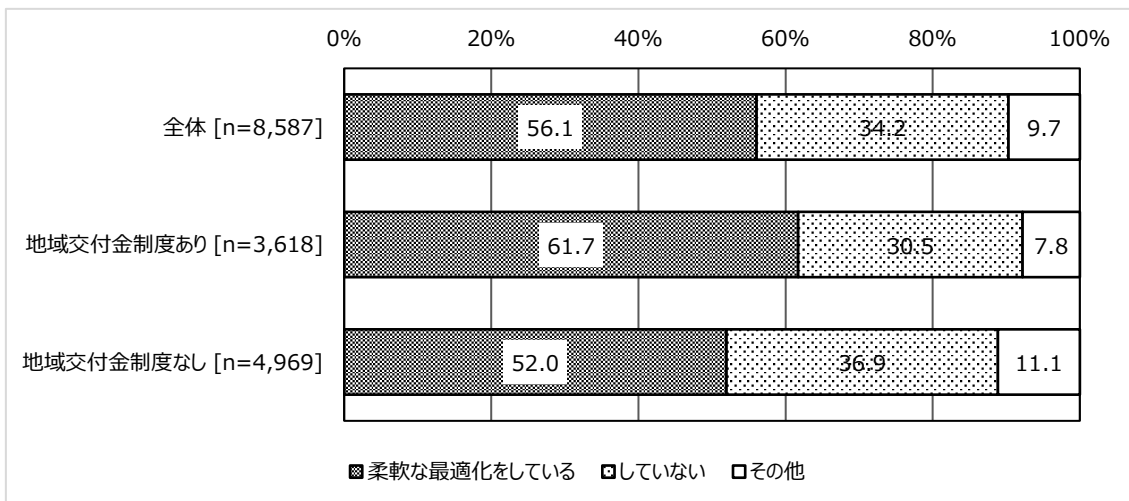
図表 164 柔軟な最適化をしている割合(財政的支援の有無別)



⑤ 地域交付金制度の実施状況

- ・ 用途を予め個別に指定しない地域交付金制度が市区町村に立地している地域運営組織は、「柔軟な最適化」をしている割合が 9.8 ポイント高い。

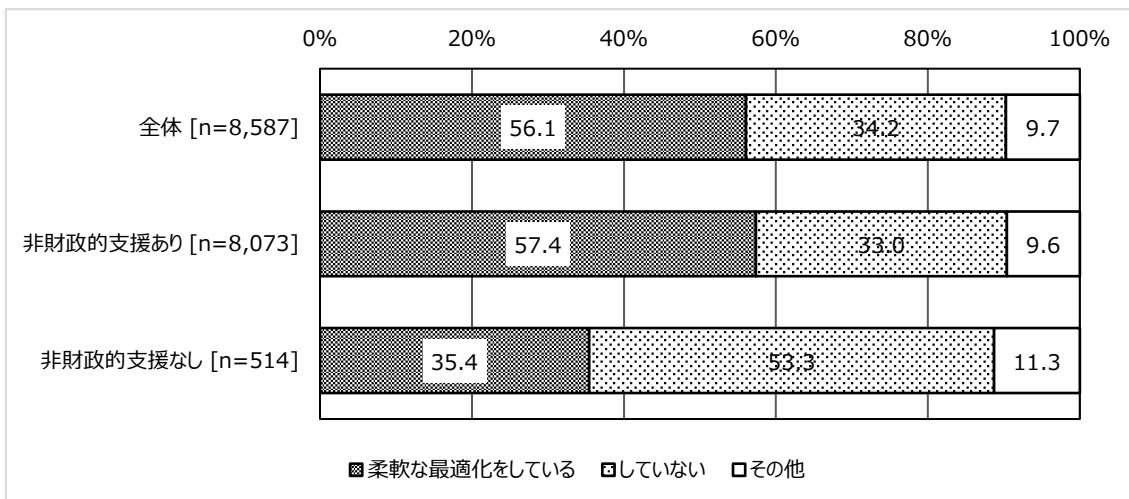
図表 165 柔軟な最適化をしている割合(地域交付金制度の有無別)



⑥ 非財政的支援の実施状況

- ・ 地域運営組織に対する非財政的支援をしている市区町村に立地している地域運営組織は、「柔軟な最適化」をしている割合が 22.0 ポイント高い。

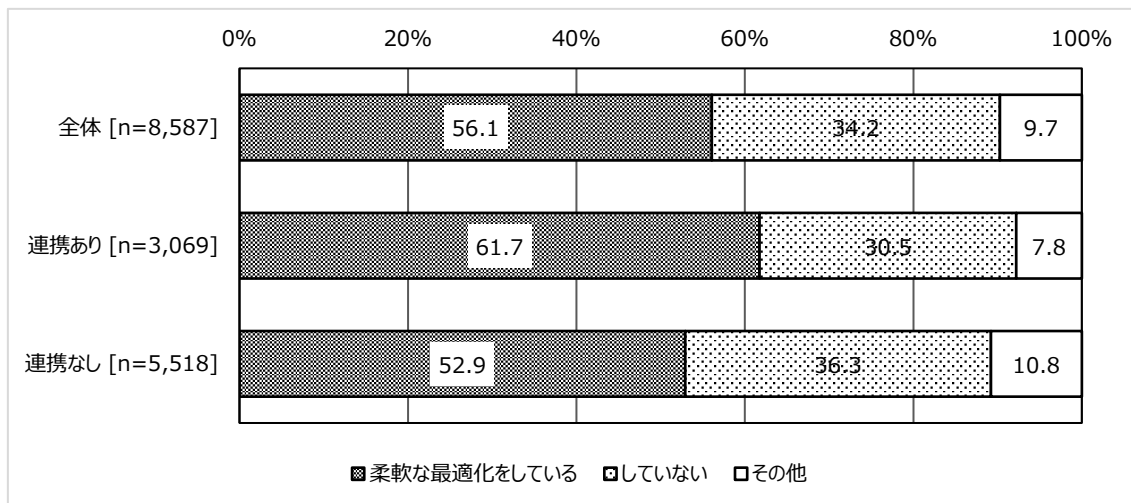
図表 166 柔軟な最適化をしている割合(非財政的支援の有無別)



⑦ 中間支援者との連携状況

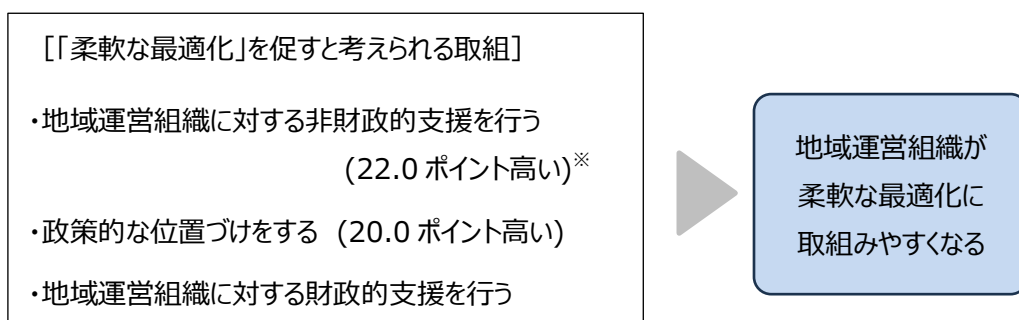
- ・ 中間支援者と連携している市区町村に立地している地域運営組織は、「柔軟な最適化」をしている割合が 8.8 ポイント高い。

図表 167 柔軟な最適化をしている割合(中間支援者との連携状況別)



⑧ まとめ

- ・ 市区町村が次の取組を行うことが、「柔軟な最適化」を促すと考えられる。
- ・ 特に、非財政的支援を行っている自治体と、行っていない自治体において、RMO の柔軟な最適化の割合の違いが 22.0 ポイントと大きい。
- ・ 非財政的支援から RMO 支援に取り組みはじめ、政策的な位置づけを行ったり、財政的支援を検討することが考えられる。



※ 「柔軟な最適化をしている」RMO の割合について、非財政的支援を行っている市区町村に立地している方が、行っていない市区町村に立地している RMO に比べて 22.0 ポイント高い。このことを上の図では、「22.0 ポイント高い」と表記している。

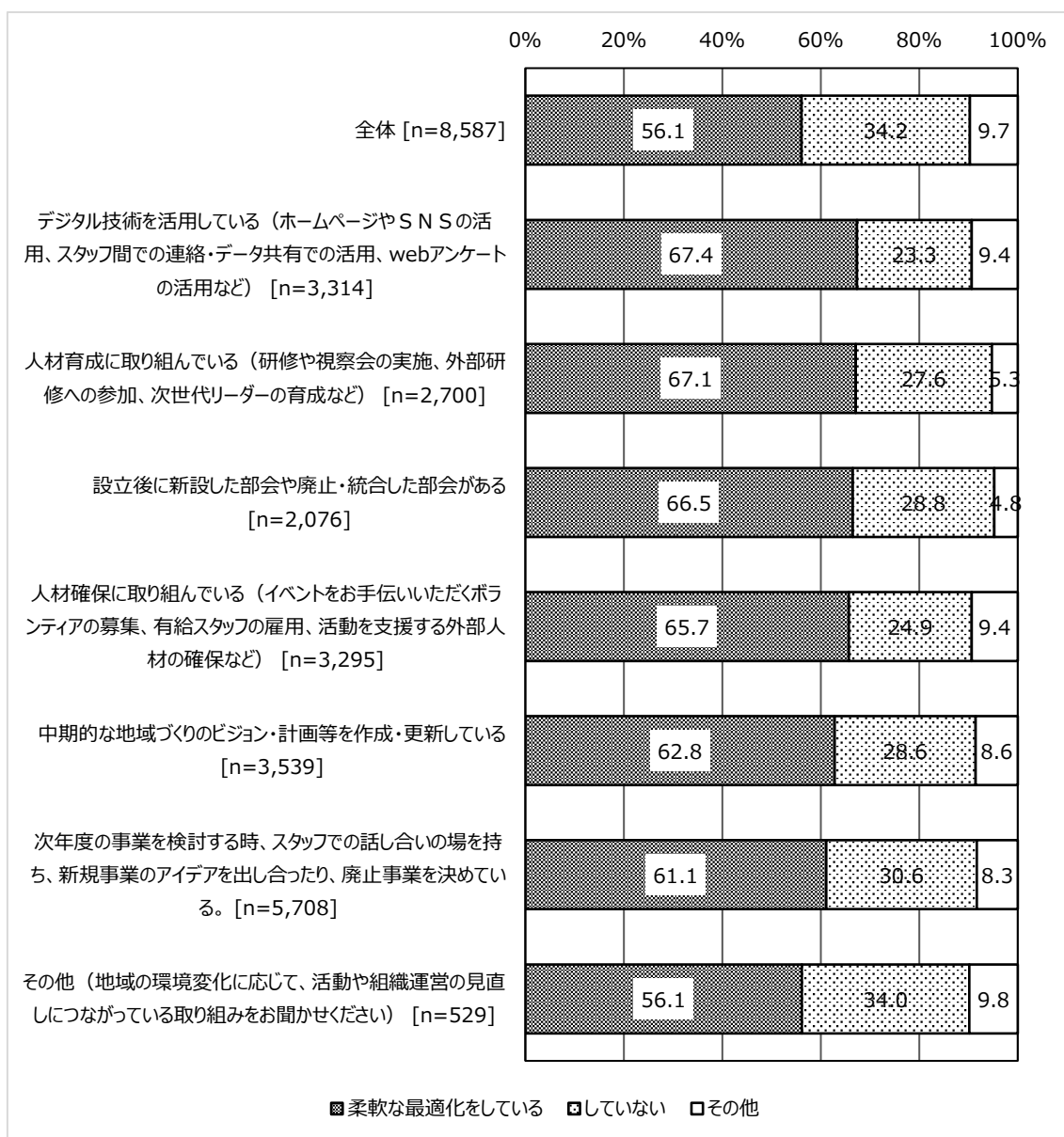
(2)「柔軟な最適化」の促進要因(地域運営組織の組織運営の取組状況との関係)

- 令和6年度調査において、「柔軟な最適化」につながることを期待されると見出された地域運営組織の組織運営での取組状況と、柔軟な最適化の状況との関係性を昨年度に引き続いて分析した。

① 組織運営での取り組み

- 「デジタル技術を活用している」、「人材育成に取り組んでいる」、「新設や廃止・統合した部会がある」、「人材確保に取り組んでいる」などの取組をしている地域運営組織は、「柔軟な最適化」をしている割合が高い。

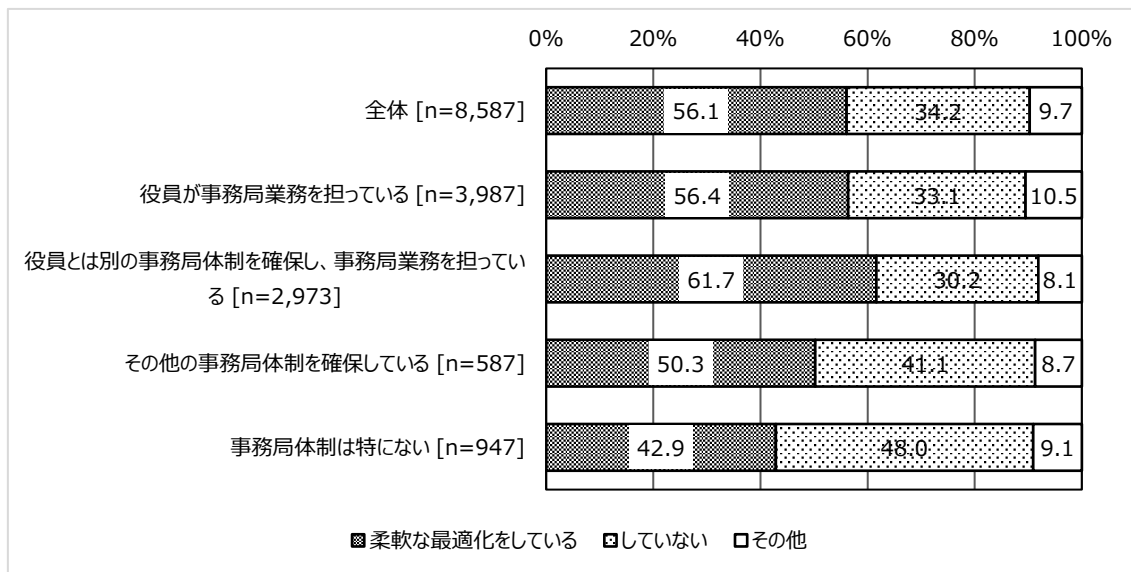
図表 168 柔軟な最適化をしている割合(組織運営の取組状況別)



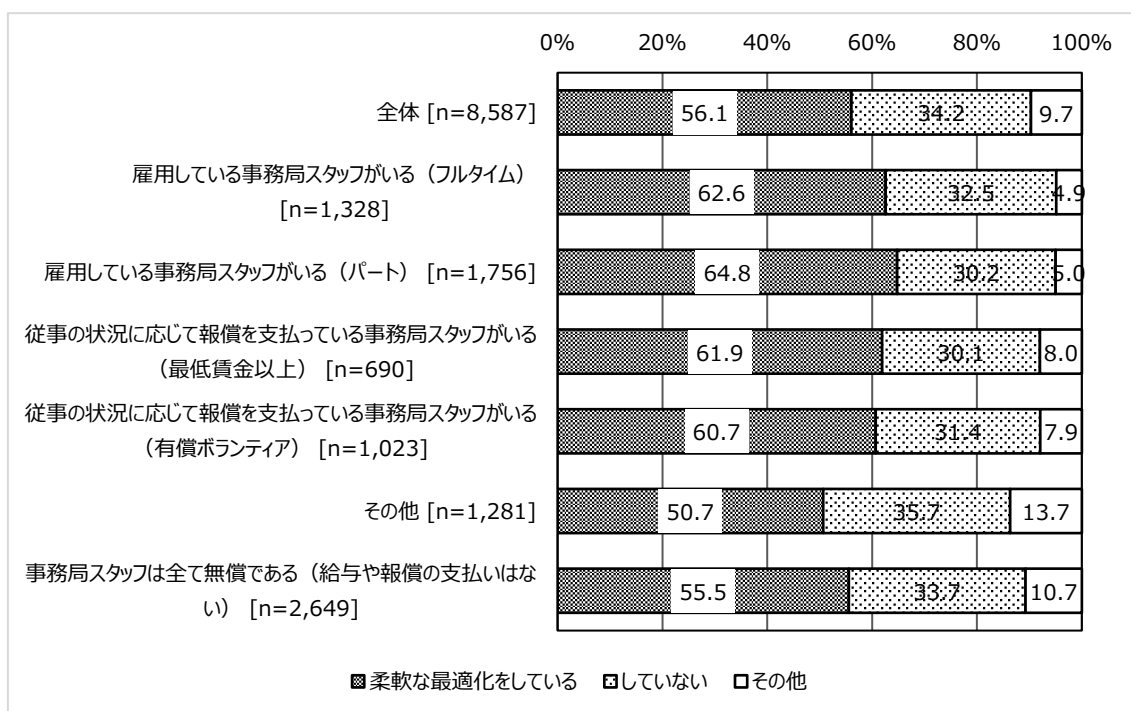
② 事務局確保の取り組み

- ・ 「役員とは別の事務局体制を確保し、事務局業務を担っている」RMO では、他の事務局体制をとっているRMO に比べて、「柔軟な最適化」をしている割合が高い。
- ・ 「雇用スタッフがいる」RMO では、「雇用スタッフがない」RMO に比べて、「柔軟な最適化」をしている割合が高い。

図表 169 柔軟な最適化をしている割合(事務局体制の確保状況別)

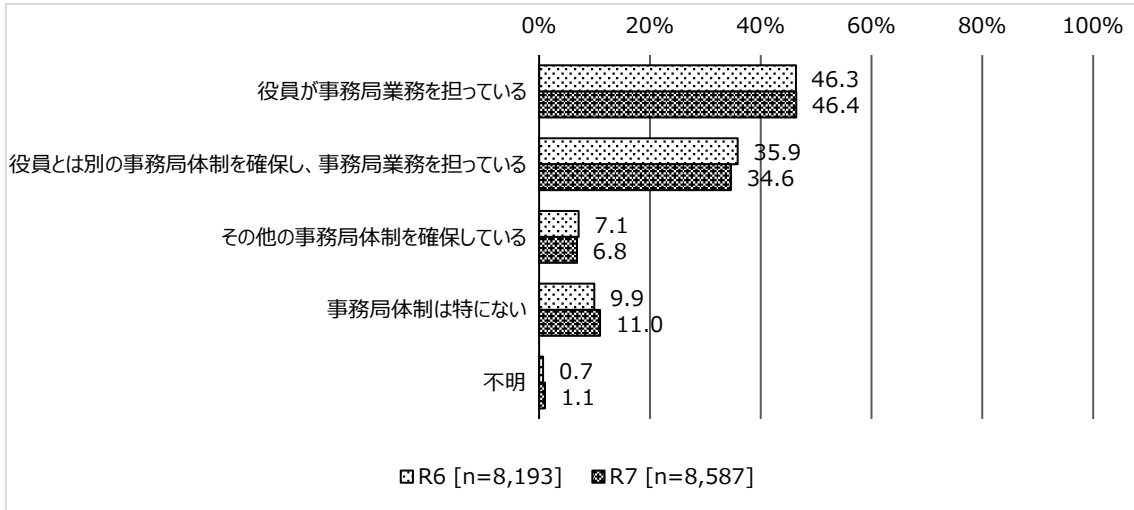


図表 170 柔軟な最適化をしている割合(有給の事務局スタッフの状況別)

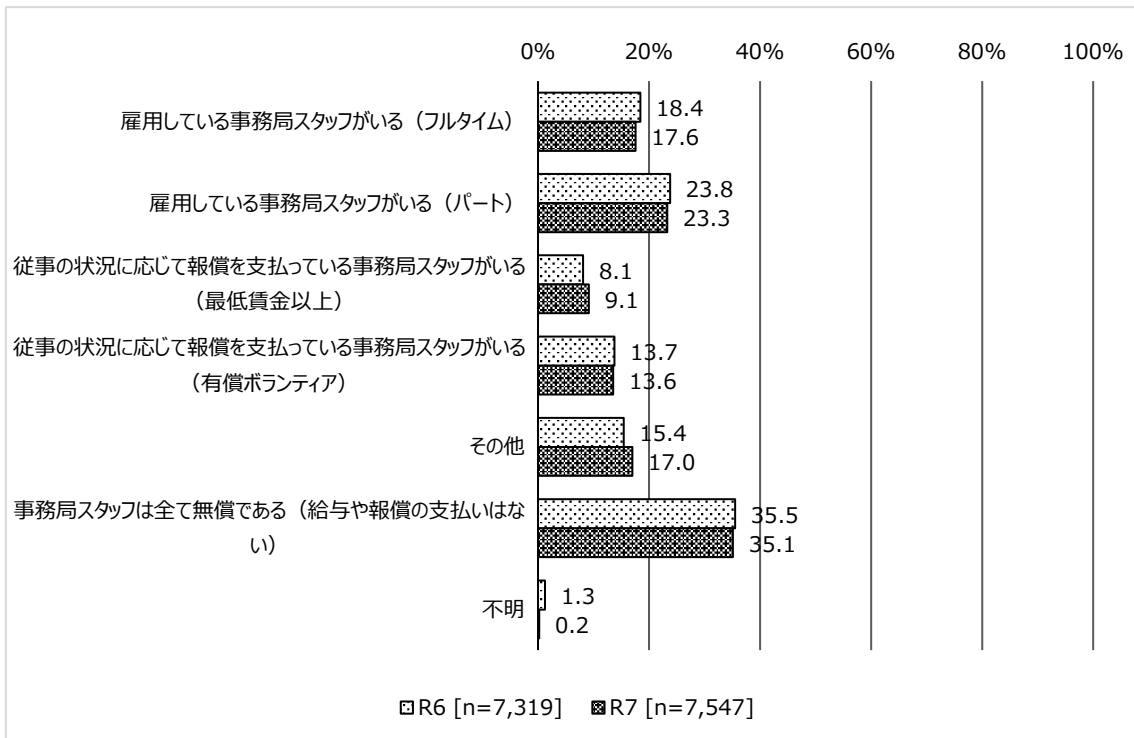


- ・ 事務局体制の確保について、「役員とは別の事務局体制を確保し、事務局業務を担っている」RMOの割合はR6年度から横ばいである。
- ・ 事務局スタッフの報酬等の状況について、「雇用している事務局スタッフがいる」RMOの割合はR6年度から横ばいである。

図表 171 事務局体制の確保状況(再掲)



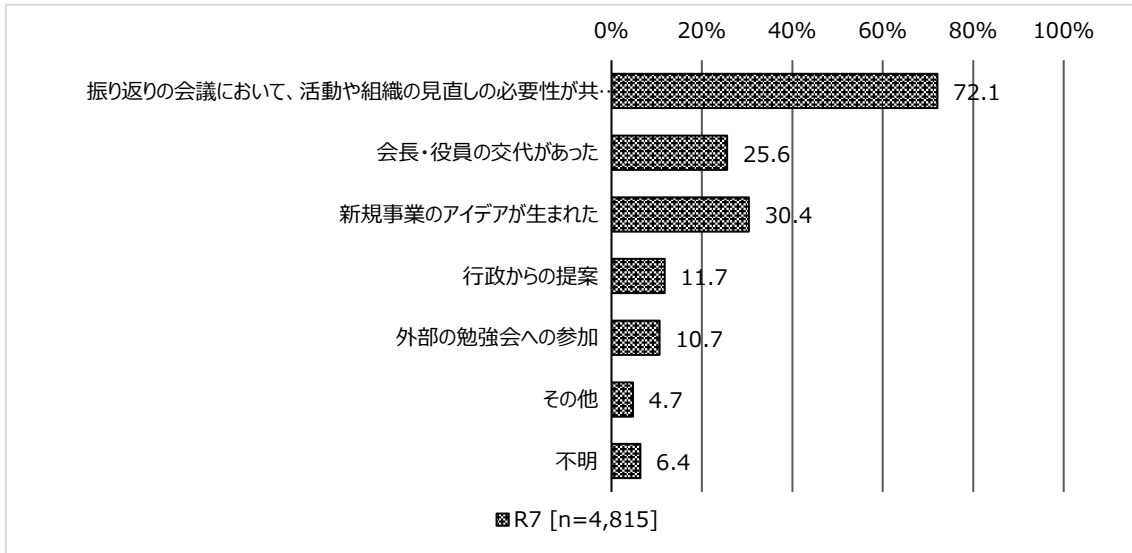
図表 172 事務局スタッフの報酬等の状況[複数回答](再掲)



③ 「柔軟な最適化」に取り組む経緯・きっかけ

- ・ 「柔軟な最適化」に取り組んだ経緯・きっかけは、「振り返りの会議において、活動や組織の見直しの必要性が共有された」が多くあげられている。

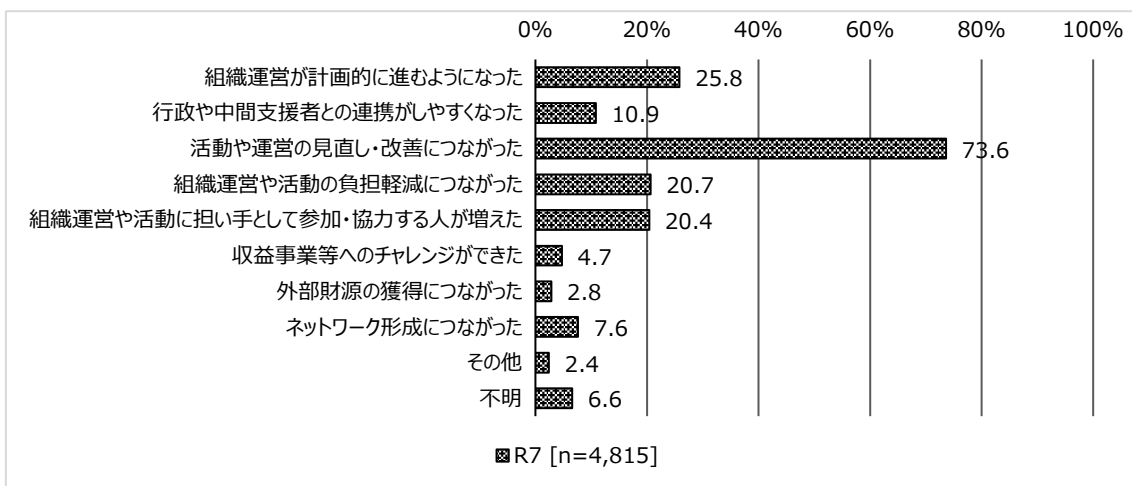
図表 173 「柔軟な最適化」に取り組んだ経緯・きっかけ(再掲)



④ 「柔軟な最適化」に取り組んだことによる効果

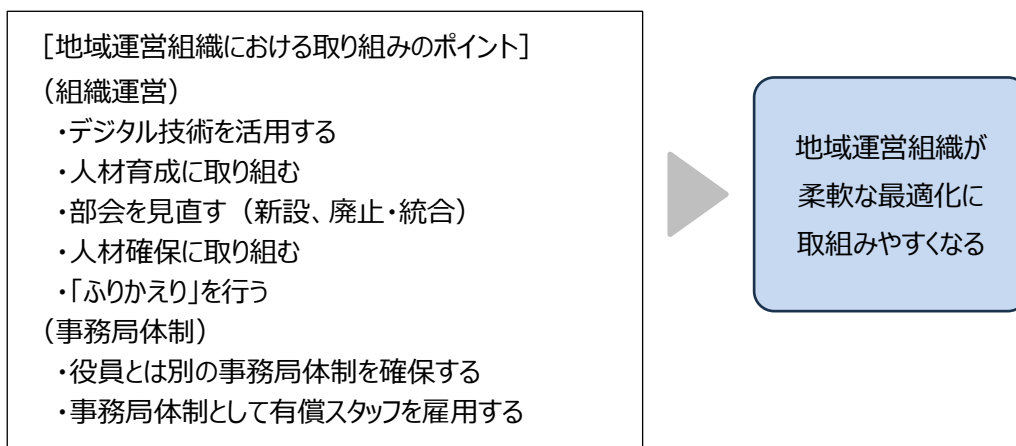
- ・ 「柔軟な最適化」に取り組んだことによる効果は、「活動や運営の見直し・改善につながった」が多くあげられている。

図表 174 「柔軟な最適化」に取り組んだことによる効果(再掲)



⑤ まとめ

- ・ 地域運営組織が組織運営において次の取組を行うことが、「柔軟な最適化」を促すと考えられる。
- ・ 「役員とは別の事務局体制を確保すること」や「スタッフを雇用すること」が「柔軟な最適化」に取り組むうえで有効と考えられるが、事務局の体制の確保状況はR6年度から変化していない。



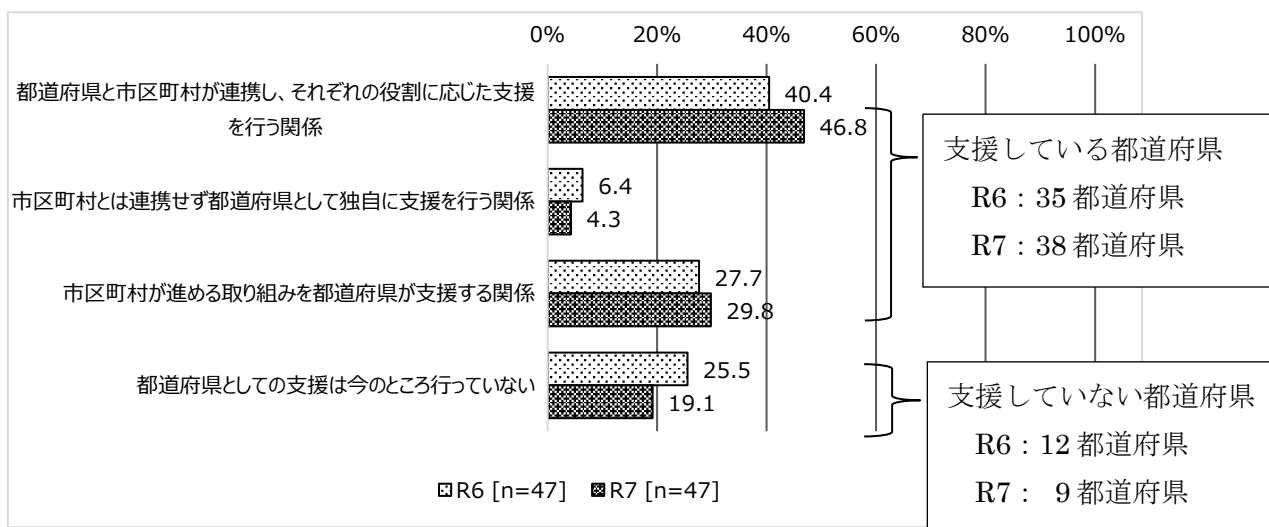
(3) 都道府県における取組み

- ・ 都道府県における地域運営組織の設立・運営支援に関連する取組状況の変化を分析し、都道府県の取組を促進するためのポイントを抽出する。

① 都道府県における支援の状況

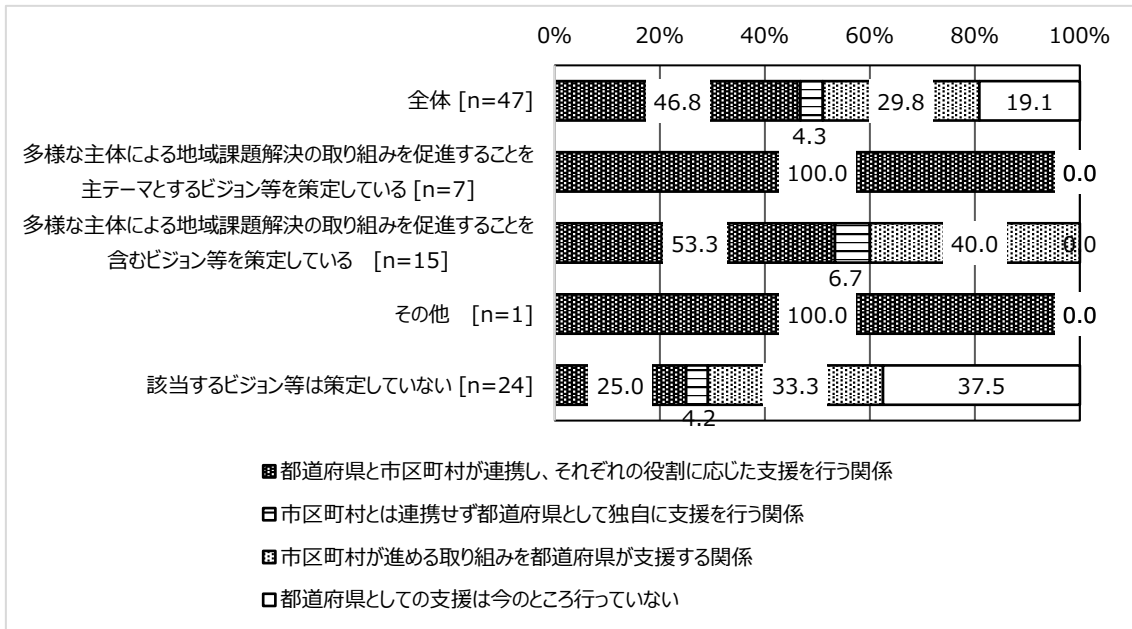
- ・ 地域運営組織の設立・運営を支援している都道府県は、令和6年度の35都道府県から、令和7年度は38都道府県に増えている。

図表 175 都道府県と市区町村の関係性(再掲)



- 都道府県による地域運営組織の設立・運営の支援状況を、多様な主体による地域課題解決の取り組みを促進するためのビジョンの策定状況別にみると、ビジョン等を策定している都道府県の全てが、都道府県としての支援を行っている。

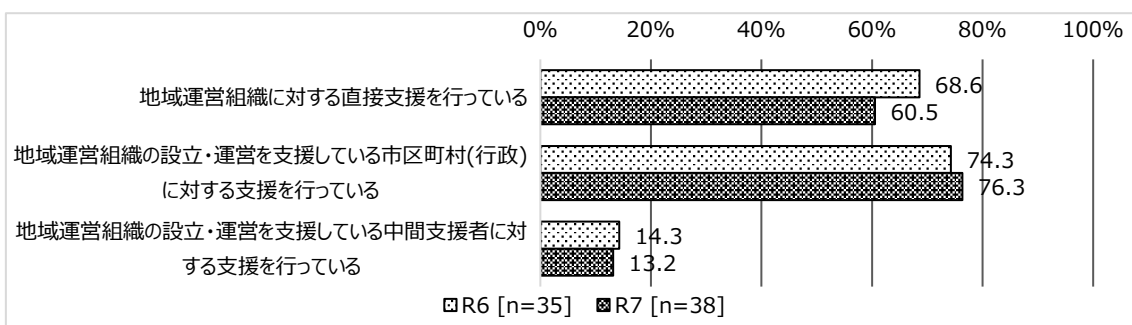
図表 176 都道府県と市区町村の関係性(ビジョン等の策定状況別)



② 都道府県の支援対象

- 都道府県の支援対象については、「市区町村に対する支援」を行う都道府県が増えている。

図表 177 都道府県の支援対象[複数回答](再掲)



(参考) 都道府県数 (複数回答)

	R6	R7	増減
RMO に対する直接支援	24	23	-1
市区町村に対する支援	26	29	3
中間支援者に対する支援	5	5	0
合計	47	47	0

③ 地域運営組織等に対する支援にあたっての関係機関との連携

- ・ 出先機関や類似施策の担当部署との連携が、十分になされていない状況がうかがわれる。

図表 178 出先機関との連携状況(再掲)

		連携状況	
		連携している	していない
RMO 支援	出先機関の担当業務である	7 都道府県	1 都道府県
	出先機関の担当業務でない	13 都道府県	9 都道府県
合計		20 都道府県	10 都道府県

(注) その他：5 都道府県、出先機関がない：3 都道府県

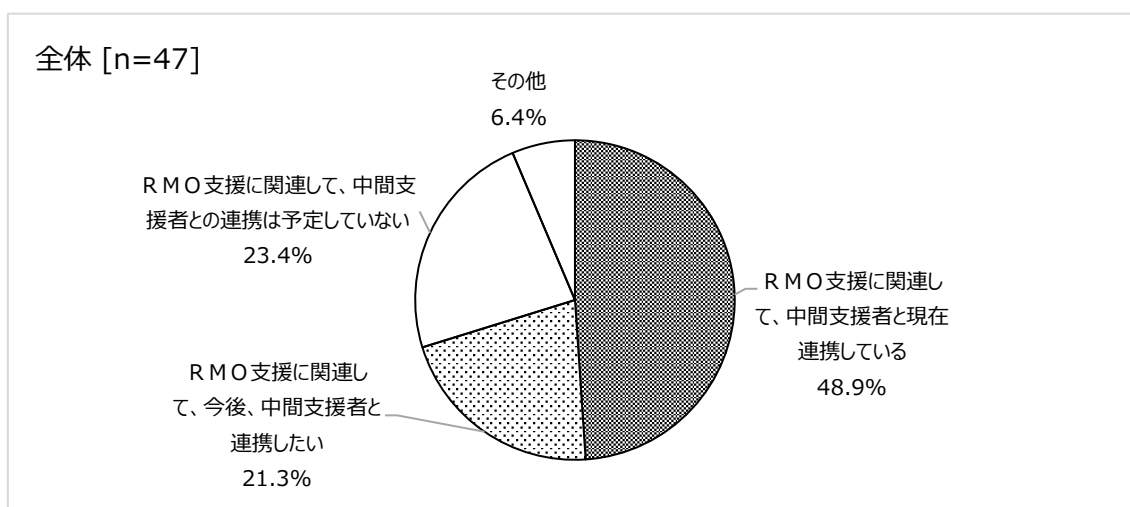
図表 179 類似施策の担当部署との連携状況(再掲)

	農村 RMO	小さな拠点
同じ部署である	2 都道府県	30 都道府県
別の部署が担当しているが、よく連携している	17 都道府県	1 都道府県
別の部署が担当しており、連携はあまりしていない	18 都道府県	6 都道府県
その他	1 都道府県	0 都道府県
不明	0 都道府県	1 都道府県
	38 都道府県	38 都道府県

④ 「中間支援者」との連携状況

- ・ RMO 支援における中間支援者との連携について、23 都道府県が現在連携しており、10 都道府県が今後連携したいと考えている。あわせて、7 割の都道府県に中間支援者との連携意向がある。

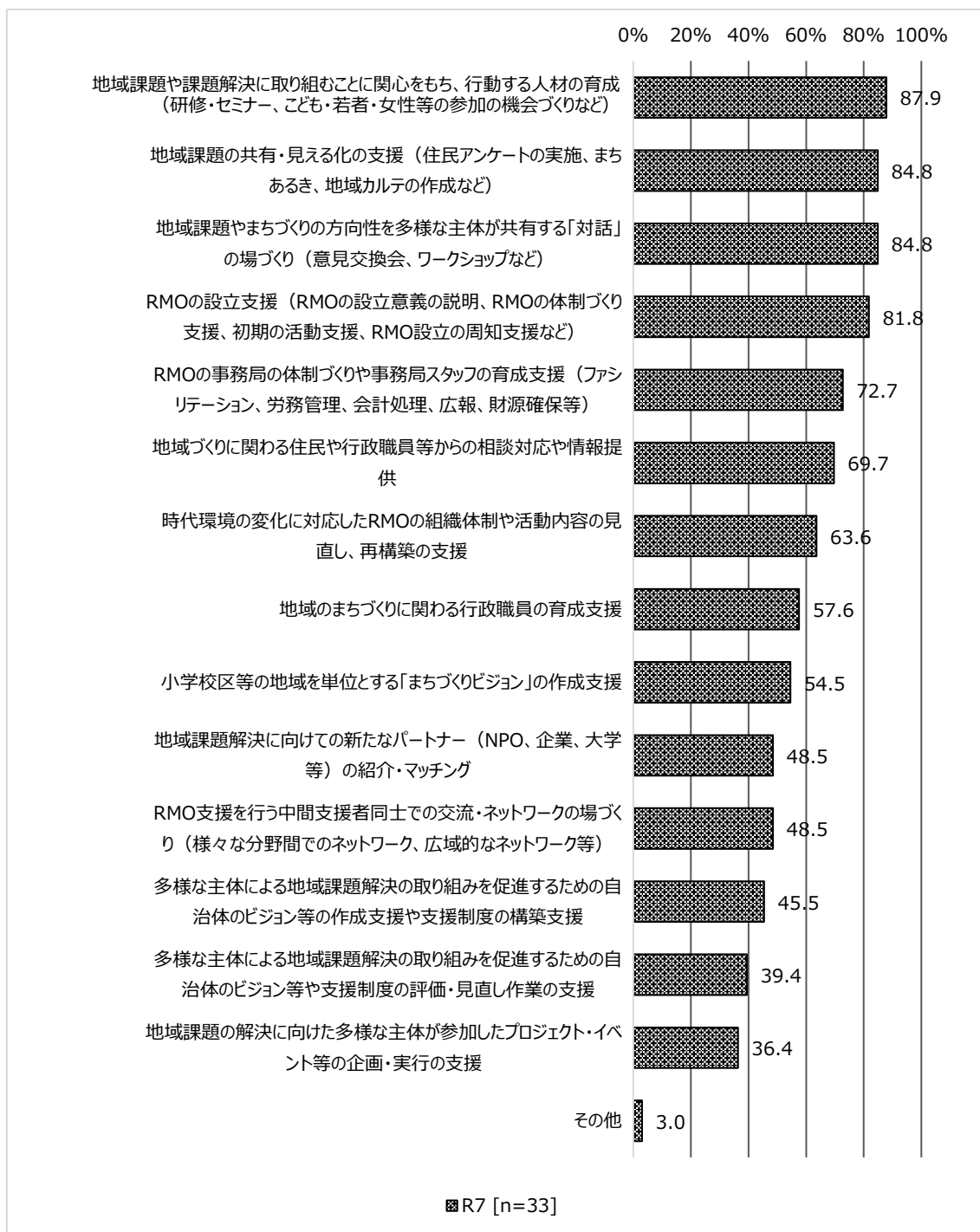
図表 180 「中間支援者」との連携状況(再掲)



⑤ 「中間支援者」に求める支援や活動内容

- 都道府県が「中間支援者」に求める支援や活動内容としては、「地域課題や課題解決に取り組むことに関心をもち、行動する人材の育成」や「地域課題の共有・見える化の支援」、「地域課題やまちづくりの方向性を多様な主体が共有する「対話」の場づくり」などが多くあげられている。

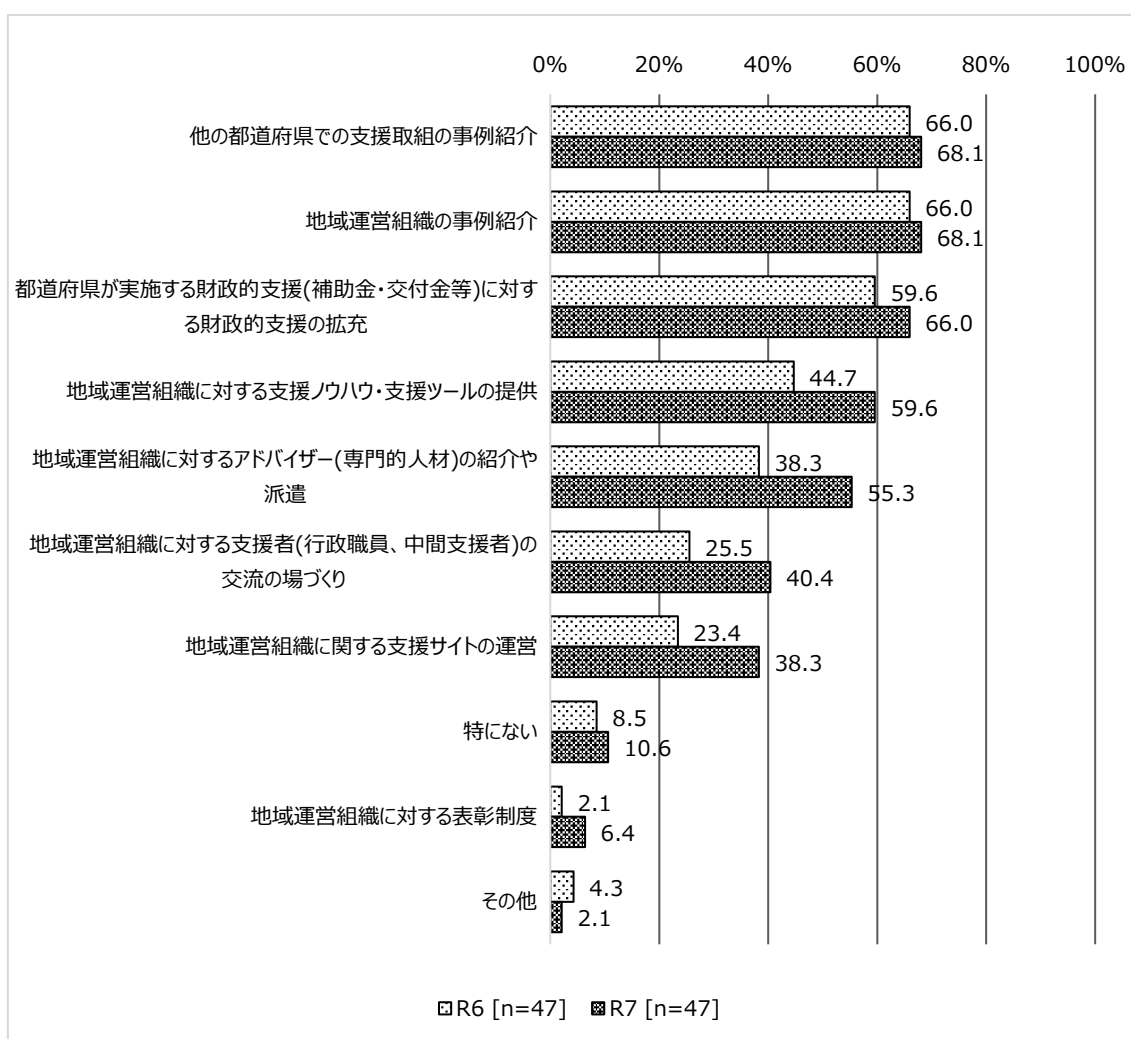
図表 181 「中間支援者」に求める支援や活動内容(再掲)



⑥ 都道府県が国に求める支援

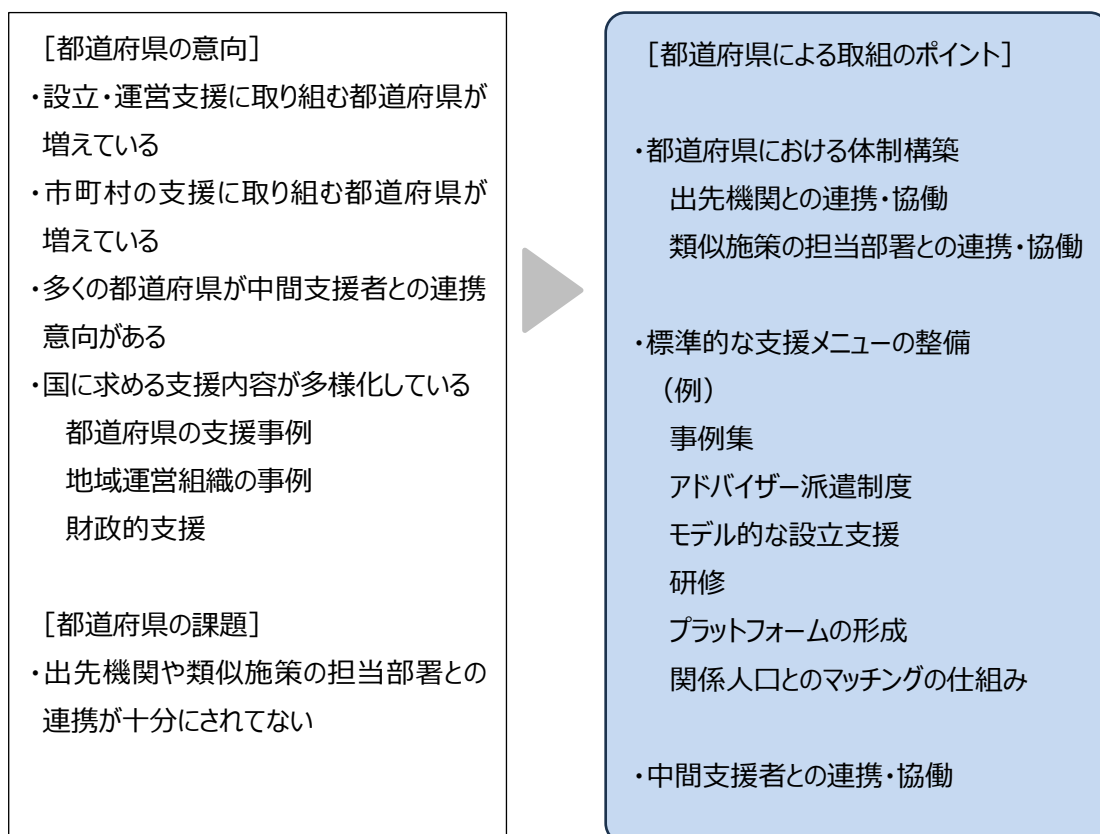
- ・ 都道府県が地域運営組織を継続的に支援していくにあたって、国に対して期待する支援は、「他の都道府県での支援取組の事例紹介」や「地域運営組織の事例紹介」、「都道府県が実施する財政的支援(補助金・交付金等)に対する財政的支援の拡充」などとなっている。
- ・ また、「地域運営組織に対する支援ノウハウ・支援ツールの提供」や「地域運営組織に対するアドバイザー(専門的人材)の紹介や派遣」、「地域運営組織に対する支援者(行政職員、中間支援者)の交流の場づくり」、「地域運営組織に関する支援サイトの運営」について期待する割合が大きく増加している。

図表 182 都道府県が国に対して期待する支援(再掲)



⑦ まとめ

- ・ 都道府県が、地域運営組織の設立・運営支援に取り組む意向が高まっており、次のような支援を行うことが、都道府県におけるより適切な支援に繋がると考えられる。



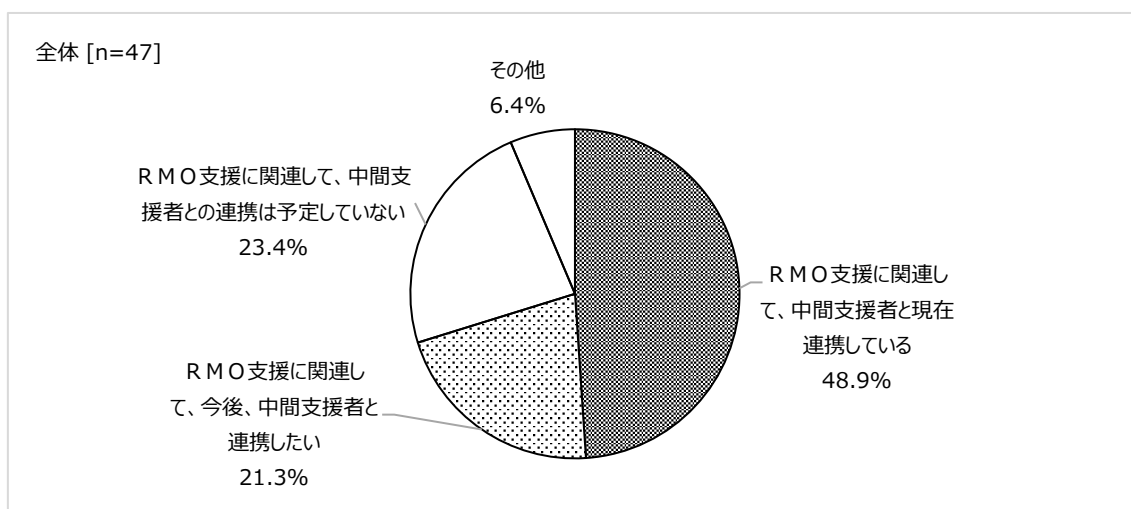
(4) 中間支援者との連携

- ・ 都道府県や市区町村における地域運営組織の設立・運営支援を促進していくためには、中間支援者との連携・協力が有効と考えられることから、都道府県、市区町村、地域運営組織、中間支援者の取組意向等を整理し、中間支援者との連携促進に向けたポイントを抽出する。

① 都道府県における「中間支援者による支援」の活用意向

- ・ 都道府県における「中間支援者による支援」の今後の活用意向は 70.2%となっている。

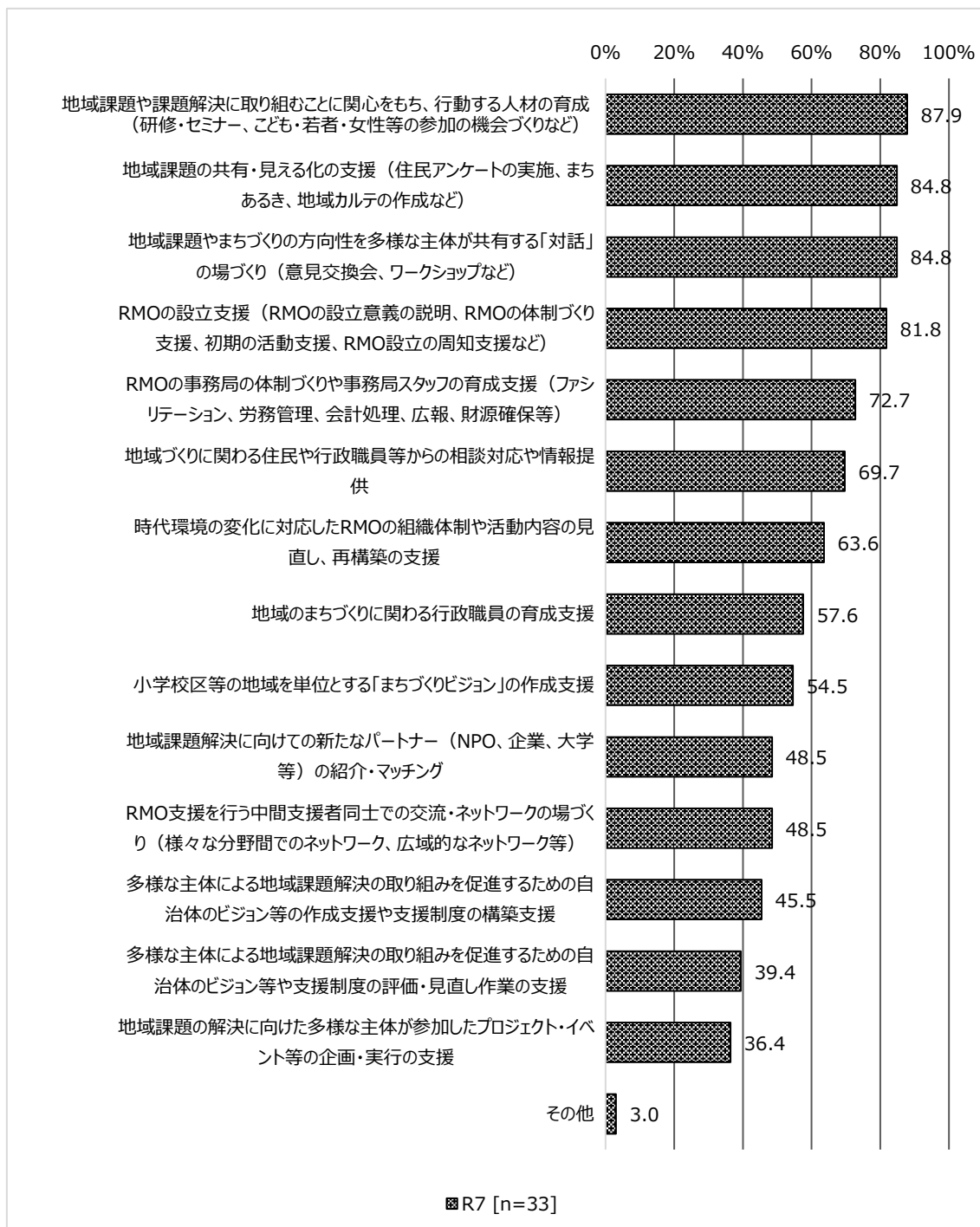
図表 183 「中間支援者」との連携状況(再掲)



② 都道府県が「中間支援者」に求める活動

- 都道府県が「中間支援者」に求める活動は、「地域課題や課題解決に取り組むことに関心を持ち、行動する人材の育成（研修・セミナー、こども・若者・女性等の参加の機会づくりなど）」などが多くあげられている。

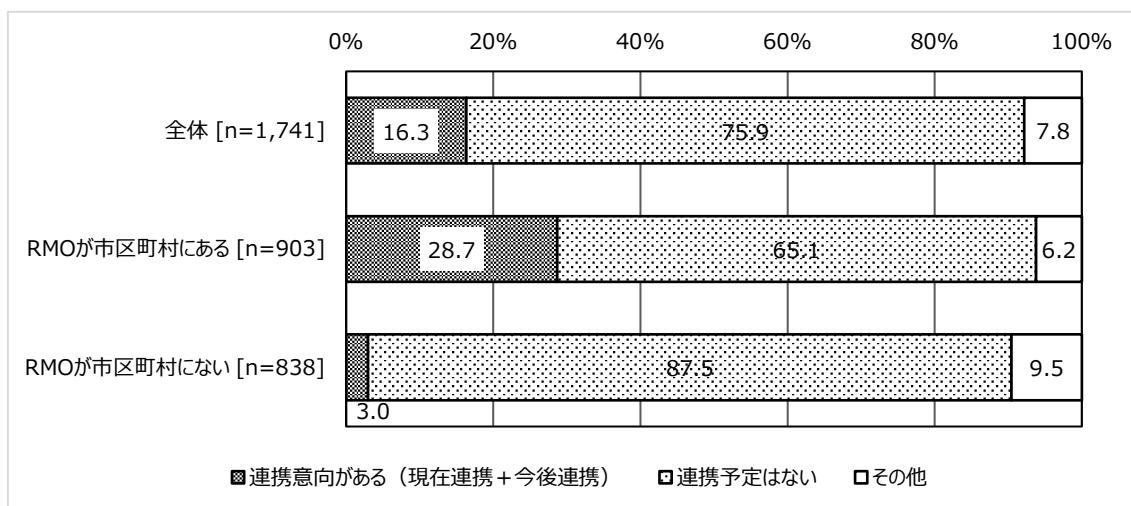
図表 184 都道府県が「中間支援者」に求める活動〔複数回答〕(再掲)



③ 市区町村における「中間支援者による支援」の活用意向

- ・ 市区町村に RMO がある市区町村では、「中間支援者による支援」の今後の活用意向がある市区町村は 28.7%（259 市区町村）となっている。

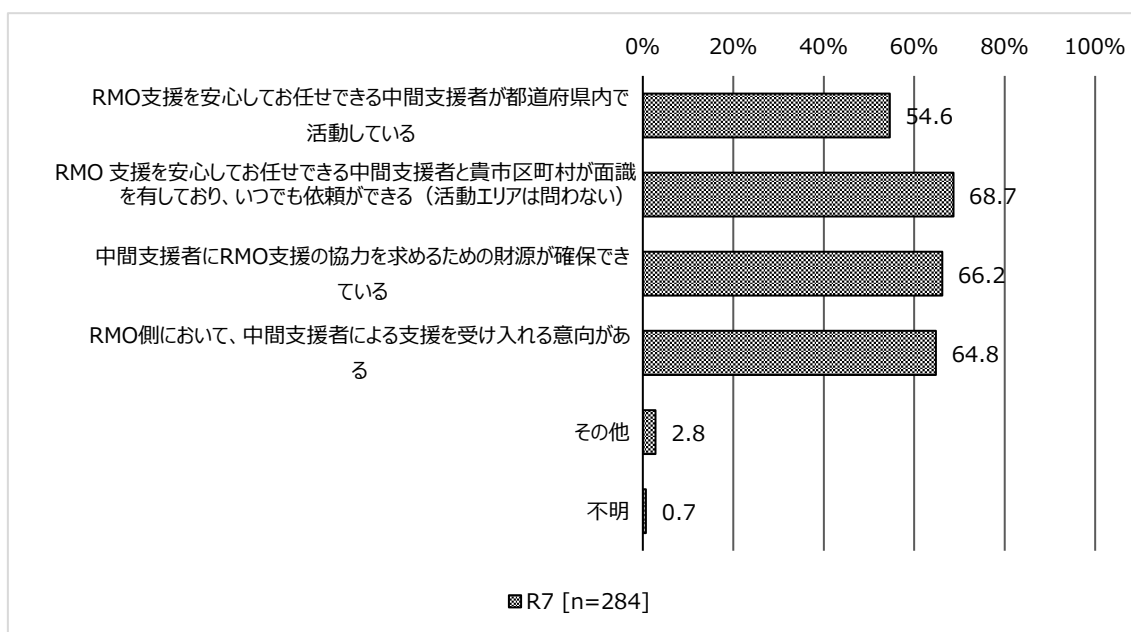
図表 185 「中間支援者」との連携状況(RMOの有無別)(再掲)



④ 市区町村における「中間支援者による支援」の活用条件

- ・ 市区町村における「中間支援者による支援」の活用条件は、「RMO 支援を安心してお任せできる中間支援者と市区町村が面識を有しており、いつでも依頼ができる」などが多くあげられている。

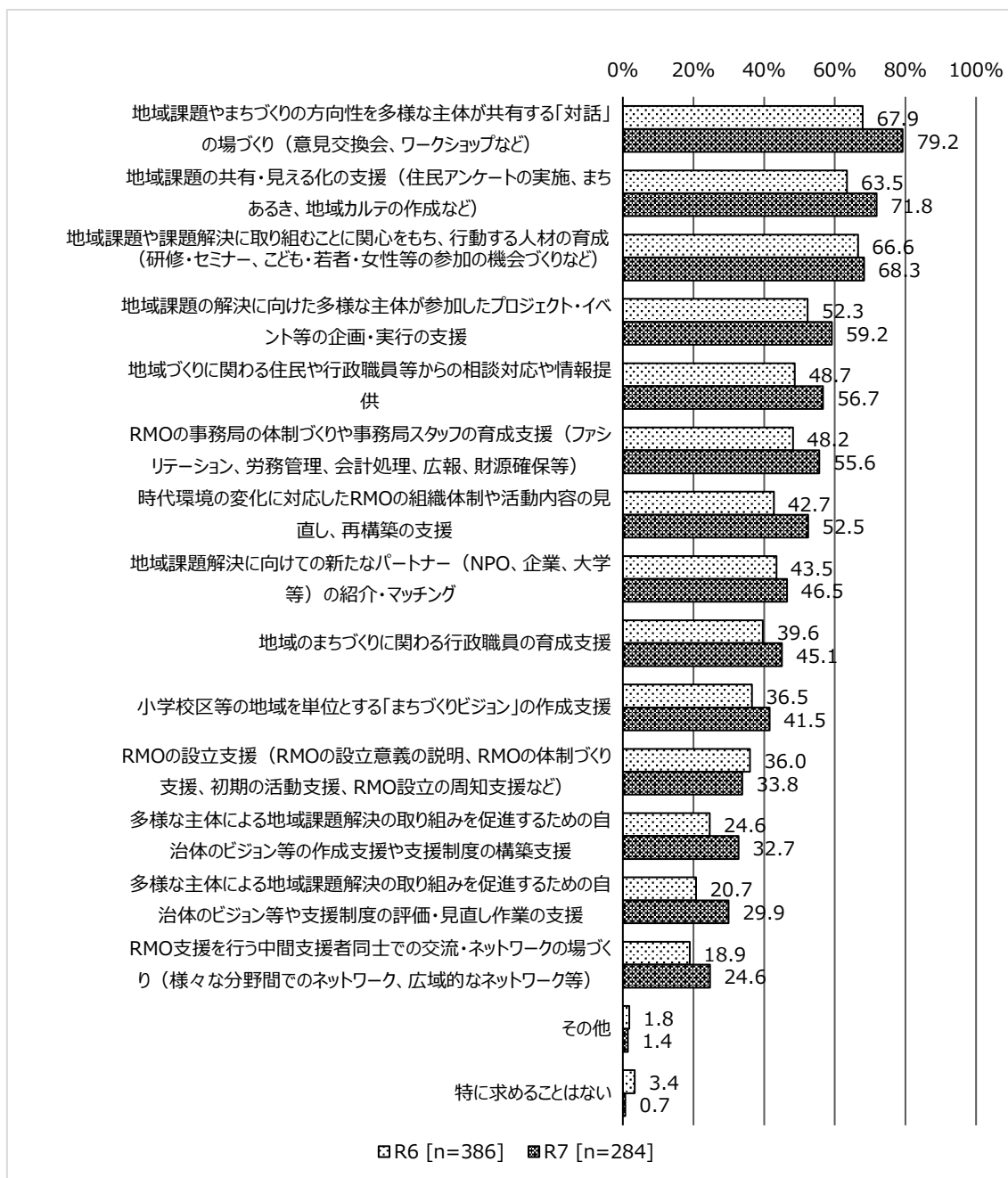
図表 186 市区町村における「中間支援者による支援」の活用条件〔複数回答〕(再掲)



⑤ 市区町村が RMO 支援を行う「中間支援者」に求める支援や活動

- ・ 市区町村が RMO 支援を行う「中間支援者」に求める支援や活動としては、「地域課題やまちづくりの方向性を多様な主体が共有する「対話」の場づくり（意見交換会、ワークショップなど）」、「地域課題や課題解決に取り組むことに関心をもち、行動する人材の育成（研修・セミナー、こども・若者・女性等の参加の機会づくりなど）」などが多くあげられている。

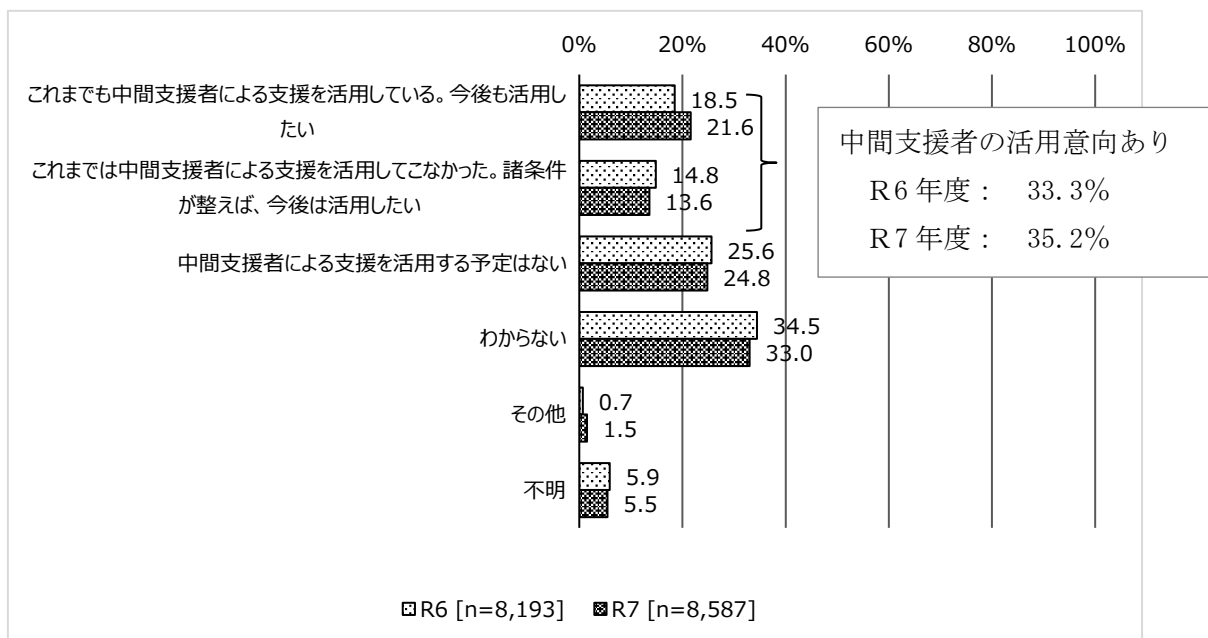
図表 187 市区町村が RMO 支援を行う「中間支援者」に求める支援や活動〔複数回答〕
(再掲)



⑥ 地域運営組織における「中間支援者による支援」の活用意向

- ・ 地域運営組織における「中間支援者による支援」の今後の活用意向は 35.2% となっている。

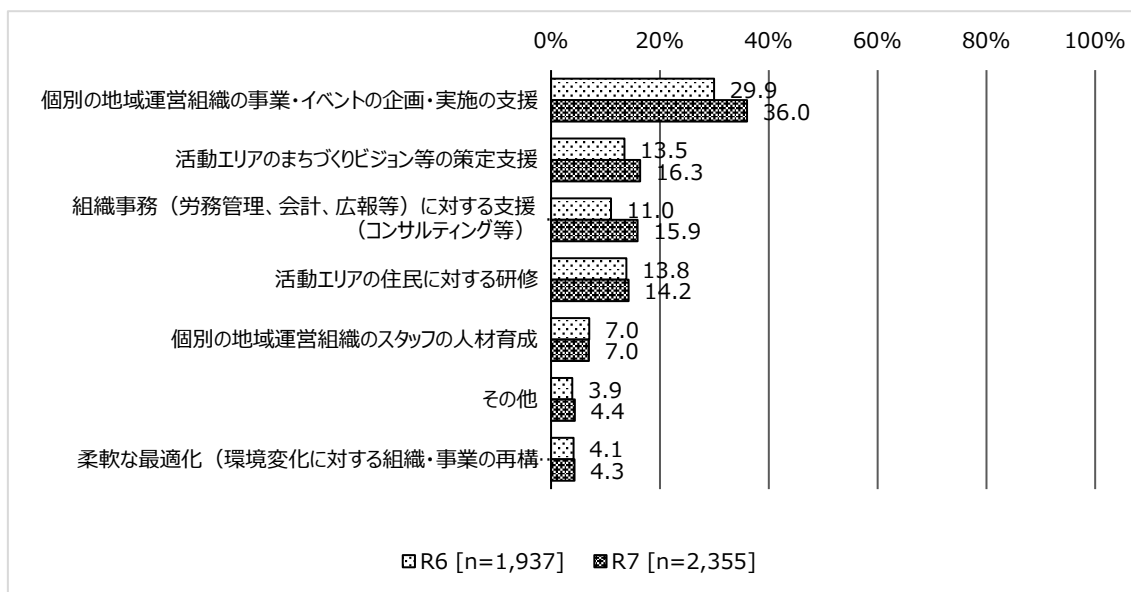
図表 188 「中間支援者による支援」の今後の活用意向(再掲)



⑦ 「中間支援者による支援」で特に効果的なもの

- ・ 「中間支援者による支援」において特に効果的なものとして、「個別の地域運営組織の事業・イベントの企画・実施の支援」が多くあげられている。

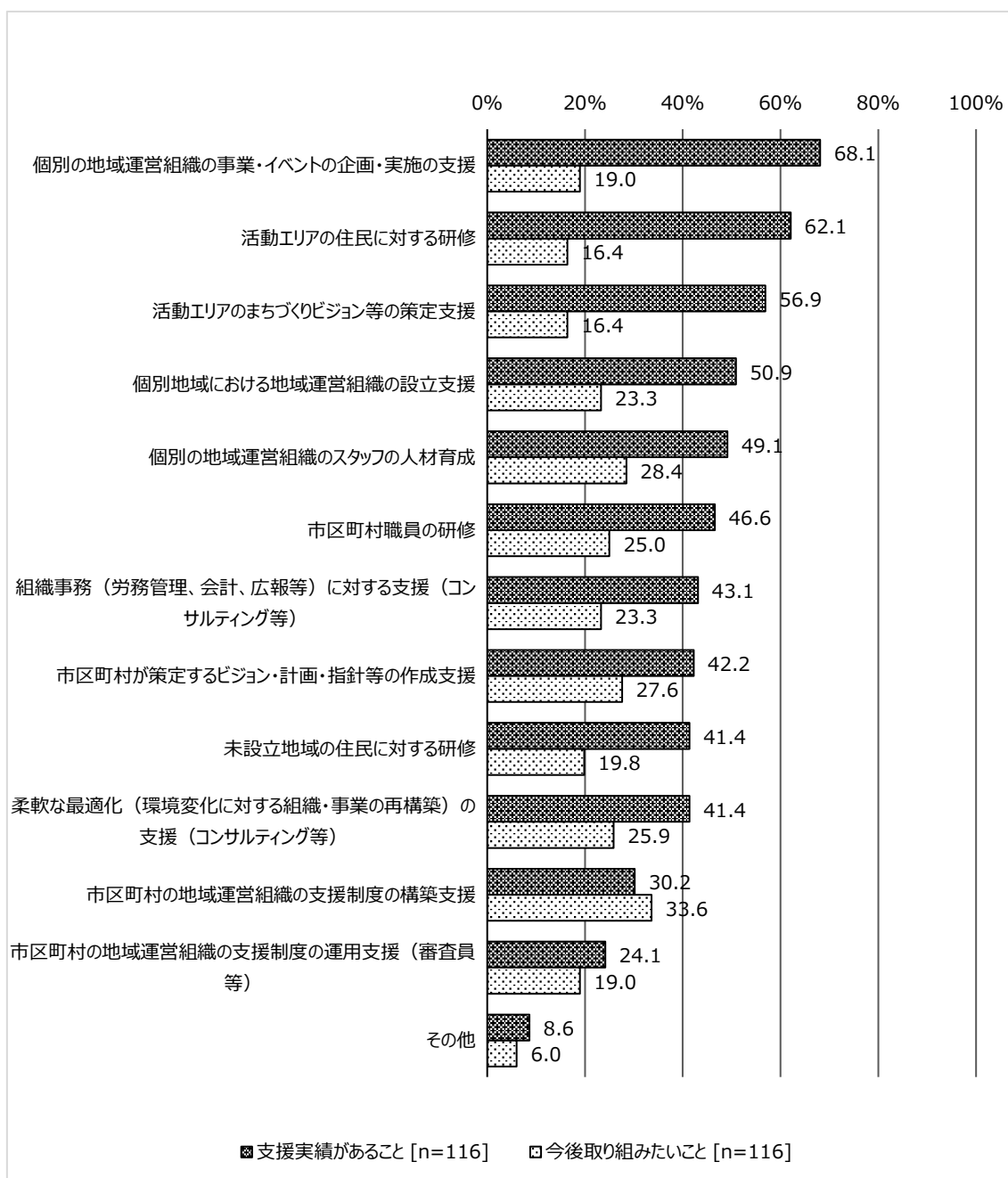
図表 189 「中間支援者による支援」の活用状況(特に効果的なもの)(複数回答)(再掲)



⑧ 中間支援者が支援実績があることと今後取り組みたいこと

- ・ 支援実績があることは、「個別の地域運営組織の事業・イベントの企画・実施の支援」、「活動エリアの住民に対する研修」、「活動エリアのまちづくりビジョン等の策定支援」が多くあげられている。
- ・ 今後取り組みたいことは、「市区町村の地域運営組織の支援制度の構築支援」、「個別の地域運営組織のスタッフの人材育成」、「市区町村が策定するビジョン・計画・指針等の作成支援」が多くあげられている。

図表 190 RMO への支援実績があることと今後取り組みたいこと〔複数回答〕(再掲)



⑨ まとめ

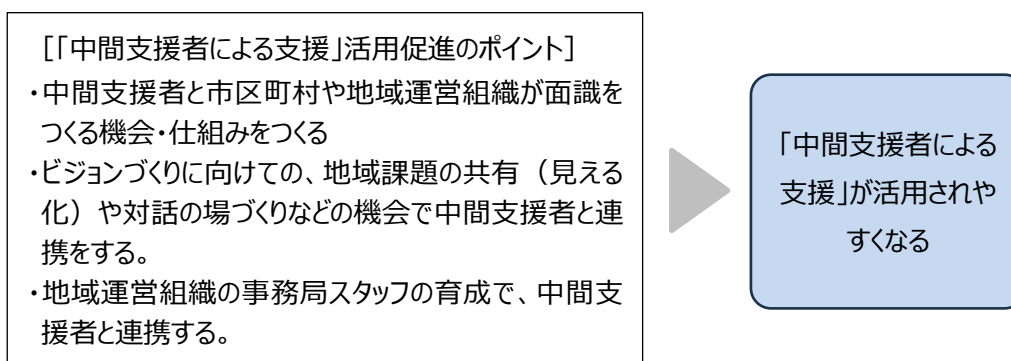
- ・ 中間支援者による支援の今後の活用意向は、都道府県が 70.2%、市区町村が 28.7%（RMO がある市区町村に占める割合）、地域運営組織が 35.2%となっている。
- ・ 活用したいことの上位は次のとおりとなっている。

都道府県 (求める支援)	市区町村 (求める支援)	地域運営組織 (特に効果的)
<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題や課題解決に取り組むことに関心を持ち、行動する人材の育成 ・地域課題の共有・見える化の支援 ・地域課題やまちづくりの方向性を多様な主体が共有する「対話」の場づくり ・RMO の設立支援 ・RMO の事務局の体制づくりや事務局スタッフの育成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題やまちづくりの方向性を多様な主体が共有する「対話」の場づくり ・地域課題の共有・見える化の支援 ・地域課題や課題解決に取り組むことに関心を持ち、行動する人材の育成 ・地域課題の解決に向けた多様な主体が参加したプロジェクト・イベント等の企画・実行の支援 ・地域づくりに関わる住民や行政職員等からの相談対応や情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の地域運営組織の事業・イベントの企画・実施の支援 ・活動エリアのまちづくりビジョン等の策定支援 ・組織事務（労務管理、会計、広報等）に対する支援 ・活動エリアの住民に対する研修 ・個別の地域運営組織のスタッフの人材育成

- ・ 中間支援者において支援実績があることは、次のとおりとなっている。

中間支援者（支援実績があること）
<ul style="list-style-type: none"> ・個別の地域運営組織の事業・イベントの企画・実施の支援 ・活動エリアの住民に対する研修 ・活動エリアのまちづくりビジョン等の策定支援 ・個別地域における地域運営組織の設立支援 ・個別の地域運営組織のスタッフの人材育成

- ・ 「中間支援者による支援」の活用促進のためには、次のことがポイントとなる。



5. 令和 7 年度調査の知見のまとめ

- ・ 冒頭に整理した論点のそれぞれについて、令和 7 年度調査の実例調査、実態把握調査の知見は以下のように整理できる。

5-1. 都道府県による地域運営組織に対する支援

(1) 地域運営組織への支援のきっかけの創出

- ・ 実例調査からは、今年度調査対象とした府県は、いずれも地域課題を解決するための主体として地域運営組織に着目し、取組が進められていた。
- ・ 特に愛媛県、秋田県、福島県では中山間地域における集落対策を起点に地域運営組織支援に取り組んでいた点に特徴があり、高齢化・小規模化が進む地域では、従来の集落や自治会では地域を維持できないことをきっかけとしていた。これらの地域では、集落をはじめとする地縁組織や地域の活動の状況を、県が定点的に把握していたことが、従来の集落対策からの政策の変更または追加の意思決定に繋がった。
 - 広域自治体がきめ細かく地域の状況を把握するうえでは、振興局等が地域との関わりの中で現状把握を行うことが有効であることが確認された。加えて、市区町村との密な連携を行うことが有効であった。全庁的な推進体制を構築し継続性のある取組を実施するうえで、総合計画や総合戦略に位置付けることの有効性も確認された。
 - 実態把握調査からは、都道府県が「多様な主体による地域課題解決の促進に対するビジョン等を作成している」ことと都道府県が地域運営組織に対する支援を行っていることとの間に相関があることも示唆されている。
 - RMO の育成・支援を政策上に位置付ける、ビジョン等を策定する、RMO の形成・設立を支援している、財政的支援・非財政的支援をしている、中間支援者との連携をしているといった取組をしている市区町村に立地している RMO では、「柔軟な最適化」をしている割合が高い。

(2) 市区町村を通じた地域運営組織支援(間接支援)

① 現状

- ・ 実例調査からは、愛媛県、秋田県、福島県では、独自の支援メニューのなかで、必要に応じて直接的な支援を行いながらも、広域自治体として市町村を通じた間接支援を中心とする姿勢で地域運営組織支援に取り組まれていた。また、京都府では振興局を中心とした NPO 等の地域で活動する団体に対する直接的な支援を中心に取り組まれており、地域運営組織は支援対象の一属性としての位置づけとなっていた。
- ・ 実態把握調査からも都道府県と市区町村の関係性について、「市区町村が進め

る取り組みを都道府県が支援する関係」が 29.8%となるなど（「市区町村とは連携せず都道府県として独自に支援を行う関係」は 4.3%）、広域自治体として間接支援を中心に取り組む姿勢は定着しつつある。

- ・ 市町村への財政的支援に取り組む都道府県は 31.9%であったが、一方で、現在、財政的支援を行っていないとする回答は 4 割以上となった。
- ・ 非財政的支援としては研修の開催、事例情報の提供等の割合が大きい。広域自治体ならではの支援策として、市町村職員の人材育成や支援人材からの相談対応、交流会の開催等に取り組まれている。

② 課題等

- ・ 都道府県が間接支援に取り組むうえで、具体的な支援対象は市区町村となる。
- ・ 実例調査からは、地域運営組織支援に対する市町村の関わりは各府県で温度差が大きく、県が実施する支援施策の受け手が事実上、特定の市町村に固定化する例もみられた。また、形成後の地域運営組織が十分機能していないとする課題認識も聞かれるなど、市町村及び地域において地域運営組織を形成することの意義等の理解が進んでいないことがうかがえる。
- ・ 実態把握調査からも、地域運営組織の設立数及び設立されている市区町村数の伸びは横ばいの傾向がみられた。地域運営組織の意義についての理解がなかなか広まらない様子が明らかになった。
- ・ 実態把握調査からは、都道府県と市区町村の地域運営組織担当課との連携状況として「都道府県と市区町村の双方が、互いに連絡（相談・情報共有）を取り合っている」が 63.2%となっている。実例調査からは、都道府県が市区町村を訪問する頻度や距離感にも差が大きいことが分かった。

(3) 都道府県による直接的な地域運営組織支援(直接支援)

① 現状

- ・ 今年度の調査を通じて、多くの都道府県では地域運営組織への直接的な支援を行っていることが確認された。実態把握調査からは「地域運営組織に対する直接支援を行っている」は 60.5%となっている。実例調査の対象団体も、間接支援と併せた直接支援を実施しており、地域運営組織の支援の実働を振興局などの出先機関が担う場合や、中間支援者との連携の中で支援を行う場合がある。
- ・ 都道府県と中間支援者や振興局との連携状況は主に以下のとおりである。振興局などの出先機関との連携が必ずしも進んでいない、またはそもそも出先機関の担当業務に地域運営組織支援が含まれていない例が多いことがうかがえる。
 - RMO 支援は出先機関の担当業務であり、よく連携している：7 都道府県
 - RMO 支援のために協力を求めたことがある中間支援者が都道府県内にい

る：55.3%

- ・ 地域運営組織への財政的支援に取り組む都道府県は 34.9%であった。一方で、必ずしも全ての都道府県が財政的支援に取り組んでいないのは前述のとおりである。
- ・ 都道府県による今後の中間支援者との連携に対する意向は約 7 割となっており、現状（約 5 割）と比較した連携ニーズの大きさが確認された。
 - 中間支援者に期待する内容としては、地域運営組織の設立支援、対話の場づくり、地域課題の共有・見える化、地域人材の育成等を中心とする。

② 課題等

- ・ 都道府県が直接支援を行う場合、中間支援者が実働を担う場合があるが、中間支援者の所在や活動地域は遍在しており（後述）、育成や連携は課題である。国に対しては「アドバイザーの紹介・派遣」「ノウハウ・ツール提供」「支援者の交流の場づくり」を求める都道府県がみられた。
- ・ 都道府県が地域の実情を把握するには出先機関としての振興局との協働や市区町村との連携が必要となる。振興局の有無や地域運営組織支援への関与は地域差が大きいことが実態把握調査、事例調査の双方から確認されており、振興局等がないまたは関与が小さい場合は地域へのリーチに課題がある。

5-2. 中間支援者による地域運営組織・自治体に対する支援・連携

(1) 中間支援者の属性や活動内容

- ・ 地域運営組織の支援の中核を担う人材の属性として業務経歴をみると、NPO・市民活動団体等での活動の実践経験や中間支援の経験を有する方が多く（6～7割）、自治会・町内会での活動の実践経験がある方が次いでいる。
- ・ 実態把握調査からは、中間支援者の所在は県単位でばらつきがみられた。調査結果では、比較的人口規模の大きい都道府県を除くと秋田県、島根県、大分県で 5 団体以上の中間支援者が確認された一方で、18 府県では所在が確認された中間支援者数が 1 団体以下となっていた。また、地域単位の活動エリアにもばらつきがみられ、北海道及び四国は比較的少ない結果となった。
- ・ 組織体制についても、中間支援を担う支援スタッフ数が 3 人以下の中間支援者が約 4 割であり、多くの中間支援者が少人数で支援を実施している様子が見える。
- ・ 中間支援者の実績・ノウハウについては、個別の地域運営組織に対する事業の企画・実施の支援、住民に対する研修、まちづくりビジョン等の策定支援への支援実績を有する中間支援者が多いことが確認された。
- ・ 社員やスタッフの育成には約 9 割が取り組まれている。職場における育成・指導（OJT）が約 5 割となっているほか、実務者ネットワーク等による研修や交

流会、行政が開催する外部研修はそれぞれ約 5 割が活用しており、中間支援者が人材育成に取り組む上での外部リソースの重要性が確認された。

(2) 地域運営組織や自治体(都道府県、市区町村)と中間支援者の連携

① 現状

- ・ 都道府県については、都道府県と中間支援者との連携実績は約半数となった。また、RMO の形成を支援している市区町村の約 4 割が中間支援者との連携意向がある地域運営組織については、中間支援者による支援の活用意向があるのは 3 割であり、活用意向がない団体が 7 割となっている。
- ・ 市区町村は、中間支援者には「対話の場づくり」を求めている。また「柔軟な最適化」「自治体制度の再構築」の支援ニーズが増えている。また、地域運営組織支援に対する都道府県の取組意向や、中間支援者との連携意向が高まっている。
- ・ 「柔軟な最適化」をしている地域運営組織では、「デジタル技術の活用」や「人材確保」に取り組む割合が高く、中間支援者による支援を活用している割合が高い。
- ・ コミュニティ担当職員が、地域運営組織支援の役割をもって、地域と双方向でコミュニケーションをとっている地域において、担当職員制度がうまく機能している。
- ・ 中間支援者の地域運営組織への支援実績は、個別の事業・イベントの企画実施支援が多いが、市区町村からの受援ニーズの大きい「地域住民に対する研修や地域のまちづくりビジョンの策定」にも多くの中間支援者が取り組まれている。

② 課題等

- ・ 都道府県と中間支援者との連携は一定進んでいるが、市区町村及び地域運営組織の受援ニーズは顕在化しているとは言い難い。
- ・ 中間支援者の有する実績と、市区町村及び地域運営組織のニーズには重なりも多い。中間支援者のノウハウや活用方法が市区町村や地域運営組織に十分伝わっていないことは課題といえる。

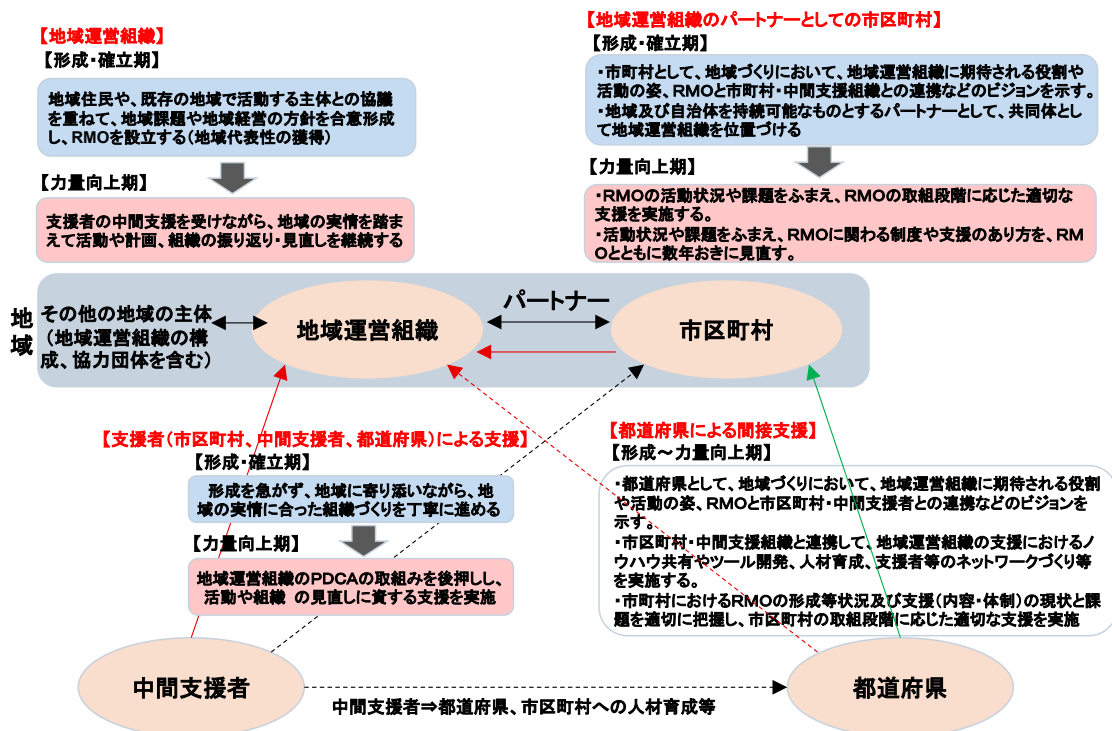
6. 今後の都道府県による支援の促進に向けて

- 令和 7 年度調査では、事例調査及び実態把握調査を通じて、地域運営組織に対する都道府県の支援方法を整理した。その結果、多くの都道府県で地域運営組織に対する支援が進められている状況を把握した。一方で、支援に取り組んでいる県であっても、効果的な進め方に悩んだり試行錯誤のなかで施策に取り組まれている様子も明らかになった。
- 都道府県による支援の促進に向けて、地域運営組織の形成及び持続的な運営を進めるうえでの全体像や都道府県の期待役割を示す。併せて都道府県による支援のポイントを整理する。

6-1. 地域運営組織の形成及び持続的な運営の促進の全体像や期待役割

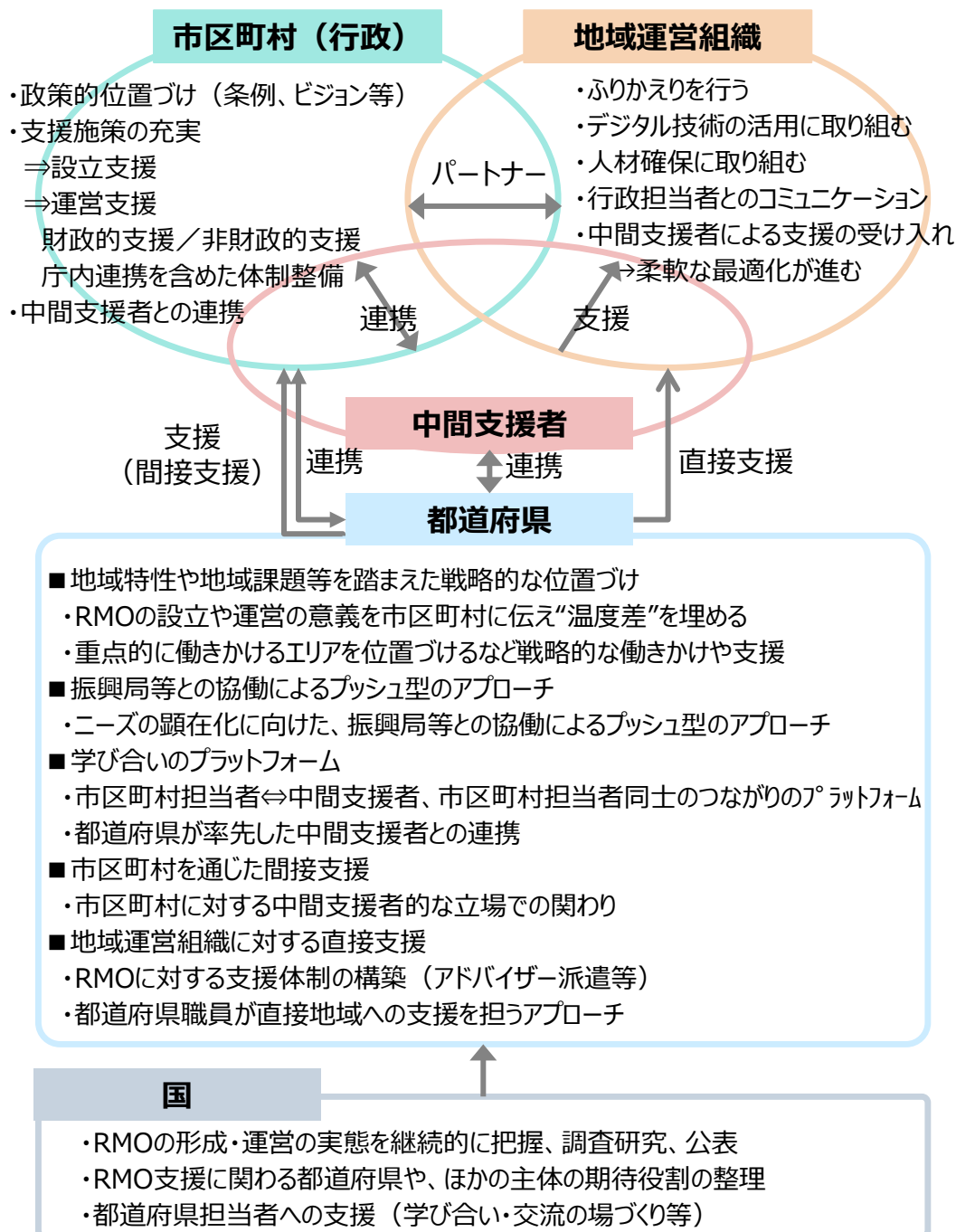
- 令和 5 年度調査では、地域運営組織の“柔軟な最適化”の観点から、都道府県・市区町村・中間支援者・地域運営組織の関係性と役割を整理した（下図）。
- 令和 7 年度調査の知見として、都道府県が“現場感覚”の中で市区町村をサポートすることの有効性と、県に対する国からの支援の必要性が明らかになった。調査の知見を踏まえた、各主体の関係性、期待役割のイメージを以下に示す。

図表 191 「柔軟な最適化」の実現に向けた主体別、段階別の取組や連携のポイント
(令和 5 年度調査による)



出典：令和 5 年度報告書

図表 192 各主体の関係性、役割



6-2. 都道府県による支援のポイント

(1) 地域特性や地域課題等を踏まえた戦略的な位置づけ

- ・ 地域運営組織の意義に対する理解や形成に向けた取組状況は市区町村や地域により差が大きい。地域運営組織の設立や運営の意義を市区町村に対して伝えることは、多くの都道府県にとって継続的な課題であることが今年度の調査で確認された。地域運営組織の設立市町村の伸びが横ばいに近い推移を示しているなか、地域運営組織に対する市町村の理解の”温度差“を埋めていくことは、都道府県にとって重要な役割といえる。
- ・ ただし、過年度調査でも整理したとおり、地域特性や地域課題、地域で活動する既存の団体との関係性によっても、持続可能な地域づくりに向けた地域運営組織の必要性や果たす具体的な期待役割は異なる。
- ・ 都道府県が主導して、県内の全ての地域で一律・同様に形成や運営の促進を図ることは市区町村や地域からの納得感を得づらい可能性もある。地域特性や地域課題、既存の設立の状況等を踏まえて重点的に形成を働き掛けるエリアをビジョン等に位置づけるなど、戦略的な働きかけや支援を進めることが望ましい。

(2) 振興局等との協働によるプッシュ型のアプローチ

- ・ 令和 6 年度調査では、設立後の地域運営組織が質的に向上し「柔軟な最適化」を実現するうえで、中間支援者など外部からの支援を受けることの重要性を整理した。
- ・ 一方で、今年度実施した実態把握調査においては、市区町村及び地域運営組織の双方からの、受援ニーズは顕在化していない傾向が示された。加えて、実例調査からは地域運営組織の未設立地域での受援ニーズが低調であり、支援を希望する自治体だけに施策の対象が固定化する場合があることが示された。
- ・ NPO 等に対する一般的な活動支援と異なり、地域運営組織に対しては顕在的な受援ニーズへの支援に留まらない、潜在的なニーズを顕在化しながら支援を行う必要がある。都道府県には、振興局等と協働しながらプッシュ型のアプローチによるニーズの掘り起こしの姿勢が求められる。

(3) 学び合いのプラットフォーム

- ・ 過年度調査では、広域自治体としての立場で都道府県が実施する支援や事業について、地域運営組織の学び合いの場づくりなどに親和性があるとして例示された。
- ・ 今年度実施した実例調査でも、都道府県が中間支援者などと連携して、多様な主体（中間支援者、地域運営組織）が関わりあうプラットフォーム事業の実施例がみられた。また、実態把握調査では、中間支援者との連携を進めるための

ポイントとして、中間支援者と市区町村や地域運営組織が面識をつくる機会・仕組みをつくることを挙げた。市区町村と中間支援者が知り合う機会の創出と併せて、市町村同士がつながり学び合う機会も有効に働くと考えられる。都道府県には、このような学び合いのプラットフォームを主導的に構築することで、参加者同士のつながりや新たな動きの創出を促進することが期待される。

- ・ また、市区町村や市域運営組織に比べて、都道府県と中間支援者の連携は相対的に進んでいる実態がある。市区町村や地域運営組織の多くが中間支援者との具体的な連携イメージを持っていない中で、都道府県が率先して中間支援者と連携しつながりを作ることで、市区町村や地域運営組織と中間支援者の連携の促進が期待できる。

(4) 間接支援と併せた直接支援

- ・ 都道府県は広域自治体として、市区町村を通じた間接支援を行う役割を担う。加えて今年度の調査からは、地域運営組織に対する直接支援も都道府県の重要な期待役割として位置づけることができる。

① 市区町村を通じた間接支援

- ・ 都道府県には、市区町村に対する中間支援者的な立場での関わりが求められる。地域運営組織の設立・運営に対する意義の理解を高め、寄り添って悩み事に取り組むことのできる対話・情報活用スキルを有することが求められる。

② 地域運営組織に対する直接支援

- ・ 全ての市区町村が同程度に地域運営組織の設立・運営の支援に取り組んでいるわけではないという現状においては、地域運営組織の設立や運営段階の質的向上に関心を有する地域があっても適切な支援を受けられないことも想定される。そうした場合に、広域自治体である都道府県が地域運営組織を直接的に支援できる体制を構築することが有効に働く。
- ・ 上記は、支援対象の観点からみた「直接支援」のあり方であるが、市町村の人的リソースが不足する場合などには、さらに踏み込んで都道府県の職員が直接地域に入り支援を行うことも考えられる。高知県では、県庁の職員が地域支援企画員として地域に対する支援を担っている。市町村との連携を密にし、プロセスを共有しながら地域への支援を行っている観点からも好事例といえよう。
- ・ 都道府県が、直接支援の活動のフィールドを担うことは、国の制度や交付金の情報などをスピーディに現場に伝えるうえで有効であるとともに、“現場感覚”を維持することで都道府県施策を更なる説得力のあるものにすることも期待できる。